

平成23年（判）第8号ないし第52号

審 決

被審人 別紙1（被審人目録）のとおり

代理人 別紙2（代理人目録）のとおり

公正取引委員会は、上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令審判事件及び課徴金納付命令審判事件について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則（平成27年公正取引委員会規則第2号）による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第8号）（以下「規則」という。）第73条の規定により審判官酒井紀子から提出された事件記録，規則第75条の規定により被審人らから提出された異議の申立書並びに独占禁止法第63条及び規則第77条の規定により被審人らから聴取した陳述に基づいて，同審判官から提出された別紙3審決案を調査し，次のとおり審決する。

主 文

被審人らの各審判請求をいずれも棄却する。

理 由

- 1 当委員会の認定した事実，証拠，判断及び法令の適用は，別紙3審決案別紙5（同審決案97頁）の4行目ないし6行目の「山梨県から土木一式工事について」をそれぞれ削除するほかは，いずれも同審決案の理由第1ないし第7と同一であるから，これらを引用する。
- 2 よって，被審人らに対し，独占禁止法第66条第2項及び規則第78条第1項の規定により，主文のとおり審決する。

平成 2 9 年 6 月 1 5 日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委 員 幕 田 英 雄

委 員 山 本 和 史

委 員 三 村 晶 子

委 員 青 木 玲 子

被審人目録

番号	被審人	本店の所在地	代表者 (代表取締役)
1	植野興業株式会社	山梨県甲州市塩山上於曾 1 8 9 6 番地	植野 正人
2	昭和建設株式会社	山梨県甲州市塩山熊野 8 0 番地 1	浅野 正一
3	株式会社高野建設	山梨県甲州市勝沼町勝沼 2 8 9 3 番地	高野 敬司
4	天川工業株式会社	山梨県甲州市塩山熊野 1 4 1 4 番地 1	天川 住夫
5	岩波建設株式会社	山梨県甲州市塩山上栗生野 1 0 7 6 番地	岩波 太生
6	株式会社廣川工業所	山梨県甲州市塩山上萩原 1 4 2 番地	廣川 哲也
7	株式会社内田組	山梨県山梨市東 4 0 7 番地	内田 光司
8	峡東建設株式会社	山梨県甲州市塩山熊野 1 4 3 番地	岩波 廣志
9	株式会社タナベエンジニアリング	山梨県甲州市塩山竹森 3 0 2 0 番地	田邊 弘
1 0	株式会社甲斐建設	山梨県山梨市牧丘町窪平 1 9 番地	渡辺 博仁
1 1	株式会社渡辺建設	山梨県山梨市牧丘町城古寺 3 5 8 番地	渡辺 泰明
1 2	株式会社天川組	山梨県甲州市塩山千野 5 5 9 番地	天川 貴
1 3	甲信建設株式会社	山梨県甲州市勝沼町菱山 1 0 6 3 番地	三森 一
1 4	野澤工業株式会社	山梨県甲州市大和町初鹿野 1 9 5 3 番地の 1	野沢 孝之
1 5	三森建設株式会社	山梨県甲州市勝沼町菱山 3 6 8 7 番地	齊藤 潤一
1 6	株式会社大和工務店	山梨県甲州市塩山赤尾 4 5 1 番地 1	神戸 和男
1 7	山梨建設株式会社	山梨県山梨市上神内川 1 1 2 6 番地 1	辻 真由美
1 8	株式会社飯島工事	山梨県甲州市塩山藤木 1 9 7 1 番地	飯島 明生
1 9	株式会社広瀬土木	山梨県山梨市三富下萩原 3 8 7 番地	廣瀬 一哉
2 0	株式会社藤プラント建設	山梨県山梨市三ヶ所 3 0 9 番地 1	藤原 栄一
2 1	株式会社佐藤建設工業	山梨県山梨市小原西 1 2 7 4 番地	佐藤 正明
2 2	有限会社山梨技建	山梨県山梨市下井尻 4 8 0 番地	芳賀 恒雄
2 3	奥山建設株式会社	山梨県山梨市万力 1 1 4 7 番地	奥山 知孝

代理人目録

番号	被審人	代理人
1	植野興業株式会社 昭和建设株式会社 株式会社高野建設 峡東建設株式会社 甲信建設株式会社 野澤工業株式会社 株式会社大和工務店 山梨建設株式会社	弁護士 渡 邊 新 矢 同 坂 井 雄 介 同 宇佐美 善 哉 代理人宇佐美善哉復代理人 弁護士 志 賀 厚 介 代理人坂井雄介復代理人 弁護士 苧 坂 昌 宏
2	天川工業株式会社 岩波建設株式会社 株式会社内田組 株式会社タナベエンジニアリング 株式会社甲斐建設 株式会社渡辺建設 株式会社広瀬土木 株式会社佐藤建設工業 有限会社山梨技建 奥山建設株式会社	弁護士 中 村 信 雄 同 押久保 公 人 代理人中村信雄及び代理人押久保公人 復代理人 弁護士 其 田 尚 也
3	株式会社廣川工業所	弁護士 小 林 覚
4	株式会社天川組	弁護士 鳥 飼 重 和 同 本 田 聡 同 高 橋 美 和
5	三森建設株式会社	弁護士 柄 澤 昌 樹
6	株式会社飯島工事 株式会社藤プラント建設	弁護士 金 子 晃 同 梅 津 有 紀 同 福 田 恵 太 同 島 津 守 同 栗 田 祐太郎

平成 23 年（判）第 8 号ないし第 52 号

審 決 案

被審人 別紙 1（被審人目録）のとおり

代理人 別紙 2（代理人目録）のとおり

上記被審人らに対する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 100 号）附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下「独占禁止法」という。）に基づく排除措置命令審判事件及び課徴金納付命令審判事件について、公正取引委員会から独占禁止法第 56 条第 1 項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う公正取引委員会関係規則の整備に関する規則（平成 27 年公正取引委員会規則第 2 号）による廃止前の公正取引委員会の審判に関する規則（平成 17 年公正取引委員会規則第 8 号）（以下「規則」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき担当審判官に指定された本職らは、審判の結果、次のとおり審決することが適当であると考え、規則第 73 条及び第 74 条の規定に基づいて本審決案を作成する。

主 文

被審人らの各審判請求をいずれも棄却する。

理 由

第 1 審判請求の趣旨

別紙 3（審判請求の趣旨目録）のとおり

第 2 事案の概要（当事者間に争いのない事実又は公知の事実）

1 排除措置命令（平成 23 年（判）第 8 号ないし第 29 号審判事件）

公正取引委員会は、別紙 1 記載の被審人ら 23 社（以下「23 社」といい、23 社及びその代表者の名称については、別紙 1 の「被審人の略称」欄及び「被審人代表者の略称」欄記載の略称をそれぞれ用いる。また、代理人が共通する被審人らの名称については、別紙 2 の「被審人らの略称」欄記載の略

称を用いる。)が、遅くとも平成18年4月1日以降平成22年3月23日まで(以下「本件対象期間」という。),別紙4記載の事業者7社(各社の名称については、別紙4の「事業者の略称」欄記載の略称を用いる。また、以下、当該7社と23社を併せて「30社」という。)と共同して、別紙5記載の工事(以下「塩山地区特定土木一式工事」という。)について、受注すべき者又は特定建設工事共同企業体(以下まとめて「受注予定者」という。)を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、塩山地区特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条に違反するものであり、かつ、特に排除措置を命ずる必要があるとして、平成23年4月15日、23社のうち被審人渡辺建設を除く22社(以下「22社」という。)に対し、排除措置を命じた(平成23年(措)第1号。以下「本件排除措置命令」といい、同命令において認定された違反行為を「本件違反行為」という。))。

本件排除措置命令の命令書(以下「本件排除措置命令書」という。)の謄本は、別紙6の「送達日」欄記載の日に、22社に対し、それぞれ送達された。

22社は、別紙6の「審判請求日」欄記載の日に、それぞれ本件排除措置命令の全部の取消しを求める審判請求をした。

2 課徴金納付命令(平成23年(判)第30号ないし第52号審判事件)

公正取引委員会は、本件違反行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条に違反するものであり、かつ、同法第7条の2第1項第1号に規定する役務の対価に係るものであるとして、平成23年4月15日、23社に対し、別紙7の「課徴金額」欄記載の課徴金の納付をそれぞれ命じた(平成23年(納)第21号ないし第43号。以下、23社に対する各課徴金納付命令を併せて「本件各課徴金納付命令」といい、本件排除措置命令と併せて「本件各命令」という。))。

本件各課徴金納付命令の命令書(以下「本件各課徴金納付命令書」といい、本件排除措置命令書と併せて「本件各命令書」という。)の謄本は、別紙7の「送達日」欄記載の日に、23社に対し、それぞれ送達された。

23社は、別紙7の「審判請求日」欄記載の日に、それぞれ本件各課徴金納付命令の全部の取消しを求める審判請求をした。

第3 前提となる事実（各項末尾に括弧書きで証拠を掲記した事実は当該証拠から認定される事実であり，その余の事実は当事者間に争いのない事実又は公知の事実である。なお，証拠の表記については，「第」及び「号証」を略し，単に「査○」，「審○」と記載する。）

1 30社の概要

30社は，いずれも山梨県山梨市又は甲州市（以下，両市の区域を併せて「塩山地区」という。）に本店を置く建設業者である。

なお，被審人峡東建設は，平成18年12月14日，商号を有限会社峡東建設から現商号に変更したものであり，被審人タナベエンジニアリングは，平成20年1月1日，商号を田辺建設株式会社から現商号に変更したものである。（査2，査3）

2 塩山地区特定土木一式工事の概要

(1) 発注業務の担当部署

山梨県では，同県が発注する土木一式工事について，本庁又は出先機関の各部署が，それぞれの所掌する事務に応じて発注業務を担当している。

本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事については，山梨県県土整備部（平成20年3月31日以前は土木部。以下同じ。）道路整備課，同部道路管理課，同部峡東建設事務所，同部広瀬・琴川ダム管理事務所（平成20年3月31日以前は広瀬・琴川ダム事務所。以下同じ。），同県農政部峡東農務事務所（以下「峡東農務事務所」という。），同県森林環境部峡東林務環境事務所（以下「峡東林務環境事務所」という。）等が発注業務を担当していた。

（査17ないし査19）

(2) 入札参加資格者の等級区分及び名簿登載

山梨県は，本件対象期間において，同県が発注する土木一式工事の指名競争入札又は一般競争入札への参加を希望する事業者に対し，これらの入札に参加するために必要な資格の審査を行った上で，当該入札への参加資格を有すると認定した事業者を工事施工能力の審査結果に基づきA，B，C又はDのいずれかの等級に格付して（以下，A等級に格付されている事業者を「A等級業者」，B等級に格付されている事業者を「B等級業者」，C等級に格付されている事業者を「C等級業者」という。），入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載していた。（査21，

査 2 2)

また、山梨県は、土木一式工事を予定価格に応じて区分し、個々の工事の発注に際しては、有資格者名簿に登載されている者のうち当該区分に対応した等級に格付されている事業者が入札参加資格を有する者とされていた。土木一式工事のうち予定価格がおおむね 3 億円以上の工事については、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）の施工対象工事とされ、A 等級業者で構成される JV（A 等級業者で構成することが難しい場合であって特に必要があると認められるときは、A 等級業者及び B 等級業者で構成される JV）が入札参加資格を有する者とされていた。（査 2 1，査 2 3，査 2 4）

30 社は、本件対象期間（別紙 8 記載の事業者については、同表の「期間」欄記載の各期間）において、A 等級業者又は B 等級業者に格付されていた。（査 1）

(3) 工事の発注方法

山梨県は、本件対象期間における塩山地区特定土木一式工事について、指名競争入札又は一般競争入札の方法により発注していた。一般競争入札には、価格により落札者を決定する通常の一般競争入札と、価格に加え評価項目ごとの評価点を考慮する総合評価落札方式による一般競争入札があった。入札の執行はインターネット上のウェブサイトである山梨県公共事業ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行っていた。（査 1 8，査 2 3）

本件対象期間における塩山地区特定土木一式工事の具体的な発注方法は、以下のとおりである。

ア 指名競争入札

(7) 入札参加者

山梨県は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの間、予定価格が 1 億円未満の塩山地区特定土木一式工事の一部について、指名競争入札の方法により発注し、そのほとんど全てにおいて、塩山地区に本店を置く A 等級業者又は B 等級業者の中から当該入札の参加者を指名していた。（査 1 8，査 2 1，査 2 5）

(i) 入札の実施方法

山梨県は、指名競争入札の方法により発注する場合、有資格者名簿において当該入札の予定価格の区分に対応する等級に格付されている事業者の中から原則として6社ないし10社を指名業者として選定し、当該業者に対し、入札書提出締切日の約15日前までに、入札開始日時、入札書提出締切日時、開札予定日時等を記載した指名通知書を送付することにより指名していた。

指名を受けた業者は、当該入札の入札書提出締切日時までに、電子入札システムにより、所定の様式に自社の入札金額を入力するとともに当該工事の本工事費内訳書を添付して送信することとされていた。

(査21, 査26, 査27)

イ 一般競争入札

(7) 入札参加者

山梨県は、本件対象期間における塩山地区特定土木一式工事について、指名競争入札の方法によらない場合は一般競争入札の方法により発注し、その大部分において、塩山地区又は山梨県笛吹市（平成18年7月31日までの間は笛吹市又は東八代郡芦川村。以下同じ。）の区域（以下、笛吹市の区域を「石和地区」といい、塩山地区と石和地区を併せて「峡東地域」という。）に本店を置くA等級業者又はB等級業者であることを入札参加の条件として、公告により入札参加希望者を募り、入札への参加を申請した事業者（JVを含む。）を当該入札の参加者としていた。

(査18, 査23ないし査25)

(4) 入札の実施方法

山梨県は、一般競争入札の方法により発注する場合、入札書提出締切日の約25日前までに、入札参加条件等を示した入札公告により入札参加希望者を募り、入札への参加を申請した事業者（JVを含む。）に対し、入札書提出締切日の約1週間前までに、入札開始日時、入札書提出締切日時、開札予定日時等を記載した「競争参加資格確認通知書」を送付していた。

入札参加者は、当該入札の入札書提出締切日時までに、電子入札システムにより、所定の様式に自社の入札金額を入力するとともに当該工事の本工事費内訳書を添付して送信することとされていた。

(査 27 ないし 査 29)

ウ 総合評価落札方式による一般競争入札

(7) 導入時期、種類、落札者の決定方法及び入札参加者

山梨県は、一般競争入札の方法により発注する塩山地区特定土木一式工事の一部について、平成 19 年頃から、総合評価落札方式を導入した。

総合評価落札方式には、「簡易型」（平成 19 年度導入）、「特別簡易型」（平成 20 年度導入）、「特別簡易型（Ⅰ）」及び「特別簡易型（Ⅱ）」（いずれも平成 21 年度導入。なお、「特別簡易型（Ⅰ）」は、平成 20 年度における「特別簡易型」に相当する。）等の種類がある。

総合評価落札方式では、以下のとおり、入札価格が予定価格の範囲内にある入札者について、あらかじめ定められた評価項目ごとの評価点を合計した後、各入札者の評価点の合計点数の比に応じて加算点（加算点の満点は、工事ごとに定める。）を算出し、それに標準点（100 点）を加えた数値を入札価格で除し、これに 1 億を乗じて得た評価値が最も高い者を落札者としていた。

評価値＝（標準点＋加算点）／入札価格×100,000,000
総合評価落札方式における入札参加者は、前記イ(7)と同じである。

(査 18, 査 30 ないし 査 33)

(4) 評価項目

評価項目は、「簡易型」では①企業の施工実績、②地域精通度、③地域貢献度、④配置予定技術者の能力及び⑤施工計画、「特別簡易型（Ⅱ）」では上記①ないし④、「特別簡易型」及び「特別簡易型（Ⅰ）」では上記①ないし③であり、いずれも、評価項目ごとに最高評価点が設定されていた。（査 30 ないし 査 33）

(7) 評価点の算出方法

評価点は、入札参加申請の際に申請者から併せて提出される施工計画書等の資料（以下「技術審査資料」という。）に基づき、発注業務を担当する部署（以下「発注担当部署」という。）において、以下のとおり、評価項目ごとに算出することとされていた。

前記(4)①の「企業の施工実績」については、都道府県又は国・公団

等の同種工事の施工実績の有無，山梨県発注の土木一式工事での工事成績評定点の平均点等，同②の「地域精通度」については，近隣地域での施工実績の有無等，同③の「地域貢献度」については，災害協定の締結の有無，土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績等，同④の「配置予定技術者の能力」については，１級土木施工管理技士等又は技術士であるかどうか，同種工事の施工実績等といった客観的なデータを基に，入札参加者が山梨県所定の様式で作成・記載した根拠資料を提出することにより点数化されることとされていた。

なお，配置予定技術者は，一定の資格を有することのほかに，対象工事に専任で配置することが必要とされていた。

前記(イ)⑤の「施工計画」については，入札参加者が客観的なデータを提出するものではなく，「工程管理に係わる技術的所見」，「品質管理に係わる技術的所見」等の５項目の中から選択された１ないし２項目について，入札参加者が提出する施工計画書の内容により，「１０点」（内容が適切であり，重要な項目が記載され，工夫が見られる），「５点」（内容が適切であり，工夫が見られる），「０点」（内容が適切である），又は「欠格」（未記入，又は不適切である）と評価されていた。

（査３０ないし査３３）

(イ) 評価項目等の公表

山梨県は，総合評価落札方式における評価項目，評価の方法，最高評価点及び評価値の算出方法について，「山梨県建設工事総合評価実施要領」（以下「総合評価実施要領」という。）に記載し，公表していた。（査３０ないし査３３）

(ロ) 入札の実施方法

山梨県は，総合評価落札方式による一般競争入札の方法により発注する場合，入札書提出締切日の約半月ないし１か月前までに，当該工事の入札方式，総合評価落札方式の種類など総合評価に関する事項，入札参加資格等を示した入札公告により入札参加希望者を募り，入札書提出締切日の約２日ないし７日前までに，入札への参加を申請した事業者に対し，入札開始日時，入札書提出締切日時，開札予定日時等を記載した「競争参加資格確認通知書」を送付していた。

入札参加者は、当該入札の入札書提出締切日時までに、電子入札システムにより、所定の様式に自社の入札金額を入力するとともに当該工事の本工事費内訳書を添付して送信することとされていた。

(査 2 7, 査 3 3, 査 3 4)

(4) 最低制限価格及び低入札価格調査の基準価格

ア 最低制限価格

山梨県は、塩山地区特定土木一式工事のうち、指名競争入札の方法により発注するもの及び総合評価落札方式以外の一般競争入札の方法により発注するものについて、最低制限価格を設定し、同価格を下回る価格の入札は失格としていた。(査 1 8)

イ 低入札価格調査の基準価格

山梨県は、塩山地区特定土木一式工事のうち総合評価落札方式による一般競争入札の方法により発注するものについて、低入札価格調査の対象とする基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）を設定していた。

山梨県は、入札の結果、評価値が最も高かった者の入札価格が低入札調査基準価格を下回った場合には、落札者の決定を保留した上で、当該入札額で契約の内容に適合した履行がされるか否かについて調査を行い、その結果、適合した履行がされると認めた場合は、当該入札者を落札者とし、適合した履行がされないおそれがあると認めた場合は、他の入札者のうち最も評価値の高い者を落札者としていた。

(査 1 8, 査 3 5)

(5) 入札情報の公表

ア 予定価格、最低制限価格及び低入札調査基準価格

山梨県は、塩山地区特定土木一式工事について、ごく一部の工事を除き、入札公告時又は指名通知時に予定価格を公表していたが、最低制限価格及び低入札調査基準価格は入札書提出締切日前には公表していなかった。(査 3 6)

イ 入札参加者

山梨県は、塩山地区特定土木一式工事について、入札書提出締切日前には入札参加者を公表せず、落札者決定後速やかに公表していた。(査 3 6)

ウ 入札結果

山梨県は、塩山地区特定土木一式工事の入札結果について、県民情報センター及びポータルサイトにおいて閲覧に供する方法により、落札者決定後速やかに公表していた。

また、山梨県は、総合評価落札方式による一般競争入札については、入札参加者の評価項目ごとの評価点を、評価調書の様式によりポータルサイトにおいて公表していた。

(査30ないし査32、査36、査170)

(6) 本件対象期間における塩山地区特定土木一式工事の発注及び受注状況

本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事は、別紙9のとおり316件であり（以下「316物件」という。また、個別の工事については、同別紙の「一連番号」欄記載の番号に従って「物件1」等と表記する。）、いずれも30社又は30社のいずれかで構成されるJVが受注した。

316物件の発注担当部署、公告日（又は指名通知日）、開札日、工事名、施工場所、発注方法、入札参加条件としての本店所在地、予定価格、予定価格の事前公表の有無、入札参加者、入札価格、入札率（予定価格に対する入札価格の割合）、落札者、落札率（予定価格に対する落札価格の割合）、並びに総合評価落札方式の種類、価格以外の評価結果及び評価値は、それぞれ別紙9の該当欄記載のとおりである。

316物件のうち、指名競争入札の方法により発注された工事は、そのほとんど全てにおいて、30社の中から入札参加者が指名されている。

また、316物件のうち、一般競争入札の方法により発注された工事は、そのほとんどにおいて30社のみが入札に参加しており、塩山地区以外に本店を置く事業者が入札に参加した工事は17件であった。

(査18、査297)

(7) 23社の売上額

本件各課徴金納付命令における本件違反行為の実行期間において各被審人が受注した塩山地区特定土木一式工事の売上額を私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和52年政令第317号。以下「独占禁止法施行令」という。）第6条第1項及び第2項の規定に基づき算定すると、各工事の対価の額は別紙10の1ないし23の各「4 対象

物件一覧」中の「課徴金算定の基礎となる売上額（円）」欄記載の金額となり、各被審人の売上額は上記各別紙の「2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計」記載の金額となる（なお、後記第5の4及び5のとおり、23社のうち、被審人植野興業、被審人高野建設、被審人廣川工業所、被審人峡東建設、被審人三森建設及び被審人渡辺建設については、実行期間及び売上額に争いがある。その余の被審人については、実行期間及び売上額に争いがない。）。（査18）

3 塩山地区における建設業協会等の概要

(1) 社団法人山梨県建設業協会塩山支部

ア 事務所等

社団法人山梨県建設業協会塩山支部（以下「塩山支部」という。）は、社団法人山梨県建設業協会（以下「山梨県建設業協会」という。）の支部であり、山梨県甲州市塩山熊野137番地に所在する同支部の会館（以下「塩山支部会館」という。）内に事務所を置いていた。

（査4ないし査6，査103，査104）

イ 会員及び事業

塩山支部の規約によれば、同支部は、塩山地区に本店又は営業所等を有する建設業者を会員とし、建設業に関する資料、情報及び統計の収集並びに頒布、官庁その他機関との連絡、交渉及び提携等の事業を行うものとされていた。

30社のうち被審人藤プラント建設及び被審人奥山建設を除く28社（以下「28社」という。）は遅くとも平成18年4月以降に、被審人藤プラント建設及び被審人奥山建設は平成19年6月頃以降に、それぞれ塩山支部の会員となっていた。

また、本件対象期間において、塩山支部の会員のうち、A等級業者又はB等級業者であって塩山地区特定土木一式工事の入札に参加していた事業者は、30社のみであった。

（査4ないし査7，査81）

ウ 役員

塩山支部では、支部長、副支部長、理事等の役員を置き、理事は会員の中から選任され、支部長及び副支部長は理事の互選によるものとされ、役員の任期は2年と定められていた（以下、塩山支部の支部長を「塩山

支部長」，同副支部長を「塩山副支部長」といい，両者を併せて「塩山支部の執行部」という。）。

平成１８年度の塩山支部長は被審人岩波建設の岩波社長，塩山副支部長は被審人廣川工業所の廣川社長及び被審人内田組の内田社長であった。また，平成１９年度ないし平成２１年度の塩山支部長は被審人廣川工業所の廣川社長，塩山副支部長は被審人タナベエンジニアリングの雨宮社長及び被審人植野興業の植野社長であり，平成２１年度に塩山副支部長に被審人大和工務店の神戸社長が加わった。

（査４ないし査６）

エ 職員

塩山支部は，事務員として樋口悦子（以下「樋口事務員」という。）を雇用しており，同事務員は塩山支部会館において勤務していた。

（査１０３，査１０４）

オ 塩山支部に対する過去の勧告審決

公正取引委員会は，平成６年５月１６日，塩山支部が遅くとも昭和６２年４月までに，山梨県が指名競争入札の方法により発注する土木部所管で塩山土木事務所の管轄区域を施工場所とする土木一式工事（共同施工方式により施行される工事を除く。）について，支部員の受注価格の低落を防止するため，支部員に，あらかじめ受注予定者を決定させ，受注予定者が受注できるようにさせていた行為が，当時の独占禁止法第８条第１項第１号の規定に違反するものであるとして，同支部に対し，勧告審決をした（平成６年（勧）第１４号。以下「塩山支部に対する平成６年の勧告審決」という。）。

２８社は，塩山支部に対する平成６年の勧告審決以前から塩山支部の会員であったところ，平成７年４月１４日，公正取引委員会から，同審決に伴い課徴金納付命令を受けた（平成７年（納）第２１８号ないし第２２３号，第２２５号ないし第２２８号，第２３０号，第２３２号ないし第２３４号，第２３７号，第２４１号，第２４３号ないし第２４５号，第２４９号ないし第２５１号，第２５５号ないし第２５７号，第２６１号，第２６２号及び第２６６号）。

（査３７，査３８）

(2) 社団法人山梨県土地改良協会峡東支部

ア 事務所等

社団法人山梨県土地改良協会峡東支部（以下「土地協会峡東支部」という。）は、社団法人山梨県土地改良協会の支部であり、山梨県笛吹市石和町広瀬 7 6 5 番地に所在する山梨県建設業協会石和支部会館内に事務所を置いていた。（査 8，査 9，査 1 0 4）

イ 会員及び事業

社団法人山梨県土地改良協会の定款及び土地協会峡東支部の規約によれば、同支部は、峡東農務事務所管内に本店を置く建設業者を会員とし、土地改良事業に関する資料、情報及び統計の収集並びに頒布、関係団体との連絡、交渉及び提携等の事業を行うものとされていた。

2 8 社は遅くとも平成 1 8 年 4 月以降に、被審人奥山建設は平成 2 0 年 5 月頃以降に、被審人藤プラント建設は平成 2 1 年 4 月頃以降に、それぞれ土地協会峡東支部の会員となっていた。

（査 7 ないし査 1 1，査 8 1）

ウ 役員

土地協会峡東支部では、支部長、副支部長及び理事等の役員を置き、理事は会員の中から選任され、支部長及び副支部長は理事の互選によるものとされ、役員の任期は 2 年と定められていた（以下、支部長及び副支部長のうち塩山地区に本店を置く事業者の役員又は従業員をまとめて「土地協会峡東支部の執行部」という。）。

平成 1 8 年度の支部長は被審人内田組の内田社長、副支部長は石和地区に本店を置く株式会社宮川工務所の宮川寅泰社長、同地区に本店を置く株式会社栗田工業の栗田紀男社長及び被審人岩波建設の岩波社長であった。また、平成 1 9 年度ないし平成 2 1 年度の支部長は石和地区に本店を置く矢崎興業株式会社の矢崎勝教社長、副支部長は塩山地区に本店を置く C 等級業者である藤原工業株式会社の藤原保社長（以下「藤原工業の藤原社長」という。）及び被審人天川工業の天川社長であった。

（査 8 ないし査 1 0）

(3) 塩山地区治山林道協会

ア 事務所等

塩山地区治山林道協会（以下「塩山治山協会」といい、塩山支部及び土地協会峡東支部と併せて「塩山支部等」という。）は、社団法人山梨

県治山林道協会の地区協会であり、塩山支部会館内に事務所を置いていた。（査１２ないし査１５，査１０３，査１０４）

イ 会員及び事業

社団法人山梨県治山林道協会の定款及び塩山治山協会の規約によれば、塩山治山協会は、峡東林務環境事務所管内に本店を置く建設業者を会員とし、治山事業並びに林道事業に関する資料、情報及び統計の収集頒布、官庁その他関係団体並びに機関との連絡交渉及び提携等の事業を行うものとされていた。

２８社は、遅くとも平成１８年４月以降に、塩山治山協会の会員となっていた。

（査１２ないし査１６）

ウ 役員

塩山治山協会では、会長、副会長、理事等の役員を置き、理事は会員の中から選任され、会長及び副会長は理事の互選によるものとされ、役員の任期は２年と定められていた（以下、会長及び副会長のうち塩山地区に本店を置く事業者の役員又は従業員をまとめて「塩山治山協会の執行部」といい、塩山支部の執行部及び土地協会峡東支部の執行部と併せて「塩山支部等の執行部」という。）。

平成１８年度の会長は被審人廣川工業所の廣川社長、副会長は被審人甲信建設の三森社長、被審人天川工業の天川社長及び石和地区に本店を置く初海工業株式会社（平成１９年２月１９日に商号を株式会社三興産業に変更した。）の初海一郎社長（ただし、任期途中で石和地区に本店を置く株式会社中村工務店の中村庄吾社長に交代した。）であった。また、平成１９年度ないし平成２１年度の会長は被審人甲信建設の三森社長、副会長は被審人野澤工業の野沢社長及び上記株式会社中村工務店の中村庄吾社長であった。

（査１２ないし査１４）

エ 職員

塩山治山協会は、事務員として手塚佐季子（以下「手塚事務員」といい、樋口事務員と併せて「塩山支部等の事務員」という。）を雇用しており、同事務員は塩山支部会館において勤務していた。（査１０４）

４ 公正取引委員会による立入検査

公正取引委員会は、平成２２年３月２４日、本件について独占禁止法第４条第１項第４号の規定に基づく立入検査（以下「本件立入検査」という。）を行った。

第４ 争点

- １ ３０社は、塩山地区特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、その者が受注できるように協力する旨合意していたか（争点１）
- ２ 上記１の合意は、独占禁止法第２条第６項にいう不当な取引制限に該当するか（争点２）
- ３ ２３社が受注した別紙１０の１ないし２３記載の各工事は、独占禁止法第７条の２第１項にいう「当該…役務」（以下「当該役務」という。）に該当するか（争点３）
- ４ 本件立入検査後に契約が締結された工事の対価は、本件違反行為の実行期間における売上額に含まれるか（争点４）
- ５ 受注者が工事を中止したことにより、本件違反行為の実行期間後に工事代金が出来高に減額された場合、減額後の金額が課徴金算定の基礎となるか（争点５）
- ６ 本件各命令の発出手続等は適法か（争点６）

第５ 争点に係る双方の主張

- １ 争点１（３０社は、塩山地区特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、その者が受注できるように協力する旨合意していたか）について

(1) 審査官の主張

ア 本件違反行為

- (7) ３０社は、遅くとも平成１８年４月１日以降（ただし、被審人三森建設については、後記(ウ)のとおり遅くとも平成１９年５月１５日以降。）、塩山地区特定土木一式工事について、受注価格の低落防止を図るため

a(a) 受注予定者を決定する

- (b) 受注すべき価格は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力する旨の合意（以下「本件合意」という。）の下に

- b(a) 当該工事の入札に参加しようとする者又はＪＶは、当該工事に係る他の入札参加者について塩山支部等から情報を得ることがで

きるよう、当該工事の入札に参加する旨を塩山支部等に連絡する

(b) 当該工事の受注を希望する者又はＪＶ（以下、まとめて「受注希望者」という。）は、その旨を塩山支部等に連絡する

(c) 受注希望者が１名のときは、その者を受注予定者とする

(d) 受注希望者が複数名のときは、当該工事の施工場所、過去に受注した工事との継続性、塩山支部等の支部長の助言等を勘案して、受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた（以下「本件受注調整」という。）。）。。

(4) 本件合意の対象に総合評価落札方式による一般競争入札の方法で発注される工事（以下「総合評価落札方式の工事」という。）も含まれること

総合評価落札方式のうち特別簡易型及び特別簡易型（Ⅰ）にあつては、「企業の施工実績」、「地域精通度」及び「地域貢献度」が評価項目であるところ、これらの項目は、公表されている総合評価実施要領に基づき客観的なデータが点数化されるものであるから、入札参加者において、自社の評価点を見込むことは十分可能な状況にあり、ポータルサイトで公表された過去の入札の評価調書を確認するなどして、他社の評価点を見込むことも可能な状況にあった。

特別簡易型（Ⅱ）にあつては、評価項目として、上記のほかに「配置予定技術者の能力」が加わるが、同項目も、総合評価実施要領に基づき客観的なデータが点数化されるものであるから、少なくとも、入札参加者において自社の「配置予定技術者の能力」の評価点を見込むことは十分可能な状況にあった。

簡易型にあつては、評価項目として、上記のほかに「施工計画」が加わる。「施工計画」の評価は、他の評価項目と異なり、客観的なデータが点数化されるものではなく、点数化が山梨県の裁量に委ねられるため、評価点を正確に予想することはできなかったが、少なくとも、入札参加者において、自社の作成した施工計画書の内容から自社の「施工計画」の評価点の高低をある程度見込むことは可能な状況にあった。

また、加算点及び評価値の算出方法は、公表されている総合評価実

施要領に定められていた。

このように、総合評価落札方式の工事でも、30社において、入札参加者の評価点がある程度予測することは可能であり、それを踏まえて受注調整を行うことも可能であった。

30社は、このような状況にある中で、互いの評価点を予想し、又は連絡し合い、受注予定者以外の者は、入札を辞退する、又は高い入札価格で入札する、簡易な内容の施工計画書を提出する、又は評価点の低い配置予定技術者を配置するなどして、総合評価落札方式の工事においても、あらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力し合っていた。

このように、30社は、総合評価落札方式の工事についても、その協力方法を工夫することにより、通常の一般競争入札の方法により発注される工事（以下「通常の一般競争入札の工事」という。）と同様に受注調整を行っていたものであり、総合評価落札方式の工事を通常の一般競争入札の工事と区分して受注調整をしていた様子もうかがえない。

したがって、総合評価落札方式の工事も本件合意の対象である。

(7) 被審人三森建設の中途参加

被審人三森建設は、遅くとも平成18年4月以降、塩山支部等に参加していたところ、平成18年度は、山梨県からC等級に格付されていたために塩山地区特定土木一式工事の入札に参加できなかったが、平成19年度からは、B等級に格付されたため、塩山地区特定土木一式工事の入札に参加する資格を得た。

そして、被審人三森建設は、平成19年4月19日に入札公告が行われた物件81において、他の入札参加者の協力を得て同物件を受注し、同日に入札公告が行われた物件84においても、受注予定者の要請を受けて受注予定者が受注できるように協力した。

このように、被審人三森建設は、上記2件の工事において、本件合意の内容に沿った受注調整を行っており、遅くとも両工事の入札日である平成19年5月15日までに、本件合意に参加した。

イ 本件合意の存在を裏付ける事実

本件合意が存在したことは、以下の(ア)ないし(キ)の事実からも裏付け

られる。

(7) 塩山支部等による入札参加情報の集約

30社は、塩山地区特定土木一式工事が指名競争入札の方法により発注された場合には、指名を受けた事業者が当該入札に指名された旨を、一般競争入札の方法により発注された場合には、当該入札に参加しようとする事業者が当該工事の入札に参加する旨を、それぞれ入札前に塩山支部等の執行部又は塩山支部等の事務員に連絡していた。

上記連絡を受けた塩山支部等では、山梨県の本庁の各課及び峡東建設事務所等の出先機関（峡東農務事務所及び峡東林務環境事務所を除く。）が発注担当部署となっている物件（以下「峡東建設事務所等発注物件」という。また、土木部道路整備課，同部道路管理課，同部峡東建設事務所，同部広瀬・琴川ダム事務所が発注担当部署となっている物件を「土木工事」という場合がある。）については塩山支部の樋口事務員が、峡東農務事務所が発注担当部署となっている物件（以下「峡東農務事務所発注物件」又は単に「農務工事」という。）及び峡東林務環境事務所が発注担当部署となっている物件（以下「峡東林務環境事務所発注物件」又は単に「林務工事」という。また、「林務工事」のうち、林道開設等に関する工事を「林道工事」，山崩れの防止等に関する工事を「治山工事」という場合がある。）については塩山治山協会の手塚事務員が、それぞれ、発注された工事ごとに入札参加者を取りまとめた一覧表（以下「入札参加者取りまとめ表」という。）を作成していた。

そして、30社は、入札参加者取りまとめ表を閲覧するなどして、あらかじめ当該工事の入札参加者を把握していた。

(4) 塩山支部の月例役員会における塩山支部長の提案

平成19年5月11日、塩山支部の月例役員会（以下「平成19年5月11日の役員会」という。）が山梨県笛吹市に所在する旅館「富士野屋夕亭」において開催され、当時の塩山支部長である被審人廣川工業所の廣川社長ら、30社のうち15社の代表者等が出席した。

その際、被審人廣川工業所の廣川社長は、他の出席者に対し、「公正取引委員会のこともあり、内部の話が外部に漏れては困るので、受注調整の話し合いの出席者は、今後、各社の社長、その兄弟又は息子

に限る」旨を提案した。

また、被審人廣川工業所の廣川社長は、同月 14 日に開催された塩山支部の会員が出席する月例総会においても、同様の提案をした。

(㊦) 塩山支部の月例役員会におけるルールの確認

平成 19 年 6 月 13 日、塩山支部の月例役員会（以下「平成 19 年 6 月 13 日の役員会」という。）が開催され、当時の塩山副支部長である被審人タナベエンジニアリングの雨宮社長、同理事である被審人天川工業の天川社長及び被審人山梨建設の辻社長等が出席した。

その際、出席者の間で、塩山地区特定土木一式工事の入札に参加しようとする場合には、入札公告が行われた日の翌日までに、当該工事の入札に参加する旨を塩山支部等の執行部又は塩山支部等の事務員に連絡することとし、当該工事の受注を希望する場合には、原則として、入札公告が行われた日から土日を除いて 3 日後の午前 10 時に、塩山支部会館に出向き、塩山支部等の執行部に対して当該工事の受注を希望する旨を伝えるというルールを確認した。

その後、上記ルールは、塩山支部の役員以外の会員にも伝えられ、30 社は、上記ルールを確認した。

(㊧) 受注調整が行われたことが証拠上明らかな工事等の存在

本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事のうち、別紙 9 の「83 物件」欄に「○」の付された 83 件（以下「83 物件」という。）については、受注調整が行われたことが証拠上明らかであり、別紙 9 の「36 物件」欄に「○」の付された 36 件（以下「36 物件」という。）については、入札参加者への協力要請や価格連絡など、受注調整に関わる行動を示す証拠が存在することから、いずれも、受注調整が行われたものと認められる。

なお、本件合意を立証するにおいて、後記(㊨)の 312 物件全てについて受注調整が行われたことを主張立証する必要はない。

(㊨) 塩山地区特定土木一式工事の落札率が高いこと

本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事である 316 物件のうち、入札参加者が 30 社のうちの 1 社又は 1JV のみであった物件 68、物件 162、物件 165 及び物件 252（これらを総称して、以下「4 物件」という。）を除く 312 件（以下「312

物件」という。)の平均落札率は、96.3パーセントである。これは、塩山地区特定土木一式工事において自由な競争が行われている状況下では考え難い、高い落札率である。

(h) 過去の独占禁止法違反行為への関与

28社は、前記第3の3(1)オのとおり、本件に類似する過去の違反行為に関与しており、30社の間に協調的な行動をとりやすい土壌が存在した。

(i) 30社がいずれも塩山支部の会員であること

28社は遅くとも平成18年4月以降、被審人藤プラント建設及び被審人奥山建設は平成19年6月頃以降、それぞれ塩山支部の会員となっており、普段から交流する機会があったことから、協調的な行動をとりやすい状況にあった。

(2) 被審人らの主張（以下、特に断りのない限り、23社の主張である。個別の被審人の主張については、「被審人〇〇の主張」と記載する。）

ア 本件違反行為について

(7) 本件合意の不存在

30社が本件合意をしていたこと及び本件合意の下に30社が本件受注調整を行っていたことについては、いずれも否認する。

なお、審査官が証拠として提出する23社の代表者の供述調書の中には、本件合意の存在及び本件受注調整を行っていたことを認めているものが存在するが、いずれも審査官の作文にすぎないものなどであり、その内容に信用性はない。

(i) 総合評価落札方式の工事において受注調整を行うことはできないこと

総合評価落札方式の工事において確実に受注調整を行うには、入札参加者、特に受注予定者が、他の入札参加者の評価点を把握し、入札価格だけでなく評価点の調整を行うことも必要となる。

しかし、総合評価落札方式、特に「施工計画」又は「配置予定技術者の能力」が評価項目に含まれている簡易型及び特別簡易型(Ⅱ)については、以下のとおり、評価点を把握すること及び評価点の調整を行うことが不可能又は極めて困難であるため、かかる工事を本件合意の対象とすることはあり得ない。

まず、「施工計画」は、その配点基準が不明確であり、仮に入札参加者間で施工計画書を見せ合ったところで、それぞれの評価点を把握したり調整したりすることは不可能である。

また、配置予定技術者は、法律上、一定の資格及び対象工事に専任で配置することが要求されており、その時々で、工事を担当していない技術者の中から選ばれるものであって、入札参加者が何らの制約なく自由に選べるわけではない。したがって、審査官が主張するように、意図的に経験の浅い技術者を配置することにより「配置予定技術者の能力」の評価点を調整し合うことは、極めて困難である。

さらに、総合評価落札方式は、平成19年度から導入された入札方式であり、審査官が「遅くとも本件合意を形成した」と主張する平成18年4月1日当時は、まだ存在しなかった。審査官は、平成18年4月1日当時存在しなかった総合評価落札方式の工事について、被審人らがどのようにして本件合意の対象に含めたか、総合評価落札方式においては入札参加者がどのような協力をする事としたのかについて、何も主張立証していない。

- (ウ) 被審人三森建設は本件合意に中途参加していないこと（被審人三森建設の主張）

被審人三森建設が遅くとも平成19年5月15日までに本件合意に中途参加したことについては、否認する。

仮に審査官の主張どおりであれば、被審人三森建設は平成19年4月1日から同年5月15日までの間に本件合意に中途参加したこととなるが、そのためには、この間に、同被審人が本件合意の存在を認識し、同合意に拘束される意思を有して同合意に中途参加したことが必要である。しかし、審査官は、かかる事実を主張立証していない。

- イ 本件合意の存在を裏付ける事実について

審査官が主張する本件合意の存在を裏付ける事実は、以下の(ア)ないし(キ)のとおり、そもそも存在しない、又は、仮に存在したとしても本件合意の存在を裏付けるものではない。

- (ア) 塩山支部等による入札参加情報の集約

30社が受注調整のために塩山支部等において入札参加者の情報を集約していたことについては、否認する。

なお、塩山支部等の役員の一部により、塩山支部等において入札参加者の情報が集約されていたことは、争わない。しかし、これは、発注者である山梨県の要請により、当該工事の入札参加者が１社のみであるという結果となること（以下「１社入札」という。）を防止するために行ったものであり、受注調整のために行ったものではない。

(4) 平成１９年５月１１日の役員会における被審人廣川工業所の廣川社長の提案

a 被審人廣川工業所の主張

平成１９年５月１１日の役員会において被審人廣川工業所の廣川社長が審査官の主張する提案をしたことについては、否認する。

被審人廣川工業所の廣川社長は、「仕事に関する会議の出席者は親子に限る」旨発言したものであり、「仕事に関する会議」とは、「支部の行事の会議と仕事の話」との趣旨である。

被審人廣川工業所の廣川社長は、役員会議等の塩山支部の会議には各社の代表者が出席すべきものとされているにもかかわらず、代表者でない従業員を代理と称して出席させる会員がいるために、会議における速やかな決定ができない、会議の決定事項等が正確に会社伝わらない等の弊害が現れていたことや、上記会議の後に行われることがある懇親会に親子以外の他人が出席していると、気を使って白けてしまうため、上記発言をしたものである。

b 被審人植野興業ら８社及び被審人天川工業ら１０社の主張

平成１９年５月１１日の役員会において被審人廣川工業所の廣川社長が審査官の主張する提案をしたことについては、否認する。また、被審人山梨建設は、上記役員会に出席していない。

c 被審人天川組、被審人三森建設及び被審人飯島工事ら２社の主張

平成１９年５月１１日の役員会において被審人廣川工業所の廣川社長が審査官の主張する提案をしたことについては、知らない。

被審人天川組、被審人三森建設及び被審人飯島工事ら２社は、上記役員会に出席しておらず、そこで話し合われた内容について伝えられていない。

(7) 平成１９年６月１３日の役員会におけるルールの確認

a 被審人植野興業ら８社、被審人天川工業ら１０社及び被審人廣川

工業所の主張

平成19年6月13日の役員会において審査官の主張するルールが確認されたことについては、否認する。

b 被審人天川組及び被審人三森建設の主張

平成19年6月13日の役員会において審査官の主張するルールが確認されたことについては、知らない。

被審人天川組及び被審人三森建設は、上記役員会に出席しておらず、そこで話し合われた内容について伝えられていない。

c 被審人飯島工事ら2社の主張

被審人らが入札に参加する場合に塩山支部にその旨を届け出ていたことについては、争わない。しかし、前記(ア)のとおり、これは1社入札を避けるために行ったものであり、受注調整のために行ったものではない。

(エ) 83物件及び36物件を含む312物件において受注調整は行われていないこと

30社が本件合意をした事実及び本件合意の下に本件受注調整を行っていた事実がないことについては、前記(ア)のとおりである。被審人らは、83物件及び36物件を含む本件対象期間に発注された312物件全てについて、本件合意に基づく受注調整など行っていない。

なお、83物件及び36物件について、審査官の主張立証によっても受注調整が行われたことは認定できない。また、その他の工事については、主張立証すらされておらず、受注調整が行われたことは認定できない。

(カ) 312物件の落札率

312物件の平均落札率が高いことは、本件合意の存在を推認させるものではなく、個別工事の落札率が高いことも、当該工事において受注調整が行われたことを推認させるものではない。

山梨県では、ごく一部の工事を除き、予定価格は事前に公表されており、入札参加者は入札前に予定価格を知ることができるため、入札参加者が可能な限り高い価格（予定価格に近似する価格）で入札することは当然である。

また、落札率が高いのは、発注者側の積算よりも実際の施工に当

たって負担しなければならないコストの方が高いことにも起因する。

(h) 過去の独占禁止法違反行為への関与

過去に独占禁止法違反行為を行ったからといって、再度類似の行為を行う土壌があったとはいえない。

したがって、28社が過去の違反行為に関与した事実は、本件合意の存在を裏付けるものではない。

(i) 塩山支部の会員であること

業界団体に所属しているからといって、談合のような協調的な行動を取りやすい状況にあったとはいえない。

したがって、30社が塩山支部の会員であった事実は、本件合意の存在を裏付けるものではない。

ウ 本件合意の不存在を裏付ける事実

(7) 被審人植野興業ら8社の主張

本件立入検査の実施日である平成22年3月24日以降に本件違反行為が行われていないことについては、当事者間に争いがない。

したがって、仮に本件合意が存在し、同合意に基づく本件受注調整が行われていたのであれば、本件立入検査の前後で落札率に大きな差が出てしかるべきである。

しかし、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に、塩山地区を施工場所とする山梨県県土整備部、同県森林環境部及び同県農政部によって発注された土木一式工事のうち、税込み予定価格が3000万円以上の工事の平均落札率は、95.9パーセントであり、本件立入検査の前に発注された塩山地区特定土木一式工事の落札率との間に有意な差はない。この事実は、本件合意が存在せず、本件対象期間に本件受注調整が行われなかったことを裏付けるものである。

(i) 被審人天川組の主張

被審人天川組は、本件違反行為が存在しないことに争いのない平成22年3月24日以降にも塩山地区特定土木一式工事を落札しているが、その落札率は97.0パーセントないし99.8パーセントと極めて高い。

この事実は、本件合意が存在せず、本件対象期間に本件受注調整が行われなかったことを裏付けるものである。

2 争点2（本件合意は、独占禁止法第2条第6項にいう不当な取引制限に該当するか）について

(1) 審査官の主張

ア 「共同して…相互にその事業活動を拘束し」

独占禁止法第2条第6項にいう「共同して…相互にその事業活動を拘束し」に該当するというためには、「意思の連絡」、すなわち、事業者が相互に意思の連絡を取り合い、互いの事業活動を拘束し、又は遂行することが必要であるが、事業者相互間で拘束し合うことを明示して合意することまでは必要ではなく、合意した競争制限行為をすることを互いに認識、認容し、これに歩調を合わせるという意思が形成されることで足り、それは黙示的なものであっても足りる。

独占禁止法の規制対象である不当な取引制限における「意思の連絡」とは、入札に先立って各事業者間で相互にその行動に事実上の拘束を生じさせ、一定の取引分野において実質的に競争を制限する効果をもたらすものであることを意味し、その「意思の連絡」があるとは、各事業者がかかると意思を有しており、相互に拘束する意思が形成されていることが認められればよく、その形成過程について、日時、場所等をもって具体的に特定することまでを要するものではない。

30社の間には、前記1(1)ア(ア)のとおり、遅くとも平成18年4月1日以降（ただし、被審人三森建設については、遅くとも平成19年5月15日以降。）、塩山地区特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力することを互いに認識、認容し、これに歩調を合わせるという意思が形成されていたものであり、「意思の連絡」があったといえる。

イ 一定の取引分野

独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野」とは、特定の行為によって競争の実質的制限がもたらされる範囲をいい、その成立する範囲は、取引の対象・地域・態様等に応じて、違反行為者のした共同行為が対象としている取引及びそれにより影響を受ける範囲を検討し、その競争が実質的に制限される範囲を画定することにより、相対的に決定されるべきものである。

30社は、本件合意の下、塩山地区特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしており、実際にも、塩山支部等において集約された入札参加情報等を利用して受注調整を行っていた。

また、塩山地区特定土木一式工事は、いずれの種類の工事も発注者は山梨県であり、発注担当部署により入札参加資格が異なるものではなく、実際に入札に参加した事業者もほとんどが30社であったことから、取引の主体である供給者及び需要者は同一であったといえる。さらに、取引の対象は、いずれの工事も塩山地区の区域を施工場所とし、同一の地域を対象とするものであり、かつ、全て指名競争入札又は一般競争入札の方法により発注される土木一式工事であった。

これらの事情から、本件合意によって、塩山地区特定土木一式工事の取引分野における競争が実質的に制限されていたことは明らかであり、本件における一定の取引分野は、塩山地区特定土木一式工事の取引分野である。

ウ 競争の実質的制限

本件合意は、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように協力するという内容であり、本来個々の事業者が自由に決定できるはずの取引条件について左右するものであるから、塩山地区特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限するものである。

エ 小括

以上のとおり、30社は、共同して、塩山地区特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、塩山地区特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであり、この行為は、独占禁止法第2条第6項にいう不当な取引制限に該当する。

(2) 被審人らの主張

ア 審査官の「意思の連絡」の主張が不十分であること（被審人植野興業ら8社、被審人廣川工業所及び被審人三森建設の主張）

独占禁止法第2条第6項にいう「共同して…相互にその事業活動を拘束し」を認定するためには、「意思の連絡」と評価される具体的な事実が主張立証されなければならない。

しかし、審査官の主張（前記(1)ア）は、「意思の連絡」の定義の言い換えにすぎず、いつ、どこで、どのように合意を形成したかを明らかにしていない。この点を明らかにしなければ、「意思の連絡」が主張立証されたことにはならない。

イ 塩山地区特定土木一式工事の取引分野という「一定の取引分野」は存在しないこと

(7) 被審人植野興業ら 8 社、被審人廣川工業所及び被審人飯島工事ら 2 社の主張

独占禁止法第 2 条第 6 項にいう「一定の取引分野」とは、事業者間で競争が行われている場をいう。

しかし、土木工事、治山工事、林道工事及び農務工事（以下「4 種類の工事」という。）は、発注担当部署、工事の内容、工事の手法、工事に必要な技術、工事に要する費用及び工事を得意とする事業者がそれぞれ異なることから、各工事における入札参加者は異なっており、特定の分野の工事について全く受注していない事業者も存在する。

このように、4 種類の工事の分野は、それぞれにおいて事業者間で競争が行われている個別の取引分野であり、これらの工事の分野を超えた競争関係は存在しない。

したがって、4 種類の工事を一体とした塩山地区特定土木一式工事という「一定の取引分野」は存在しない。

(4) 被審人三森建設の主張

土木工事、林務工事及び農務工事（以下「3 種類の工事」という。）は、発注担当部署、国の所轄官庁及び工事内容がそれぞれ異なり、各工事を得意とする事業者及びそれぞれの事業者団体も全く別個に存在する。

このような取引実態を踏まえれば、3 種類の工事はそれぞれ異なる取引分野を形成しているとみるべきであり、3 種類の工事を含む塩山地区特定土木一式工事という「一定の取引分野」は存在しない。

ウ 本件合意は「競争を実質的に制限する」ものではないこと

(7) 被審人植野興業ら 8 社及び被審人廣川工業所の主張

独占禁止法第 2 条第 6 項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、「競争自体が減少して、特定の事業者又は事

業者集団がその意思で、ある程度自由に、価格、品質、数量、その他各般の条件を左右することによって、市場を支配することができる状態」、又は「当該入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態」をもたらすことをいう。

しかし、審査官の主張する本件合意は、「受注予定者を決定する」、「受注予定者が受注できるように協力する」という漠然としたものであり、受注調整の基本的な方法や手順等を取り決めることは含まれていない。

このような漠然とした合意では、上記のような状態をもたらすまでには至っておらず、競争を実質的に制限するものではない。

(4) 被審人植野興業ら 8 社、被審人廣川工業所及び被審人飯島工事ら 2 社の主張

本件合意は、受注予定者を決定し受注予定者が受注できるように協力するという抽象的なものであるから、本件合意が主張立証されただけでは、競争を実質的に制限したことは推定されない。

本件合意が競争を実質的に制限するものであったことを認定するには、本件対象期間に発注された全ての工事について、30 社が本件合意により受注予定者及び受注価格を左右した事実を主張立証することが必要であるが、審査官はかかる主張立証をしていない。

3 争点 3（23 社が受注した別紙 10 の 1 ないし 23 記載の各工事は、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項にいう当該役務に該当するか）について

(1) 審査官の主張

ア 当該役務

(7) 独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項にいう当該役務とは、本件のようないわゆる入札談合事件では、基本合意の対象とされた物件であって、基本合意に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果（以下「具体的競争制限効果」という。）が発生するに至ったものをいう。

そして、課徴金制度の趣旨及び入札談合の性質等からすれば、基本合意の対象となった役務については、当該基本合意の参加者が、明示的又は黙示的に当該基本合意の対象から除外するなど、当該役務が違反行為である相互拘束から除外されていることを示す事情（以下「特段の事情」という。）がない限り、基本合意に基づく受注調整等の結

果、具体的競争制限効果が発生するに至ったものと推認される。

(4) また、① 83 物件及び 36 物件について、受注調整が行われたと認められること、② 塩山地区特定土木一式工事について、受注調整のための一連の手續が行われていたこと、③ 30 社は、本件一定の取引分野において、そのほとんどの工事を受注しており、有力な地位にあったこと、④ 本件合意は、30 社の目的を達成するために、塩山地区特定土木一式工事の全てを対象とする必要があり、拘束力が強固であったこと、⑤ 30 社の代表者の中に、本件合意への参加を認める供述をしている者が多数存在するが、いずれも、ある一定の工事を除外していた旨の供述はしておらず、312 物件の大半において、30 社のいずれかが入札参加申込みをしていること、⑥ 別紙 9 の「地域性」欄及び「継続性」欄記載のとおり、312 物件のほとんどについて、当該工事の施工場所が自社の事務所等の所在地に近く地域住民からの協力を得やすいなどといった事情（以下「地域性」という。）、又は過去に関連する工事を受注したことがあるなどといった事情（以下「継続性」という。）のいずれか若しくは両方を有する者が受注していること、⑦ 312 物件のうち 257 件は、落札率が 97 パーセント以上であり、極めて高い落札率であったこと、⑧ 83 物件及び 36 物件の発注担当部署及び発注時期に偏りがなく、などの具体的事実からも、312 物件全てについて、本件合意に基づく受注調整等の結果、具体的競争制限効果が発生するに至ったものと推認される。

(5) 一方、本件における全証拠及び審尋の結果に照らして、312 物件のいずれについても特段の事情は認められない。

(6) したがって、いずれも本件合意の対象である塩山地区特定土木一式工事に該当し、本件対象期間に発注された工事である 312 物件全てが当該役務に該当する。

(7) 23 社が受注した別紙 10 の 1 ないし 23 記載の各工事は、いずれも 312 物件に含まれており、具体的競争制限効果が発生したものと認められる。

(2) 被審人らの主張

ア 当該役務

(7) 基本合意の存在から個別工事における具体的競争制限効果の発生

は推認できないこと

入札談合においては、価格カルテルと異なり、基本合意の存在だけで個別工事に対する具体的競争制限効果が及ぶのではなく、個別の受注調整手続に上程されて具体的競争制限効果が生じるものである。

したがって、仮に本件合意が存在していたとしても、その対象となった工事について、具体的競争制限効果が発生したと推認されるものではない。

- (4) 個別工事について具体的競争制限効果に係る3つの要件を満たす必要があること（被審人植野興業ら8社及び被審人廣川工業所の主張）

株式会社新井組ほか3名による審決取消請求事件（最高裁判所第一小法廷平成24年2月20日判決・民集第66巻第2号796頁・公正取引委員会審決集第58巻第2分冊146頁〔以下「多摩談合事件最高裁判決」という。〕）に基づけば、入札談合事案において課徴金の対象となる当該役務とは、①基本合意の対象とされた工事であること、②当該工事の入札に当たり基本合意に基づく受注調整等がなされたこと、③上記②の結果、具体的競争制限効果が発生したこと、という3つの要件（以下「3要件」という。）を満たすものをいうと解するのが相当である。また、上記③の具体的競争制限効果が発生したとは、「落札者及び落札価格を自由に左右した」ことを意味する。

したがって、仮に本件合意が独占禁止法第2条第6項にいう不当な取引制限に当たるとしても、それとは別に、審査官は、課徴金を課すに当たり個別工事について3要件を主張立証する必要があるところ、審査官は3要件の主張立証をしていない。

- イ 具体的競争制限効果の発生が認められず、当該役務に該当しない個別工事

- (7) 総合評価落札方式の工事

- a 総合評価落札方式の工事は、前記1(2)ア(イ)のとおり、本件合意の対象とならない。

したがって、かかる工事は当該役務に該当しない。

- b 仮に、総合評価落札方式の工事が本件合意の対象であったとしても、少なくとも、以下の(a)ないし(f)のいずれかに該当する工事については、各項に記載の事情から、受注調整が行われていないこと

が強く推認され、具体的競争制限効果の発生は認められない。（被審人植野興業ら 8 社及び被審人廣川工業所の主張）

- (a) 落札者の入札価格が次順位の者より高い，又は同額である工事（別紙 1 1 の第 1 項記載の工事）

仮に，総合評価落札方式の工事において受注調整を行うのであれば，受注予定者が確実に落札できるように，受注予定者が最も低い入札価格となるように調整するはずであり，入札価格をあえて逆転又は並列させて，不確定要素の大きい技術評価点だけで調整するということは，考えられない。

- (b) 落札者の入札価格と次順位の者との差が僅少（入札率の差が 1 パーセント未満）な工事（別紙 1 1 の第 1 項記載の工事）

仮に，審査官の主張するように，受注予定者以外の者が十分な余裕をもって金額を上乗せして入札していたのであれば，落札者の入札価格と次順位の者との入札価格の差は大きくなるはずである。

- (c) 落札者の評価点が 1 点ないし 5 点（簡易型の場合）若しくは 1 点（特別簡易型〔Ⅱ〕の場合）下がるか，又は，他の入札参加者の評価点が 1 点ないし 5 点（簡易型の場合）若しくは 1 点（特別簡易型〔Ⅱ〕の場合）上がった場合には，他の入札参加者が受注する結果となる工事（別紙 1 1 の第 2 項記載の工事）

簡易型においては，「施工計画」の配点が 5 点刻みであるため，容易に 5 点の差がつく。また，特別簡易型（Ⅱ）においては，「配置予定技術者の能力」の配点が 1 点刻みであるため，容易に 1 点の差がつく。

そこで，仮に受注調整を行うのであれば，「施工計画」で 5 点又は「配置予定技術者の能力」で 1 点の差がついても受注予定者が落札できるように，入札価格を調整するはずである。

- (d) 落札者の「配置予定技術者の能力」の評価点がその他の入札参加者より低い，又は同点である工事（別紙 1 1 の第 3 項記載の工事）

仮に，審査官の主張するように，受注予定者以外の入札参加者が意図的に経験の浅い技術者を配置するという方法で受注調整

を行っていたのであれば、受注予定者以外の入札参加者が受注予定者と同等又はそれよりも高い能力の技術者を選任するはずがない。

- (e) 落札者の「施工計画」の評価点がその他の入札参加者より低い、又は同点である工事（別紙 11 の第 4 項記載の工事）

仮に、総合評価落札方式の工事において受注調整を行うのであれば、受注調整をする事業者は、配点の大きい「施工計画」で大きく点差を広げようとするはずである。

したがって、落札者の「施工計画」の評価点は少なくとも 5 点以上であり、その他の入札参加者の評価点は 0 点となるはずである。

- (f) 企業の施工実績、配置予定技術者及び施工計画に関する物証が存在しない工事（別紙 11 の第 5 項記載の工事）

仮に、総合評価落札方式の工事において受注調整を行っていたのであれば、30 社は、入札価格だけでなく、企業の施工実績、配置予定技術者及び施工計画書に関する情報をやり取りしているはずであり、書面や電子データなどの物証が多く残っているはずである。

- c 審査官の主張によっても、総合評価落札方式の工事において、入札参加者は、評価点が何点であるかを事前に知ることはできないし、事前に予想できない評価項目もあり、ある程度幅をもった予想しかできない。そうであれば、仮に、他の入札参加者よりも高い価格で入札した場合、評価点で逆転できるかどうか分からず、落札できない危険があるのだから、受注予定者があえてそのような価格で入札するはずがない。

したがって、落札者の入札価格が次順位の者より高い工事は、落札者が受注予定者であったとはいえず、受注調整などなかった。

また、落札率が低い工事で、落札者とその他の入札参加者の評価点に鑑み、あえてそのように低い価格で入札する必要があるものについても、受注調整が行われていないことは明らかである。

（被審人天川工業ら 10 社の主張）

- (i) 受注希望者が初めから 1 社しかない工事

受注希望者が初めから１社しかいない場合は、そこに競争は存在せず、おのずと当該１社が落札できるのであって、当該１社が受注できるようにするための他社の協力など論理的に存在し得ない。

したがって、かかる場合は、受注予定者を１社に決定するものではなく、受注調整は行われないので、具体的競争制限効果は発生しない。

この理は、受注希望者が初めから１社しかいないときに、形だけの入札参加を要請されて入札に参加する者がいる場合も同様である。形だけ入札に参加した者は、そもそも受注する意思がないのだから、そこに競争は存在しない。

審査官自身、入札参加者が３０社のうちの１社又は１ＪＶしかいない４物件については、本件対象期間に発注されており、塩山地区特定土木一式工事に該当するにもかかわらず、本件合意に基づいて受注された物件であるとは主張していない。

(㊦) 受注予定者を１社に絞り込めず、２社以上で争われた工事

a 受注予定者を１社に決定できなかった場合は、課徴金の対象となる違反行為に含まれないこと（被審人植野興業ら８社の主張）

本件において、課徴金に係る違反行為とは、「塩山地区特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしたこと」であるところ、「受注予定者を決定する」とは、受注予定者１社又は１ＪＶを決定したことを指し、受注予定者が複数の場合を指さないことは当然である。

したがって、受注予定者を１社に絞り込めず、２社以上の受注希望者が落札を争うことになった場合には、仮に当該受注希望者以外の入札参加者が受注希望者の受注に協力したとしても、課徴金に係る違反行為には当たらず、当該役務に該当しない。

b 競争単位が減少しただけでは具体的競争制限効果は発生しないこと（被審人天川工業ら１０社の主張）

２社以上の入札参加者の間で競争した場合には、仮に競争単位が減少したとしても、競争が制限されて公正な価格が担保できなくなるわけではない。

したがって、かかる場合に具体的競争制限効果が発生したとはいえない。

- c 競争する事業者の数を絞ることも本件合意に含まれるとする審査官の主張は、本件排除措置命令の変更に当たり違法であること（被審人天川工業ら10社の主張）

本件各命令書では、30社が、本件合意の下、本件受注調整を行うことにより、競争を実質的に制限したとされているだけであり、入札参加者のうち競争する事業者の数を絞る旨の合意をしたことは含まれていない。

審査官は、本件審判において、本件排除措置命令の基礎となっている合意ではない別の合意を主張しており、かかる主張は、事件の同一性を失わせ、著しく審判手続を遅滞させるものであって、被審人の利益を害する。

したがって、上記主張の変更は、独占禁止法第58条及び規則第28条に違反する。

- (エ) 落札率が90パーセント未満の工事（被審人植野興業ら8社及び被審人廣川工業所の主張）

仮に、審査官の主張するとおり、落札率が受注調整の有無を判断するに当たっての一事情となるとしても、受注予定者において、予定価格の10パーセントを超える利益を捨てることは考えづらい。

したがって、少なくとも落札率が90パーセント未満の工事（別紙11の第6項記載の工事）については、受注調整が行われていないことが強く推認される。

- (オ) 具体的な受注調整に関与しない入札参加者がいる工事（被審人植野興業ら8社の主張）

仮に、ある事業者が、具体的な受注調整を行うことなく、自社が受注予定者となることは困難であると判断して、入札に参加せず、又は入札の実績を作るために形だけの入札をしたところで、それは、経営判断に基づく独自の行為にすぎず、受注予定者を決定したことにはならない。

また、ある事業者が、具体的な受注調整によって決定された受注予定者あるいは受注予定者の入札価格を知らないまま、自ら決めた入札価格で入札したとしても、そのことは、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力したことにはならない。

したがって、このような入札参加者のいる工事は、本件合意に基づく受注調整等の結果、具体的競争制限効果が発生したとはいえない。

- (カ) 30社以外の事業者が入札に参加した工事（被審人植野興業ら8社の主張）

30社以外の事業者（以下「アウトサイダー」という。）が入札に参加した工事（別紙11の第7項記載の工事）は、アウトサイダーが競争していることが強く推認できるため、具体的競争制限効果が発生したとはいえない。

- (キ) 特定の事業者が地域性、継続性を有する工事

ある工事に地域性、継続性を有する事業者は、当該地域に関連がある、又は以前に施工した工事の続きであるため、工事内容、工事場所について情報を有しており、その経験をいかすことができ、コスト削減が可能である。そのため、かかる事業者は、当該工事に関し、他の入札参加者よりも有利に競争することができる。地域性、継続性を有する事業者が当該工事を受注することが多いのは、上記のような点を利用して入札に臨んだところ受注したにすぎない。

他方、地域性、継続性を有していない他の入札参加者は、地域性、継続性を有する事業者と比較すると競争力で劣ることを認識しているため、そもそも受注意欲が強い。

したがって、地域性、継続性を有する事業者が受注していることには経済合理性が認められ、自由で自主的な競争が行われた結果であると評価でき、当該工事について具体的競争制限効果の発生は認められない。

- (3) 被審人らの主張に対する審査官の反論

被審人らの前記(2)イの主張は、以下のアないしキのとおり、いずれも理由がない。

ア 総合評価落札方式の工事

- (7) 総合評価落札方式の工事も本件合意の対象であることについては、前記1(1)ア(i)のとおりである。

- (i) 被審人植野興業ら8社及び被審人廣川工業所の主張する前記(2)イ(ア) bの事情並びに被審人天川工業ら10社の主張する同cの事情は、以下のaないしdのとおり、いずれも具体的競争制限効果の発生の推

認を妨げる特段の事情に該当しない。

- a 前記 1 (1) ア (イ) のとおり、30 社は、「企業の施工実績」、「地域精通度」及び「地域貢献度」について、自社及び他社の評価点をほぼ正確に見込むことが可能な状況にあり、「配置予定技術者の能力」について、少なくとも自社の評価点はほぼ正確に見込むことが可能な状況にあり、「施工計画」についても、少なくとも自社の評価点の高低をある程度見込むことが可能な状況にある中で、互いの評価点を正確には把握せずに受注調整を行っていた。

また、配置予定技術者の登録及び施工計画書の提出が行われるのは、入札時ではなく入札参加の申請時であることから（前記第 3 の 2 (3) ウ (ウ) ），この時点では受注予定者が決まっていなかったこともあ
るほか、最終的に受注予定者を 1 社に絞り切れない状況で入札が行われる場合もあった。

したがって、落札者の入札価格と次順位の者との差が僅差であったり（前記 (2) イ (ア) b (b) 及び (c) ），入札価格のみを比較すれば落札者の入札価格の方が次順位の者より高い、又は同額であること（同 (a) 及び同 c ）も、当然に起こり得るものであり、かかる事実は、当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

- b 配置予定技術者については、一定の資格を有することのほかに、対象工事に専任で配置することが必要とされていた（前記第 3 の 2 (3) ウ (ウ) ）。そのため、各事業者は、何らの制約もなく自由に配置予定技術者を選べるわけではなかった。

また、「施工計画」については、前記 1 (1) ア (イ) のとおり、自社が作成した施工計画書の内容から自社の評価点の高低をある程度見込むことは可能であったが、点数化が山梨県の裁量に委ねられるため、自由に点数を調整することまではできなかった。

これらの事情から、「配置予定技術者の能力」及び「施工計画」の評価点については、事前に調整したとしても、受注予定者の評価点が最高点になるように確実に調整できたわけではなかった。

これに加えて、前記 a のとおり、配置予定技術者の登録及び施工計画書の提出時点では受注予定者が決まっていなかった場合や、最終的

に受注予定者を1社に絞り切れない状況で入札が行われる場合もあったことからすると、落札者の「配置予定技術者の能力」の評価点がその他の入札参加者より低い、又は同点である事実（前記(2)イ(ア) b (d)）、及び落札者の「施工計画」の評価点がその他の入札参加者より低い、又は同点である事実（前記(2)イ(ア) b (e)）は、いずれも、当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

- c 審査官は、総合評価落札方式の工事において入札参加者が互いの評価点を全て完全に予測できたとは主張しておらず（前記1(1)ア(イ)）、この場合には、受注予定者が確実に受注できるように、評価点の調整に加え、入札価格を低めに設定することもあったと主張するものである。

したがって、「施工計画」を含めた評価点に鑑み、落札価格がある程度低いこと（前記(2)イ(ア) c）も、当然に起こり得るものであり、かかる事実は、当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

- d 物証に関する被審人らの主張（前記(2)イ(ア) b (f)）は、受注調整の証拠は廃棄されることなく必ず保存されることを前提としており、失当である。

したがって、企業の施工実績、配置予定技術者及び施工計画に関する物証が存在しない事実は、当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

イ 受注希望者が初めから1社しかいない工事

入札に参加し得る事業者の間で、入札参加の有無や受注希望の有無、各入札参加者の入札価格などの情報を事前に披歴し合えば、他社情報を把握し得ない状況下という競争の前提が破壊されることになるため、受注希望者が1社しかいないことが入札に参加し得る者の間で把握できるような情報を披歴し合うこと自体が、競争入札で本来行われるべき競争を制限するに至る行為である。

加えて、入札参加者の中から受注予定者を決定し、他の入札参加者は受注予定者が受注できるように協力する行為は、本来行われるべき競争を回避する行為にほかならず、被審人らが、各社において自社が受注す

べき工事かどうかを検討した結果、受注希望者が初めから1社しかない場合には、受注希望者が1社であることを確認して、本件合意に基づき、その者を受注予定者と決定し、他の入札参加者は、自社が間違っ受注することのないように、受注予定者が受注できるような価格で入札するなどの協力をしていたことはこれに当たる。

他方、入札参加者が30社のうちの1社又は1JVのみであった4物件は、入札参加申請しないことにより受注予定者の受注に協力することが本件違反行為の対象に含まれていたことを示す証拠がなかったため、課徴金の算定対象としなかったものである。

ウ 受注予定者を1社に絞り込めず、2社以上で争われた工事

- (7) 具体的競争制限効果が発生したといえるのは、基本合意に制約されて意思決定が行われたことにより、少なくとも競争単位が減少し、本来の競争機能が損なわれる効果が発生した場合であり、受注予定者を1社に絞り込むことまでを必要とするものではない。

また、受注予定者を1社に絞り込めない場合に、受注希望者同士で価格競争が行われることはあり得ることであり、かかる事態が実際に生じたとしても、あらかじめ受注予定者を決めようとする基本合意の拘束力の範囲内であり、競争者がある程度まで絞り込まれることによって具体的競争制限効果は発生したといえる。

そして、一般競争入札では、全ての入札参加者が受注を目指しているはずであり、落札した場合に受注を辞退することは考えられないから、競争入札が行われていたのであれば入札参加者数がそのまま競争単位となるはずであるが、被審人らは実際に、受注予定者を1社に絞り込めない場合には受注希望者のいずれかが受注できるように協力していたのであるから、受注希望者以外の入札参加者は競争単位から外れ、本来の競争単位では競争が行われておらず、かかる場合に具体的に競争が制限されていることは明らかである。

- (4) 具体的競争制限効果が発生したといえるのは、前記(7)のとおり、基本合意に制約されて意思決定が行われたことにより、少なくとも競争単位が減少した場合であり、受注予定者を1社に絞り込むことを必要とするものではない。

本件合意に従って、地域性、継続性等を有さない者が、受注希望者

が受注できるよう協力した結果、競争単位が減少し、複数の受注希望者により競争が行われることは、本件合意の拘束力の範囲内であり、本件合意とは別の、「入札参加者のうち競争する社を何社かに絞る旨の合意」によるものではない。

したがって、審査官は、本件審判において本件排除措置命令の基礎となっている合意とは別の合意を主張するものではない。

エ 落札率が90パーセント未満の工事

312物件の中には、落札率が90パーセント未満の工事が17件あるところ（別紙9参照）、これらの工事のうち6件は、現に受注調整が行われたことが証拠上認められる工事である（前記1(1)イ(エ)）。

また、上記6件以外の工事についても、個別の証拠はないものの、いずれも90パーセント台後半という高い入札率で入札している入札参加者が存在することから、本件合意により、受注を目指して入札に参加する者が絞り込まれ、受注を諦めた者が、受注を目指して参加する者の受注に協力したことが推認される一方、30社の間でこれらの工事を本件合意に拘束されることなく自由に入札することにしたことをうかがわせる事情はない。

したがって、これらの工事の落札率が90パーセント未満であることは、具体的競争制限効果の発生・推認を妨げる特段の事情に当たらない。

オ 具体的な受注調整に関与しない入札参加者がいる工事

30社は、本件合意による相互拘束の下、受注希望者が複数のときは、受注希望者間の話合いで地域性、継続性等を主張し合うなどして受注予定者を決定していたところ、自社以外の受注希望者を確認する中で、受注予定者となるための地域性、継続性等の事情が他の受注希望者よりも弱いことから自社が受注予定者となることが困難と思われる工事にあつては、あえて自社の受注希望の表明をせずに、他の受注希望者の受注に協力する者もいた。かかる事業者は、本件合意に基づき、被審人らの受注調整のルールに照らして、他の入札参加者と話し合うまでもなく、自社が受注予定者となることは困難である旨判断したものであり、同判断が本件合意による相互拘束を受けた行動であることは明らかである。

また、本件合意の下では、何ら話合いが持たれなくても、受注希望者が1社であれば、その者を受注予定者と決定していた。仮に、ある入札

参加者が「自社以外の誰かが受注してもよい」と考えた場合があるとしても、同判断は、「自社以外の誰か」が受注予定者となることを許容するものであり、他の入札参加者間による受注予定者の決定及びその受注予定者の受注に協力することを事前に了承することにほかならない。

カ アウトサイダーが入札に参加した工事

312 物件の入札参加者は、ほぼ30社に限定されており、アウトサイダーはほとんど参加していない。また、アウトサイダーが入札に参加した工事でも、アウトサイダーが受注したものはなく、アウトサイダーが競争的な行動をとっていることがうかがえる工事もないのであって、むしろ、アウトサイダーは競争的な行動をとっていないことが強く推認される。

キ 地域性、継続性がある工事

30社は、地域性、継続性を主張して受注調整を行っていたのであり、地域性、継続性を有することによって他の入札参加者より有利になるとしても、そのことと受注調整が行われたことは相容れないものではない。

地域性、継続性を有する事業者の競争力が高いことは、むしろ、受注調整により確実に受注することでより多くの利益を得られることを示す事情であり、受注調整を行う動機にはなっても、受注調整の存在を否定する事情にはなり得ない。

4 争点4（本件立入検査後に契約が締結された工事の対価は、本件違反行為の実行期間における売上額に含まれるか）について

(1) 審査官の主張

独占禁止法第7条の2第1項にいう「実行としての事業活動がなくなる日」とは、違反行為の終了日ではなく、違反行為者につき、それぞれ違反行為に係る事業活動が終了したと認められる日と解すべきである。

本件のような受注調整事案においては、違反行為がなくなる日より前に、基本合意に基づいて受注予定者が決定され、入札が行われた結果、当該受注予定者が落札し、当該工事に係る受注予定者と発注者の契約が同日より後に行われた場合、かかる契約を締結する行為は、違反行為の実行としての事業活動に該当し、当該工事の対価は課徴金の対象となる売上額に含まれる。

(2) 被審人植野興業、被審人高野建設、被審人峽東建設及び被審人三森建設

の主張

公正取引委員会は、被審人植野興業、被審人高野建設、被審人峡東建設及び被審人三森建設（以下「被審人植野興業ら４社」という。）に対する各課徴金納付命令の命令書において、被審人植野興業ら４社が「平成２２年３月２４日以降、違反行為を行っていない」と認定しながらも、同日前に行われた入札に基づく最後の契約を同月３０日に締結しているとして、当該「違反行為の実行としての事業活動がなくなる日」は同日であると認定する。

他方、公正取引委員会は、本件において違反行為者とされる他の事業者について、「違反行為の実行としての事業活動がなくなる日」は、平成２２年３月２３日、すなわち、本件立入検査の日の前日であると認定しており、被審人植野興業ら４社に対する認定と整合しない。一つの事案においては統一的処理が必要であり、このような整合性を欠いた認定は妥当でない。

また、入札談合において、「違反行為の実行としての事業活動」とは、基本合意の実行、すなわち、受注調整後の入札を意味するから、解釈の一義的明確性の観点からは、「違反行為の実行としての事業活動がなくなる日」とは、基本合意の実行としての入札がなされなくなった時点と解すべきである。本件では、仮に本件違反行為が存在したとしても、本件立入検査によって受注調整及びそれに基づく入札は行われなくなったといえるから、被審人植野興業ら４社についても、「違反行為の実行としての事業活動がなくなる日」は平成２２年３月２３日である。

したがって、本件違反行為が終了した時点で契約が締結されていなかった工事（被審人植野興業につき物件３１６、被審人高野建設につき物件３０７、被審人峡東建設につき物件３１３、被審人三森建設につき物件３０４）については、課徴金納付命令の対象から除外される。

(3) 被審人廣川工業所の主張

被審人廣川工業所は、塩山地区特定土木一式工事について、平成２２年３月１６日に入札に参加した後、本件立入検査が行われた同月２４日までの間は入札に参加していない。

したがって、仮に本件違反行為が存在したとしても、被審人廣川工業所の違反行為の実行行為は平成２２年３月１６日の入札参加により終了し、

同月 17 日以降は違反行為を行っていない。

よって、違反行為が終了した時点で契約が締結されていなかった物件 308 は、課徴金納付命令の対象から除外される。

- 5 争点 5（受注者が工事を中止したことにより、本件違反行為の実行期間後に工事代金が出来高に減額された場合、減額後の金額が課徴金算定の基礎となるか）について

(1) 審査官の主張

独占禁止法施行令第 6 条は、「実行期間において締結した契約により定められた…対価の額」により独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項にいう売上額を算定するものと規定する。

物件 234 については、被審人渡辺建設の実行期間において一旦有効に契約が成立した以上、そこに定められた請負代金額をもって売上額を算定すべきであり、出来高によることはできず、実行期間経過後の変更契約を考慮することもできない。

(2) 被審人渡辺建設の主張

被審人渡辺建設が受注した物件 234 は、同被審人が途中で工事を中止することになったため、平成 21 年 10 月 6 日、山梨県との間で出来高検査・確認が行われ、同日現在の出来高は 1522 万 9410 円とされ、その後、工事の残りの部分が物件 297 として発注された。

したがって、仮に物件 234 と物件 297 の両方に課徴金が課されることになったとしても、物件 234 について当初の契約の金額を基に算定した課徴金を課すならば、物件 297 の工事の契約金額を基に算定した課徴金と二重に課徴金を課すことになり、不当である。

この点につき、被審人渡辺建設に対する課徴金納付命令では、平成 21 年 9 月 28 日をもって同被審人が事業活動を取りやめたと認定し、同月 27 日までの契約書記載の金額を基にして物件 234 の工事に対する課徴金の金額を決定している。

しかし、出来高検査・確認が平成 21 年 10 月 6 日にずれ込んだのは、山梨県による出来高検査・確認に時間を要したためであり、同年 9 月 27 日時点における出来高は、その時点で客観的に確定しているはずである。

したがって、仮に、被審人渡辺建設の実行期間を平成 21 年 9 月 27 日までと認定したとしても、同日時点での物件 234 の工事の出来高は 15

22万9410円であって、同金額が物件234の工事についての同被審人の売上額である。

また、少なくとも出来高検査・確認が終了し、工事代金等の清算がなされるまでは、当該工事に関する業務は終了しておらず、事業活動も終了していないから、平成21年9月28日の時点では、実行期間の終期は到来していない。出来高検査・確認がなされたのは同年10月6日であり、工事代金等の清算がなされたのは同月26日頃であるから、上記出来高を考慮せずに当初の契約金額を基にして課徴金を課することは不当である。

6 争点6（本件各命令の発出手続等は適法か）について

(1) 審査官の主張

ア 本件各命令書の記載に不備がないこと

本件各命令書には、本件合意が存在するに至った時期、内容、行為者等のほか、本件合意に基づき具体的に22社が行った行為が記載されている。

かかる記載から、22社が具体的にいかなる行為をしたがゆえに本件排除措置命令を発せられたのかを了知することは十分に可能であり、本件排除措置命令に対する不服申立てに十分な便宜を与える程度に記載されていることは明らかである。このように、本件排除措置命令書における「公正取引委員会の認定した事実」の記載は必要かつ十分であり、独占禁止法第49条第1項に違反するものではない。

また、本件各課徴金納付命令書における「課徴金に係る違反行為」の記載も必要かつ十分であり、同法第50条第1項に違反するものではない。

イ 本件各命令の事前説明手続は適法に行われたこと

公正取引委員会は、前記アの考え方に基づき、本件各命令書並びに本件に関する排除措置命令書（案）及び課徴金納付命令書（案）（これらを併せて、以下「本件排除措置命令書（案）等」という。）において本件合意を特定し、かつ、平成27年公正取引委員会規則第2号による改正前の公正取引委員会の審査に関する規則（平成17年公正取引委員会規則第5号）（以下「審査規則」という。）第25条の規定に基づき、本件合意を含む公正取引委員会が認定した事実を基礎付けるために必要な証拠の説明を行った。

事前説明手続の際に関係人に対して証拠を示すのは、公正取引委員会が認定した事実に関する説明のためであり、それを謄写することは、そもそも事前説明手続では予定されていない。また、公正取引委員会が留置した留置物の謄写が認められるのは、審査規則第18条が定める場合に限られる。

意見申述期間については、そもそも2週間程度を想定した制度であるところ、本件では、当初3週間の期間を設定したが、被審人らからの申出により更に1週間延長し、合計4週間の期間を設定したものである。

ウ 以上のとおり、本件各命令の発出は、適正に行われたものであり、何ら手続上の違法性は存在しない。

(2) 被審人らの主張

ア 本件各命令書の記載の不備（被審人植野興業ら8社、被審人廣川工業所及び被審人三森建設の主張）

本件各命令書に記載されている違反行為は、その成立の日時、場所及び方法が特定されておらず、合意の内容も抽象的である。

したがって、本件各命令書は、「公正取引委員会の認定した事実」及び「課徴金に係る違反行為」を示しているとはいえず、独占禁止法第49条第1項及び第50条第1項に違反する。

イ 事前説明手続の不備（被審人天川工業ら10社の主張）

本件では、次のとおり、公正取引委員会が認定した事実の特定の不備、事前説明の不備といった理由により、被審人に適切に反論をする機会が与えられず、「公正取引委員会の認定した事実」、「課徴金の…計算の基礎」、「課徴金に係る違反行為」及びこれらを「基礎付けるために必要な証拠」についての説明が行われたとはいえない。また、意見申述等の期間の指定も短期間にすぎず、被審人に適切な反論をする機会を与えるに足りるものとはいえない。

(7) 認定した事実の特定の不備

本件排除措置命令書（案）等に記載されている違反行為は、いつ、どこで、誰によって、どのようになされたのかが特定されておらず、抽象的な記載しかされていないことから、被審人らにおいて適切に意見を述べるができなかった。

(4) 事前説明の不備

- a 前記(ア)のとおりであったため、被審人らは、平成23年2月23日に行われた事前説明において、公正取引委員会が認定する本件合意の具体的内容について説明を求めたが、公正取引委員会は、いつ、どこで、誰によって、どのようになされたのか等本件合意の具体的内容については説明の必要がないとして、これに応じなかった。
- b 公正取引委員会は、供述調書については自社の取締役及び従業員のものしかメモを取ることを許可せず、謄写を禁止した。それら以外の者の供述調書については、本件排除措置命令書（案）等の根拠として適当と考えるところだけを抜粋して読み上げたにすぎず、その供述調書及び同供述調書に添付されている資料の閲覧、並びに閲覧した上でのメモ及び謄写を禁止した。また、物証については、自社から留置されたものしか謄写させず、それ以外の物証について謄写を禁止した。
- (ウ) 意見申述期間が短いこと
被審人らは、本件では関係者及び対象工事が多数であったことから、平成23年2月16日、公正取引委員会に対し、意見書の提出期限を同年3月22日まで延期するよう上申した。しかし、公正取引委員会は、1週間しか延長期間を認めなかった。
- (エ) 以上のとおり、本件各命令に係る事前説明手続は、審査規則第24条第2項、第25条及び第29条に違反し、独占禁止法第76条第2項の趣旨に反する手続が行われたという違法事由があり、本件各命令は違法である。

第6 審判官の判断

- 1 争点1（30社は、塩山地区特定土木一式工事について、受注予定者を決定し、その者が受注できるように協力する旨合意していたか）について

(1) 認定事実

当事者間に争いのない事実、公知の事実及び証拠によれば、次の事実が認められる。

ア 塩山支部に対する平成6年の勧告審決以降の受注調整の状況

山梨県では、平成17年度頃までは、指名競争入札の方法により土木一式工事を発注することが多かった。

塩山地区の建設業者は、塩山支部に対する平成6年の勧告審決を受け

たにもかかわらず、再び受注調整を行うようになり、塩山地区を施工場所とする土木一式工事の指名を受けると、塩山支部会館に集まり、受注を希望する者は塩山支部等の執行部に対して受注希望を表明し、塩山支部等の執行部を交えて受注希望者同士で話し合いを行うなどして受注予定者を決め、受注予定者は、他の指名業者に対して受注に協力するよう依頼し、他の指名業者は、受注予定者よりも高い金額で入札するなどして、受注予定者が受注できるように協力し合っていた。

(査47, 査55, 査74, 査84, 査94, 査99。いずれも被審人らの代表者等の供述調書であるが、その信用性については後記(2)クで述べる。以下同じ。)

イ 本件受注調整の方法及びその実施状況

(7) 入札参加者の確認方法

30社は、遅くとも平成18年4月1日以降(ただし、被審人三森建設については、遅くとも平成19年5月15日以降。以下同じ。)、一般競争入札の方法により発注される塩山地区特定土木一式工事の入札に参加しようとする場合には、入札公告が行われた日から土日祝日を除いて数日のうちに、当該工事の入札に参加する旨を、当該工事の前記第3の2(1)記載の発注担当部署の区分に応じて、塩山支部等の執行部又は塩山支部等の事務員に連絡していた。30社は、基本的にはポータルサイトに公表される入札公告を印刷したものに自社名を記載したものを塩山支部会館に持参するか、又はファクシミリにより送信する方法によって入札に参加する旨を連絡していたが、塩山支部等の執行部又は塩山支部等の事務員に対して、電話又は直接口頭で入札に参加する旨を伝える場合もあった。また、塩山地区特定土木一式工事が指名競争入札の方法により発注される場合においても、当該入札に指名された場合には、発注担当部署から送付される指名通知書の写しに自社名を記載したものを塩山支部会館に持参等することにより、その旨を連絡していた。

なお、このような塩山支部等への連絡は、塩山支部等の会員だけが行っていたわけではなく、被審人藤プラント建設及び被審人奥山建設は、塩山支部等の会員ではなかった時も、他の被審人らと同様に、塩山地区特定土木一式工事の入札に参加しようとする場合又は指名を

受けた場合には、塩山支部等へ連絡していた。

塩山支部等では、上記連絡を受けると、峡東建設事務所等発注物件については樋口事務員が、峡東農務事務所発注物件及び峡東林務環境事務所発注物件については手塚事務員が、それぞれ公告された工事ごとに入札参加者取りまとめ表を作成していた。

具体的には、塩山支部等の事務員が、ポータルサイトに掲載された入札公告に基づき、パソコン上で、その工事名、予定価格等の情報を入力して、入札参加者名を記載する欄を設けた表を作成し、それを印刷したものに、入札に参加する旨連絡してきた事業者の社名のスタンプを押すなどしていた。その後、塩山支部等の事務員は、一般競争入札の場合、上記連絡をしてきた事業者が実際に入札に参加するか否かを確認するため、入札参加申請後に山梨県から送付される競争参加資格確認通知書の通知番号を各事業者を確認し、入札参加者取りまとめ表に当該通知番号を追記していた。また、指名競争入札の場合は、指名を受けた者から送付された指名通知書の写しに基づき指名業者名等を記載した表を同様に作成していた。

30社は、入札参加者取りまとめ表を閲覧する、又は塩山支部等の事務員に確認するなどして、あらかじめ当該工事の入札参加者を把握していた。そして、入札参加者取りまとめ表は、塩山支部等の執行部の指示により、当該工事の落札者決定後、塩山支部等の事務員がシュレッダーにかけるなどして廃棄していた。

(査39ないし査45、査47、査50ないし査52、査54、査57、査58、査63、査64、査66、査70ないし査72、査77、査79、査83、査85、査87、査88、査90、査98ないし査109)

(4) 受注予定者の決定方法

30社は、遅くとも平成18年4月1日以降、塩山地区特定土木一式工事の受注を希望する場合には、入札公告が行われてから数日の間に、峡東建設事務所等発注物件については塩山支部の執行部に、峡東農務事務所発注物件については土地協会峡東支部の執行部に、峡東林務環境事務所発注物件については塩山治山協会の執行部に、それぞれ当該工事の受注を希望する旨を表明していた。また、30社の中には、

入札参加又は指名の連絡と同時に受注希望を表明する者や、他の入札参加者に直接受注希望を表明する者もいた。

そして、30社は、自社が受注を希望する場合には、塩山支部等の執行部や塩山支部等の事務員に問い合わせる、又は個別に入札参加者と連絡を取るなどして、他社の受注希望の有無を確認し、受注希望者が1社のときは当該受注希望者が受注予定者となり、受注希望者が複数のときは受注希望者間の話し合いにより受注予定者を決定していた。

30社の代表者等は、頻繁に塩山支部会館に出入りしていたため、各社の代表者等同士が顔を合わせる機会が多く、そのような機会を利用して、受注調整に関する情報交換や話し合いを行っていた。

受注希望者間の話し合いに際しては、工事ごとに、各受注希望者が、地域性、継続性等の自社が受注予定者たり得る理由を主張し合い、これらの主張や塩山支部等の執行部の助言等を勘案して、受注予定者を決定していた。

また、30社は、前記第3の2(1)記載の発注担当部署の区分に応じた塩山支部等の執行部を交えて、受注予定者を決める話し合いのため、「調整会議」と称する会合等（以下「調整会議等」という。）を開催する場合もあった。

このような受注希望者間での話し合いや調整会議等は、入札公告が行われた日から土日祝日を除いて数日後（そのほとんどは3日後）の午前10時頃から塩山支部会館において行われることが多かった。

30社は、自社が入札に参加する工事や受注を希望する工事であっても、上記の方法により他の受注希望者を確認する中で、地域性、継続性等の事情が他の受注希望者よりも弱く、自社が受注予定者となることが困難と思われる工事にあっては、受注希望の表明や話し合いへの参加をすることなく他の受注希望者の受注に協力する場合もあった。

さらに、入札参加者の数が少ない場合には、受注予定者が30社のうちの他の事業者に対して入札への参加を依頼し、依頼を受けた事業者が当該入札に参加した上で受注予定者が受注できるように協力することもあった。

（査39ないし査43，査47，査48，査54ないし査59，査62，査64，査65，査67ないし査74，査76ないし査79，

査 8 2 ないし 査 8 6, 査 9 3, 査 9 7, 査 9 9, 査 1 0 1, 査 1 0 4, 査 1 0 5, 査 1 7 7)

(㊦) 入札価格等の連絡

前記(イ)により受注予定者となった者は、他の入札参加者に対し、自社が受注予定者である旨連絡するとともに、当該他の入札参加者が入札すべき価格又は予定価格に対する率や自社の入札する価格又は予定価格に対する率を連絡していた。他の入札参加者は、こうした価格等の連絡を受け、受注予定者よりも高い価格で入札するなどして、受注予定者が受注できるように協力していた。

なお、工事によっては価格連絡を行わない受注予定者もいたが、そのような場合であっても、他の入札参加者は、予定価格に極めて近い価格で入札し、受注予定者が受注できるように協力していた。

(査 5 4, 査 5 5, 査 5 7 ないし 査 5 9, 査 6 4, 査 7 0, 査 7 5 ないし 査 7 7, 査 8 2, 査 8 4, 査 8 5, 査 8 8, 査 9 9, 査 1 0 1)

(イ) 総合評価落札方式の工事の場合の協力

総合評価落札方式の工事における評価項目のうち、「企業の施工実績」、「地域精通度」及び「地域貢献度」は、前記第 3 の 2 (3)ウ(ウ)のとおり、いずれも客観的なデータに基づいて算定されるものであり、入札参加者が山梨県所定の様式で作成・記載して提出した資料に基づいて点数化されることが、総合評価実施要領で公表されていた。そのため、30 社は、過去の入札結果等により、各入札参加者の評価点を予想することが可能であった。

評価項目のうち「配置予定技術者の能力」も、前記第 3 の 2 (3)ウ(ウ)のとおり、総合評価実施要領に基づき客観的なデータが点数化されるものであるため、少なくとも、入札参加者において自社の評価点を予想することは可能であった。

評価項目のうち「施工計画」については、上記「企業の施工実績」と異なり、総合評価実施要領に基づき客観的なデータが点数化されるものではなく、評価が発注者の裁量に委ねられるものであるため、正確に評価点を予想することはできなかったが、0 点、5 点又は 1 0 点と 3 段階で配点されていたこともあり、少なくとも、入札参加者において、自社の作成した施工計画書の内容から自社の評価点の高低を

ある程度予想することは可能であった。

このような状況の下で、３０社は、互いの評価点を予想し、又は連絡し合い、受注予定者以外の者は、入札を辞退し、又は高い入札価格で入札するほか、評価点の低い配置予定技術者を配置する、簡易な内容の施工計画書を提出する、受注予定者との間で施工計画書をやり取りして内容を確認するなどして、総合評価落札方式の工事の入札においても、あらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力し合っていた。

(査３０ないし査３２，査５２，査５３，査６０，査６８，査６９，査７３，査７６，査８０，査８６，査８７，査９０，査９７，査９９，査１６９，査１７１，査１８４，査１９３，査１９４，査１９６，査２１２，査２１７，査２１８)

(d) 塩山支部の役員会における協議

a 平成１９年５月１１日の役員会における被審人廣川工業所の廣川社長の提案

塩山支部は、平成１９年５月１１日、山梨県笛吹市に所在する旅館「富士野屋夕亭」において、同支部の月例役員会を開催した。同役員会には、塩山支部長である被審人廣川工業所の廣川社長、同副支部長である被審人タナベエンジニアリングの雨宮社長及び被審人植野興業の植野社長、同理事である被審人大和工務店の神戸社長、被審人天川工業の天川社長、被審人天川組の天川社長、被審人岩波建設の岩波社長、被審人高野建設の高野社長、被審人内田組の内田社長、被審人甲信建設の三森社長、藤原工業の藤原社長及び坂本組の古屋利三社長（以下「坂本組の古屋社長」という。）、同監事である被審人山梨建設の辻社長ら１５名が出席した。

同役員会において、被審人廣川工業所の廣川社長は、他の出席者に対し、本件合意に基づいて本件受注調整が行われていることが公正取引委員会等の外部に漏れることを防ぐため、今後は調整会議等の受注調整のための話合いの出席者を各社の社長又はその兄弟若しくは息子に限定する旨提案した。

また、同月１４日に塩山支部会館において開催された塩山支部の会員が出席する月例総会においても、被審人廣川工業所の廣川社長

が同様の提案をした。

しかし、これらの会合において、坂本組の古屋社長が、それまで同社において受注調整のための話合いに出席していた同社の取締役社長代理である松澤正光（以下「坂本組の松澤社長代理」という。）は同社長と血縁関係になく、同社長には他に受注調整のための話合いに出席させることのできる兄弟又は息子がいないことを理由に、上記提案に強く反対したため、上記提案に関する結論は出なかった。

（査４３，査９２，査９９，査１１０ないし査１１４）

b 平成１９年６月１３日の役員会におけるルールの確認

平成１９年６月１３日の役員会において、出席者の間で、塩山地区特定土木一式工事の入札に参加しようとする場合には、入札公告が行われた日の翌日までに、当該工事の入札に参加する旨を塩山支部等の執行部又は塩山支部等の事務員に連絡するとともに、当該工事の受注を希望する場合には、原則として、入札公告が行われた日から土日祝日を除いて数日後の午前１０時に塩山支部会館に出向き、塩山支部等の執行部に当該工事の受注を希望する旨を伝えることを確認した。

その後、上記確認事項は、被審人甲斐建設や被審人藤プラント建設など、役員以外の塩山支部の会員にも伝えられた。

（査３９ないし査４３，査４７ないし査４９，査７２，査９９，査１００，査１１５ないし査１１７）

ウ 個別工事における受注調整

３１２物件のうち、少なくとも別紙９の「別紙１２」欄に「○」の付された４４件（以下「４４物件」という。）については、別紙１２記載のとおり電子メールやメモなどの客観的な証拠等が存在することから、当該工事について、あらかじめ受注予定者を決定し他の入札参加者は受注予定者が受注できるように協力するなど、本件合意の内容に沿った受注調整が行われたことが認められる。

また、少なくとも別紙９の「別紙１３」欄に「○」の付された６０件（以下「６０物件」という。）については、別紙１３記載のとおり、同別紙に掲記した客観的な証拠から、入札参加者が塩山支部等に対して当該工事の入札に参加する旨を届け出る、塩山支部等において入札参加者

取りまとめ表を作成するなど、本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことが認められる。

エ 本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事の落札率

本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事である 316 物件のうち、4 物件を除く 312 物件は、いずれも 30 社又は 30 社のいずれかで構成される J V が受注しているところ、その落札率は、いずれの入札方法においても 97 パーセント台に集中しており、落札率の平均は 96.3 パーセントである。（査 18）

(2) 認定事実に関する被審人らの主張について

ア 塩山支部等による入札参加情報の集約（前記(1)イ(ア)）

被審人らは、塩山支部等において入札参加者の情報が集約されていたことは認める一方、上記情報を集約していたのは発注者である山梨県から 1 社入札を避けるよう要請を受けたためであり、受注調整のためではない旨主張し（前記第 5 の 1 (2)イ(ア)）、23 社の各代表者の代表者審尋における陳述（ただし、被審人藤プラント建設については、審尋当時同社の取締役であった藤原栄一〔同被審人の現代表者。以下「被審人藤プラント建設の藤原取締役」という。〕の参考人審尋における陳述。以下同じ。）（審 A 共 12、審 A 共 13、審 A 共 15 ないし審 A 共 20、審 B 共 17 ないし審 B 共 26、審 C 9、審 D 10、審 E 2、審 E 8、審 F ア 2 及び審 F イ 10 の各陳述書を含む。）（以下「23 社の代表者の陳述」という。）中には、これに沿う部分がある。

しかし、23 社の代表者の陳述は、山梨県から上記要請を受けた時期や経緯、入札参加者取りまとめ表は何の目的で誰の指示により作成され、どのように使用又は管理されていたのか、情報集約のルールについて塩山支部等から会員に対していつどのように説明がなされ、会員の了解を得たのかなど、主要な点に関する供述が曖昧であり、その内容について客観的な裏付けも欠いている。

これに加えて、①山梨県の発注担当者は、山梨県から建設業者や建設業者団体に対して、1 社入札とならないように入札参加者の数を調整してほしいと要請したことはない旨供述し（査 231）、平成 21 年 4 月以降山梨県建設業協会の会長であった被審人昭和建設の浅野社長（査 6）も、これと同旨の供述をしていること（査 232）、②本件合意の内容

に沿った受注調整が行われたことが認められる別紙 1 2 記載の各工事の中に、落札者においてあらかじめ他の入札参加者を把握し、それを踏まえて受注調整を行っていることが認められるものが多数存在すること等に照らすと、23社の代表者の陳述は、不合理であって採用できない。

むしろ、上記②の事実には照らせば、塩山支部等において入札参加情報を集約していたのは受注調整のためであったことが明らかである。

イ 本件受注調整の方法及びその実施状況（前記(1)イ(イ)及び(ウ)）

被審人らは、30社において塩山地区特定土木一式工事について受注調整を行っていた事実はない旨主張し（前記第5の1(2)ア(ア)）、23社の代表者の陳述中には、これに沿う部分がある。

しかし、23社の代表者の陳述は、いずれもその内容について客観的な裏付けを欠いており、以下の①ないし⑤の事実及び証拠に照らしても採用できず、他に前記(1)イ(イ)及び(ウ)の認定を覆すに足りる証拠はない。

なお、下記②ないし⑤の事実等に関する被審人らの主張に対する判断は、後記エないしクで述べる。

① 30社は、塩山地区特定土木一式工事について、塩山支部等において入札参加情報を集約し、入札前に当該工事の入札参加者を把握していた（前記(1)イ(ア)）。また、塩山支部等において上記情報を集約していたのは、受注調整のためであった（前記ア）。

② 30社は、塩山支部の役員会等において、受注調整が発覚しないようにするために受注調整の話し合いの出席者を各社の代表者等に限定することを検討したり、塩山地区特定土木一式工事の入札に参加する旨及び当該工事の受注を希望する旨を塩山支部等に連絡する際のルールについて確認するなどしていた（前記(1)イ(カ)）。

③ 本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事のうち、少なくとも、44物件について、本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと、60物件について、本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する（前記(1)ウ）。

④ 本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事のほとんど

全てを占める 312 物件の平均落札率は、96.3 パーセントという相当高いものである（前記(1)エ）。

- ⑤ 30 社の代表者のうち約半数（被審人高野建設の高野社長〔査46〕，被審人天川工業の天川社長〔査47，査48〕，被審人峡東建設の岩波社長〔査54〕，被審人タナベエンジニアリングの雨宮社長〔査55，査56〕，被審人甲斐建設の渡辺社長〔査57〕，被審人渡辺建設の渡辺社長〔査58ないし査60〕，被審人天川組の天川社長〔査61，査62〕，被審人甲信建設の三森社長〔査64，査65〕，被審人三森建設の齊藤社長〔査67ないし査69〕，被審人大和工務店の神戸社長〔査70〕，被審人山梨建設の辻社長〔査71ないし査73〕，被審人飯島工事の飯島社長〔査74ないし査76〕，被審人広瀬土木の廣瀬社長〔査77ないし査79〕，被審人藤プラント建設の藤原社長〔査82〕，被審人山梨技建の芳賀社長〔査84ないし査86〕，宮原土建の宮原栄治社長〔以下「宮原土建の宮原社長」という。〕〔査88ないし査98〕及び坂本組の古屋社長〔査99〕）及び坂本組の松澤社長代理（査100，査101）が，審査官に対し，塩山地区特定土木一式工事における受注調整の方法について，前記(1)イ(イ)及び(ウ)の認定に沿う供述をしている。

ウ 総合評価落札方式の工事の場合の協力（前記(1)イ(エ)）

被審人らは，総合評価落札方式の工事において，入札参加者の評価点を把握してこれを調整することは不可能又は極めて困難であり，受注調整を行うことはできない旨主張し（前記第5の1(2)ア(イ)），23社の代表者の陳述中には，これに沿う部分がある。また，被審人らは，総合評価落札方式は平成18年4月1日当時は存在しなかったものであり，かかる工事を被審人らがどのようにして本件合意の対象に含めたかについて審査官は何も主張立証していないと主張する（前記同）。

しかし，総合評価落札方式の工事における各評価項目に係る評価点の算定方法については，前記第3の2(3)ウ(ウ)で認定したとおりである。

かかる算定方法に照らせば，評価項目のうち「企業の施工実績」，「地域精通度」及び「地域貢献度」については，過去の入札結果等により自社及び他社の評価点を予想することが可能であったこと，「配置予定技術者の能力」については，少なくとも自社の評価点を予想することは可

能であったこと、「施工計画」については、正確に評価点を予想することはできなかったものの、自社の作成した施工計画書の内容から、自社の評価点の高低をある程度予想することは可能であったことが認められる。

したがって、総合評価落札方式の工事においても、入札参加者の間で、互いの評価点を予想し、又は連絡し合うなどし、それを踏まえて各社の入札価格を調整するなどすれば、受注調整を行うことは可能であったと認められる。

実際に、本件合意の内容に沿った受注調整が行われたことが認められる44物件及び本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことが認められる60物件の中にも、総合評価落札方式の工事は多数含まれている。また、これらの工事の中には、入札参加者において、当該工事の入札前に、自社及び他の入札参加者の評価点を予想して、自社が落札するための入札価格をシミュレーションしているもの（別紙12の第1項記載の各工事）や、入札参加者の間で、発注者に提出する予定の施工計画書をやり取りしているもの（別紙12の第2項(1)、(4)及び(5)記載の各工事）など、実際に前記(1)イ(エ)記載の方法で受注調整が行われていることが認められる工事が存在する。

よって、23社の代表者の陳述等はいずれも採用できず、他に前記(1)イ(エ)の認定を覆すに足りる証拠はない。

エ 平成19年5月11日の役員会における被審人廣川工業所の廣川社長の提案（前記(1)イ(オ) a）

(7) 被審人廣川工業所は、平成19年5月11日の役員会において同社の廣川社長が審査官の主張する提案をした事実はなく、「仕事に関する会議」、すなわち「支部の行事の会議と仕事の話」の出席者は親子に限る旨発言したにすぎない旨主張し（前記第5の1(2)イ(イ) a），同社の廣川社長の代表者審尋における陳述（審C9の陳述書を含む。以下同じ。）中には、これに沿う部分がある。

しかし、上記陳述は、その内容について客観的な裏付けを欠いており、「支部の行事の会議と仕事の話」について、支部の会員の代表者又はその親子以外の従業員の出席を制限しなければならない合理的な理由も見いだし難い。

これに加えて、①平成１９年５月１１日の役員会に出席していた被審人天川工業の天川社長は、同人の平成２１年の手帳（査１７７）に「調整会議６社希望、調整つかず２４日再会議」と記載するなど、「調整会議」という用語を「受注調整のための会議」という意味で用いていたところ、同人の平成１９年の手帳に、「５／１１ 塩山支部役員会 PM６：００ 富士乃屋夕亭……調整会議 希望等は社長あるいは息子」（査４３）と記載していること、②被審人廣川工業所の廣川社長が作成した平成１９年５月１１日の役員会に関するメモに、「役員会 ５月１１日 PM、６、３０ フルーツパーク富士屋ホテル…（略）仕事に関する会議は本人以外認めない ただし親子は認める」（査１１３）と記載されており、同社長は、「仕事」という言葉を「入札物件に関する情報交換などの疑わしい話」を指すものとして用いることがある旨供述していること（査２３４）、③平成１９年５月１１日の役員会に出席していた坂本組の古屋社長は、前記(1)イ(㍑) a の認定に沿う供述をしていること（査９９）などに照らしても、被審人廣川工業所の廣川社長の陳述は採用できず、他に前記(1)イ(㍑) a の認定を覆すに足りる証拠はない。

- (4) 被審人植野興業ら８社及び被審人天川工業ら１０社も、被審人廣川工業所と同様に、平成１９年５月１１日の役員会において被審人廣川工業所の廣川社長が審査官の主張する提案をした事実はない旨主張するが（前記第５の１(2)イ(イ) b）、前記(ア)と同様の理由により採用できない。

また、被審人山梨建設の辻社長が上記役員会に出席していたと認められることについては、後記(ウ)のとおりである。

- (5) 被審人天川組、被審人三森建設及び被審人飯島工事ら２社は、これらの被審人は平成１９年５月１１日の役員会に出席しておらず、そこで話し合われた内容について伝えられていない旨主張する（前記第５の１(2)イ(イ) c）。

しかし、平成１９年５月１１日の役員会には、当時の役員１６名中１５名が出席しており（査５，査１１１，査１１２）、かつ、出席者である坂本組の古屋社長が、自分の他に被審人天川組の天川社長及び被審人山梨建設の辻社長を含む１２名が少なくとも出席していた旨

供述しており（査 9 9），被審人天川組の天川社長及び被審人山梨建設の辻社長は上記役員会に出席していたと認められる。

他方，被審人三森建設及び被審人飯島工事ら 2 社の役員及び従業員は，塩山支部の役員ではなかったため，平成 1 9 年 5 月 1 1 日の役員会に出席していなかったことがうかがえる。しかし，同役員会では，被審人廣川工業所の廣川社長から前記(1)イ(オ) a の提案があったものの議決には至らなかったことから，役員以外の者には上記提案が伝えられなかったとも考えられるのであり，仮に被審人三森建設及び被審人飯島工事ら 2 社が上記提案が行われたことを知らなかったとしても，かかる事実は前記(1)イ(オ) a の認定を左右するものではない。

したがって，被審人天川組等の主張は採用できない。

オ 平成 1 9 年 6 月 1 3 日の役員会における確認事項（前記(1)イ(オ) b）
被審人らは，平成 1 9 年 6 月 1 3 日の役員会において審査官の主張するルールが確認された事実はない，又は同事実は知らないと主張する（前記第 5 の 1 (2)イ(ウ)）。

しかし，平成 1 9 年 6 月 1 3 日当時塩山支部の役員を務めており，平成 1 9 年 6 月 1 3 日の役員会に出席していた被審人山梨建設の辻社長，被審人天川工業の天川社長及び被審人タナベエンジニアリングの雨宮社長の手帳には，いずれも，入札公告が行われた日に入札参加の意思表示をし，土日祝日を除く 2 日後の午前 1 0 時に受注希望を受け付ける旨が記載されており（査 4 0，査 4 2，査 4 3），被審人山梨建設の辻社長は，上記記載の意味について前記(1)イ(オ) b の認定と同旨の供述をしている（査 7 2）。

また，被審人甲斐建設及び被審人藤プラント建設は，いずれも平成 1 9 年 6 月 1 3 日当時は塩山支部の役員ではなかったが，被審人甲斐建設から留置された資料に，「入札公告の日に希望を支部へ F A X……公告より中 2 日で支部へ行く．土、日カウントしない」と記載され（査 4 1），被審人藤プラント建設から留置された資料に，「県・工事 工事希望型」，「公告があって申し込みする時 — 支部に『一般競争入札』公告を F A X」，「公告があって工事希望の時 — 公告より中 2 日後 A M 1 0 : 0 0 支部に出向き執行部に希望をかける。（4 日目が休日の場合その翌日）」，「確認通知書確認後 — その日の午後支部へ行く（複数社希

望があったときのため）その後の話し合いについての日時は支部より連絡あり」（査39）と記載されている。

これらの証拠に鑑みれば、前記(1)イ(オ)ｂのとおり、平成19年6月13日の役員会において、塩山地区特定土木一式工事の入札に参加する旨及び当該工事の受注を希望する旨を塩山支部等に連絡する際のルールを確認し、その後、同確認事項は、役員以外の塩山支部の会員に対しても伝えられたことが認められる。

カ 個別工事について（前記(1)ウ）

被審人らは、83物件及び36物件を含む312物件について受注調整が行われた事実はないと主張する（前記第5の1(2)イ(エ)）。

しかし、少なくとも、44物件について本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと、60物件について本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことが客観的な証拠によって認められることについては、前記(1)ウのとおりである。

被審人らは、別紙12の各「イ」の項記載のとおり、44物件について受注調整が行われた事実はない旨主張するが、これらの主張をいずれも採用できないことについては、同項に記載のとおりである。

なお、被審人らは、別紙12の各「イ」の項記載のもの以外にも、別紙12及び同13記載の各工事について受注調整を行っていないことの根拠となる事情を縷々主張するが、いずれも、これを裏付ける的確な証拠を欠くか、仮にかかる事情が認められたとしても、当該工事について受注調整が行われたこと又は受注調整に関わる行為が行われたことと相容れないものではないことから、採用できない。

また、これら個別工事において受注調整が行われたことは本件合意が存在していたことの裏付けとなる事実であるところ、本件合意が存在していたことを認定するために312物件全てについて受注調整が行われた事実を証拠により認定することまでは必要ではない。

キ 312物件の平均落札率について（前記(1)エ）

(7) 被審人らは、312物件の平均落札率が高いのは、発注者側の積算よりも実際のコストの方が高いことなどに起因するものであり、平均落札率が高いという事実は本件合意の存在を推認させるものではない旨主張する（前記第5の1(2)イ(オ)）。

しかし、３１２物件の平均落札率が高い理由に関する上記主張は、客観的な裏付けを欠くものである。また、仮にそのような事実が認められるとしても、かかる事実は、平均落札率の高さが本件合意を裏付ける事情の一つとなるということと相容れないものではない。

本件合意の目的が受注価格の低落防止にあることからすると、本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事のほとんど全てを占める３１２物件の平均落札率が９６．３パーセントという相当高いものであることは、上記目的と結び付きやすく、また、他の証拠等と合わせてみれば、本件合意の認定に資するものと認められる。

- (4) 被審人植野興業ら８社及び被審人天川組は、３１２物件の平均落札率と本件違反行為終了後に発注された塩山地区特定土木一式工事の平均落札率が同程度であることは本件合意が存在しなかったことを裏付けるものである旨主張する（前記第５の１(2)ウ）。

しかし、上記主張は、本件違反行為終了後は塩山地区特定土木一式工事の入札において事業者間で自由かつ公正な競争が行われていることを前提とするものであるところ、かかる事実を認めるに足る証拠はない。

したがって、被審人植野興業ら８社等の主張は、その前提を欠くものであり、採用できない。

- ク 被審人らは、本件合意又は個別工事における受注調整等に関する以下の(ア)ないし(キ)の各供述調書（いずれも３０社の代表者又は従業員の審査官に対する供述を記載したもの）は、その手続等に問題があり、虚偽の内容等が記載されているから、いずれも信用できないと主張するので（前記第５の１(2)ア(ア)），これらの供述調書の信用性について検討する。

- (7) 坂本組の古屋社長、坂本組の松澤社長代理及び宮原土建の宮原社長の各供述調書

被審人らは、坂本組の古屋社長及び宮原土建の宮原社長は、倒産することによって課徴金の賦課を回避するとともに、実際には存在しない本件合意が存在した旨供述することで被審人らを陥れようとしたものであり、坂本組の古屋社長の供述調書（査９９）、同社長の意向を受けた坂本組の松澤社長代理の供述調書（査１００、査１０１）及

び宮原土建の宮原社長の供述調書（査８８ないし査９８）はいずれも信用できない旨主張する。

しかし、坂本組の古屋社長、坂本組の松澤社長代理及び宮原土建の宮原社長は、一般競争入札において参加若しくは受注を希望する者又は指名競争入札において指名を受けた者は受注調整を行うために塩山支部等へその旨を届け出ており、塩山支部等において入札参加情報を集約していたこと、平成１９年５月１１日の役員会及び平成１９年６月１３日の役員会において受注調整のルールの確認等がなされたことなどを供述しているところ、これらの供述内容は、塩山支部等において受注調整のために入札参加情報を集約していたこと（前記ア、前記(1)イ(ア)）、平成１９年５月１１日の役員会及び平成１９年６月１３日の役員会における協議の内容に係る客観的な証拠（前記エ(ア)及びオ）と一致するものであり、いずれも、特段不自然、不合理な点はない。

また、坂本組の古屋社長、坂本組の松澤社長代理及び宮原土建の宮原社長は、個別工事について受注調整を認める供述をしているところ、別紙１２及び同１３記載のとおり、坂本組又は宮原土建が受注した物件１６、物件６９、物件８７、物件９６、物件１７１、物件１９０、物件２６８及び物件２９９については、本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと、又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠がある。

他方、被審人らの主張は、それを裏付ける客観的な証拠がなく、根拠のない憶測を述べて上記各供述調書は信用できないというにすぎない。

したがって、上記各供述調書の信用性は高いと認められ、被審人らの主張は採用できない。

- (4) 被審人高野建設の高野社長、被審人峽東建設の岩波社長、被審人甲信建設の三森社長、被審人大和工務店の神戸社長及び被審人山梨建設の辻社長の各供述調書

被審人植野興業ら８社は、上記各供述調書（査４６、査５４、査６４、査６５、査７０ないし査７３）の内容はいずれも審査官が一方的に作文したものであり、被審人高野建設の高野社長らが供述していな

い虚偽の内容が記載されている旨主張し、被審人高野建設の高野社長、被審人峡東建設の岩波社長、被審人甲信建設の三森社長、被審人大和工務店の神戸社長及び被審人山梨建設の辻社長の代表者審尋における各陳述（審Aウ1及び審A共16ないし審A共20の各陳述書を含む。以下同じ。）中には、これに沿う部分がある。

しかし、上記各陳述は、いずれもその内容について客観的な裏付けを欠いており、以下の事実及び証拠に照らしても採用することはできず、上記各供述調書の信用性は高いと認められる。

① 上記各供述調書には、峡東地域に所在する建設業者は、山梨県が発注する土木一式工事を対象に、入札前にあらかじめ受注予定者を決め、他の入札参加者は受注予定者が受注できるように協力していたこと、入札公告後、入札に参加する又は受注を希望する場合には塩山支部等へ届け出たこと、塩山支部等で入札参加者を取りまとめており、受注を希望する場合は他の入札参加者にその旨伝えたこと、受注予定者となる工事は地域性、継続性がある工事であったこと、予定価格の99パーセントなどの高い価格で入札することで協力してもらったことなどが記載されているところ、これらの供述内容は、塩山支部等において受注調整のために入札参加情報を集約していたこと（前記ア、前記(1)イ(ア)）、本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事のうち104件について、本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在すること（別紙12及び同13）等の事実（以下「塩山支部等において受注調整のために入札参加情報を集約していた事実等」という。）に沿うものである。

② 被審人高野建設、被審人峡東建設、被審人甲信建設、被審人大和工務店及び被審人山梨建設が本件対象期間に受注した工事のうち、物件14、物件83、物件86、物件124、物件125、物件155、物件166、物件173、物件176、物件181、物件195、物件215、物件225、物件281、物件294、物件295及び物件313については、別紙12及び同13記載のとおり、本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと、又は本件合意の

内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する。

- (㊦) 被審人天川工業の天川社長，被審人内田組において入札に関する業務を担当していた関健司総務部長（以下「被審人内田組の関部長」という。），被審人タナベエンジニアリングの雨宮社長，被審人甲斐建設の渡辺社長，被審人渡辺建設の渡辺社長，被審人広瀬土木の廣瀬社長，被審人佐藤建設工業の佐藤社長及び被審人山梨技建の芳賀社長の各供述調書

被審人天川工業ら１０社は，上記各供述調書（査４７，査４８，査５２，査５３，査５５ないし査６０，査７７ないし査７９，査８３ないし査８６）の内容は，いずれも審査官が一方的に作文したものであり，被審人天川工業の天川社長らが供述していない虚偽の内容が記載されているなどと主張し，被審人天川工業の天川社長，被審人内田組の内田社長，被審人タナベエンジニアリングの雨宮社長，被審人甲斐建設の渡辺社長，被審人渡辺建設の渡辺社長，被審人広瀬土木の廣瀬社長，被審人佐藤建設工業の佐藤社長及び被審人山梨技建の芳賀社長の代表者審尋における各陳述（審Ｂ共２３及び審Ｂ共２５の陳述書を含む。以下同じ。）中には，これに沿う部分がある。

しかし，上記各陳述は，いずれもその内容について客観的な裏付けを欠いており，以下の事実及び証拠に照らしても採用することはできず，上記各供述調書の信用性は高いと認められる。

- ① 上記各供述調書には，山梨県が峡東地域を施工場所として発注する土木一式工事の入札において受注調整が行われてきたこと，入札に参加する場合は塩山支部等へ届け出るようになっており，塩山支部等で入札参加者を把握していたこと，入札公告が行われた後，入札参加希望者が集まって話し合いをしたこと，お互いに他の事業者に地域性，継続性がある工事について取りにいかない旨の暗黙の了解があること，受注予定者が決まった場合には受注予定者が受注できるように協力したこと，受注予定者から他の入札参加者へ入札価格等の連絡をしたこと，入札価格等の連絡をしない場合には予定価格の９９パーセントなどの高い価格で入札してくれたこと，個別工事（物件２０９，物件２７４，物件３０６，被審人山梨技建が受注し

た工事及び同被審人が他社の受注に協力した工事）に係る受注調整の状況等が記載されているところ、これらの供述内容は、塩山支部等において受注調整のために入札参加情報を集約していた事実等に沿うものである。

- ② 被審人天川工業，被審人内田組，被審人タナベエンジニアリング，被審人甲斐建設，被審人渡辺建設，被審人広瀬土木，被審人佐藤建設工業及び被審人山梨技建が本件対象期間に受注した工事のうち，物件 7，物件 1 1，物件 1 7，物件 4 0，物件 8 2，物件 8 8 ないし物件 9 0，物件 9 7，物件 9 9，物件 1 0 7，物件 1 3 5，物件 1 5 1，物件 1 5 9，物件 1 6 7，物件 1 7 8，物件 1 9 6 ないし物件 1 9 9，物件 2 0 1，物件 2 0 2，物件 2 0 5，物件 2 0 9，物件 2 1 2，物件 2 1 7，物件 2 2 9，物件 2 3 3，物件 2 3 6，物件 2 6 4，物件 2 7 3 ないし物件 2 7 5，物件 2 8 2，物件 2 9 7，物件 2 9 8，物件 3 0 0，物件 3 0 6，物件 3 0 9，物件 3 1 0 及び物件 3 1 4 については，別紙 1 2 及び同 1 3 記載のとおり，本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと，又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する。

(エ) 被審人廣川工業所の廣川社長の供述調書

被審人廣川工業所は，上記供述調書（査 2 3 4）の内容は審査官が一方的に作文したものであり，被審人廣川工業所の廣川社長が供述していない虚偽の内容が記載されている，同社長は，審査官から「嘘を言うと偽証罪になる」と言われ，供述調書の訂正を求めても聞き入れられず，後で直すと言われたため，諦めて上記供述調書に署名押印したなどと主張し，同社長の代表者審尋における陳述（審 C 9 の陳述書を含む。以下同じ。）中には，これに沿う部分がある。

しかし，上記陳述は，いずれもその内容について客観的な裏付けを欠いており，以下の事実及び証拠に照らしても採用することはできず，上記供述調書の信用性は高いと認められる。

- ① 上記供述調書には，「『支部の会合の場で仕事の話はしないように』といえは，入札物件に関する情報交換などの疑わしい話はしないようにしようという意味で『仕事』という言葉を使って」いる旨

が記載されているところ、かかる供述内容は、平成１９年５月１１日の役員会における提案の内容に係る客観的な証拠（前記エ(ア)）と一致する。

- ② 被審人廣川工業所が本件対象期間に受注した工事のうち、物件１５３、物件１６３及び物件２２３については、別紙１２及び同１３記載のとおり、本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと、又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する。

(ハ) 被審人天川組の天川社長の供述調書

被審人天川組は、上記各供述調書（査６１、査６２）には被審人天川組の天川社長が供述していない虚偽の内容が記載されている、同社長は供述調書の全体を十分に確認した上で署名押印したものではないなどと主張し、同社長の代表者審尋における陳述（審Ｄ１０の陳述書を含む。以下同じ。）中には、これに沿う部分がある。

しかし、上記陳述は、いずれもその内容について客観的な裏付けを欠いており、以下の事実及び証拠に照らしても採用することはできず、上記各供述調書の信用性は高いと認められる。

- ① 上記各供述調書には、山梨県が峡東地域を施工場所として発注する土木一式工事の入札において受注調整が行われてきたこと、地域性、継続性がある工事について受注希望を主張したこと、塩山支部長等に対して受注を希望すること等を連絡したことなどが記載されているところ、これらの供述内容は、塩山支部等において受注調整のために入札参加情報を集約していた事実等に沿うものである。

- ② 被審人天川組が本件対象期間に受注した工事のうち、物件１７２、物件２４７、物件２４８、物件２５３、物件２７６及び物件３１５については、別紙１２及び同１３記載のとおり、本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと、又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する。

(ニ) 被審人三森建設の齊藤社長の供述調書

被審人三森建設は、上記各供述調書（査６７ないし査６９）は被審人三森建設の齊藤社長の供述した内容を正確に録取したものではな

く、審査官の都合の良い内容に変容されているなどと主張し、同社長の代表者審尋における陳述（審E 8の陳述書を含む。以下同じ。）中には、これに沿う部分がある。

しかし、上記陳述は、いずれもその内容について客観的な裏付けを欠いており、以下の事実及び証拠に照らしても採用することはできず、上記各供述調書の信用性は高いと認められる。

- ① 上記各供述調書には、地域性、継続性がある工事についてはその事情を有する事業者が受注することになっており、積極的に取りにいかないことになっていたこと、物件214の具体的な受注調整の状況等が記載されているところ、これらの供述内容は、塩山支部等において受注調整のために入札参加情報を集約していた事実等に沿うものである。
- ② 被審人三森建設が本件対象期間に受注した工事のうち、物件81、物件116、物件214及び物件254については、別紙12及び同13記載のとおり、本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと、又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する。
- (4) 被審人飯島工事の飯島社長及び被審人藤プラント建設の藤原社長の各供述調書

被審人飯島工事ら2社は、上記各供述調書（査74ないし査76、査82）の内容は審査官の作文であり供述者の供述していない虚偽の内容が記載されている、あるいは供述者の供述したことが審査官の考える筋書きに沿う形で表現されている、供述者は違法行為の疑いをかけられて気が動転しており、供述調書の内容を正しく認識することもなく、供述調書に署名押印してしまったなどと主張し、被審人飯島工事の飯島社長の代表者審尋における陳述（審Fア2の陳述書を含む。以下同じ。）及び被審人藤プラント建設の藤原取締役の参考人審尋における陳述（審Fイ10の陳述書を含む。以下同じ。）中には、これに沿う部分がある。

しかし、上記各陳述は、いずれもその内容について客観的な裏付けを欠いており、以下の事実及び証拠に照らしても採用することはできず、上記各供述調書の信用性は高いと認められる。

① 上記各供述調書には、山梨県が峡東地域を施工場所として発注する土木一式工事の入札において受注調整が行われてきたこと、受注したい工事については、他の入札参加者に対し受注を希望することを伝えたこと、受注を希望しない工事は予定価格の98ないし99パーセントで入札したこと、地域性、継続性を尊重し、お互いに受注できるように協力してきたこと、物件301の受注調整の状況等が記載されているところ、これらの供述内容は、塩山支部等において受注調整のために入札参加情報を集約していた事実等に沿うものである。

② 被審人飯島工事及び被審人藤プラント建設が本件対象期間に受注した工事のうち、物件47、物件111、物件139、物件189、物件192、物件200、物件301及び物件312については、別紙12及び同13記載のとおり、本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと、又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する。

(3) 本件合意について

ア 前記(1)アのとおり、山梨県では、平成17年度頃までは指名競争入札の方法により土木一式工事を発注することが多かったが、30社を含む塩山地区の建設業者は、塩山支部に対する平成6年の勧告審決以降も、塩山地区を施工場所とする土木一式工事の指名競争入札において受注調整を行うなど、協調関係にあったことが認められる。

また、山梨県では、平成18年度頃から一般競争入札の方法により土木一式工事を発注することが増え、平成19年頃からは、一般競争入札の方法により発注する土木一式工事の一部について総合評価落札方式を導入したが（別紙9、査18）、前記(1)イのとおり、30社は、平成18年4月1日以降も、これらの塩山地区に係る土木一式工事について、塩山支部等において入札参加情報を集約し、受注希望者が1社又は1JVの場合はその者又はJVを受注予定者とし、受注希望者が複数の場合は地域性、継続性等を勘案して受注希望者間の話し合い等により受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力していたことが認められる。

さらに、前記(1)ウのとおり、本件対象期間に発注された塩山地区特定

土木一式工事である 312 物件のうち、少なくとも、44 物件について本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと、60 物件について本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことが客観的な証拠によって認められる。

また、これらの工事の発注方法は、指名競争入札、通常の一般競争入札、総合評価落札方式による一般競争入札のいずれも含んでおり、発注担当部署をみても、山梨県県土整備部等、峡東農務事務所及び峡東林務環境事務所のいずれも含まれ、工事の内容も土木工事、林務工事、農務工事に及び、発注時期も本件対象期間の全般にわたっている。

加えて、前記(1)エのとおり、312 物件は、いずれも30社又は30社のいずれかで構成されるJVが受注したものであり、312 物件の平均落札率も、96.3パーセントという相当高いものであったことが認められる。

以上の事情に鑑みれば、30社のうち被審人三森建設を除く29社は、遅くとも平成18年4月1日までに、塩山地区特定土木一式工事について、受注価格の低落防止を図るために本件合意をし、被審人三森建設は、遅くとも平成19年5月15日までに本件合意に参加したこと、30社は、遅くとも平成18年4月1日以降、本件合意に基づいて本件受注調整を行っていたことが認められる。

イ 被審人三森建設は、同社が遅くとも平成19年5月15日までに本件合意に参加した事実はない旨主張し（前記第5の1(2)ア(ウ)）、被審人三森建設の齊藤社長の代表者審尋における陳述（審E2及び審E8の陳述書を含む。以下同じ。）中には、これに沿う部分がある。

しかし、被審人三森建設は、遅くとも平成18年4月以降、塩山支部等に加盟しており、平成18年度はC等級業者であったために塩山地区特定土木一式工事の入札に参加できなかったが、平成19年度からはB等級業者となったために同工事の入札に参加する資格を得ていたこと（査1）、同被審人は、別紙12の第3項(6)記載のとおり、平成19年4月19日に入札公告が行われた物件81について、他の入札参加者の協力を得て同工事を受注し、別紙13の第8項記載のとおり、同日に入札公告が行われた物件84について、落札者である大和開発との間で入札に関する資料をファクシミリで送受信していること、同被審人が本件

対象期間に受注した塩山地区特定土木一式工事のうち、本件合意の内容に沿った受注調整が行われたこと又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為が行われたことが認められる工事が相当数存在すること（別紙１２の第２項(2)及び(5)記載の各工事並びに別紙１３の第１項記載の物件１１６）が認められる。

これらの事実からすると、被審人三森建設は、遅くとも物件８１の入札書受付開始日である平成１９年５月１５日（査１０７の１）以降、本件合意に参加していたと認められ、同認定を覆すに足りる証拠はない。

ウ 被審人らは、その他にも、本件合意の不存在、又は、仮に本件合意が存在したとしても自社は本件合意に参加していないことの根拠となる事情を縷々主張するが、いずれも、これを裏付ける的確な証拠を欠くか、仮にかかる事情が認められたとしても本件合意と相容れないものではなく、前記アの認定を左右しないものであって、採用できない。

２ 争点２（本件合意は、独占禁止法第２条第６項にいう不当な取引制限に該当するか）について

(1) 本件合意が不当な取引制限に該当すること

本件合意は、３０社が、塩山地区特定土木一式工事について、話し合い等によって受注予定者をあらかじめ決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者がその定めた価格で受注できるように協力するという内容の取決めであり、入札参加者は、本来的には自由に入札価格を決めることができるはずのところを、このような取決めがされたときは、これに制約されて意思決定を行うことになるという意味において、その事業活動が事実上拘束される結果となることは明らかであるから、本件合意は、独占禁止法第２条第６項にいう「その事業活動を拘束し」の要件を充足する。そして、本件合意の成立により、３０社の間に、上記の取決めに基づいた行動をとることを互いに認識し認容して歩調を合わせるという意味の連絡が形成されたものといえるから、本件合意は、同項にいう「共同して…相互に」の要件も充足する（多摩談合事件最高裁判決参照）。

また、独占禁止法第２条第６項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、本件合意のような一定の入札市場における受注調整を行うことを取り決める行為によって競争制限が行われる場合には、当該取決めに

よって、その当事者である事業者らがその意思で当該入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすことをいうものと解される（多摩談合事件最高裁判決参照）。

そして、本件合意の当事者及びその対象となった工事の規模、内容によれば、本件合意は、それによって上記の状態をもたらし得るものであったといえる。しかも、前記第3の2(6)、前記1(1)ウ及びエのとおり、①本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事のうち、指名競争入札の方法により発注された工事は、そのほとんど全てにおいて30社の中から当該入札の参加者が指名され、一般競争入札の方法により発注された工事でも、そのほとんどにおいて30社又は30社のいずれかで構成されるJVのみが入札に参加していたこと、②本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事の全てを、30社又は30社のいずれかで構成されるJVが受注しており、その平均落札率も、96パーセントを超える相当高いものであること、③実際に、本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事の中に、30社が本件合意の内容に沿った受注調整を行ったこと、又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為を行ったことを裏付ける客観的な証拠が存在する工事が多数あることなどからすると、本件合意は、本件対象期間中、塩山地区特定土木一式工事に係る入札市場において、事実上の拘束力をもって有効に機能し、上記の状態をもたらしていたものといえる。

したがって、本件合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件を充足する。

さらに、このような本件合意が、独占禁止法第2条第6項にいう「公共の利益に反して」の要件を充足するものであることも明らかである。

以上によれば、本件合意は、独占禁止法第2条第6項にいう不当な取引制限に該当する。

(2) 被審人らの主張について

ア 本件合意の形成過程

被審人植野興業ら8社、被審人廣川工業所及び被審人三森建設は、審査官の主張（前記第5の1(1)ア(ア)の本件合意の部分）は「意思の連絡」の定義の言い換えにすぎず、いつ、どこで、どのように合意を形成したかを明らかにしなければ、合意の形成は認定できない旨主張する（前記

第5の2(2)ア)。

しかし、独占禁止法の規制対象である「不当な取引制限」における意思の連絡とは、入札に先立って各事業者間で相互にその行動に事実上の拘束を生じさせ、一定の取引分野において実質的に競争を制限する効果をもたらすものであることを意味するのであるから、その意思の連絡があるとは、各事業者がかかる意思を有しており、相互に拘束する意思の連絡が形成されていることが認められればよく、その形成過程について日時、場所等をもって具体的に特定することまでを要するものではない（東京高等裁判所平成18年12月15日判決・公正取引委員会審決集第53巻1000頁〔株式会社大石組による審決取消請求事件〕参照）。

したがって、これに反する被審人植野興業ら8社等の主張は採用できない。

イ 一定の取引分野

被審人植野興業ら8社、被審人廣川工業所及び被審人飯島工事ら2社は4種類の工事の取引分野について、被審人三森建設は3種類の工事の取引分野について、各種類の工事ごとに、事業者間で競争が行われている個別の取引分野があり、これらの工事の分野を超えた競争関係は存在しないから、塩山地区特定土木一式工事という一つの取引分野は存在しない旨主張する（前記第5の2(2)イ）。

確かに、これら4種類の工事又は3種類の工事の発注担当部署は、それぞれ異なる。また、工事の内容も、林道工事、治山工事及び農務工事は、それぞれ特殊な土木工事であり、工事の施工に当たり特殊な設備や道具及び専門の技術を有する者が必要であること、建設業者にはそれぞれ得意とする工事分野があり、得意とする工事分野の入札に積極的に参加する傾向があったことなども、否定されない。

しかし、これらの工事は、いずれも山梨県が「土木一式工事」として発注していたものであり（前記第3の2(1)）、単に発注担当部署を異にするにすぎない。

また、山梨県は、「土木一式工事」の入札への参加を希望する事業者に対し、あらかじめ資格審査を行い、A、B、C又はDのいずれかの等級に格付し、有資格者名簿に登載していたこと（前記第3の2(2)）からすれば、有資格者名簿に登載されたA等級業者及びB等級業者（30社

も、これに該当する。)は、いずれも、3種類の工事又は4種類の工事を含む塩山地区特定土木一式工事の全てについて施工能力を有していたものと認められる。

そして、仮にこれらの事業者の中に、3種類の工事又は4種類の工事のいずれかを得意とし積極的に受注していた事業者と、そうでない事業者がいたとしても、専門的知識を有する技術者を育成する、あるいは実績を積むために、あえて入札に参加することもあり得ること(審A共16, 審B共18, 審B共20)、自社が所持していない特殊な設備や道具を必要とする場合であっても、これらの設備等を購入する、あるいは借りることが可能であることからすると、これらの事業者が特定の種類の工事の施工能力をおよそ欠いていたものではなく、有資格者名簿に登載された他の事業者との間に競争関係が存在したものと認められる。

実際に、30社において、特定の種類の工事を他の種類の工事と区別して受注調整していた事実もうかがえない。むしろ、30社としては、山梨県が発注する「土木一式工事」の中で30社が入札参加資格を有する全ての工事を受注調整の対象とすることで、より調整がしやすくなるし、受注価格の低落防止という本件合意の目的にもかなうことになる。

このように、30社は、塩山地区特定土木一式工事について、4種類の工事又は3種類の工事を区別することなく受注調整の対象としていたものであり、本件における「一定の取引分野」は塩山地区特定土木一式工事の取引分野である。

したがって、被審人植野興業ら8社等の主張は採用できない。

ウ 競争の実質的制限

被審人植野興業ら8社及び被審人廣川工業所は、審査官の主張する本件合意の内容には受注調整の基本的な方法や手順等を取り決めることが含まれていないから、本件入札市場における「落札者及び落札価格をある程度自由に左右することができる状態」をもたらすものではなく、競争を実質的に制限するものではない旨主張する(前記第5の2(2)ウ(ア))。

また、上記被審人ら及び被審人飯島工事ら2社は、本件合意が塩山地区特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限することを認定するには、312物件全てについて受注予定者及び受注価格を左

右した事実を主張立証する必要がある旨主張する（前記第5の2(2)ウ(イ)）。

しかし、本件合意が「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」ものであり、不当な取引制限に該当することについては、前記(1)に説示したとおりであり、これに反する被審人植野興業ら8社等の主張は、いずれも採用できない。

エ その他

被審人らは、その他にも縷々主張するが、いずれも前記(1)の認定を左右するものではなく、採用できない。

3 争点3（23社が受注した別紙10の1ないし23記載の各工事は、独占禁止法第7条の2第1項にいう当該役務に該当するか）について

(1) 当該役務

ア 不当な取引制限等の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、不当な取引制限等の予防効果を強化することを目的とする課徴金制度の趣旨に鑑みると、独占禁止法第7条の2第1項所定の課徴金の対象となる当該役務とは、本件においては、本件合意の対象とされた工事であって、本件合意に基づく受注調整等の結果、具体的競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解される（多摩談合事件最高裁判決参照）。

30社は、前記1(3)のとおり、遅くとも平成18年4月1日以降、塩山地区特定土木一式工事について、受注価格の低落防止を図るため、本件合意の下、本件受注調整を行っていたものである。

そして、本件においては、以下の①ないし⑤の各事情が見られることから、塩山地区特定土木一式工事に該当し、かつ、30社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事については、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情のない限り、本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したものと推認するのが相当である。（東京高等裁判所平成26年2月28日判決・公正取引委員会審決集第60巻第2分冊144頁〔株式会社高光建設による審決取消請求事件〕参照）

① 30社は、塩山支部等において、受注調整のために、あらかじめ30社の入札参加及び受注希望に関する情報を取りまとめ、塩山支部等

において入札参加者取りまとめ表を作成し、受注希望者が複数の場合には受注希望者間で話し合い等をし、時には塩山支部等の執行部の助言を勘案するなどして、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよう協力し合っていたものであり（前記 1 (1) イ (ア) 及び (イ)、同 (2) ア）、本件受注調整を組織的に行っていた。

② 本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事のうち、9 割以上の工事において、30 社のみが入札に参加していたことから（前記第 3 の 2 (6)）、30 社は、塩山地区特定土木一式工事の全てを対象に受注調整を行うことが容易な立場にあり、実際に、本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事の全てを、30 社又は 30 社のいずれかで構成される J V が受注しており、その平均落札率も 96 パーセントを超える相当高いものであった（前記第 3 の 2 (6) 及び前記 1 (1) エ）。

③ 312 物件のうち、別紙 12 及び同 13 記載の合計 104 件の工事について、30 社が本件合意の内容に沿った受注調整を行ったこと、又は本件合意の内容に沿った受注調整に関わる行為を行ったことが認められ（前記 1 (1) ウ）、これらの工事は、発注方法、発注担当部署、工事内容及び発注時期において特段の偏りはみられない。

④ 30 社の代表者のうち、本件合意への参加を認める旨の供述をする者が約半数いるが（前記 1 (2) イ ⑤）、これらの者の中に、塩山地区特定土木一式工事に該当する特定の工事について本件合意に基づく本件受注調整が行われなかった旨を供述している者はいない。

⑤ 本件合意の目的が受注価格の低落防止にあること（前記 1 (3) ア）に照らすと、塩山地区特定土木一式工事の全てを受注調整の対象とするのが合理的である。

イ 被審人らは、仮に本件合意が存在していたとしても、その対象となった工事について具体的競争制限効果が発生すると推認されるものではない旨主張する（前記第 5 の 3 (2) ア (ア)）。

しかし、本件合意の対象となる工事について、特段の事情がない限り、本件合意に基づく個別の受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したと推認できるとした理由は、前記アのとおり、本件における諸般の事情を考慮した上でのものであり、本件合意から直ちに個別工事におけ

る具体的競争制限効果の発生を推認できるとするものではない。

したがって、被審人らの主張は採用できない。

ウ 被審人植野興業ら 8 社及び被審人廣川工業所は、課徴金を課すには個別工事について 3 要件を主張立証する必要がある旨主張する（前記第 5 の 3 (2) ア (i)）。

しかし、塩山地区特定土木一式工事に該当し、かつ、30 社のうちいずれかが入札に参加して受注した工事については、特段の事情がない限り、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したものと推認されることについては、前記アのとおりである。

そして、上記推認の下では、当該役務の該当性を認めるために、必ずしも、本件合意に基づき受注予定者が決定された具体的経緯が明らかにされることや、当該工事につき受注調整がされたことを裏付ける直接証拠が存在することを要しないというべきである。（前掲東京高等裁判所平成 26 年 2 月 28 日判決参照）

したがって、被審人植野興業ら 8 社等の主張は採用できない。

(2) 別紙 10 の 1 ないし 23 記載の各工事について

本件対象期間に 23 社が受注した塩山地区特定土木一式工事のうち、本件各課徴金納付命令において課徴金算定の対象とされた工事は、別紙 10 の 1 ないし 23 の「4 対象物件一覧」記載のとおりである。

これらの工事は、いずれも本件合意の対象である塩山地区特定土木一式工事に該当し、30 社のうちいずれか又は 30 社のいずれかで構成される J V が入札に参加して受注した工事であるところ、前記 (1) アのとおり、かかる工事については、特段の事情がない限り、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したと推認される。また、これらの工事の中には、本件合意の内容に沿った個別の受注調整が行われたこと又は本件合意の内容に沿った個別の受注調整に関わる行為が行われたことを裏付ける客観的な証拠が存在する工事（別紙 12 及び同 13 記載の各工事）も 104 件含まれている。

(3) 特段の事情の有無について

被審人らは、別紙 10 の 1 ないし 23 記載の各工事の中にも具体的競争制限効果が発生していないものが存在する旨主張する（前記第 5 の 3 (2)

イ)。

しかし、後記アないしクのとおり、被審人らの主張する事情はいずれも、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したとの推認を妨げるものとは認められず、被審人らの主張を採用することはできない。

ア 総合評価落札方式の工事

- (7) 被審人らは、総合評価落札方式の工事は本件合意の対象とならず、当該役務に該当しない旨主張する（前記第5の3(2)イ(7)）。

しかし、総合評価落札方式の工事も本件合意の対象であり、入札参加者の評価点を予想するなどして受注調整が行われていたことについては、前記1(1)イ(エ)及び(3)アのとおりである。

したがって、被審人らの主張は、その前提を欠くものであり、採用できない。

- (4) 被審人植野興業ら8社、被審人廣川工業所及び被審人天川工業ら10社は、仮に本件合意の対象に総合評価落札方式の工事が含まれるとしても、落札者の入札価格が次順位の者より高い、又は同額である工事等には、具体的競争制限効果の発生は認められない旨主張する（前記第5の3(2)イ(7)b及びc）。

しかし、被審人植野興業ら8社等の主張する事情は、以下のaないしfのとおり、いずれも具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に該当するものではなく、被審人植野興業ら8社等の主張は採用できない。

- a 落札者の入札価格が次順位の者より高い、若しくは同額である工事、又は落札者の入札価格と次順位の者との差が僅少である工事

30社は、前記1(1)イ(エ)のとおり、総合評価落札方式の工事においても、互いの評価点を予想し、又は連絡し合うなどして受注調整を行っていたものである。したがって、予想した評価点の点数において受注予定者が他の入札参加者を上回る場合には、受注予定者は必ずしも入札価格を最も低くしなければ受注できないものではない。また、後記ウのとおり、30社の間では、本件合意の下で受注調整を行ったが、受注予定者を1社に絞り込めず、複数の入札参加者が受注を目指して入札している工事もあった。

これらの事情により，入札価格のみを比較すれば落札者の入札価格の方が次順位の者より高い，又は同額であること（前記第５の３（２）イ（ア）ｂ（ａ）及び同（ｃ））や，落札者の入札価格と次順位の者との差が僅差であること（同（ｂ））も，当然に起こり得るものであり，そのことを想定の上で受注調整を行っていたことがうかがえるのであって，かかる事実を，当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

b 次順位の者の「施工計画」の評価点が５点上がった場合等に次順位の者が受注する結果となる工事

被審人植野興業ら８社及び被審人廣川工業所は，前記第５の３（２）イ（ア）ｂ（ｃ）のとおり，仮に次順位の者の「施工計画」の評価点が５点上がった場合，又は次順位の者の「配置予定技術者の能力」の評価点が１点上がった場合等に次順位の者が受注する結果となる工事については，具体的競争制限効果の発生は認められないと主張し，被審人らが受注した工事のうち上記工事に該当するものとして，「施工計画」の評価点の増減に係る工事として，物件１９３，物件２１３，物件２２５及び物件２９３を挙げている（なお，被審人植野興業ら８社等は，「配置予定技術者の能力」の評価点の増減に係る工事については，これに該当する工事を具体的に挙げていない。）（別紙１１参照）。

しかし，３０社は，前記１（１）イ（エ）のとおり，「施工計画」について，少なくとも自社の作成した施工計画書の内容から自社の評価点の高低をある程度予想することは可能であり，簡易な内容の施工計画書を提出したり，ときには事業者間で施工計画書をやり取りして内容を確認するなどして，受注予定者が受注できるように協力し合っていたものである。したがって，そもそも，「施工計画」の評価点について，落札者の点だけが実際の入札結果より５点下がったり，次順位の者の点だけが実際の入札結果より５点上がったりすることが起きる可能性は低かったことがうかがえるし，受注予定者において，常に上記可能性を考慮して自社及び他の入札参加者の入札すべき価格を決めていたと認めるに足りる証拠もない。

また，後記ウのとおり，３０社の間では，本件合意の下で受注調

整を行ったが、受注予定者を1社に絞り込めず、複数の入札参加者が受注を目指して入札している工事もあった。

したがって、仮に上記4件の工事について被審人植野興業ら8社等の主張する事実が認められたとしても、かかる事実は、当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

- c 落札者の「配置予定技術者の能力」の評価点が他の入札参加者より低い、又は同点である工事

前記第3の2(3)ウ(ウ)のとおり、配置予定技術者は、一定の資格を有すること及び対象工事に専任で配置することが必要であるため、受注予定者以外の入札参加者において、受注予定者よりも評価点の低い配置予定技術者を選任することができない場合も、当然に起こり得る。

また、前記第3の2(3)ウ(ウ)のとおり、配置予定技術者の登録は、入札に先立つ入札参加申請の際に行われるところ、複数の受注希望者が互いに譲らないために、これらの者が入札参加申請をした時点では受注予定者が決まっていない場合も起こり得る。

したがって、「配置予定技術者の能力」の評価点のみを比較すれば落札者の点数の方が他の入札参加者より高い、又は同点であること(前記第5の3(2)イ(ア) b(d))も、当然に起こり得るものであり、そのことを想定の上で受注調整を行っていたことがうかがえるのであって、かかる事実は、当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

- d 落札者の「施工計画」の評価点が他の入札参加者より低い、又は同点である工事

「施工計画」の評価点は、前記第3の2(3)ウ(ウ)のとおり、客観的なデータが点数化されるものではなく、評価が山梨県の裁量に委ねられるため、入札への参加を希望する者は、自社の評価点の高低をある程度見込むことは可能であったものの、正確に評価点を予想することはできず、自由に評価点を調整することまではできなかった。そのため、受注調整を行った場合でも、少なくとも落札者の「施工計画」の評価点が他の入札参加者と同点であることは、当然に起

こり得る。

また、入札参加申請時に受注予定者が決まっていない場合は、落札者の「施工計画」の評価点が他の入札参加者より低い、又は同点であったとしても何ら不自然でないことは、前記 c と同じである。

したがって、「施工計画」の評価点のみを比較すれば落札者の点数の方が他の入札参加者より低い、又は同点であること（前記第 5 の 3 (2) イ (7) b (e)）も、当然に起こり得るものであり、そのことを想定の上で受注調整を行っていたことがうかがえるのであって、かかる事実は、当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

- e 企業の施工実績、配置予定技術者及び施工計画に関する物証が存在しない工事

被審人らの主張（前記第 5 の 3 (2) イ (7) b (f)）は、受注調整に利用されたデータや書面等は廃棄されることなく残されていることを前提としているが、むしろ、このような物証となり得るものは残さないようにするのが通常であるから、失当である。

実際にも、被審人らは、落札者決定後に入札参加者取りまとめ表を廃棄する（前記 1 (1) イ (7)）、受注調整の話し合いの出席者を各社の社長等に限定することについて協議する（前記 1 (1) イ (8) a）、入札参加者や入札価格の連絡に係る書き込みを修正用品で消去する（別紙 1 2 の第 3 項 (17) 及び (24) 記載の各工事）など、むしろ、通常は受注調整に関する物証を隠匿するなどして、受注調整を行っていたことを隠そうとしていたものであって、かかる隠匿のための方策が不十分であった場合にのみ物証が残されたとみるのが自然である。

- f 落札者及び他の入札参加者の評価点に鑑み、落札率が低い工事

30 社は、前記 1 (1) イ (8) のとおり、総合評価落札方式の工事において、あらかじめ入札参加者の評価点を予想するなどして受注調整を行っていたものであるが、入札参加者の評価点を正確に予想していたものではなく、特に「施工計画」の評価点については、自社の評価点の高低をある程度予想することはできたものの、その評価点を確実に予想することはできなかったものであり、受注予定者に

において、各社の評価点の試算結果に応じ、自社が確実に受注できるよう、自社の入札価格をある程度低めに設定することもあった。

したがって、落札者及び他の入札参加者の「施工計画」を含めた評価点に鑑み、落札価格がある程度低いこと（前記第5の3(2)イ(7)c）も、当然に起こり得るものであり、そのことを想定の上で受注調整を行っていたことがうかがえるのであって、かかる事実、当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

イ 受注希望者が初めから1社しかない工事

被審人らは、受注希望者が初めから1社しかない場合は受注調整が行われないので、具体的競争制限効果は発生しない旨主張する（前記第5の3(2)イ(1)）。

しかし、本件合意に基づく受注調整においては、受注希望者が1社の場合はその者を受注予定者とするとしていることから、結果として1社しか受注を希望しなかったために、同社が受注予定者となり、受注予定者以外の者の協力を得て当該工事を受注した場合であっても、本件合意に基づく受注調整が行われたものと認められる。

また、本件合意は、30社の間で、塩山地区特定土木一式工事について、あらかじめ受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は受注予定者がその定めた価格で受注できるようにすることにより、受注価格の低落防止を図るものであり、30社は、本件合意により、上記工事の入札市場における落札者及び落札価格をある程度自由に左右できる状態をもたらし、一定の取引分野における競争を実質的に制限したと認められるものである（前記2(1)）。

そして、受注希望者が初めから1社しかない工事であっても、当該受注希望者は、本件合意の内容に沿った行為を行うことにより、あらかじめ他に受注希望者がいないことを知り、受注予定者となった自社に他社が協力する、すなわち、他社が当該工事の受注を目指して競争的な入札活動を行うことはないことを認識することができるものであって、その結果、当該工事を確実に、しかも高い金額で受注することができるものである。

さらに、当該工事の入札参加資格を有する事業者、すなわち、発注者

から当該工事の施工能力を有すると認められ（前記 2 (2)イ参照），その入札に参加し得た事業者は，当該受注希望者以外にも多数存在したことから，当該工事の入札において，これらの事業者の間におよそ競争がなかったものとは認められない。また，市場において公正かつ自由な競争が行われている場合には，入札前に他に受注希望者がいないことを確実に知ることは不可能なはずであるから，結果的に受注希望者が初めから 1 社しかいなかったとしても，当該受注希望者が当該工事を同人の希望する価格で自由に落札できるものではない。

なお，審査官は，本件対象期間に発注された塩山地区特定土木一式工事のうち 4 物件について，本件合意に基づき落札者が受注した工事であるとは主張していないところ，被審人らは，かかる事実をもって自己の前記第 5 の 3 (2)イ (i) の主張の根拠の一つとする。

しかし，この点に関する審査官の説明は前記第 5 の 3 (3)イのとおりであり，審査官は，4 物件につき，受注希望者が初めから 1 社しかいないことを理由に具体的競争制限効果の発生を否定するものではなく，被審人らの主張はその前提を誤るものである。

以上のことから，受注希望者が初めから 1 社しかいないという事実は，当該工事における具体的競争制限効果の発生を妨げる特段の事情に当たらない。

ウ 受注予定者を 1 社に絞り込めず，2 社以上で争われた工事

(7) 被審人植野興業ら 8 社及び被審人天川工業ら 10 社は，受注予定者を 1 社に絞り込めずに 2 社以上で争われた工事は当該役務に該当しないなどと主張する（前記第 5 の 3 (2)イ (ウ) a 及び b）。

しかし，入札制度は，本来，入札に参加し得る全ての者が，当該入札の条件に従って公正かつ自由な競争を行うことを予定するものであるから，30 社の間で本件合意に基づく受注調整が行われ，受注予定者が 1 社又は 1 J V に決定されるか，受注予定者が 1 社又は 1 J V に決定されないまでも，受注を目指して入札に参加する者の絞り込みが行われ，当該工事を受注しないことにした事業者において，受注希望者が受注できるように，予定価格に近い高値で入札するなどして協力した場合には，仮に絞り込まれた受注希望者の間で競争が行われたとしても，本件合意に基づく同合意の参加者の行動により，人為的に

競争が制限された状況を生じさせたものといふことができ、具体的競争制限効果が発生したものと認められる。（東京高等裁判所平成21年10月2日判決・公正取引委員会審決集第56巻第2分冊373頁〔株式会社港町管理ほか2名による審決取消請求事件〕参照）。

したがって、当該工事において、本件合意に基づく受注調整が行われず、30社が、本件合意に拘束されずに自社の判断で入札に参加するか否か及び入札価格を決めることとしたり、一旦行われた受注調整を白紙に戻すなどして入札参加者全員が自由に入札することとした場合は格別、受注予定者を1社に絞り込めずに2社以上で争われたという事実のみでは、当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

- (イ) 被審人天川工業ら10社は、競争する事業者の数を絞ることも本件合意に含まれるとする審査官の主張は、本件排除措置命令の基礎となっている合意ではない別の合意を主張するものであり、事件の同一性を失わせるものであって違法である旨主張する（前記第5の3(2)イ(ウ) c））。

しかし、30社の間で本件合意に基づく受注調整が行われ、受注を目指して入札に参加する者が絞り込まれ、当該工事を受注しないこととした事業者において、受注希望者が受注できるように協力した場合には、仮に絞り込まれた受注希望者の間で競争が行われたとしても、それは、当初から競争する事業者の数を絞ることを目指した合意に基づく受注調整が行われたというものではなく、前記(ア)のとおり、本件合意に基づく同合意の参加者の行動により、人為的に競争が制限された状況を生じさせたものといふことができ、具体的競争制限効果が発生したものと認められる。

審査官は、これと同旨の主張をするものであり、本件合意とは別の、「入札参加者のうち競争する社を何社かに絞る旨の合意」により具体的競争制限効果が発生すると主張するものではない（前記第5の3(3)ウ(イ)）。

したがって、被審人天川工業ら10社の主張は、その前提を欠くものであり、採用できない。

エ 落札率が90パーセント未満の工事

被審人植野興業ら 8 社及び被審人廣川工業所は、落札率が 90 パーセント未満の工事は受注調整が行われていないことが強く推認される旨主張する（前記第 5 の 3 (2)イ(エ)）。

しかし、落札率が 90 パーセント未満の工事の中にも、本件合意の内容に沿った受注調整が行われたことが認められる工事（物件 139〔別紙 12 の第 3 項(16)〕、物件 312〔同第 1 項(4)〕）や、当該工事における入札参加者の評価点、入札価格等を見ると、落札者以外の入札参加者の施工計画の評価点がいずれも 0 点であり、いずれも落札者より相当高い価格で入札しているなど、これらの者に受注意欲がなく、落札者に協力したことがうかがわれる工事（物件 179。これに準ずるものとして物件 222）が存在する。また、その他の工事についても、当該工事を本件合意の対象外として、30 社の間で自由に競争が行われたことはうかがえない。

したがって、落札率が 90 パーセント未満であるという事実は、当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

オ 具体的な受注調整に関与しない入札参加者がいる工事

被審人植野興業ら 8 社は、受注調整に関わることなく、また、受注予定者等を知らずに入札に参加した者のいる工事については、本件合意に基づく受注調整等の結果、具体的競争制限効果が発生したとはいえない旨主張する（前記第 5 の 3 (2)イ(オ)）。

しかし、30 社は、本件合意に基づき、受注希望者が複数のときは、受注希望者間の話合いで地域性、継続性等を主張し合うなどして受注予定者を決定していたところ、受注希望者を確認する中で、受注予定者となるための地域性、継続性等の事情が他の受注希望者よりも弱いことから、自社が受注予定者となることが困難であると思われる工事にあつては、あえて受注希望の表明をせずに、他の受注希望者の受注に協力する者もいた（前記 1 (1)イ(イ)）。

かかる事業者は、本件合意に基づく本件受注調整のルールに照らして、自社が受注予定者となることは困難である旨判断したものであり、同判断が本件合意による行動であることは明らかである。

また、本件合意の下では、受注希望者が 1 社であれば、何ら話合いが

持たれなくても、その者が受注予定者と決定されていた。仮に、ある入札参加者が「自社は受注しなくてもよい」と考えたとする、それは、「自社以外の誰かが受注してもよい」ということになるから、同判断は、「自社以外の誰か」が本件合意に基づいて受注予定者となることを許容するものであり、当該入札参加者以外の入札参加者間による受注予定者の決定及びその受注予定者の受注に協力することを事前に了承することにほかならない。

したがって、具体的な受注調整に関与しない入札参加者がいる事実は、当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

カ アウトサイダーが入札に参加した工事

被審人植野興業ら8社は、アウトサイダーが入札に参加した工事はアウトサイダーが競争していることが強く推認できるため、具体的競争制限効果は発生していない旨主張する（前記第5の3(2)イ(カ)）。

しかし、別紙10の1ないし23記載の各工事のうち、アウトサイダーが入札に参加したものは4件（物件100、物件101、物件109及び物件118）（別紙9参照）であり、各工事に1社又は1JVのアウトサイダーが参加している（なお、入札参加申請後に辞退した者を除く。）ところ、これらの工事の中に、アウトサイダーが落札したものはなく、いずれも30社又は30社のいずれかで構成されるJVが落札している。

また、これらの工事におけるアウトサイダーの入札状況をみても、各工事の落札率は、95.4パーセントないし97.0パーセントという相当高いものであり、アウトサイダーの中に低価格で入札するなどの競争的な行動をとっている者がいた様子は見受けられない。

したがって、これらの工事の入札にアウトサイダーが参加していた事実は、当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

キ 地域性、継続性がある工事

被審人らは、地域性、継続性を有する事業者が当該工事を受注しているのは、地域性、継続性を有することで施工に有利な状況があったからであり、受注調整とは関係がない旨主張する（前記第5の3(2)イ(キ)）。

確かに、地域性、継続性を有する事業者が、当該工事に関する情報を他の事業者より有していることは否定されないし、それによって競争上有利な立場にあることも否定されるものではない。

一方、そのような工事であっても、入札参加資格を有する事業者であれば、入札に参加することは可能であり、地域性、継続性を有する事業者が競争上有利な立場にあったとしても、それを超えて、地域性、継続性を有する事業者とその他の入札参加資格を有する事業者との間に競争が全くなかったとまで認めるに足る証拠はない。

むしろ、ある工事に地域性、継続性を有する事業者は、他の入札参加者より有利な条件で施工できるものであるから、より強く受注したいと考えるのが通常であり、受注調整により確実に受注することでより多くの利益を得られることから、受注調整を行う動機になるともいえる。

したがって、落札者が当該工事について地域性、継続性を有するという事実は、当該工事における具体的競争制限効果の発生の推認を妨げる特段の事情に当たらない。

ク その他

被審人らは、その他にも、別紙１０の１ないし２３記載の各工事につき、受注調整を行っていないことの根拠となる事情を縷々主張するが、いずれも、これを裏付ける的確な証拠を欠くか、仮にかかる事情が認められたとしても、本件合意に基づく受注調整が行われたことと相容れないものではないことから、これらの主張を採用することはできない。

(4) 小括

以上のとおり、別紙１０の１ないし２３記載の各工事は、いずれも、本件合意に基づく受注調整が行われたとは認められない特段の事情はなく、当該工事について本件合意に基づく受注調整が行われ、具体的競争制限効果が発生したと認められる。

よって、これらの工事は、いずれも独占禁止法第７条の２第１項にいう当該役務に該当する。

4 争点４（本件立入検査後に契約が締結された工事の対価は、本件違反行為の実行期間における売上額に含まれるか）について

独占禁止法第７条の２第１項にいう「実行期間」とは、違反行為の対象となった商品又は役務に係る売上額を算定するための基準であるところ、①上

記条項は、「実行としての事業活動がなくなる日」と定めて、違反行為の終了日と明確に区別して規定していること、②仮に違反行為の終了時をもって実行期間終了日と解した場合、違反行為終了後に発生した違反行為による売上げを一律に課徴金の対象から除外することとなり、適切でないこと、③売上額の確定に係る実行期間を違反行為者間で同時期とすべきものとも解されないことから、同項にいう「実行としての事業活動がなくなる日」とは、違反行為の終了日ではなく、違反行為者につき、それぞれ違反行為に係る事業活動が終了したと認められる日と解すべきである。

また、契約が締結されれば、当該契約に基づく対価に係る債権債務関係が発生するのが通常であるから、独占禁止法施行令第6条により契約基準が適用される場合において、違反行為終了前に受注調整に係る入札が行われて受注予定者が落札し、当該工事の契約を違反行為終了後に締結した時には、契約締結時をもって違反行為に係る事業活動の終了日、すなわち「実行としての事業活動がなくなる日」と解し、当該契約における対価を課徴金算定の基礎とするのが相当である。

（公正取引委員会平成22年11月10日審決・公正取引委員会審決集第57巻第1分冊303頁〔三菱重工業株式会社に対する件〕参照）

したがって、これに反する被審人植野興業ら4社の主張（前記第5の4(2)）及び被審人廣川工業所の主張（前記第5の4(3)）は、いずれも採用できない。

- 5 争点5（受注者が工事を中止したことにより、本件違反行為の実行期間後に工事代金が出来高に減額された場合、減額後の金額が課徴金算定の基礎となるか）について

独占禁止法における不当な取引制限に対する課徴金制度は、一定のカルテル行為による不当な経済的利得をカルテルに参加した事業者から剥奪することによって、社会的公正を確保するとともに、違反行為の抑止を図り、カルテル禁止規定の実効性を確保するために設けられたものであり、この目的を達するため、法政策的観点から、あるいは法技術的制約等を考慮し、具体的なカルテル行為による現実の経済的利得そのものとは一応切り離し、一律かつ画一的に算定する売上額に一定の比率を乗ずる方法により算出された金額を、いわば観念的に、この剥奪すべき経済的利得と擬制するものである。

（東京高等裁判所平成9年6月6日判決・公正取引委員会審決集第44巻521頁〔大日本印刷株式会社ほか2名による審決取消請求事件〕参照）

また、独占禁止法第7条の2は、課徴金の額について、実行期間における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に所定の割合を乗じた額に相当する額と定め、これを受けて独占禁止法施行令第5条及び第6条は、上記の一律かつ画一的な算定という要請の範囲内においてカルテル行為の実行期間中の事業活動の結果を反映させるように、その算定方法を具体的に規定している。

かかる趣旨から、独占禁止法施行令第6条は、「実行期間において締結した契約により定められた…対価の額」をもって独占禁止法第7条の2の売上額を算定するものと規定しているところ、実行期間において一旦有効に契約が成立した以上、そこに定められた請負代金額をもって上記売上額を算定すべきであり、仮に、実行期間の終期において、当該工事の出来高が客観的に確定していたとしても、この出来高によることはできず、その後の契約変更による請負代金額の増減についても、実行期間経過後の変更契約についてはこれを考慮することはできないものと解すべきである。

（公正取引委員会平成20年10月14日審決・公正取引委員会審決集第55巻458頁〔株式会社宮地鐵工所に対する件〕，東京高等裁判所平成21年10月2日判決・公正取引委員会審決集第56巻第2分冊383頁〔株式会社宮地鐵工所による審決取消請求事件〕参照）

物件234については、平成21年5月26日、被審人渡辺建設が受注し、同月27日、同工事に係る契約は有効に成立した（査312）。同年9月27日、被審人渡辺建設は、山梨県から有資格者名簿への登載を抹消され、塩山地区土木一式工事の入札に参加することができなくなったが、同日までに上記契約は変更されなかった（争いがない。）。同年10月6日、被審人渡辺建設は、山梨県との間で、物件234の出来高を確認した（審Bカ1）。

被審人渡辺建設は、山梨県との間で出来高を確認した同年10月6日までは、同社の事業活動は終了しておらず、実行期間の終期は到来していないと主張する（前記第5の5(2)）が、上記のとおり、塩山地区特定土木一式工事の入札に参加することができなくなったことで同被審人の本件違反行為の実行としての事業活動は終了したと認められるから、同主張は採用できない。

また、被審人渡辺建設は、仮に同被審人の実行期間を平成21年9月27日までと認定したとしても、その時点で物件234の工事の出来高は客観的に確定していたから、同金額を基に課徴金を算定すべきであるとも主張する

（前記同）が、かかる事実は立証されておらず、また、仮にかかる事実があったとしても、上記のとおり、独占禁止法施行令によれば、契約の変更がない以上、出来高をもって請負代金額とすることはできないのであって、同主張は採用できない。

以上のとおり、被審人渡辺建設の主張は採用できず、物件２３４の工事に係る当初の契約によって定められた請負代金額をもって、課徴金を算定するのが相当である。

6 争点６（本件各命令の発出手続等は適法か）について

(1) 本件各命令書の記載

独占禁止法第４９条第１項が排除措置命令書に「公正取引委員会の認定した事実」を付記すべきとしているのは、排除措置命令が、その名宛人に対して当該命令の主文に従った排除措置の履行義務を課すなど、名宛人の事業活動の自由等を制限するものであることに鑑み、公正取引委員会の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、排除措置命令の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるためのものと解される。

このような排除措置命令の性質及び理由付記を命じた趣旨・目的に鑑みれば、排除措置命令書に記載すべき「事実」とは、違反行為に関する認定事実のほか、いかなる事実関係に基づき排除措置が命じられたのかを、名宛人においてその記載自体から了知し得るものでなければならない。（東京高等裁判所平成１６年４月２３日判決・公正取引委員会審決集第５１巻８５７頁〔株式会社東芝ほか１名による審決取消請求事件〕参照）

これを本件についてみるに、本件排除措置命令書には、本件合意が存在するに至った時期、内容、行為者等のほか、本件合意に基づいて被審人らによって行われていた行為が具体的に記載されていると認められるところ、かかる記載から、２２社が具体的にいかなる行為を行ったために本件排除措置命令を発せられたのかを了知することは可能であり、同命令に対する不服申立てに十分な便宜を与える程度に記載されていると認められる。

なお、本件排除措置命令書には、本件合意の成立した日時、場所及び方法に関する記載はないが、不当な取引制限における合意の形成過程について、日時、場所等をもって具体的に特定することまでを要するものでない

ことについては、前記 2 (2) アで説示したとおりである。

以上のとおり、本件排除措置命令書における「公正取引委員会の認定した事実」の記載は独占禁止法第 4 9 条第 1 項に違反するものでなく、本件各課徴金納付命令書における「課徴金に係る違反行為」の記載も同法第 5 0 条第 1 項に違反するものではない。

よって、これに反する被審人植野興業ら 8 社、被審人廣川工業所及び同三森建設の主張（前記第 5 の 6 (2) ア）は、いずれも採用できない。

(2) 本件各命令の事前説明手続

ア 認定した事実の特定

本件排除措置命令書の記載に不備がないことは、前記 (1) のとおりである。

したがって、この点に不備があることを前提として、本件排除措置命令書（案）等における本件合意の記載の不備及びこれに関する公正取引委員会の事前説明の不備を指摘する被審人天川工業ら 1 0 社の主張（前記第 5 の 6 (2) イ (ア)）は、採用できない。

イ 事前説明

被審人天川工業ら 1 0 社は、事前説明手続において、謄写又は閲覧できる証拠が限定されたこと、意見申述期間が短かったことから、十分な事前説明を得られなかった旨主張する（前記第 5 の 6 (2) イ (イ) 及び (ウ)）。

(ア) しかし、事前説明手続の際に関係人に示す証拠について、その閲覧謄写を求めることができることを規定する法令は存在しない。これらの証拠は、公正取引委員会が、その認定した事実に関する説明のために示すものであり、それを謄写することは、そもそも事前説明手続では予定されていない（査 2 2 7）。また、公正取引委員会が留置した留置物の謄写が認められるのは審査規則第 1 8 条が定める場合に限られる。

したがって、公正取引委員会が事前説明手続において上記証拠の閲覧、謄写に応じなかったとしても、かかる行為は違法となるものではない。

(イ) また、事前説明手続における意見申述期間については、そもそも 2 週間程度を想定した制度であるところ（査 2 2 7）、本件においては、公正取引委員会において当初 3 週間の期間を設定し、被審人天川工業

ら10社については、その申出を踏まえ更にこれを1週間延長して、合計4週間の期限を設定したものであること（争いがない。）からすると、被審人天川工業ら10社の主張する事情を考慮しても、かかる期間の設定は、適正に行われたものであり、違法となるものではない。

よって、被審人天川工業ら10社の上記主張は採用できない。

7 結論

(1) 本件排除措置命令

30社は、前記2のとおり、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、塩山地区特定土木一式工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであり、これは独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法第3条の規定に違反するものと認められる。

また、本件違反行為は既に消滅しているが、本件違反行為は長期間にわたり行われていたこと、22社の大部分は、塩山支部に対する平成6年の勧告審決に伴い課徴金納付命令を受けたにもかかわらず再度同様の違反行為をしていたこと、22社は自主的に本件違反行為を取りやめたものではないこと等の事情が認められ、これらの事情を総合的に勘案すれば、本件排除措置命令の時点において22社は本件違反行為と同様の行為を繰り返すおそれがあったと認められ、特に排除措置を命ずる必要がある（独占禁止法第7条第2項）ことは明らかである。

よって、本件排除措置命令は相当である。

(2) 本件各課徴金納付命令

ア 課徴金に係る違反行為

本件違反行為が独占禁止法第7条の2第1項第1号に規定する役務の対価に係るものであることは、本件合意の内容から明らかである。

イ 課徴金の計算の基礎となる事実

(7) 事業者

23社は、いずれも塩山地区特定土木一式工事を請け負う事業を営んでいた者である。（争いがない。）

(4) 実行期間

a 被審人渡辺建設

被審人渡辺建設が本件違反行為の実行としての事業活動を行っ

た日は、平成18年9月27日以前であると認められる。また、被審人渡辺建設は、前記5のとおり、平成21年9月27日に山梨県から有資格者名簿への登載を抹消されており、同日に本件違反行為の実行としての事業活動はなくなっているものと認められる（前記5）。

したがって、被審人渡辺建設については、本件違反行為の実行としての事業活動を行った日から本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が3年を超えるため、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、実行期間は平成18年9月28日から平成21年9月27日までの3年間となる。

b 被審人昭和建設ほか9社

被審人昭和建設、被審人天川工業、被審人タナベエンジニアリング、被審人甲信建設、被審人野澤工業、被審人大和工務店、被審人山梨建設、被審人飯島工事、被審人広瀬土木及び被審人山梨技建（以下「被審人昭和建設ら10社」という。）が本件違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平成19年3月23日以前であると認められる。また、被審人昭和建設ら10社は、本件立入検査が行われた日である平成22年3月24日以降、本件違反行為を行っておらず、同月23日にその実行としての事業活動はなくなっているものと認められる。

したがって、被審人昭和建設ら10社については、本件違反行為の実行としての事業活動を行った日から本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が3年を超えるため、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、実行期間は平成19年3月24日から平成22年3月23日までの3年間となる。

c 被審人廣川工業所

被審人廣川工業所が本件違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平成19年3月24日以前であると認められる。また、同被審人は、平成22年3月24日以降、本件違反行為を行っていないが、同日前に行われた一般競争入札に基づく最後の契約を同日に締結していることから、本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日は同日であると認められる（前記4参照。以下同じ。）。

したがって、被審人廣川工業所については、本件違反行為の実行としての事業活動を行った日から本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が3年を超えるため、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、実行期間は平成19年3月25日から平成22年3月24日までの3年間となる。

d 被審人植野興業ほか6社

被審人植野興業、被審人高野建設、被審人岩波建設、被審人内田組、被審人峡東建設、被審人甲斐建設及び被審人天川組（以下「被審人植野興業ら7社」という。）が本件違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平成19年3月30日以前であると認められる。また、被審人植野興業ら7社は、平成22年3月24日以降、本件違反行為を行っていないが、同日前に行われた一般競争入札に基づく最後の契約を同月30日に締結していることから、本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日は同日であると認められる。

したがって、被審人植野興業ら7社については、本件違反行為の実行としての事業活動を行った日から本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が3年を超えるため、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、実行期間は平成19年3月31日から平成22年3月30日までの3年間となる。

e 被審人藤プラント建設ほか2社

被審人藤プラント建設、被審人佐藤建設工業及び被審人奥山建設（以下「被審人藤プラント建設ら3社」という。）が本件違反行為の実行としての事業活動を行った日は、平成19年3月31日以前であると認められる。また、被審人藤プラント建設ら3社は、平成22年3月24日以降、本件違反行為を行っていないが、同日前に行われた一般競争入札に基づく最後の契約を同月31日に締結していることから、本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日は同日であると認められる。

したがって、被審人藤プラント建設ら3社については、本件違反行為の実行としての事業活動を行った日から本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間が3年を超えるため、独

独占禁止法第7条の2第1項の規定により、実行期間は平成19年4月1日から平成22年3月31日までの3年間となる。

f 被審人三森建設

被審人三森建設が本件違反行為の実行としての事業活動を行った日は、同被審人が本件違反行為に基づき最初に参加した塩山地区特定土木一式工事の入札である物件81の入札書受付開始日である平成19年5月15日であると認められる。また、同被審人は、平成22年3月24日以降、本件違反行為を行っていないが、同日前に行われた一般競争入札に基づく最後の契約を同月30日に締結していることから、本件違反行為の実行としての事業活動がなくなる日は同日であると認められる。

したがって、被審人三森建設については、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、実行期間は平成19年5月15日から平成22年3月30日までとなる。

(g) 売上額

23社の前記(i)の各実行期間における塩山地区特定土木一式工事に係る売上額を独占禁止法施行令第6条第1項及び第2項の規定に基づき算定すると、各工事の対価の額は別紙10の1ないし23の各「4 対象物件一覧」中の「課徴金算定の基礎となる売上額(円)」欄記載の金額となり、各被審人の売上額は上記各別紙の「2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計」記載の金額となる(前記第3の2(7))。

(h) 算定率

23社は、いずれも前記(i)の実行期間を通じ、資本金の額が3億円以下の会社であって、建設業に属する事業を主たる事業として営んでいた者である。

したがって、23社は、いずれも独占禁止法第7条の2第5項第1号に該当する事業者である。

(争いがない。)

(i) 課徴金の額

以上によれば、23社が国庫に納付すべき課徴金の額は、独占禁止法第7条の2第1項及び第5項の規定により、それぞれ別紙10の1

ないし 23 の「2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計」記載の金額に 100 分の 4 を乗じて得た額から、同条第 23 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて算出された、上記各別紙の「3 課徴金額」記載の各金額である。

ウ 結論

よって、23 社に対してそれぞれ前記イ(ウ)の「課徴金の額」と同額の課徴金の納付を命じた本件各課徴金納付命令は相当である。

第 7 法令の適用

以上のとおり、本件各命令はいずれも相当であり、22 社の本件排除措置命令に係る審判請求及び 23 社の本件各課徴金納付命令に係る審判請求はいずれも理由がないから、独占禁止法第 66 条第 2 項の規定により、主文のとおり審決することが相当であると判断する。

平成 29 年 2 月 10 日

公正取引委員会事務総局

審判官 酒 井 紀 子

審判長審判官伊藤繁及び審判官西川康一は転任のため署名押印できない。

審判官 酒 井 紀 子

被審人目録

番号	被審人	本店の所在地	代表者 (代表取締役)	被審人の略称	被審人代表者の略称
1	植野興業株式会社	山梨県甲州市塩山上於曽 1 8 9 6 番地	植野正人	被審人植野興業	被審人植野興業の植野社長
2	昭和建設株式会社	山梨県甲州市塩山熊野 8 0 番地 1	浅野正一	被審人昭和建設	被審人昭和建設の浅野社長
3	株式会社高野建設	山梨県甲州市勝沼町勝沼 2 8 9 3 番地	高野敬司	被審人高野建設	被審人高野建設の高野社長
4	天川工業株式会社	山梨県甲州市塩山熊野 1 4 1 4 番地 1	天川住夫	被審人天川工業	被審人天川工業の天川社長
5	岩波建設株式会社	山梨県甲州市塩山上栗生野 1 0 7 6 番地	岩波太生	被審人岩波建設	被審人岩波建設の岩波社長
6	株式会社廣川工業所	山梨県甲州市塩山上萩原 1 4 2 番地	廣川哲也	被審人廣川工業所	被審人廣川工業所の廣川社長
7	株式会社内田組	山梨県山梨市東 4 0 7 番地	内田光司	被審人内田組	被審人内田組の内田社長
8	峡東建設株式会社	山梨県甲州市塩山熊野 1 4 3 番地	岩波廣志	被審人峡東建設	被審人峡東建設の岩波社長
9	株式会社タナベエンジニアリング	山梨県甲州市塩山竹森 3 0 2 0 番地	田邊 弘 (雨宮利明)	被審人タナベエンジニアリング	被審人タナベエンジニアリングの雨宮社長
1 0	株式会社甲斐建設	山梨県山梨市牧丘町窪平 1 9 番地	渡辺博仁	被審人甲斐建設	被審人甲斐建設の渡辺社長
1 1	株式会社渡辺建設	山梨県山梨市牧丘町城古寺 3 5 8 番地	渡辺泰明	被審人渡辺建設	被審人渡辺建設の渡辺社長
1 2	株式会社天川組	山梨県甲州市塩山千野 5 5 9 番地	天川 貴	被審人天川組	被審人天川組の天川社長
1 3	甲信建設株式会社	山梨県甲州市勝沼町菱山 1 0 6 3 番地	三森 一	被審人甲信建設	被審人甲信建設の三森社長
1 4	野澤工業株式会社	山梨県甲州市大和町初鹿野 1 9 5 3 番地の 1	野沢孝之	被審人野澤工業	被審人野澤工業の野沢社長
1 5	三森建設株式会社	山梨県甲州市勝沼町菱山 3 6 8 7 番地	齊藤潤一	被審人三森建設	被審人三森建設の齊藤社長
1 6	株式会社大和工務店	山梨県甲州市塩山赤尾 4 5 1 番地 1	神戸和男	被審人大和工務店	被審人大和工務店の神戸社長
1 7	山梨建設株式会社	山梨県山梨市上神内川 1 1 2 6 番地 1	辻 真由美	被審人山梨建設	被審人山梨建設の辻社長
1 8	株式会社飯島工事	山梨県甲州市塩山藤木 1 9 7 1 番地	飯島明生	被審人飯島工事	被審人飯島工事の飯島社長
1 9	株式会社広瀬土木	山梨県山梨市三富下萩原 3 8 7 番地	廣瀬一哉	被審人広瀬土木	被審人広瀬土木の廣瀬社長
2 0	株式会社藤プラント建設	山梨県山梨市三ヶ所 3 0 9 番地 1	藤原栄一 (藤原堅次)	被審人藤プラント建設	被審人藤プラント建設の藤原社長
2 1	株式会社佐藤建設工業	山梨県山梨市小原西 1 2 7 4 番地	佐藤正明	被審人佐藤建設工業	被審人佐藤建設工業の佐藤社長
2 2	有限会社山梨技建	山梨県山梨市下井尻 4 8 0 番地	芳賀恒雄	被審人山梨技建	被審人山梨技建の芳賀社長
2 3	奥山建設株式会社	山梨県山梨市万力 1 1 4 7 番地	奥山知孝 (奥山弘昌)	被審人奥山建設	被審人奥山建設の奥山社長

注 1 被審人のうち代表者が本件各命令時と異なる者は、「代表者（代表取締役）」欄中に本件各命令時における代表者を括弧書きで記載している。

注 2 「被審人代表者の略称」欄記載の略称は、本件各命令時における代表者を表すものである。

代理人目録

番号	被審人	代理人	被審人らの略称
1	被審人植野興業 被審人昭和建設 被審人高野建設 被審人峽東建設 被審人甲信建設 被審人野澤工業 被審人大和工務店 被審人山梨建設	弁護士 渡 邊 新 矢 同 坂 井 雄 介 同 宇佐美 善 哉 代理人宇佐美善哉復代理人 弁護士 志 賀 厚 介 代理人坂井雄介復代理人 弁護士 苧 坂 昌 宏	被審人植野興業ら 8社
2	被審人天川工業 被審人岩波建設 被審人内田組 被審人タナベエンジニアリング 被審人甲斐建設 被審人渡辺建設 被審人広瀬土木 被審人佐藤建設工業 被審人山梨技建 被審人奥山建設	弁護士 中 村 信 雄 同 押久保 公 人 代理人中村信雄及び代理人押久保 公人復代理人 弁護士 其 田 尚 也	被審人天川工業ら 10社
3	被審人廣川工業所	弁護士 小 林 覚	
4	被審人天川組	弁護士 鳥 飼 重 和 同 本 田 聡 和 同 高 橋 美 和	
5	被審人三森建設	弁護士 柄 澤 昌 樹	
6	被審人飯島工事 被審人藤プラント建設	弁護士 金 子 晃 同 梅 津 有 紀 同 福 田 恵 太 同 島 津 守 太 同 栗 田 祐 太 郎	被審人飯島工事ら 2社

審判請求の趣旨目録

番号	被審人	事件番号	審判請求の趣旨
1	被審人植野興業	平成23年(判)第8号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第30号	平成23年(納)第21号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
2	被審人昭和建設	平成23年(判)第9号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第31号	平成23年(納)第22号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
3	被審人高野建設	平成23年(判)第10号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第32号	平成23年(納)第23号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
4	被審人天川工業	平成23年(判)第11号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第33号	平成23年(納)第24号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
5	被審人岩波建設	平成23年(判)第12号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第34号	平成23年(納)第25号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
6	被審人廣川工業所	平成23年(判)第13号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第35号	平成23年(納)第26号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
7	被審人内田組	平成23年(判)第14号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第36号	平成23年(納)第27号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
8	被審人峡東建設	平成23年(判)第15号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第37号	平成23年(納)第28号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
9	被審人タナベエンジニアリング	平成23年(判)第16号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第38号	平成23年(納)第29号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
10	被審人甲斐建設	平成23年(判)第17号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第39号	平成23年(納)第30号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
11	被審人渡辺建設	平成23年(判)第40号	平成23年(納)第31号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
12	被審人天川組	平成23年(判)第18号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第41号	平成23年(納)第32号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
13	被審人甲信建設	平成23年(判)第19号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第42号	平成23年(納)第33号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
14	被審人野澤工業	平成23年(判)第20号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第43号	平成23年(納)第34号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
15	被審人三森建設	平成23年(判)第21号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第44号	平成23年(納)第35号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
16	被審人大和工務店	平成23年(判)第22号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第45号	平成23年(納)第36号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
17	被審人山梨建設	平成23年(判)第23号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第46号	平成23年(納)第37号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
18	被審人飯島工事	平成23年(判)第24号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第47号	平成23年(納)第38号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
19	被審人広瀬土木	平成23年(判)第25号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第48号	平成23年(納)第39号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
20	被審人藤プラント建設	平成23年(判)第26号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第49号	平成23年(納)第40号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
21	被審人佐藤建設工業	平成23年(判)第27号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第50号	平成23年(納)第41号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
22	被審人山梨技建	平成23年(判)第28号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第51号	平成23年(納)第42号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。
23	被審人奥山建設	平成23年(判)第29号	平成23年(措)第1号排除措置命令の全部の取消しを求める。
		平成23年(判)第52号	平成23年(納)第43号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

被審人ら以外の事業者

番号	事業者	本店の所在地	事業者の略称
1	川口土建株式会社	山梨県甲州市勝沼町勝沼 8 1 8 番地 1	川口土建
2	宮原土建株式会社	山梨県甲州市塩山牛奥 2 6 4 9 番地	宮原土建
3	株式会社島崎建設	山梨県甲州市大和町初鹿野 1 8 3 4 番地の 1	島崎建設
4	三枝産業株式会社	山梨県甲州市塩山三日市場 2 0 2 0 番地 1	三枝産業
5	大和開発株式会社	山梨県甲州市大和町日影 2 1 6 番地 9	大和開発
6	株式会社中川工務所	山梨県甲州市塩山下於曾 1 0 4 1 番地の 3	中川工務所
7	株式会社坂本組	山梨県山梨市小原西 7 2 番地の 3	坂本組

山梨県が、一般競争入札又は指名競争入札の方法により土木一式工事として発注する工事のうち、同県山梨市又は甲州市の区域を施工場所とするものであって、次のいずれかに該当するもの

- 1 山梨県から土木一式工事について A 等級業者のみを入札の参加者とするもの
- 2 山梨県から土木一式工事について B 等級業者のみを入札の参加者とするもの
- 3 山梨県から土木一式工事について A 等級業者及び B 等級業者のみを入札の参加者とするもの
- 4 特定建設工事共同企業体のみを入札の参加者とするもの

本件排除措置命令書謄本の送達日等目録

番号	事件番号	被審人	送達日	審判請求日
1	平成23年（判）第8号	被審人植野興業	4月16日	4月22日
2	平成23年（判）第9号	被審人昭和建設	4月16日	4月22日
3	平成23年（判）第10号	被審人高野建設	4月16日	4月22日
4	平成23年（判）第11号	被審人天川工業	4月16日	5月24日
5	平成23年（判）第12号	被審人岩波建設	4月16日	5月24日
6	平成23年（判）第13号	被審人廣川工業所	4月16日	4月22日
7	平成23年（判）第14号	被審人内田組	4月16日	5月24日
8	平成23年（判）第15号	被審人峡東建設	4月16日	4月22日
9	平成23年（判）第16号	被審人タナベエンジニアリング	4月16日	5月24日
10	平成23年（判）第17号	被審人甲斐建設	4月16日	5月24日
11	平成23年（判）第18号	被審人天川組	4月16日	6月13日
12	平成23年（判）第19号	被審人甲信建設	4月16日	4月22日
13	平成23年（判）第20号	被審人野澤工業	4月18日	4月22日
14	平成23年（判）第21号	被審人三森建設	4月16日	5月24日
15	平成23年（判）第22号	被審人大和工務店	4月16日	4月22日
16	平成23年（判）第23号	被審人山梨建設	4月16日	4月22日
17	平成23年（判）第24号	被審人飯島工事	4月18日	6月10日
18	平成23年（判）第25号	被審人広瀬土木	4月16日	5月24日
19	平成23年（判）第26号	被審人藤プラント建設	4月18日	6月10日
20	平成23年（判）第27号	被審人佐藤建設工業	4月16日	5月24日
21	平成23年（判）第28号	被審人山梨技建	4月16日	5月24日
22	平成23年（判）第29号	被審人奥山建設	4月16日	5月24日

注 「送達日」欄及び「審判請求日」欄中の日付は、いずれも平成23年である。

本件各課徴金納付命令書謄本の送達日等目録

番号	事件番号	被審人	課徴金納付命令	課徴金額	送達日	審判請求日
1	平成23年(判)第30号	被審人植野興業	平成23年(納)第21号	6670万円	4月16日	4月22日
2	平成23年(判)第31号	被審人昭和建設	平成23年(納)第22号	5134万円	4月16日	4月22日
3	平成23年(判)第32号	被審人高野建設	平成23年(納)第23号	4778万円	4月16日	4月22日
4	平成23年(判)第33号	被審人天川工業	平成23年(納)第24号	3305万円	4月16日	5月24日
5	平成23年(判)第34号	被審人岩波建設	平成23年(納)第25号	3265万円	4月16日	5月24日
6	平成23年(判)第35号	被審人廣川工業所	平成23年(納)第26号	2772万円	4月16日	4月22日
7	平成23年(判)第36号	被審人内田組	平成23年(納)第27号	2680万円	4月16日	5月24日
8	平成23年(判)第37号	被審人峡東建設	平成23年(納)第28号	2390万円	4月16日	4月22日
9	平成23年(判)第38号	被審人タナベエンジニアリング	平成23年(納)第29号	2129万円	4月16日	5月24日
10	平成23年(判)第39号	被審人甲斐建設	平成23年(納)第30号	2036万円	4月16日	5月24日
11	平成23年(判)第40号	被審人渡辺建設	平成23年(納)第31号	1929万円	4月16日	5月24日
12	平成23年(判)第41号	被審人天川組	平成23年(納)第32号	1866万円	4月16日	6月13日
13	平成23年(判)第42号	被審人甲信建設	平成23年(納)第33号	1843万円	4月16日	4月22日
14	平成23年(判)第43号	被審人野澤工業	平成23年(納)第34号	1520万円	4月18日	4月22日
15	平成23年(判)第44号	被審人三森建設	平成23年(納)第35号	1434万円	4月16日	5月24日
16	平成23年(判)第45号	被審人大和工務店	平成23年(納)第36号	1394万円	4月16日	4月22日
17	平成23年(判)第46号	被審人山梨建設	平成23年(納)第37号	1244万円	4月16日	4月22日
18	平成23年(判)第47号	被審人飯島工事	平成23年(納)第38号	1237万円	4月18日	6月10日
19	平成23年(判)第48号	被審人広瀬土木	平成23年(納)第39号	942万円	4月16日	5月24日
20	平成23年(判)第49号	被審人藤プラント建設	平成23年(納)第40号	926万円	4月18日	6月10日
21	平成23年(判)第50号	被審人佐藤建設工業	平成23年(納)第41号	854万円	4月16日	5月24日
22	平成23年(判)第51号	被審人山梨技建	平成23年(納)第42号	806万円	4月16日	5月24日
23	平成23年(判)第52号	被審人奥山建設	平成23年(納)第43号	656万円	4月16日	5月24日

注 「送達日」欄及び「審判請求日」欄中の日付は、いずれも平成23年である。

番号	事業者	期間
1	被審人三森建設	平成19年4月1日から平成22年3月23日までの間
2	島崎建設	平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間
3	三枝産業	平成18年4月1日から平成19年12月18日までの間
4	大和開発	平成18年4月1日から平成20年8月3日までの間
5	中川工務所	平成18年4月1日から平成21年3月31日までの間
6	川口土建	平成18年4月1日から平成21年4月27日までの間
7	被審人渡辺建設	平成18年4月1日から平成21年9月27日までの間
8	宮原土建	平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間及び 平成21年4月1日から平成22年3月23日までの間

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13	
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計										
1	峡東林環事	H18.4.12	H18.4.28	湯の沢復旧治山工事	甲州市塩山牛奥牛奥山	指名競争	－		33,828,000	野澤工業	98.7%	33,400,000							98.7%	野澤工業	○						
										中川工務所	98.9%	33,450,000															
										大和工務店	99.2%	33,550,000															
										甲信建設	99.3%	33,600,000															
										峡東建設	99.3%	33,600,000															
										大和開発	99.4%	33,630,000															
2	峡東林環事	H18.4.26	H18.5.16	剣ヶ峰西復旧治山工事	山梨市牧丘町北原西奥仙丈	指名競争	－		49,436,000	内田組	97.1%	48,000,000							97.1%	内田組	○						
										山梨技建	97.5%	48,200,000															
										佐藤建設工業	97.9%	48,390,000															
										渡辺建設	98.1%	48,500,000															
										坂本組	98.3%	48,600,000															
										中川工務所	98.7%	48,780,000															
										飯島工事	98.9%	48,900,000															
										天川組		－															
3	峡東林環事	H18.4.26	H18.5.16	谷渡川復旧治山工事	山梨市三富川浦広瀬	指名競争	－		57,626,000	植野興業	96.3%	55,500,000							96.3%	植野興業	○						
										甲斐建設	96.7%	55,700,000															
										三枝産業	96.7%	55,750,000															
										渡辺建設	96.9%	55,850,000															
										天川工業	97.2%	56,000,000															
										岩波建設	97.2%	56,000,000															
										広瀬土木	97.4%	56,150,000															
										飯島工事	97.5%	56,200,000															
4	峡東林環事	H18.4.26	H18.5.16	大蔵沢上流復旧治山工事	甲州市大和町田野大蔵沢	指名競争	－		77,140,000	高野建設	97.9%	75,500,000							97.9%	高野建設	○						
										島崎建設	98.1%	75,700,000															
										大和開発	98.3%	75,800,000															
										天川工業	98.5%	76,000,000															
										岩波建設	98.5%	76,000,000															
										昭和建設	98.8%	76,200,000															
										宮原土建	98.9%	76,300,000															
										大和工務店	99.2%	76,500,000															
5	峡東林環事	H18.4.26	H18.5.16	青笹川復旧治山工事	山梨市三富上釜口芦毛山	指名競争	－		78,238,000	廣川工業所	96.5%	75,500,000							96.5%	廣川工業所	○						
										飯島工事	97.0%	75,900,000															
										昭和建設	97.1%	76,000,000															
										植野興業	97.5%	76,300,000															
										天川工業	97.8%	76,500,000															
										三枝産業	97.8%	76,500,000															
										甲斐建設	98.2%	76,800,000															
										広瀬土木	98.4%	77,000,000															
6	峡東林環事	H18.4.26	H18.5.16	乾徳山線(南工区)森林居住環境整備林道 開設工事	山梨市三富上釜口中ノ沢	指名競争	－		54,929,000	内田組	97.8%	53,700,000							97.8%	内田組	○						
										渡辺建設	97.9%	53,800,000															
										山梨技建	98.1%	53,900,000															
										飯島工事	98.3%	53,990,000															
										奥山建設	98.3%	54,000,000															
										中川工務所	98.6%	54,180,000															
										広瀬土木	98.9%	54,300,000															
										甲斐建設	99.2%	54,500,000															
7	峡東林環事	H18.4.26	H18.5.16	塩平徳和線(小檜山工区)森林居住環境整備 林道開設工事	山梨市牧丘町倉科小檜山	指名競争	－		53,133,000	甲斐建設	98.6%	52,400,000							98.6%	甲斐建設	○				○	○	
										渡辺建設	98.8%	52,500,000															
										内田組	99.0%	52,600,000															
										坂本組	99.1%	52,650,000															
										天川組	99.4%	52,800,000															
										飯島工事	99.5%	52,880,000															
										峡東建設	99.7%	52,950,000															
										山梨技建	99.7%	53,000,000															
8	峡東林環事	H18.4.26	H18.5.16	源次郎線森林管理道開設工事	甲州市塩山牛奥牛奥山	指名競争	－		57,243,000	天川工業	98.9%	56,600,000							98.9%	天川工業	○						
										天川組	99.0%	56,690,000															
										高野建設	99.1%	56,700,000															
										昭和建設	99.1%	56,750,000															
										植野興業	99.1%	56,750,000															
										宮原土建	99.2%	56,790,000															
										中川工務所	99.2%	56,800,000															
										峡東建設	99.3%	56,850,000															
9	峡東農務事	H18.4.26	H18.5.16	釈迦堂地区 勝沼工区取付道路工事	甲州市勝沼町下岩崎地内	指名競争	－		38,070,000	川口土建	96.9%	36,900,000							96.9%	川口土建		○					
										中川工務所	97.2%	37,000,000															
										甲信建設	97.4%	37,080,000															
										峡東建設	97.7%	37,200,000															
										大和開発	97.8%	37,250,000															
										宮原土建	98.1%	37,330,000															
10	新環状建設	H18.5.12	H18.5.25	国道140号(5号橋)橋面工事	山梨市上岩下地内	指名競争	－		29,431,000	宮原土建	98.5%	29,000,000							98.5%	宮原土建							
										中川工務所	98.9%	29,100,000															
										坂本組	98.9%	29,100,000															
										佐藤建設工業	99.1%	29,170,000															
										飯島工事	99.2%	29,200,000															
										峡東建設	99.3%	29,230,000															

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13		
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計											
11	広瀬琴川ダ	H18.5.17	H18.6.1	琴川ダム湖岸広場整備工事	山梨市牧丘町柳平地内の10	指名競争	-		39,920,000	甲斐建設	96.9%	38,700,000							96.9%	甲斐建設					○			○
										渡辺建設	97.1%	38,780,000																
										内田組	97.2%	38,800,000																
										広瀬土木	97.7%	39,000,000																
										天川組	98.2%	39,200,000																
										山梨建設	98.3%	39,250,000																
12	峡東林環事	H18.5.17	H18.6.1	塚本山線森林管理道開設工事	山梨市三富上釜口中ノ沢	指名競争	-		43,186,000	天川組	97.3%	42,000,000							97.3%	天川組	○							
										内田組	97.7%	42,200,000																
										甲斐建設	97.9%	42,280,000																
										佐藤建設工業	98.0%	42,320,000																
										山梨技建	98.3%	42,460,000																
										広瀬土木	98.4%	42,500,000																
13	峡東林環事	H18.5.17	H18.6.1	一ツ木復旧治山工事	山梨市牧丘町北原一ツ木	指名競争	-		32,950,000	飯島工事	97.1%	32,000,000							97.1%	飯島工事	○							
										甲斐建設	97.7%	32,200,000																
										渡辺建設	97.9%	32,250,000																
										坂本組	98.2%	32,350,000																
										佐藤建設工業	98.3%	32,400,000																
										奥山建設	98.6%	32,500,000																
14	峡東林環事	H18.5.17	H18.6.1	浅久保復旧治山工事	甲州市大和町初鹿野浅久保	指名競争	-		38,444,000	大和工務店	96.8%	37,200,000							96.8%	大和工務店	○				○			○
										野澤工業	97.7%	37,550,000																
										甲信建設	98.2%	37,750,000																
										中川工務所	98.3%	37,800,000																
										川口土建	98.6%	37,900,000																
										宮原土建	98.8%	38,000,000																
15	峡東林環事	H18.5.19	H18.6.23	日川左支工事	甲州市塩山牛奥牛奥山	一般競争	峡東		47,548,000	甲信建設	95.9%	45,600,000							95.9%	甲信建設	○							
										野澤工業	96.5%	45,900,000																
										大和工務店	96.7%	46,000,000																
										山梨建設	97.8%	46,490,000																
										天川組	97.8%	46,500,000																
										川口土建	97.9%	46,550,000																
										峡東建設	98.3%	46,730,000																
										飯島工事	98.4%	46,800,000																
										▲八木沢興業	98.8%	47,000,000																
										内田組		—																
16	峡東林環事	H18.5.19	H18.6.23	竹森沢工事	甲州市塩山平沢竹森山	一般競争	峡東		34,535,000	宮原土建	96.9%	33,450,000							96.9%	宮原土建				○			○	
										飯島工事	98.5%	34,000,000																
										天川組	98.7%	34,100,000																
										渡辺建設	98.8%	34,105,000																
										峡東建設	98.8%	34,135,000																
										甲信建設	98.9%	34,150,000																
										大和工務店	98.9%	34,150,000																
										山梨技建	98.9%	34,150,000																
										▲八木沢興業	98.9%	34,160,000																
										野澤工業	98.9%	34,170,000																
										山梨建設	99.0%	34,180,000																
										内田組		—																
17	峡東林環事	H18.5.30	H18.6.16	乾徳山(北工区)森林居住環境整備林道開設工事	山梨市三富上釜口中ノ沢	指名競争	-		58,030,000	タナベエンジニアリング	97.9%	56,800,000							97.9%	タナベエンジニアリング					○		○	
										植野興業	98.2%	57,000,000																
										昭和建設	98.6%	57,200,000																
										内田組	98.7%	57,300,000																
										渡辺建設	99.1%	57,500,000																
										甲斐建設	99.3%	57,600,000																
										三枝産業	99.4%	57,700,000																
										広瀬土木	99.6%	57,800,000																
18	峡東林環事	H18.5.30	H18.6.16	佐野川支流復旧治山工事	甲州市塩山中萩原萩原山	指名競争	-		49,950,000	峡東建設	98.9%	49,400,000							98.9%	峡東建設	○							
										中川工務所	99.1%	49,500,000																
										大和開発	99.3%	49,580,000																
										山梨技建	99.3%	49,600,000																
										野澤工業	99.4%	49,650,000																
										天川組	99.5%	49,680,000																
										宮原土建	99.5%	49,700,000																
										川口土建	99.6%	49,740,000																
19	峡東林環事	H18.5.30	H18.6.16	河原の沢地域防災対策総合治山工事	甲州市塩山上萩原萩原山	指名競争	-		82,559,000	廣川工業所	96.3%	79,500,000							96.3%	廣川工業所	○	○						
										三枝産業	96.9%	80,000,000																
										岩波建設	97.4%	80,400,000																
										天川工業	97.5%	80,500,000																
										高野建設	97.9%	80,800,000																
										島崎建設	98.1%	81,000,000																
										峡東建設	98.1%	81,000,000																
										坂本組	98.4%	81,200,000																

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13		
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計											
20	峡東林環事	H18.6.7	H18.7.12	スパン沢復旧治山工事	甲州市塩山上萩原萩原山	一般競争	峡東		57,224,000	岩波建設	97.9%	56,000,000							97.9%	岩波建設	○							
										昭和建設	98.2%	56,200,000																
										廣川工業所	98.3%	56,250,000																
										植野興業	98.4%	56,300,000																
										三枝産業	98.4%	56,300,000																
										天川組	98.6%	56,400,000																
										タナベエンジニアリング	98.7%	56,470,000																
										佐藤建設工業	98.7%	56,500,000																
										大和工務店	98.8%	56,550,000																
										高野建設	99.0%	56,650,000																
										宮原土建	99.1%	56,700,000																
										島崎建設	99.1%	56,700,000																
										内田組		－																
21	峡東林環事	H18.6.7	H18.7.12	三窪沢復旧治山工事	甲州市塩山上萩原萩原山	一般競争	峡東		64,538,000	昭和建設	96.8%	62,500,000							96.8%	昭和建設	○							
										峡東建設	97.3%	62,800,000																
										高野建設	97.5%	62,900,000																
										岩波建設	97.6%	63,000,000																
										三枝産業	97.6%	63,000,000																
										天川組	98.2%	63,400,000																
										植野興業	98.4%	63,500,000																
										甲信建設	98.8%	63,750,000																
										廣川工業所	99.0%	63,900,000																
										タナベエンジニアリング	99.2%	64,000,000																
										島崎建設	99.2%	64,000,000																
										内田組		－																
22	峡東林環事	H18.6.7	H18.7.12	焼山沢上流復旧治山工事	甲州市大和町初鹿野焼山	一般競争	峡東		66,018,000	昭和建設	96.5%	63,700,000							96.5%	昭和建設								
										島崎建設	96.6%	63,800,000																
										植野興業	97.1%	64,100,000																
										三枝産業	97.1%	64,100,000																
										岩波建設	98.2%	64,800,000																
										甲信建設	98.2%	64,800,000																
										タナベエンジニアリング	98.5%	65,000,000																
										廣川工業所	98.5%	65,000,000																
										野澤工業	98.5%	65,000,000																
										高野建設	98.9%	65,300,000																
										内田組		－																
23	峡東林環事	H18.6.14	H18.6.29	笹尾下復旧治山工事	甲州市大和町初鹿野野坂	指名競争	－		35,550,000	大和工務店	96.8%	34,400,000							96.8%	大和工務店	○							
										川口土建	98.2%	34,900,000																
										天川組	98.3%	34,950,000																
										中川工務所	98.5%	35,000,000																
										宮原土建	98.7%	35,100,000																
										甲信建設	98.7%	35,100,000																
24	峡東建設事	H18.6.14	H18.6.30	オオノ沢砂防工事	山梨市三富川浦地先	指名競争	－		59,151,000	植野興業	97.2%	57,500,000							97.2%	植野興業	○							
										甲斐建設	97.6%	57,750,000																
										昭和建設	97.7%	57,800,000																
										渡辺建設	97.7%	57,800,000																
										タナベエンジニアリング	98.1%	58,000,000																
										広瀬土木	98.3%	58,150,000																
										三枝産業	98.4%	58,200,000																
										天川工業		－																
25	峡東建設事	H18.6.14	H18.6.30	棚沢川砂防工事	山梨市切差地先	指名競争	－		52,955,000	坂本組	98.6%	52,200,000							98.6%	坂本組	○							
										奥山建設	99.0%	52,450,000																
										渡辺建設	99.1%	52,480,000																
										甲斐建設	99.1%	52,500,000																
										佐藤建設工業	99.1%	52,500,000																
										山梨技建	99.3%	52,570,000																
										山梨建設	99.3%	52,600,000																
										内田組		－																
26	峡東林環事	H18.6.30	H18.7.19	塩平徳和線(塩平工区)森林居住環境整備 林道開設工事	山梨市牧丘町北原大沢入	指名競争	－		56,876,000	渡辺建設	96.7%	55,000,000							96.7%	渡辺建設	○							
										山梨技建	97.0%	55,150,000																
										佐藤建設工業	97.6%	55,500,000																
										広瀬土木	97.6%	55,500,000																
										坂本組	97.9%	55,700,000																
										天川組	98.5%	56,000,000																
										山梨建設	98.5%	56,000,000																
										飯島工事	99.0%	56,300,000																
27	峡東林環事	H18.6.30	H18.7.19	京戸岩崎山線森林居住環境整備林道開設 工事	甲州市勝沼町山林小屋敷	指名競争	－		57,739,000	高野建設	95.9%	55,400,000							95.9%	高野建設	○							
										野澤工業	96.5%	55,700,000																
										大和開発	96.6%	55,800,000																
										甲信建設	97.0%	56,000,000																
										峡東建設	97.0%	56,000,000																
										奥山建設	97.9%	56,500,000																
										宮原土建	98.7%	57,000,000																
										島崎建設		－																

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13			
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計												
28	峡東林環事	H18.7.3	H18.8.8	笹原予防治山工事	山梨市三富上釜口小グシ	一般競争	峡東		58,213,000	三枝産業 タナベエンジニアリング 昭和建設 廣川工業所 高野建設 天川組 飯島工事 峡東建設 植野興業 渡辺建設 岩波建設 ▲飯塚工業 広瀬土木 坂本組	97.2% 97.6% 97.7% 97.7% 97.8% 97.9% 97.9% 98.1% 98.4% 98.6% 98.7% 98.8% 99.1% 99.3%	56,600,000 56,800,000 56,880,000 56,900,000 56,950,000 57,000,000 57,000,000 57,100,000 57,300,000 57,400,000 57,450,000 57,500,000 57,680,000 57,800,000																	
29	峡東建設事	H18.7.3	H18.7.20	芦沢川砂防工事	山梨市牧丘町西保中地先	指名競争	－		32,976,000	広瀬土木 甲斐建設 渡辺建設 山梨技建 山梨建設 佐藤建設工業	98.0% 98.3% 98.3% 98.4% 98.6% 98.7%	32,300,000 32,400,000 32,430,000 32,460,000 32,500,000 32,550,000							98.0%	広瀬土木	○								
30	峡東建設事	H18.7.3	H18.7.20	湯沢砂防工事	山梨市牧丘町北原地先	指名競争	－		36,493,000	渡辺建設 甲斐建設 山梨技建 広瀬土木 坂本組 飯島工事	96.5% 96.7% 97.3% 97.3% 97.8% 98.4%	35,200,000 35,300,000 35,500,000 35,500,000 35,700,000 35,900,000							96.5%	渡辺建設	○								
31	峡東林環事	H18.7.14	H18.8.1	塩平徳和線(杣口工区)森林居住環境整備 林道開設工事	山梨市牧丘町杣口杣口山 地内	指名競争	－		36,953,000	坂本組 佐藤建設工業 奥山建設 飯島工事 甲斐建設 広瀬土木	98.0% 98.2% 98.7% 98.8% 98.9% 99.0%	36,200,000 36,300,000 36,480,000 36,500,000 36,530,000 36,600,000							98.0%	坂本組	○								
32	峡東林環事	H18.7.14	H18.8.1	川上牧丘線(2工区)山村地域活性化林道 整備工事	山梨市牧丘町北原棚沢 地内	指名競争	－		33,237,000	山梨建設 峡東建設 渡辺建設 天川組 山梨技建 中川工務所	97.2% 97.5% 97.6% 97.8% 97.8% 98.1%	32,300,000 32,400,000 32,450,000 32,500,000 32,500,000 32,600,000							97.2%	山梨建設									
33	峡東建設事	H18.7.14	H18.8.2	川浦沢砂防工事	山梨市三富川浦地先	指名競争	－		29,539,000	佐藤建設工業 甲斐建設 山梨建設 飯島工事 渡辺建設 広瀬土木	97.0% 98.0% 98.2% 98.9% 99.2% 99.5%	28,650,000 28,950,000 29,000,000 29,200,000 29,300,000 29,400,000							97.0%	佐藤建設工業	○								
34	治水課	H18.8.11	H18.9.15	琴川ダム遊歩道設置工事(継続)	山梨市牧丘町柳平地内の28	一般競争	峡東		67,488,000	佐藤建設工業 藤ブランド建設 高野建設 渡辺建設 内田組 山梨建設 山梨技建 植野興業 廣川工業所 ▲風間建設 奥山建設 ▲飯塚工業	97.1% 97.4% 97.5% 97.7% 97.8% 97.8% 98.5% 98.9% 99.0% 99.1% 99.1% 99.3%	65,500,000 65,700,000 65,800,000 65,950,000 66,000,000 66,000,000 66,500,000 66,750,000 66,800,000 66,850,000 66,900,000 67,000,000							97.1%	佐藤建設工業									
35	峡東建設事	H18.8.11	H18.9.15	重川河川工事	甲州市勝沼町綿塚地内	一般競争	峡東		38,024,000	甲信建設 野澤工業 坂本組 峡東建設 川口土建 ▲八木沢興業	96.5% 97.3% 97.7% 98.1% 98.5% 98.6%	36,700,000 37,000,000 37,150,000 37,300,000 37,450,000 37,500,000							96.5%	甲信建設	○		○						
36	峡東農務事	H18.8.18	H18.9.12	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その5工事	山梨市牧丘町牧平地内他	一般競争	峡東＋中北		51,780,000	内田組 山梨建設 山梨技建 渡辺建設 佐藤建設工業 藤ブランド建設 飯島工事 峡東建設 奥山建設	96.6% 96.9% 97.1% 97.5% 98.0% 98.3% 98.5% 98.9% 99.0%	50,000,000 50,180,000 50,300,000 50,500,000 50,740,000 50,900,000 51,000,000 51,200,000 51,280,000								96.6%	内田組								
37	峡東農務事	H18.8.18	H18.9.4	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その6工事	山梨市牧丘町西保中地内	指名競争	－		32,260,000	坂本組 広瀬土木 佐藤建設工業 甲斐建設 内田組 飯島工事	97.6% 98.1% 98.3% 98.6% 98.6% 99.2%	31,500,000 31,650,000 31,700,000 31,800,000 31,800,000 32,000,000							97.6%	坂本組	○								

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13			
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計												
38	峡東農務事	H18.8.18	H18.9.4	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その7工事	山梨市牧丘町成沢地内他	指名競争	-		38,160,000	渡辺建設	97.0%	37,000,000							97.0%	渡辺建設									
										山梨技建	97.2%	37,100,000																	
										天川組	97.9%	37,350,000																	
										奥山建設	98.3%	37,500,000																	
										山梨建設	98.3%	37,500,000																	
										藤プラント建設	99.1%	37,800,000																	
39	峡東建設事	H18.8.18	H18.9.5	平沢千野線道路改良工事	甲州市塩山千野1工区	指名競争	-		61,341,000	天川組	97.8%	60,000,000							97.8%	天川組	○	○							
										高野建設	98.1%	60,200,000																	
										昭和建設	98.1%	60,200,000																	
										植野興業	98.3%	60,300,000																	
										岩波建設	98.4%	60,350,000																	
										飯島工事	98.5%	60,400,000																	
										三枝産業	98.6%	60,460,000																	
										大和工務店	98.6%	60,500,000																	
40	峡東建設事	H18.8.18	H18.9.5	塩平窪平線改良工事(一部債務)	山梨市牧丘町倉科久保1工区	指名競争	-		90,942,000	甲斐建設	97.0%	88,200,000							97.0%	甲斐建設					○			○	
										昭和建設	97.4%	88,600,000																	
										植野興業	97.5%	88,700,000																	
										岩波建設	97.9%	89,000,000																	
										高野建設	98.2%	89,300,000																	
										三枝産業	98.4%	89,500,000																	
										渡辺建設	98.7%	89,800,000																	
										広瀬土木	99.0%	90,000,000																	
41	峡東建設事	H18.8.18	H18.9.5	青笹砂防工事	山梨市三富上釜口地内	指名競争	-		35,534,000	山梨技建	96.8%	34,400,000							96.8%	山梨技建	○		○						
										渡辺建設	97.4%	34,600,000																	
										甲斐建設	98.1%	34,850,000																	
										奥山建設	98.5%	35,000,000																	
										飯島工事	98.5%	35,000,000																	
										広瀬土木	98.9%	35,150,000																	
42	峡東農務事	H18.8.30	H18.9.14	小佐手地区 ため池施設整備(第4工区)工事	甲州市勝沼町小佐手地内	指名競争	-		32,390,000	大和工務店	96.6%	31,300,000							96.6%	大和工務店									
										川口土建	97.4%	31,550,000																	
										宮原土建	97.9%	31,700,000																	
										野澤工業	98.2%	31,800,000																	
										甲信建設	98.5%	31,900,000																	
										大和開発	98.5%	31,900,000																	
43	峡東農務事	H18.8.30	H18.9.20	松里地区 支線2号道路改良工事	甲州市塩山小屋敷地内	一般競争	峡東		39,770,000	天川組	97.6%	38,800,000							97.6%	天川組	○								
										飯島工事	98.4%	39,150,000																	
										内田組	98.6%	39,200,000																	
										山梨技建	99.0%	39,360,000																	
										峡東建設	99.1%	39,400,000																	
44	峡東農務事	H18.8.30	H18.9.20	牧丘東部地区 排水路第1・2号工事	山梨市牧丘町杣口地内	一般競争	峡東		31,910,000	佐藤建設工業	97.1%	31,000,000							97.1%	佐藤建設工業									
										渡辺建設	98.2%	31,350,000																	
										内田組	98.4%	31,400,000																	
										山梨技建	98.7%	31,480,000																	
										峡東建設	98.7%	31,500,000																	
										山梨建設	99.0%	31,590,000																	
45	峡東建設事	H18.8.30	H18.9.15	国道140号道路改良工事	山梨市三富川浦湯ノ平1工区	指名競争	-		33,959,000	広瀬土木	97.2%	33,000,000							97.2%	広瀬土木									
										渡辺建設	97.6%	33,150,000																	
										坂本組	97.9%	33,230,000																	
										内田組	98.0%	33,270,000																	
										佐藤建設工業	98.1%	33,300,000																	
										山梨技建	98.4%	33,400,000																	
46	峡東建設事	H18.9.1	H18.10.3	甲府山梨線 道路改良工事	山梨市北1工区	一般競争	峡東		74,009,000	内田組	97.3%	72,000,000							97.3%	内田組	○								
								</																					

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13		
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計											
48	峡東農務事	H18.9.13	H18.9.29	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その8工事	山梨市牧丘町室伏地内	指名競争	-		37,620,000	奥山建設	96.8%	36,400,000							96.8%	奥山建設	○							
										甲斐建設	97.0%	36,500,000																
										佐藤建設工業	97.7%	36,750,000																
										山梨建設	97.8%	36,800,000																
										藤プラント建設	98.4%	37,000,000																
										広瀬土木	98.6%	37,100,000																
49	峡東農務事	H18.9.13	H18.9.29	松里地区 支線4号道路工事	甲州市塩山三日市場千野地内	指名競争	-		30,880,000	飯島工事	98.1%	30,300,000							98.1%	飯島工事	○							
										峡東建設	98.3%	30,350,000																
										中川工務所	98.4%	30,400,000																
										山梨技建	98.6%	30,450,000																
										宮原土建	98.8%	30,500,000																
										天川組	98.8%	30,500,000																
50	営繕課	H18.9.13	H18.10.11	山梨高校グラウンド整備他工事	山梨市上神内川194	一般競争	峡東		77,755,000	植野興業	78.5%	61,000,000							82.9%	坂本組	○							
										坂本組	82.9%	64,480,000																
										昭和建设	97.2%	75,600,000																
										岩波建設	97.7%	76,000,000																
										高野建設	97.7%	76,000,000																
										佐藤建設工業	97.7%	76,000,000																
										内田組	98.7%	76,780,000																
51	企・電気課	H18.9.15	H18.9.27	天科発電所 導水路改修工事	山梨市三富川浦字天科地内	指名競争	-		38,830,000	大和開発	97.3%	37,800,000							97.3%	大和開発								
										▲早野組	98.4%	38,200,000																
										▲飯塚工業	98.6%	38,300,000																
										奥山建設	99.2%	38,500,000																
										▲三枝組		-																
										▲上田屋商会		-																
52	広瀬琴川ダ	H18.10.3	H18.10.18	琴川ダム6号工事用道路改良工事	山梨市牧丘町北原地内の3	指名競争	-		33,410,000	中川工務所	97.3%	32,500,000							97.3%	中川工務所	○			○			○	
										山梨技建	97.4%	32,550,000																
										山梨建設	97.6%	32,600,000																
										渡辺建設	97.9%	32,700,000																
										広瀬土木	98.0%	32,750,000																
										内田組	98.3%	32,850,000																
53	峡東農務事	H18.10.3	H18.10.19	釈迦堂地区 勝沼1工区道路改良工事	甲州市勝沼町下岩崎地内	指名競争	-		37,340,000	甲信建設	97.2%	36,300,000							97.2%	甲信建設	○							
										野澤工業	97.6%	36,450,000																
										峡東建設	97.8%	36,500,000																
										大和開発	98.3%	36,700,000																
										中川工務所	98.4%	36,750,000																
										宮原土建	98.7%	36,850,000																
54	峡東建設事	H18.10.3	H18.10.20	国道411号道路改良工事	甲州市塩山上於曽2工区	指名競争	-		34,631,000	天川組	98.0%	33,950,000							98.0%	天川組	○							
										宮原土建	98.4%	34,080,000																
										中川工務所	98.5%	34,100,000																
										飯島工事	98.5%	34,100,000																
										大和工務店	98.8%	34,200,000																
										峡東建設	98.9%	34,250,000																
55	峡東建設事	H18.10.12	H18.10.30	杣口塩山線道路改良工事	山梨市牧丘町千野々宮1工区	指名競争	-		28,930,000	渡辺建設	96.8%	28,000,000							96.8%	渡辺建設								
										甲斐建設	97.5%	28,200,000																
										内田組	97.8%	28,300,000																
										広瀬土木	98.5%	28,500,000																
										藤プラント建設	98.5%	28,500,000																
										佐藤建設工業	99.2%	28,700,000																
56	峡東建設事	H18.10.12	H18.10.30	塩山勝沼線道路改良工事	甲州市塩山牛奥1工区	指名競争	-		28,817,000	宮原土建	97.2%	28,000,000							97.2%	宮原土建	○	○						
										天川組	97.9%	28,200,000																
										飯島工事	98.2%	28,300,000																
										中川工務所	98.3%	28,340,000																
										大和工務店	98.6%	28,400,000																
										峡東建設	98.9%	28,500,000																
57	峡東農務事	H18.10.26	H18.11.13	玉宮地区 幹線道路(第1工区)改良工事 (明許)	甲州市塩山上粟生野地内	指名競争	-		57,290,000	植野興業	96.9%	55,500,000							96.9%	植野興業								
										昭和建设	97.3%	55,750,000																
										岩波建設	97.4%	55,800,000																
										廣川工業所	97.7%	56,000,000																
										高野建設	98.0%	56,150,000																
										天川工業	98.4%	56,400,000																
										三枝産業	98.4%	56,400,000																
										中川工務所	98.6%	56,500,000																
58	峡東建設事	H18.10.26	H18.11.14	国道140号地藏沢橋下部工事(一部債務)	山梨市三富川浦地藏沢橋1工区	指名競争	-		76,277,000	三枝産業	96.6%	73,700,000							96.6%	三枝産業								
										昭和建设	97.0%	74,000,000																
										廣川工業所	97.4%	74,300,000																
										奥山建設	97.7%	74,500,000																
										山梨技建	97.9%	74,700,000																
										藤プラント建設	97.9%	74,700,000																
										甲斐建設	98.2%	74,900,000																
										広瀬土木	98.3%	75,000,000																

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	B3物件	36物件	別紙12	別紙13
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計									
59	峡東建設事	H18.10.26	H18.11.14	国道140号新番屋橋下部工事（一部債務）	山梨市三富川浦新番屋橋1工区	指名競争	－		63,992,000	高野建設	97.2%	62,200,000							97.2%	高野建設						
										植野興業	97.6%	62,450,000														
										渡辺建設	97.7%	62,500,000														
										坂本組	97.8%	62,600,000														
										佐藤建設工業	98.2%	62,850,000														
										岩波建設	98.4%	63,000,000														
										山梨建設	98.4%	63,000,000														
										内田組	98.9%	63,300,000														
60	峡東建設事	H18.10.26	H18.11.14	根津橋通り線電線共同溝工事（明許）	山梨市上神内川1工区	指名競争	－		56,447,000	山梨建設	96.9%	54,700,000							96.9%	山梨建設		○				
										山梨技建	97.1%	54,800,000														
										甲斐建設	97.4%	55,000,000														
										内田組	97.4%	55,000,000														
										佐藤建設工業	97.8%	55,180,000														
										奥山建設	98.1%	55,350,000														
										坂本組	98.3%	55,500,000														
										藤プラント建設	98.6%	55,670,000														
61	道路管理課	H18.10.27	H18.12.8	国道411号 青野橋下部工（1期）建設工事（明許）	甲州市塩山上粟生野2工区	一般競争	峡東＋中北		107,346,000	岩波建設	96.9%	104,000,000							96.9%	岩波建設		○				
										廣川工業所	97.6%	104,800,000														
										昭和建設	97.8%	105,000,000														
										▲飯塚工業	97.8%	105,000,000														
										▲長田組土木	98.0%	105,190,000														
										▲国際建設	98.3%	105,500,000														
										植野興業	98.3%	105,500,000														
										高野建設	98.5%	105,700,000														
										三枝産業	98.6%	105,800,000														
										天川工業	98.7%	106,000,000														
62	峡東建設事	H18.10.27	H18.11.28	笛吹川かじめん橋下部工建設工事（明許）	山梨市牧丘町窪平地内の1	一般競争	峡東		53,750,000	山梨技建	78.9%	42,400,000							78.9%	山梨技建			○			
										飯島工事	79.0%	42,450,000														
										渡辺建設	96.0%	51,600,000														
										佐藤建設工業	97.7%	52,500,000														
										内田組	98.0%	52,650,000														
										山梨建設	98.3%	52,830,000														
63	峡東建設事	H18.10.27	H18.11.30	国道140号道路改良工事（明許）	山梨市三富川浦天科1工区	一般競争	峡東		93,353,000	天川工業	76.9%	71,800,000							76.9%	天川工業						
										植野興業	77.0%	71,900,000														
										廣川工業所	97.5%	91,000,000														
										昭和建設	97.5%	91,000,000														
										岩波建設	97.7%	91,250,000														
										高野建設	98.0%	91,500,000														
										三枝産業	98.0%	91,500,000														
										渡辺建設	98.0%	91,500,000														
										内田組	98.6%	92,000,000														
64	峡東農務事	H18.11.16	H18.12.4	東山東部地区 大藤工区交差点改良工事	甲州市塩山千野・上粟生野 地内	指名競争	－		32,650,000	峡東建設	94.9%	31,000,000							94.9%	峡東建設						
										中川工務所	95.6%	31,200,000														
										飯島工事	96.6%	31,550,000														
										天川組	96.8%	31,600,000														
										宮原土建	97.2%	31,750,000														
										坂本組	98.0%	32,000,000														
65	道路整備課	H18.12.1	H19.1.11	国道411号 西広門田上橋床版工事（明許）	甲州市塩山西広門田2工区	一般競争	峡東＋中北		137,161,000	天川工業	97.0%	133,000,000							97.0%	天川工業	○	○				
										▲早野組	97.5%	133,800,000														
										岩波建設	97.9%	134,300,000														
										植野興業	98.1%	134,500,000														
										▲大新工業	98.1%	134,500,000														
										昭和建設	98.3%	134,800,000														
										▲三枝組	98.4%	135,000,000														
										廣川工業所	98.4%	135,000,000														
										高野建設	98.8%	135,500,000														
										三枝産業	98.9%	135,700,000														
										▲飯塚工業		－														
66	峡東建設事	H18.12.1	H18.12.20	大菩薩初鹿野線 災害防除工事（明許）	甲州市大和町木賊1工区	指名競争	－		47,320,000	野澤工業	97.8%	46,300,000							97.8%	野澤工業	○					
										甲信建設	98.3%	46,500,000														
										大和開発	98.3%	46,500,000														
										川口土建	98.7%	46,700,000														
										峡東建設	99.1%	46,900,000														
										宮原土建	99.3%	47,000,000														
67	峡東建設事	H18.12.1	H18.12.20	国道140号道路改良工事（明許）	山梨市三富川浦湯ノ平2工区	指名競争	－		46,375,000	渡辺建設	96.6%	44,800,000							96.6%	渡辺建設						
										山梨技建	97.0%	45,000,000														
										内田組	97.5%	45,200,000														
										山梨建設	97.9%	45,400,000														
										坂本組	98.1%	45,500,000														
										佐藤建設工業	98.1%	45,500,000														
68	道路整備課	H18.12.27	H19.2.6	国道411号 一之瀬高橋トンネル（仮称）建設工事（一部債務）	甲州市塩山一ノ瀬高橋1工区	一般競争	全県		740,764,000	高野建設・岩波建設・天川工業JV	96.4%	714,000,000							96.4%	高野建設・岩波建設・天川工業JV						
										▲長田組土木・▲齋藤建設・▲新光土木JV	97.1%	719,000,000														
										▲天野工業・▲田村組・▲山英建設JV	97.5%	722,000,000														
										▲早野組・▲三枝組・▲宏和建設JV	97.9%	725,000,000														
										▲富士島建設・▲深沢土木工業・▲城北建設JV		－														
										昭和建設・植野興業・廣川工業所JV		－														

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13	
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計										
69	峡東建設事	H18.12.27	H19.1.31	根津橋通り線 電線共同溝工事(明許)	山梨市上神内川2工区	一般競争	峡東		62,637,000	坂本組	97.4%	61,000,000							97.4%	坂本組	○		○		○		
										昭和建設	97.5%	61,100,000															
										岩波建設	97.7%	61,200,000															
										藤プラント建設	97.9%	61,300,000															
										奥山建設	97.9%	61,350,000															
										植野興業	98.2%	61,500,000															
										山梨技建	98.2%	61,500,000															
										渡辺建設	98.2%	61,530,000															
										三枝産業	98.6%	61,770,000															
										佐藤建設工業	98.7%	61,800,000															
										内田組	98.7%	61,800,000															
										峡東建設	99.0%	62,000,000															
70	峡東建設事	H18.12.27	H19.1.24	青笹川砂防工事(明許)	山梨市三富上釜口地先	指名競争	-		41,362,000	天川工業	96.9%	40,100,000							96.9%	天川工業	○						
										内田組	97.6%	40,370,000															
										甲斐建設	97.9%	40,500,000															
										渡辺建設	98.0%	40,550,000															
										佐藤建設工業	98.4%	40,700,000															
										広瀬土木	98.6%	40,800,000															
71	峡東農務事	H19.2.2	H19.2.28	釈迦堂地区 勝沼2工区道路改良工事(明許)	甲州市勝沼町下岩崎地内	一般競争	峡東		60,060,000	高野建設	96.9%	58,200,000							96.9%	高野建設	○	○					
										川口土建	97.1%	58,300,000															
										昭和建設	97.4%	58,500,000															
										野澤工業	97.4%	58,500,000															
										▲飯塚工業	97.6%	58,600,000															
										岩波建設	97.9%	58,800,000															
										▲風間興業	98.2%	59,000,000															
										植野興業	98.2%	59,000,000															
										三枝産業	98.4%	59,100,000															
										藤プラント建設	98.6%	59,200,000															
										天川工業	99.0%	59,450,000															
										▲矢崎興業		-															
72	峡東農務事	H19.2.2	H19.2.28	東山東部地区 大藤工区交差点改良その2工事(明許)	甲州市塩山千野上粟生野地内	一般競争	峡東		65,450,000	昭和建設	96.6%	63,200,000							96.6%	昭和建設	○						
										三枝産業	97.4%	63,750,000															
										植野興業	97.8%	64,000,000															
										高野建設	98.5%	64,500,000															
										藤プラント建設	98.5%	64,500,000															
										岩波建設	98.9%	64,700,000															
										天川工業	99.2%	64,900,000															
										渡辺建設	99.3%	65,000,000															
73	峡東建設事	H19.2.2	H19.3.2	大久保沢砂防工事(明許)	甲州市塩山小屋敷地先の4	一般競争	峡東		93,688,000	昭和建設	96.6%	90,500,000							96.6%	昭和建設							
										峡東建設	96.9%	90,800,000															
										植野興業	97.1%	91,000,000															
										高野建設	97.7%	91,500,000															
										天川工業	98.1%	91,900,000															
										岩波建設	98.2%	92,000,000															
										渡辺建設	98.4%	92,200,000															
										タナベエンジニアリング	98.7%	92,500,000															
										三枝産業	98.9%	92,700,000															
74	峡東建設事	H19.2.2	H19.3.15	塩平窪平線道路改良工事(明許)	山梨市牧丘町西保下北井1工区	一般競争	峡東		68,188,000	渡辺建設	96.8%	66,000,000							96.8%	渡辺建設	○						
										高野建設	96.9%	66,100,000															
										山梨技建	97.3%	66,350,000															
										岩波建設	97.4%	66,400,000															
										昭和建設	97.5%	66,500,000															
										植野興業	97.5%	66,500,000															
										三枝産業	97.7%	66,600,000															
										藤プラント建設	97.8%	66,700,000															
										佐藤建設工業	98.0%	66,850,000															
										奥山建設	98.3%	67,000,000															
										坂本組	98.3%	67,000,000															
										天川工業	98.3%	67,000,000															
75	道路整備課	H19.2.7	H19.3.15	国道411号 一之瀬高橋2号橋(仮称)下部工建設工事(明許)	甲州市塩山一ノ瀬高橋～北都留郡丹波山村大常木2工区	一般競争	全県		124,937,000	昭和建設	96.4%	120,500,000							96.4%	昭和建設	○						
										タナベエンジニアリング	96.8%	121,000,000															
										植野興業	97.1%	121,300,000															
										▲長田組土木	97.9%	122,300,000															
										▲国際建設	98.0%	122,500,000															
										▲早野組	98.0%	122,500,000															
										▲大新工業	98.0%	122,500,000															
										▲風間建設	98.1%	122,600,000															
										▲齋藤建設		-															
76	峡東農務事	H19.2.22	H19.3.9	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その10工事(明許)	山梨市牧丘町西保下地内	指名競争	-		30,600,000	山梨技建	97.4%	29,800,000							97.4%	山梨技建				○			
										渡辺建設	97.9%	29,950,000															
										奥山建設	98.0%	30,000,000															
										佐藤建設工業	98.0%	30,000,000															
										甲斐建設	98.5%	30,150,000															
										坂本組	99.0%	30,280,000															

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13				
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計													
77	道路整備課	H19.2.26	H19.3.28	国道140号道路改良工事（一部債務）	山梨市三富川浦天科2工区	一般競争	峡東＋中北		143,247,000	植野興業 昭和建設 岩波建設 タナベエンジニアリング 高野建設 三枝産業 ▲中村工務店 ▲富士島建設 ▲飯塚工業	97.0% 97.2% 97.4% 97.5% 97.7% 97.7% 98.1% 98.4% 100.4%	139,000,000 139,200,000 139,500,000 139,700,000 140,000,000 140,000,000 140,500,000 141,000,000 143,820,000								97.0%	植野興業									
78	峡東林環事	H19.3.1	H19.3.28	塚本山線森林管理道開設工事（全部債務）	山梨市三富上釜口中ノ沢地内	一般競争	峡東		43,467,000	天川組 渡辺建設 内田組 広瀬土木 山梨建設 甲信建設 藤プラント建設	96.6% 97.3% 97.3% 97.4% 97.8% 98.0% 98.0%	42,000,000 42,300,000 42,300,000 42,350,000 42,500,000 42,600,000 42,600,000								96.6%	天川組	○								
79	峡東林環事	H19.3.1	H19.3.28	青笹川復旧治山工事（全部債務）	山梨市三富上釜口芦毛山地内	一般競争	峡東		79,515,000	三枝産業 タナベエンジニアリング 昭和建設 岩波建設 内田組 渡辺建設 植野興業 高野建設 天川工業 天川組	97.1% 97.5% 97.8% 98.0% 98.1% 98.5% 98.6% 98.8% 99.1% 99.2%	77,200,000 77,500,000 77,800,000 77,900,000 78,000,000 78,300,000 78,400,000 78,600,000 78,800,000 78,900,000								97.1%	三枝産業									
80	峡東林環事	H19.3.1	H19.3.28	自害沢奥地保安林保全緊急対策工事（明許）	甲州市大和町日影笹子山地内	一般競争	峡東		33,999,000	野澤工業 大和工務店 川口土建 甲信建設 中川工務所 峡東建設	96.9% 97.1% 97.6% 97.9% 98.5% 98.5%	32,950,000 33,000,000 33,200,000 33,300,000 33,500,000 33,500,000								96.9%	野澤工業	○								
81	峡東林環事	H19.4.19	H19.5.16	中道沢線森林管理道開設工事	甲州市勝沼町深沢深沢山地内	一般競争	峡東		42,291,000	三森建設 甲信建設 大和開発 川口土建 タナベエンジニアリング 藤プラント建設 野澤工業	96.9% 97.4% 97.7% 97.8% 97.9% 98.0% 98.1%	41,000,000 41,200,000 41,300,000 41,350,000 41,400,000 41,450,000 41,500,000								96.9%	三森建設	○			○			○		
82	峡東林環事	H19.4.19	H19.5.16	北奥仙丈復旧治山工事	山梨市牧丘町北原北奥仙丈地内	一般競争	峡東		34,966,000	内田組 山梨技建 渡辺建設 タナベエンジニアリング 坂本組 佐藤建設工業 藤プラント建設 甲信建設	96.1% 96.7% 97.2% 97.5% 98.1% 98.1% 98.4% 98.7%	33,600,000 33,800,000 34,000,000 34,100,000 34,300,000 34,300,000 34,400,000 34,500,000								96.1%	内田組	○					○	○		
83	峡東林環事	H19.4.19	H19.5.16	日川左支復旧治山工事	甲州市塩山牛奥牛奥山地内	一般競争	峡東		39,334,000	甲信建設 川口土建 内田組 三森建設 タナベエンジニアリング 野澤工業 藤プラント建設 大和開発	96.9% 97.9% 97.9% 98.0% 98.1% 98.1% 98.5% 98.6%	38,100,000 38,500,000 38,500,000 38,550,000 38,600,000 38,600,000 38,750,000 38,800,000								96.9%	甲信建設	○					○	○		
84	峡東林環事	H19.4.19	H19.5.16	浅久保復旧治山工事	甲州市大和町初鹿野浅久保地内	一般競争	峡東		30,009,000	大和開発 甲信建設 三森建設 川口土建 野澤工業	96.6% 97.3% 97.5% 98.1% 98.3%	29,000,000 29,200,000 29,250,000 29,450,000 29,500,000							96.6%	大和開発	○			○					○	
85	峡東林環事	H19.5.8	H19.6.6	林道乾徳山線（北工区）開設工事	山梨市三富上釜口中ノ沢地内	一般競争	峡東		57,639,000	植野興業 内田組 昭和建設 三枝産業 藤プラント建設 岩波建設 渡辺建設 タナベエンジニアリング 天川組 奥山建設	97.2% 97.6% 97.9% 98.0% 98.0% 98.5% 98.5% 98.6% 98.7% 98.9%	56,000,000 56,250,000 56,400,000 56,500,000 56,500,000 56,750,000 56,750,000 56,850,000 56,900,000 57,000,000							97.2%	植野興業	○			○			○			

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13		
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計											
86	峡東林環事	H19.5.8	H19.6.6	林道京戸岩崎山線開設工事	甲州市勝沼町山林小教堂地内	一般競争	峡東		57,739,000	高野建設 植野興業 岩波建設 昭和建設 三枝産業 大和工務店 野澤工業 奥山建設 甲信建設	96.1% 96.6% 97.0% 97.0% 97.3% 98.4% 98.5% 98.7% 99.0%	55,500,000 55,800,000 56,000,000 56,000,000 56,200,000 56,800,000 56,900,000 57,000,000 57,150,000								96.1%	高野建設	○		○		○		
87	峡東林環事	H19.5.8	H19.6.6	林道塩平徳和線(杣口工区)開設工事	山梨市牧丘町杣口杣口山地内	一般競争	峡東		54,424,000	坂本組 山梨技建 植野興業 内田組 渡辺建設 甲斐建設 昭和建設 藤プラント建設 奥山建設 タナベエンジニアリング 天川組	97.4% 97.9% 98.1% 98.3% 98.8% 98.8% 98.9% 99.0% 99.2% 99.2% 99.2%	53,000,000 53,300,000 53,400,000 53,500,000 53,750,000 53,770,000 53,850,000 53,880,000 54,000,000 54,000,000 54,000,000								97.4%	坂本組	○		○		○		
88	峡東林環事	H19.5.8	H19.6.6	林道源次郎線開設工事	甲州市塩山牛奥牛奥山地内	一般競争	峡東		57,243,000	天川工業 昭和建設 岩波建設 高野建設 植野興業 甲信建設 三枝産業 タナベエンジニアリング 川口土建 野澤工業 奥山建設	97.0% 97.8% 97.8% 97.8% 98.2% 98.2% 98.4% 98.7% 98.7% 98.9% 99.2%	55,500,000 55,980,000 56,000,000 56,000,000 56,200,000 56,200,000 56,300,000 56,500,000 56,500,000 56,600,000 56,800,000								97.0%	天川工業	○		○		○		
89	峡東林環事	H19.5.8	H19.6.6	林道塩平徳和線(小櫛山工区)開設工事	山梨市牧丘町倉科小櫛山地内	一般競争	峡東		57,097,000	甲斐建設 渡辺建設 タナベエンジニアリング 奥山建設 昭和建設 飯島工事 藤プラント建設 植野興業 大和工務店 坂本組 内田組 野澤工業	96.9% 97.7% 97.9% 98.0% 98.1% 98.1% 98.1% 98.3% 98.3% 98.4% 98.6% 98.8%	55,300,000 55,800,000 55,900,000 55,950,000 56,000,000 56,000,000 56,000,000 56,100,000 56,100,000 56,200,000 56,300,000 56,400,000								96.9%	甲斐建設	○		○		○		
90	峡東林環事	H19.5.8	H19.6.6	林道川上牧丘線(1工区)改築工事	山梨市牧丘町北原棚沢地内	一般競争	峡東		54,583,000	内田組 山梨技建 奥山建設 昭和建設 天川組 廣川工業所 植野興業 天川工業 渡辺建設 甲斐建設 藤プラント建設	97.1% 97.4% 97.5% 97.5% 97.6% 97.7% 98.0% 98.4% 98.7% 98.9% 99.3%	53,000,000 53,150,000 53,200,000 53,200,000 53,300,000 53,350,000 53,500,000 53,700,000 53,900,000 54,000,000 54,200,000								97.1%	内田組			○		○		
91	峡東林環事	H19.5.8	H19.6.6	谷渡川治山工事	山梨市三富川浦広瀬地内	一般競争	峡東		74,015,000	植野興業 昭和建設 廣川工業所 渡辺建設 岩波建設 内田組 タナベエンジニアリング 甲斐建設 三枝産業 坂本組	97.3% 97.5% 97.8% 97.9% 98.0% 98.3% 98.6% 98.6% 98.6% 98.8%	72,000,000 72,200,000 72,350,000 72,450,000 72,500,000 72,750,000 73,000,000 73,000,000 73,000,000 73,100,000								97.3%	植野興業	○						
92	峡東林環事	H19.5.8	H19.6.6	焼山沢左支治山工事	甲州市大和町初鹿野焼山地内	一般競争	峡東		78,888,000	昭和建設 廣川工業所 植野興業 内田組 高野建設 三枝産業 野澤工業 岩波建設 渡辺建設 大和工務店 甲信建設	96.7% 97.5% 97.6% 98.1% 98.2% 98.5% 98.6% 98.7% 98.9% 98.9% 99.0%	76,300,000 76,900,000 77,000,000 77,400,000 77,500,000 77,700,000 77,800,000 77,900,000 78,000,000 78,000,000 78,100,000								96.7%	昭和建設	○						
93	峡東林環事	H19.5.23	H19.6.20	南沢治山工事	甲州市大和町日影笹子山地内	一般競争	峡東		45,685,000	川口土建 大和開発 三森建設 甲信建設 野澤工業	97.0% 97.8% 97.8% 98.3% 98.5%	44,300,000 44,690,000 44,700,000 44,900,000 45,000,000							97.0%	川口土建								

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	B3物件	36物件	別紙12	別紙13
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計									
94	峡東林環事	H19.5.25	H19.7.4	スパン沢治山工事	甲州市塩山上萩原萩原山地内	一般競争	峡東	簡易型	44,921,000	天川組	95.7%	43,000,000	5	4	4	2	15	255.813	95.7%	天川組		○				
										内田組	98.8%	44,400,000	0	3	0	0	3	229.729								
										中川工務所	100.0%	44,900,000	0	5	4	2	11	239.048								
95	峡東建設事	H19.5.25	H19.6.27	国道411号道路改良工事	甲州市塩山赤尾1工区	一般競争	峡東		68,487,000	三枝産業	97.0%	66,400,000							97.0%	三枝産業						
										昭和建設	97.4%	66,700,000														
										植野興業	97.8%	67,000,000														
										岩波建設	98.1%	67,200,000														
										大和工務店	98.1%	67,200,000														
										廣川工業所	98.3%	67,300,000														
										タナベエンジニアリング	98.6%	67,500,000														
										高野建設	99.0%	67,800,000														
										天川工業	99.1%	67,900,000														
96	峡東農務事	H19.5.29	H19.6.19	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その11工事	山梨市牧丘町杣口地内	一般競争	峡東		35,640,000	坂本組	97.6%	34,800,000							97.6%	坂本組	○		○		○	
										山梨技建	97.9%	34,880,000														
										藤プラント建設	97.9%	34,900,000														
										内田組	98.0%	34,930,000														
										渡辺建設	98.1%	34,950,000														
										奥山建設	98.2%	35,000,000														
										甲斐建設	98.2%	35,000,000														
97	峡東農務事	H19.5.29	H19.6.19	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その12工事	山梨市牧丘町杣口地内他	一般競争	峡東		30,480,000	山梨技建	96.9%	29,550,000							96.9%	山梨技建	○	○	○			○
										山梨建設	97.1%	29,600,000														
										渡辺建設	97.5%	29,730,000														
										甲斐建設	97.8%	29,800,000														
										広瀬土木	97.8%	29,800,000														
										佐藤建設工業	98.4%	30,000,000														
98	峡東農務事	H19.5.29	H19.6.19	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その13工事	山梨市牧丘町倉科地内他	一般競争	峡東		29,590,000	奥山建設	98.0%	29,000,000							98.0%	奥山建設	○		○		○	
										佐藤建設工業	98.3%	29,100,000														
										山梨技建	98.7%	29,200,000														
										渡辺建設	99.0%	29,300,000														
										甲斐建設	99.4%	29,400,000														
										坂本組	99.5%	29,450,000														
99	峡東農務事	H19.5.29	H19.6.19	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その15工事	山梨市牧丘町隼地内他	一般競争	峡東		32,300,000	内田組	97.2%	31,400,000							97.2%	内田組	○		○		○	
										山梨建設	98.0%	31,650,000														
										広瀬土木	98.5%	31,800,000														
										渡辺建設	98.8%	31,900,000														
										甲斐建設	98.9%	31,950,000														
										藤プラント建設	99.1%	32,000,000														
100	峡東林環事	H19.5.30	H19.6.27	大蔵沢右支治山工事	甲州市大和町田野大蔵沢地内	一般競争	峡東		73,411,000	高野建設	97.0%	71,200,000							97.0%	高野建設	○					
										大和開発	97.3%	71,400,000														
										三森建設	97.4%	71,500,000														
										川口土建	97.8%	71,800,000														
										岩波建設	98.1%	72,000,000														
										昭和建設	98.1%	72,000,000														
										甲信建設	98.5%	72,300,000														
										野澤工業	98.5%	72,300,000														
										▲風間建設	99.0%	72,660,000														
101	峡東林環事	H19.5.30	H19.6.27	滑沢本流治山工事	甲州市塩山小屋敷滑沢山地内	一般競争	峡東		65,034,000	天川工業	96.9%	63,000,000							96.9%	天川工業						
										廣川工業所	97.6%	63,500,000														
										昭和建設	97.7%	63,550,000														
										植野興業	97.9%	63,700,000														
										三枝産業	98.3%	63,900,000														
										タナベエンジニアリング	98.4%	64,000,000														
										飯島工事	98.4%	64,000,000														
										▲風間建設	99.5%	64,700,000														
102	峡東林環事	H19.5.30	H19.6.27	東棚沢治山工事	山梨市牧丘町北原棚沢地内	一般競争	峡東		74,497,000	飯島工事	96.9%	72,200,000							96.9%	飯島工事						
										大和工務店	97.3%	72,500,000														
										昭和建設	97.7%	72,800,000														
										天川工業	98.0%	73,000,000														
										佐藤建設工業	98.3%	73,200,000														
										川口土建	98.5%	73,400,000														
										中川工務所	98.7%	73,500,000														
										甲斐建設	98.7%	73,500,000														
										内田組	98.7%	73,500,000														
										高野建設	99.3%	74,000,000														
										渡辺建設	99.6%	74,200,000														
103	峡東林環事	H19.5.30	H19.6.27	高芝沢治山工事	甲州市塩山上萩原萩原山地内	一般競争	峡東		71,900,000	岩波建設	74.7%	53,700,000							74.7%	岩波建設	○					
										廣川工業所	79.3%	57,000,000														
										昭和建設	80.0%	57,500,000														
										タナベエンジニアリング	98.1%	70,500,000														
										植野興業	98.1%	70,500,000														
										三枝産業	98.1%	70,500,000														
										峡東建設	98.1%	70,550,000														
										高野建設	99.0%	71,200,000														

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13		
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計											
104	峡東林環事	H19.5.30	H19.6.27	佐野川治山工事	甲州市塩山中萩原萩原山地内	一般競争	峡東		69,199,000	峡東建設	93.9%	65,000,000							93.9%	峡東建設	○							
										昭和建設	94.7%	65,500,000																
										廣川工業所	95.1%	65,800,000																
										三枝産業	95.4%	66,000,000																
										飯島工事	96.0%	66,400,000																
										タナベエンジニアリング	97.0%	67,100,000																
										大和工務店	98.0%	67,800,000																
										植野興業	98.3%	68,000,000																
105	峡東林環事	H19.5.30	H19.6.27	アテラ沢治山工事	甲州市大和町田野大蔵沢地内	一般競争	峡東		63,543,000	野澤工業	96.8%	61,500,000							96.8%	野澤工業	○							
										大和開発	97.6%	62,000,000																
										三森建設	97.9%	62,200,000																
										中川工務所	98.0%	62,300,000																
										昭和建設	98.0%	62,300,000																
										岩波建設	98.4%	62,500,000																
										甲信建設	98.4%	62,500,000																
										高野建設	99.0%	62,900,000																
106	広瀬琴川ダ	H19.6.1	H19.7.19	琴川ダム管理棟広場整備工事	山梨市牧丘町柳平地内の11	一般競争	峡東	簡易型	30,557,000	渡辺建設	93.3%	28,500,000	5	4	3	1	13	379.385	93.3%	渡辺建設								
										内田組	94.9%	29,000,000	0	3	2	1	6	357.758										
										タナベエンジニアリング	96.5%	29,500,000	10	3	0	1	14	368.644										
										坂本組	98.2%	30,000,000	10	2	3	1	16	366.666										
										藤プラント建設	98.2%	30,000,000	0	3	3	0	6	345.833										
107	峡東建設事	H19.6.4	H19.7.4	国道411号 上萩原5号橋(仮称)上部工工事	甲州市塩山上萩原3工区	一般競争	峡東		45,299,000	タナベエンジニアリング	97.6%	44,200,000							97.6%	タナベエンジニアリング					○			○
										甲信建設	98.0%	44,400,000																
										天川組	98.2%	44,500,000																
										渡辺建設	98.6%	44,650,000																
										川口土建	98.7%	44,700,000																
										野澤工業	98.7%	44,700,000																
108	峡東林環事	H19.6.27	H19.7.25	上道沢治山工事	甲州市勝沼町深沢深沢山	一般競争	峡東		59,834,000	大和工務店	96.8%	57,900,000							96.8%	大和工務店								
										野澤工業	96.9%	58,000,000																
										川口土建	97.4%	58,300,000																
										天川工業	97.8%	58,500,000																
										高野建設	97.8%	58,500,000																
										岩波建設	98.3%	58,800,000																
										三森建設	98.6%	59,000,000																
										昭和建設	98.9%	59,200,000																
										甲斐建設	99.1%	59,300,000																
										飯島工事	99.1%	59,300,000																
109	峡東建設事	H19.6.27	H19.8.17	国道411号 上萩原7号橋(仮称)橋梁上部工建設工事	甲州市塩山上萩原5工区	一般競争	峡東+中北	簡易型	73,368,000	植野興業	95.4%	70,000,000	20	3	5	1	29	157.142	95.4%	植野興業	○							
										岩波建設	95.4%	70,000,000	5	2	7	1	15	150.245										
										廣川工業所	98.7%	72,400,000	10	2	-1	1	12	143.835										
										▲飯塚工業	98.8%	72,500,000	10	2	3	1	16	145.540										
										タナベエンジニアリング	99.0%	72,600,000	0	2	0	1	3	139.165										
										昭和建設	99.0%	72,600,000	10	4	7	1	22	148.190										
										天川工業	—	—	0	3	-2	1	2											
										▲中村建設	—	—	5	2	2	1	10											
										三枝産業	—	—	0	4	4	1	9											
110	峡東林環事	H19.7.3	H19.8.8	林道塩平徳和線(塩平工区)開設工事	山梨市牧丘町北原大沢入地内	一般競争	峡東	簡易型	37,441,000	渡辺建設	93.5%	35,000,000	0	4	4	2	10	314.285	93.5%	渡辺建設	○							
										内田組	96.2%	36,000,000	0	3	0	2	5	291.666										
										山梨技建	98.8%	37,000,000	0	5	4	0	9	294.594										
										山梨建設	99.6%	37,300,000	0	4	4	2	10	294.906										
111	広瀬琴川ダ	H19.7.10	H19.8.10	琴川ダム堤体取付道路工事	山梨市牧丘町柳平地内の12	一般競争	峡東		40,907,000	藤プラント建設	97.0%	39,700,000							97.0%	藤プラント建設				○			○	
										山梨技建	97.5%	39,900,000																
										奥山建設	97.8%	40,000,000																
										内田組	97.8%	40,000,000																
										甲斐建設	98.3%	40,200,000																
										坂本組	98.8%	40,400,000																
112	峡東建設事	H19.7.10	H19.8.8	一般県道塩平窪平線道路改良工事	山梨市牧丘町倉科久保1工区	一般競争	峡東		58,400,000	甲斐建設	96.9%	56,600,000							96.9%	甲斐建設	○							
										三枝産業	97.6%	57,000,000																
										内田組	97.6%	57,000,000																
										昭和建設	98.1%	57,300,000																
										渡辺建設	98.1%	57,300,000																
										岩波建設	98.5%	57,500,000																
										佐藤建設工業	98.5%	57,500,000																
										中川工務所	99.0%	57,800,000																
										山梨建設	99.0%	57,800,000																
113	峡東林環事	H19.7.11	H19.8.8	水ヶ森治山工事	山梨市牧丘町北原一ツ木地内	一般競争	峡東		32,849,000	山梨建設	97.4%	32,000,000							97.4%	山梨建設								
										内田組	97.9%	32,150,000																
										渡辺建設	98.0%	32,200,000																
										佐藤建設工業	98.0%	32,200,000																
										山梨技建	98.3%	32,300,000																
										甲斐建設	99.2%	32,600,000																
114	峡東建設事	H19.7.18	H19.8.22	国道411号 道路改良工事	甲州市塩山上萩原柳沢1工区	一般競争	峡東		43,713,000	タナベエンジニアリング	97.5%	42,600,000							97.5%	タナベエンジニアリング	○	○						
										甲信建設	97.7%	42,700,000																
										峡東建設	97.9%	42,800,000																
										藤プラント建設	97.9%	42,800,000																
										野澤工業		—																

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計									
115	峡東林環事	H19.7.25	H19.8.22	竹森入治山工事	甲州市塩山平沢竹森入地内	一般競争	峡東		47,447,000	タナベエンジニアリング	97.6%	46,300,000							97.6%	タナベエンジニアリング	○					
										山梨建設	98.0%	46,500,000														
										甲信建設	98.4%	46,700,000														
										渡辺建設	98.4%	46,700,000														
										野澤工業		－														
116	峡東林環事	H19.7.25	H19.8.22	笹尾中治山工事	甲州市大和町初鹿野笹尾中地内	一般競争	峡東		29,957,000	三森建設	96.8%	29,000,000							96.8%	三森建設		○	○			○
										大和開発	97.3%	29,150,000														
										川口土建	98.1%	29,400,000														
										中川工務所	98.5%	29,500,000														
										甲信建設	98.8%	29,600,000														
										野澤工業		－														
117	峡東建設事	H19.8.7	H19.9.5	国道140号新湯沢橋橋梁下部工事	山梨市三富川浦新湯沢橋1工区	一般競争	峡東		34,648,000	広瀬土木	97.3%	33,700,000							97.3%	広瀬土木						
										渡辺建設	97.7%	33,850,000														
										内田組	97.8%	33,900,000														
										山梨技建	98.0%	33,950,000														
										佐藤建設工業	98.1%	34,000,000														
118	道路整備課	H19.8.13	H19.10.2	国道411号 上萩原第1トンネル(仮称)建設工事(一部債務)	甲州市塩山上萩原6工区	一般競争	全県	簡易型	356,898,000	廣川工業所・三枝産業JV	96.7%	345,000,000	0	2	3	2	7	30.676	97.5%	昭和建設・植野興業JV	○					
										昭和建設・植野興業JV	97.5%	348,000,000	20	2	12	2	36	37.356								
										▲天野工業・▲田村組JV	98.6%	352,000,000	0	4	5	0	9	30.539								
119	峡東建設事	H19.8.22	H19.9.19	青笹砂防工事	山梨市三富上釜口地内	一般競争	峡東		28,789,000	山梨技建	97.1%	27,950,000							97.1%	山梨技建	○		○			
										渡辺建設	97.3%	28,000,000														
										内田組	97.3%	28,000,000														
										タナベエンジニアリング	97.8%	28,150,000														
										佐藤建設工業	98.0%	28,200,000														
										藤ブランド建設	98.3%	28,300,000														
120	峡東建設事	H19.8.22	H19.9.19	平沢千野線 道路改良工事	甲州市塩山千野1工区	一般競争	峡東		31,723,000	天川組	97.7%	31,000,000							97.7%	天川組	○	○				
										中川工務所	97.9%	31,050,000														
										三森建設	98.0%	31,080,000														
										タナベエンジニアリング	98.0%	31,100,000														
										甲信建設	98.0%	31,100,000														
										大和開発	98.2%	31,150,000														
121	峡東農務事	H19.8.23	H19.9.13	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その14工事	山梨市牧丘町西保下地内	一般競争	峡東		29,190,000	藤ブランド建設	97.6%	28,500,000							97.6%	藤ブランド建設			○			
										内田組	98.2%	28,650,000														
										渡辺建設	98.3%	28,700,000														
										山梨建設	98.7%	28,800,000														
										甲斐建設	99.3%	29,000,000														
										佐藤建設工業	99.3%	29,000,000														
122	峡東農務事	H19.8.30	H19.9.20	牧丘東部地区 農道第1号(第2工区)改良工事	山梨市牧丘町千野々宮地内	一般競争	峡東		30,470,000	甲斐建設	97.5%	29,700,000							97.5%	甲斐建設	○					
										渡辺建設	98.1%	29,900,000														
										内田組	98.5%	30,000,000														
										山梨建設	98.5%	30,000,000														
										佐藤建設工業	99.1%	30,200,000														
123	峡東建設事	H19.9.4	H19.10.3	棚沢川砂防工事	山梨市切差地先	一般競争	峡東		29,592,000	坂本組	97.3%	28,800,000							97.3%	坂本組	○					
										渡辺建設	97.8%	28,950,000														
										甲斐建設	97.9%	28,980,000														
										山梨建設	98.0%	29,000,000														
										佐藤建設工業	98.7%	29,200,000														
										内田組		－														
124	峡東建設事	H19.9.4	H19.10.3	重川河川工事	甲州市勝沼町綿塚地内	一般競争	峡東		38,996,000	甲信建設	96.9%	37,800,000							96.9%	甲信建設	○					○
										タナベエンジニアリング	98.0%	38,200,000														
										三森建設	98.2%	38,290,000														
										川口土建	98.3%	38,350,000														
										中川工務所	98.5%	38,410,000														
										峡東建設	98.7%	38,495,000														
125	峡東農務事	H19.9.11	H19.10.3	西保地区 西保堰(第1工区)水路工事	山梨市牧丘町西保下地内	一般競争	峡東		33,210,000	山梨建設	98.5%	32,700,000							98.5%	山梨建設				○		○
										佐藤建設工業	98.8%	32,800,000														
										渡辺建設	99.4%	33,000,000														
126	峡東農務事	H19.9.11	H19.10.3	西保地区 西保堰(第2工区)水路工事	山梨市牧丘町西保下地内	一般競争	峡東		31,100,000	内田組	97.4%	30,300,000							97.4%	内田組	○					
										渡辺建設	98.7%	30,700,000														
										佐藤建設工業		－														
127	峡東建設事	H19.9.18	H19.10.17	湯沢砂防工事	山梨市牧丘町北原地先	一般競争	峡東		31,927,000	渡辺建設	90.8%	29,000,000							90.8%	渡辺建設	○					
										山梨技建	94.0%	30,000,000														
										広瀬土木	96.5%	30,800,000														
										内田組	97.1%	31,000,000														
										甲斐建設	97.7%	31,200,000														
										坂本組	98.7%	31,500,000														

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13				
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計													
128	峡東農務事	H19.9.26	H19.10.23	玉宮地区 幹線道路(第2工区)改良工事	甲州市塩山竹森地内	一般競争	峡東		59,480,000	廣川工業所 タナベエンジニアリング 中川工務所 昭和建設 植野興業 三枝産業 飯島工事 天川工業 岩波建設	97.2% 97.5% 97.8% 97.8% 98.0% 98.0% 98.0% 98.6% 98.9%	57,800,000 58,000,000 58,150,000 58,200,000 58,300,000 58,300,000 58,300,000 58,650,000 58,800,000								97.2%	廣川工業所				○					
129	峡東農務事	H19.9.26	H19.10.18	牧丘東部地区 排水路第1号工事	山梨市牧丘町袖口地内	一般競争	峡東		36,660,000	佐藤建設工業 内田組 渡辺建設 坂本組 山梨建設 山梨技建	97.9% 98.2% 98.6% 98.7% 98.9% 99.0%	35,900,000 36,000,000 36,150,000 36,200,000 36,250,000 36,300,000							97.9%	佐藤建設工業	○									
130	峡東建設事	H19.10.2	H19.10.31	大菩薩初鹿野線 災害防除工事	甲州市大和町木賊1工区	一般競争	峡東		38,827,000	野澤工業 タナベエンジニアリング 甲信建設 佐藤建設工業	97.1% 98.4% 98.6% 98.8%	37,700,000 38,200,000 38,300,000 38,360,000							97.1%	野澤工業	○									
131	峡東建設事	H19.10.16	H19.11.14	国道140号 橋梁補修工事(明許)	山梨市北新西川橋の1	一般競争	峡東		39,930,000	佐藤建設工業 甲信建設 坂本組 渡辺建設 藤プラント建設	97.4% 98.5% 98.8% 98.9% 99.4%	38,900,000 39,350,000 39,450,000 39,500,000 39,700,000							97.4%	佐藤建設工業										
132	峡東建設事	H19.10.17	H19.11.7	国道411号 青野橋下部工(2期)建設工事 (明許)	甲州市塩山上粟生野4工区	一般競争	峡東		70,923,000	岩波建設 昭和建設 植野興業 天川工業 廣川工業所 三枝産業	98.7% 99.1% 99.2% 99.4% 99.4% 99.5%	70,000,000 70,300,000 70,350,000 70,500,000 70,500,000 70,600,000							98.7%	岩波建設	○	○								
133	峡東農務事	H19.10.18	H19.11.8	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その16工事	山梨市牧丘町北原地内他	一般競争	峡東		30,260,000	広瀬土木 渡辺建設 内田組 甲斐建設 坂本組 奥山建設 山梨技建	97.2% 97.6% 97.7% 97.7% 97.7% 97.8% 97.9%	29,400,000 29,520,000 29,550,000 29,560,000 29,570,000 29,600,000 29,620,000							97.2%	広瀬土木										
134	峡東農務事	H19.10.18	H19.11.12	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その17工事	山梨市牧丘町西保下地内他	一般競争	峡東		30,060,000	渡辺建設 甲斐建設 山梨建設 佐藤建設工業 藤プラント建設 広瀬土木	96.5% 96.8% 97.5% 98.1% 98.1% —	29,000,000 29,100,000 29,300,000 29,500,000 29,500,000 —							96.5%	渡辺建設	○									
135	峡東農務事	H19.10.25	H19.11.20	玉宮地区 幹線道路(第3工区)改良工事 (明許)	甲州市塩山上粟生野地内	一般競争	峡東		48,010,000	タナベエンジニアリング 岩波建設 植野興業 三枝産業 峡東建設 飯島工事 昭和建設	97.9% 98.1% 98.1% 98.3% 98.3% 98.3% 98.9%	47,000,000 47,100,000 47,100,000 47,200,000 47,200,000 47,200,000 47,500,000							97.9%	タナベエンジニアリング					○			○		
136	峡東林環事	H19.10.30	H19.12.10	林道川上牧丘線(2工区)改築工事(明許)	山梨市牧丘町北原地内	一般競争	峡東	簡易型	48,670,000	渡辺建設 天川工業 山梨技建 三枝産業 甲信建設	93.5% 97.6% 99.2% 99.7% 99.9%	45,500,000 47,500,000 48,300,000 48,500,000 48,600,000	0 0 0 0 0	3 4 5 4 4	4 -1 4 5 5	2 2 2 1 9	237.760 220.094 227.743 224.927 222.594	93.5%	渡辺建設	○										
137	峡東建設事	H19.10.31	H19.11.21	都市計画道路根津橋通り線電線共同溝工 事(明許)	山梨市上神内川1工区	一般競争	峡東		51,900,000	奥山建設 佐藤建設工業 内田組 三枝産業 藤プラント建設 山梨技建 山梨建設 飯島工事 坂本組	98.3% 98.4% 98.7% 98.8% 98.8% 98.0% 99.2% 99.2% 99.4%	51,000,000 51,050,000 51,200,000 51,300,000 51,300,000 51,400,000 51,500,000 51,500,000 51,600,000								98.3%	奥山建設				○			○		
138	峡東建設事	H19.11.13	H19.12.5	番屋東砂防工事(明許)	甲州市塩山上小田原地内の4	一般競争	峡東		41,710,000	峡東建設 タナベエンジニアリング 甲信建設 野澤工業	98.1% 98.8% 99.3% 99.5%	40,900,000 41,200,000 41,400,000 41,500,000							98.1%	峡東建設			○							
139	峡東建設事	H19.11.28	H19.12.19	都市計画道路根津橋通り線電線共同溝工 事(明許)	山梨市上神内川2工区	一般競争	峡東		48,640,000	藤プラント建設 坂本組 山梨技建 昭和建設 内田組 佐藤建設工業	75.0% 77.6% 78.7% 98.1% 98.1% 98.5%	36,480,000 37,750,000 38,300,000 47,700,000 47,700,000 47,900,000							75.0%	藤プラント建設				○			○			

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13		
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計											
140	峡東建設事	H19.11.28	H19.12.19	主要地方道甲府山梨線 道路改良工事(明許)	山梨市北1工区	一般競争	峡東		76,220,000	内田組	97.1%	74,000,000							97.1%	内田組	○							
										佐藤建設工業	97.7%	74,500,000																
										植野興業	98.1%	74,800,000																
										坂本組	98.4%	75,000,000																
										三枝産業	98.4%	75,000,000																
										昭和建設	98.5%	75,100,000																
										岩波建設	98.8%	75,300,000																
										廣川工業所	99.1%	75,500,000																
										天川工業	99.3%	75,700,000																
141	峡東建設事	H19.12.26	H20.1.23	オオノ沢砂防工事(明許)	山梨市三富川浦地先の1	一般競争	峡東		69,304,000	植野興業	97.4%	67,500,000							97.4%	植野興業	○							
										廣川工業所	98.1%	68,000,000																
										岩波建設	98.4%	68,200,000																
										甲信建設	98.4%	68,200,000																
										タナベエンジニアリング	98.6%	68,300,000																
										天川工業	98.8%	68,500,000																
										昭和建設	99.0%	68,610,000																
142	峡東建設事	H19.12.26	H20.1.23	大久保沢砂防工事(明許)	甲州市塩山小屋敷地先の6	一般競争	峡東		51,874,000	廣川工業所	97.0%	50,300,000							97.0%	廣川工業所	○							
										昭和建設	97.4%	50,500,000																
										植野興業	97.4%	50,500,000																
										タナベエンジニアリング	97.5%	50,600,000																
										峡東建設	97.7%	50,700,000																
										岩波建設	97.9%	50,800,000																
										大和工務店	98.5%	51,100,000																
143	峡東建設事	H19.12.26	H20.1.23	塩山(停)大菩薩嶺線 道路災害復旧工事(明許)(H19災第44、45、47号)	甲州市塩山上萩原南沢橋手前の1 外2ヶ所	一般競争	峡東		29,195,000	タナベエンジニアリング	97.6%	28,500,000							97.6%	タナベエンジニアリング	○	○						
										山梨建設	98.5%	28,750,000																
										甲信建設	98.6%	28,800,000																
										野澤工業	98.6%	28,800,000																
144	峡東建設事	H20.1.17	H20.2.7	都市計画道路塩の山西広門田線道路改良工事(明許)	甲州市塩山上於曾1工区	一般競争	峡東		53,025,000 (非公表)	天川工業	99.6%	52,800,000							99.6%	天川工業		○						
										岩波建設	100.5%	53,300,000																
										昭和建設	100.9%	53,500,000																
										植野興業	100.9%	53,500,000																
										廣川工業所	103.7%	55,000,000																
145	峡東建設事	H20.1.29	H20.2.20	国道140号災害防除工事(明許)	山梨市三富川浦円川1工区	一般競争	峡東		85,405,000	植野興業	97.8%	83,500,000							97.8%	植野興業					○		○	
										渡辺建設	98.0%	83,700,000																
										高野建設	98.1%	83,800,000																
										天川工業	98.4%	84,000,000																
										昭和建設	98.8%	84,380,000																
146	峡東建設事	H20.1.29	H20.2.20	笛吹川河川工事(明許)	山梨市牧丘町窪平地内の3	一般競争	峡東		29,634,000	山梨技建	97.2%	28,800,000							97.2%	山梨技建	○		○					
										山梨建設	97.7%	28,950,000																
										渡辺建設	97.9%	29,000,000																
										内田組	97.9%	29,000,000																
										坂本組	98.3%	29,130,000																
147	峡東建設事	H20.1.30	H20.2.20	国道140号道路改良工事(明許)	山梨市三富川浦湯の平1工区	一般競争	峡東		53,086,000	山梨建設	97.7%	51,870,000							97.7%	山梨建設								
										佐藤建設工業	98.0%	52,000,000																
										天川工業	98.5%	52,300,000																
										渡辺建設	99.0%	52,530,000																
										昭和建設	99.0%	52,550,000																
148	道路整備課	H20.1.31	H20.3.7	国道140号道路改良工事(明許)	山梨市三富川浦天科3工区	一般競争	全県	簡易型	109,733,000	昭和建設	97.5%	107,000,000	15	4	9	3	31	112.149	97.5%	昭和建設								
										廣川工業所	98.9%	108,500,000	5	4	0	3	12	99.300										
149	道路整備課	H20.1.31	H20.3.7	国道140号新番屋橋下部工建設工事(一部債務)	山梨市三富川浦新番屋橋3工区	一般競争	全県	簡易型	99,443,000	高野建設	94.5%	93,970,000	0	3	5	3	11	117.058	99.8%	植野興業								
										植野興業	99.8%	99,200,000	10	4	5	3	22	120.967										
150	峡東建設事	H20.1.31	H20.3.6	大峰沢砂防工事(明許)	甲州市塩山下小田原地先の5	一般競争	峡東	簡易型	94,077,000	岩波建設	98.9%	93,000,000	15	1	2	1	19	117.741	98.9%	岩波建設	○							
										昭和建設	100.4%	94,500,000	5	1	9	1	16											
										植野興業	100.9%	94,900,000	15	1	3	1	20											
151	峡東建設事	H20.2.12	H20.3.5	重川河川工事(明許)	甲州市塩山西広門田地内の5	一般競争	峡東		48,532,000	天川工業	96.8%	47,000,000							96.8%	天川工業	○							○
										タナベエンジニアリング	98.0%	47,560,000																
										植野興業	98.0%	47,580,000																
										高野建設	98.1%	47,590,000																
										昭和建設	98.4%	47,750,000																
										峡東建設	98.5%	47,800,000																
152	都市計画課	H20.2.14	H20.3.6	都市計画道路塩の山西広門田線道路改良工事(明許)	甲州市塩山上於曾2工区	一般競争	全県		136,404,000	昭和建設	97.2%	132,600,000							97.2%	昭和建設		○						
										植野興業	98.2%	133,950,000																
										高野建設	98.5%	134,310,000																
										廣川工業所	98.9%	134,900,000																
153	道路整備課	H20.2.21	H20.3.25	国道411号 道路改良工事	甲州市塩山上萩原9工区	一般競争	全県	簡易型	168,783,000	廣川工業所	76.4%	129,000,000	15	2	-2	3	18	93.023	76.4%	廣川工業所	○	○		○				○
										岩波建設	88.9%	150,000,000	10	1	2	3	16	78.518										
										昭和建設	94.8%	160,000,000	5	2	7	3	17	74.305										
154	峡東建設事	H20.2.21	H20.3.24	国道140号雷跨道橋(仮称)下部工建設工事(明許)	山梨市三富川浦湯の平2工区	一般競争	峡東	簡易型	74,404,000	坂本組	94.1%	70,000,000	5	2	4	1	12	152.940	94.1%	坂本組								
										天川工業	99.8%	74,250,000	10	2	-2	1	11	143.393										
										渡辺建設	99.9%	74,300,000	10	2	4	1	17	148.048										

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13			
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計												
155	峡東建設事	H20.3.5	H20.3.26	塩山勝沼線 道路改良工事(明許)	甲州市塩山牛奥2工区	一般競争	峡東		50,676,000	峡東建設 昭和建設 タナベエンジニアリング 甲信建設 天川組 天川工業	97.8% 98.0% 98.1% 98.3% 98.3% 98.4%	49,560,000 49,650,000 49,700,000 49,800,000 49,800,000 49,850,000							97.8%	峡東建設		○		○					
156	峡東林環事	H20.3.6	H20.3.27	林道乾徳山線(北工区)開設工事(全部債務)	山梨市三富上釜口地内	一般競争	峡東		56,743,000	植野興業 廣川工業所 昭和建設 タナベエンジニアリング 岩波建設 内田組 高野建設	97.5% 98.2% 98.3% 98.4% 98.5% 98.5% 98.7%	55,300,000 55,700,000 55,780,000 55,850,000 55,900,000 55,900,000 56,000,000							97.5%	植野興業	○							○	
157	峡東林環事	H20.3.6	H20.3.27	谷渡川治山工事(全部債務)	山梨市三富川浦地内	一般競争	峡東		77,147,000	植野興業 大和工務店 高野建設 昭和建設 廣川工業所 岩波建設	97.2% 98.1% 98.3% 98.5% 98.5% 98.6%	75,000,000 75,700,000 75,800,000 75,980,000 76,000,000 76,100,000							97.2%	植野興業	○								
158	峡東林環事	H20.4.23	H20.5.21	林道塩平徳和線(小櫓山工区)開設工事	山梨市牧丘町倉科地内	一般競争	峡東		57,846,000	甲斐建設 渡辺建設 坂本組 内田組 昭和建設	96.8% 97.3% 97.7% 98.2% 99.4%	56,000,000 56,300,000 56,500,000 56,800,000 57,500,000							96.8%	甲斐建設	○			○					
159	峡東林環事	H20.4.23	H20.5.29	林道塩平徳和線(塩平工区)開設工事	山梨市牧丘町北原地内	一般競争	峡東	簡易型	57,802,000	渡辺建設 坂本組 甲斐建設	95.2% 98.6% 99.5%	55,000,000 57,000,000 57,500,000	0 5 0	2 3 4	5 2 4	3 3 3	10 13 11	195.803 192.982 188.627	95.2%	渡辺建設	○		○		○				
160	峡東林環事	H20.4.23	H20.5.29	林道京戸岩崎山線(一宮工区)開設工事	甲州市勝沼町山林地内	一般競争	峡東	簡易型	57,039,000	高野建設 甲信建設	97.8% 99.5%	55,780,000 56,750,000	5 0	5 1	6 4	2 3	18 8	197.203 184.042	97.8%	高野建設	○								
161	峡東林環事	H20.4.23	H20.5.22	林道中道沢線開設工事	甲州市勝沼町深沢地内	一般競争	峡東	特別簡易型	44,191,000	三森建設 大和開発 野澤工業	96.9% 97.8% 99.6%	42,800,000 43,200,000 44,000,000			4 2 2	4 2 4	8 4 6	257.009 243.055 244.318	96.9%	三森建設	○		○						
162	峡東林環事	H20.4.23	H20.5.21	林道乾徳山線(南工区)開設工事	山梨市三富上釜口地内	一般競争	峡東		29,915,000	内田組	98.6%	29,500,000							98.6%	内田組									
163	峡東林環事	H20.4.23	H20.5.21	青笹川治山工事	山梨市三富上釜口地内	一般競争	峡東		75,935,000	廣川工業所 昭和建設 植野興業 飯島工事 佐藤建設工業 岩波建設 大和工務店	97.5% 97.7% 98.0% 98.1% 98.3% 98.5% 98.6%	74,000,000 74,200,000 74,400,000 74,500,000 74,642,000 74,800,000 74,850,000								97.5%	廣川工業所	○						○	
164	峡東林環事	H20.4.23	H20.5.21	テッポウ沢治山工事	山梨市三富上釜口地内	一般競争	峡東		49,610,000	植野興業 昭和建設 渡辺建設 廣川工業所 岩波建設 飯島工事 甲斐建設 佐藤建設工業	97.6% 98.0% 98.2% 98.3% 98.4% 98.4% 98.6% 98.8%	48,400,000 48,600,000 48,700,000 48,750,000 48,800,000 48,800,000 48,900,000 49,000,000								97.6%	植野興業	○							○
165	峡東林環事	H20.4.23	H20.5.29	大鹿沢向治山工事	甲州市大和町初鹿野地内	一般競争	峡東	簡易型	61,169,000	昭和建設	97.3%	59,500,000	0	1	8	3	12	184.873	97.3%	昭和建設									
166	峡東林環事	H20.4.23	H20.5.21	空沢治山工事	甲州市塩山牛奥地内	一般競争	峡東		42,837,000	甲信建設 三森建設 大和開発 峡東建設 藤プラント建設 野澤工業	97.0% 98.0% 98.0% 98.5% 99.0% 99.2%	41,550,000 42,000,000 42,000,000 42,200,000 42,400,000 42,500,000								97.0%	甲信建設	○			○	○			
167	峡東林環事	H20.4.23	H20.5.21	水ヶ森治山工事	山梨市牧丘町北原地内	一般競争	峡東		32,563,000	山梨技建 内田組 渡辺建設 甲斐建設 藤プラント建設	97.0% 97.6% 97.8% 98.3% 98.3%	31,600,000 31,780,000 31,850,000 32,000,000 32,000,000								97.0%	山梨技建			○				○	
168	峡東林環事	H20.4.23	H20.5.21	みより沢上流治山工事	甲州市塩山上萩原地内	一般競争	峡東		49,110,000	昭和建設 高野建設 植野興業 タナベエンジニアリング 廣川工業所 峡東建設 岩波建設	96.7% 98.1% 98.1% 98.6% 98.7% 98.8% 99.2%	47,500,000 48,170,000 48,190,000 48,400,000 48,450,000 48,500,000 48,700,000								96.7%	昭和建設	○							
169	峡東林環事	H20.4.23	H20.5.21	東溝の沢左支治山工事	甲州市塩山上萩原地内	一般競争	峡東		60,666,000	岩波建設 植野興業 タナベエンジニアリング 廣川工業所 昭和建設	97.7% 98.0% 98.2% 98.4% 98.7%	59,300,000 59,460,000 59,600,000 59,700,000 59,880,000								97.7%	岩波建設	○							

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13				
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計													
170	峡東林環事	H20.4.23	H20.5.21	南沢治山工事	甲州市大和町日影地内	一般競争	峡東		35,880,000	川口土建 三森建設 大和開発 峡東建設 藤プラント建設 甲信建設 野澤工業	97.0% 98.1% 98.1% 98.4% 98.7% 98.9% 98.9%	34,800,000 35,200,000 35,200,000 35,300,000 35,400,000 35,500,000 35,500,000								97.0%	川口土建	○				○	○			
171	峡東林環事	H20.5.21	H20.6.11	林道塩平徳和線(杣口工区)開設工事	山梨市牧丘町杣口地内	一般競争	峡東		35,315,000	坂本組 内田組 渡辺建設 山梨技建 甲斐建設	97.7% 98.1% 98.3% 99.1% 99.1%	34,500,000 34,650,000 34,700,000 34,980,000 35,000,000								97.7%	坂本組	○							○	
172	峡東林環事	H20.5.21	H20.6.11	林道塚本山線開設工事	山梨市三富上釜口地内	一般競争	峡東		43,586,000	天川組 甲信建設 藤プラント建設 渡辺建設 内田組 甲斐建設	97.5% 98.7% 98.7% 98.9% 98.9% 99.1%	42,500,000 43,000,000 43,000,000 43,100,000 43,100,000 43,200,000								97.5%	天川組	○							○	
173	峡東林環事	H20.5.21	H20.6.11	湯の沢左支治山工事	甲州市塩山牛奥地内	一般競争	峡東		39,959,000	甲信建設 三森建設 野澤工業 天川組 藤プラント建設	97.1% 98.1% 98.9% 98.9% 98.9%	38,800,000 39,200,000 39,500,000 39,500,000 39,500,000								97.1%	甲信建設	○							○	
174	峡東林環事	H20.5.28	H20.6.18	林道源次郎線開設工事	甲州市塩山牛奥地内	一般競争	峡東		55,743,000	天川工業 岩波建設 昭和建設 廣川工業所	96.9% 98.1% 98.3% 98.3%	54,000,000 54,700,000 54,790,000 54,800,000								96.9%	天川工業	○								
175	峡東林環事	H20.5.28	H20.6.18	滑沢本流治山工事	甲州市塩山小屋敷地内	一般競争	峡東		52,396,000	天川工業 岩波建設 植野興業 廣川工業所 飯島工事 昭和建設	97.0% 98.0% 98.2% 98.3% 98.4% 99.0%	50,800,000 51,350,000 51,450,000 51,500,000 51,550,000 51,870,000								97.0%	天川工業	○								
176	峡東林環事	H20.5.28	H20.6.18	上道沢治山工事	甲州市勝沼町深沢地内	一般競争	峡東		57,257,000	大和工務店 甲信建設 野澤工業 高野建設 植野興業 廣川工業所 昭和建設	97.6% 98.2% 98.2% 98.3% 98.5% 98.7% 98.7%	55,900,000 56,200,000 56,250,000 56,300,000 56,400,000 56,500,000 56,500,000								97.6%	大和工務店	○								○
177	峡東林環事	H20.5.28	H20.6.18	大蔵沢支流治山工事	甲州市大和町田野地内	一般競争	峡東		70,357,000	高野建設 植野興業 甲信建設 廣川工業所 昭和建設 野澤工業	97.4% 98.1% 98.1% 98.5% 98.6% 99.4%	68,500,000 68,990,000 69,000,000 69,300,000 69,370,000 69,900,000								97.4%	高野建設	○								
178	峡東林環事	H20.5.28	H20.6.18	下の差西治山工事	山梨市牧丘町牧平地内	一般競争	峡東		66,167,000	内田組 飯島工事 渡辺建設 佐藤建設工業	97.0% 98.2% 98.2% 99.0%	64,200,000 64,950,000 65,000,000 65,500,000								97.0%	内田組	○							○	
179	峡東林環事	H20.5.30	H20.7.2	ブナオネ支流治山工事	甲州市塩山上萩原地内	一般競争	峡東	簡易型	57,725,000	岩波建設 廣川工業所 昭和建設	85.4% 93.5% 97.9%	49,300,000 54,000,000 56,500,000	5 0 0	0 6 3	5 2 10	3 3 3	13 11 16	219.320 197.916 194.690	85.4%	岩波建設	○									
180	峡東林環事	H20.5.30	H20.6.25	佐野川右支治山工事	甲州市塩山中萩原地内	一般競争	峡東	特別簡易型	42,302,000	峡東建設 野澤工業 甲信建設	95.0% 99.3% 99.8%	40,200,000 42,000,000 42,200,000			4 4 6	2 3 10	6 7 10	263.681 254.761 260.663	95.0%	峡東建設	○		○							
181	峡東林環事	H20.6.18	H20.7.9	浅久保治山工事	甲州市大和町初鹿野地内	一般競争	峡東		41,404,000	大和工務店 甲信建設 野澤工業	97.6% 98.9% 99.1%	40,400,000 40,950,000 41,020,000								97.6%	大和工務店	○						○		
182	道路整備課	H20.6.23	H20.7.25	国道140号道路改良工事(一部債務)	山梨市三富川浦天科4工区	一般競争	全県	簡易型	283,970,000	昭和建設・高野建設JV 廣川工業所・渡辺建設JV	97.9% 98.6%	278,000,000 280,000,000	20 0	8 4	14 7	10 10	52 21	43.165 38.598	97.9%	昭和建設・高野建設JV	○									
183	峡東林環事	H20.6.25	H20.7.16	竹森入治山工事	甲州市塩山平沢地内	一般競争	峡東		60,482,000	タナベエンジニアリング 植野興業 岩波建設 廣川工業所 昭和建設 高野建設	97.7% 98.1% 98.2% 98.7% 98.7% 99.0%	59,100,000 59,360,000 59,400,000 59,700,000 59,700,000 59,870,000								97.7%	タナベエンジニアリング	○								
184	峡東建設事	H20.6.26	H20.7.23	平沢千野線 道路改良工事	甲州市塩山千野1工区	一般競争	峡東	特別簡易型	28,710,000	天川組 タナベエンジニアリング 峡東建設	97.5% 98.9% 99.3%	28,000,000 28,400,000 28,500,000			4 2 4	4 4 3	8 6 7	392.857 378.521 381.578	97.5%	天川組	○	○								
185	峡東林環事	H20.6.27	H20.7.24	下釜口治山工事	山梨市三富下釜口地内	一般競争	峡東	特別簡易型	28,667,000	山梨建設 山梨技建	98.0% 99.2%	28,100,000 28,430,000			5 4	4 3	9 7	391.459 379.096	98.0%	山梨建設	○									

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13		
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計											
186	峡東林環事	H20.6.27	H20.7.24	小路沢治山工事	甲州市大和町日影地内	一般競争	峡東	特別簡易型	29,879,000	野澤工業	96.4%	28,800,000			4	3	7	374.225	96.4%	野澤工業	○							
										大和工務店	99.4%	29,700,000			5	4	9	370.370										
										甲信建設	100.0%	29,870,000			6	3	9	368.262										
187	峡東建設事	H20.7.17	H20.8.20	国道411号 上萩原8号橋(仮称)橋梁下部工事	甲州市塩山上萩原10工区	一般競争	峡東	簡易型	59,320,000	岩波建設	94.4%	56,000,000	10	2	7	3	22	196.428	94.4%	岩波建設	○							
										峡東建設	95.0%	56,350,000	0	0	1	2	3	179.881										
										タナベエンジニアリング	98.6%	58,500,000	0	2	1	3	6	175.601										
										天川工業	99.5%	59,000,000	0	1	0	2	3	171.801										
188	峡東林環事	H20.7.18	H20.8.11	笹尾中治山工事	甲州市大和町初鹿野地内	一般競争	峡東		45,806,000	三森建設	98.0%	44,900,000							98.0%	三森建設	○			○				
										甲信建設	98.5%	45,100,000																
										野澤工業	99.3%	45,500,000																
189	峡東林環事	H20.7.18	H20.8.11	林道川上牧丘線(1工区)改築工事	山梨市牧丘町北原地内	一般競争	峡東		37,600,000	飯島工事	97.9%	36,800,000							97.9%	飯島工事	○			○				○
										山梨技建	98.7%	37,100,000																
										内田組		—																
190	峡東建設事	H20.7.23	H20.8.20	都市計画道路根津橋通り線道路改良工事	山梨市上神内川1工区	一般競争	峡東	特別簡易型	32,660,000	坂本組	79.0%	25,800,000			4	4	8	422.046	79.0%	坂本組	○			○			○	
										山梨技建	85.1%	27,800,000			2	3	5	379.694										
										内田組	98.0%	32,000,000			3	4	7	336.803										
										山梨建設	98.5%	32,160,000			5	4	9	342.039										
										佐藤建設工業	98.7%	32,230,000			4	4	8	337.846										
										藤プラント建設	98.9%	32,300,000			4	2	6	330.235										
191	峡東農務事	H20.7.28	H20.8.21	玉宮地区中萩原工区ほ場整備工事	甲州市塩山中萩原地内	一般競争	峡東		86,410,000	岩波建設	98.9%	85,500,000							98.9%	岩波建設	○				○			○
										天川工業	99.2%	85,700,000																
										廣川工業所		—																
										高野建設		—																
										昭和建設		—																
										植野興業		—																
192	峡東建設事	H20.7.28	H20.8.27	北ノ入沢砂防工事	山梨市牧丘町北原地先の9	一般競争	峡東	特別簡易型	42,810,000	飯島工事	94.6%	40,500,000			4	4	8	266.666	94.6%	飯島工事	○							○
										渡辺建設	99.5%	42,600,000			5	4	9	255.868										
										佐藤建設工業	99.8%	42,710,000			6	4	10	257.550										
										藤プラント建設	99.9%	42,750,000			4	1	5	245.614										
193	峡東建設事	H20.8.1	H20.9.3	大菩薩初鹿野線 災害防除工事	甲州市大和町木賊2工区	一般競争	峡東	簡易型	52,420,000	野澤工業	97.3%	51,000,000	0	3	4	2	9	213.725	97.3%	野澤工業	○							
										大和工務店	99.2%	52,000,000	0	2	5	3	10	211.538										
194	峡東建設事	H20.8.1	H20.9.3	塩山(停)大菩薩嶺線 災害防除工事	甲州市塩山上萩原1工区	一般競争	峡東	簡易型	55,210,000	タナベエンジニアリング	89.8%	49,600,000	5	4	2	3	14	221.774	89.8%	タナベエンジニアリング	○			○				
										廣川工業所	98.5%	54,400,000	0	2	4	3	9	195.639										
										植野興業	99.6%	55,000,000	0	3	6	3	12	197.401										
										岩波建設		—																
195	峡東農務事	H20.8.6	H20.9.1	西保地区 西保堰第3工区水路工事	山梨市牧丘町西保下地内	一般競争	峡東	特別簡易型	42,960,000	山梨建設	98.0%	42,100,000			3	4	7	258.313	98.0%	山梨建設	○							○
										山梨技建	98.4%	42,270,000			4	3	7	257.274										
										佐藤建設工業	99.3%	42,650,000			4	4	8	257.913										
										坂本組		—																
196	峡東農務事	H20.8.6	H20.9.1	西保地区 西保堰第4工区水路工事	山梨市牧丘町西保下地内	一般競争	峡東	特別簡易型	31,220,000	内田組	97.1%	30,300,000			4	4	8	363.036	97.1%	内田組	○							○
										藤プラント建設	99.0%	30,900,000			2	1	3	335.760										
										坂本組	99.3%	31,000,000			4	4	8	354.838										
197	峡東建設事	H20.8.27	H20.9.24	都市計画道路根津橋通り線道路改良工事	山梨市上神内川2工区	一般競争	峡東	特別簡易型	39,220,000	山梨技建	95.6%	37,500,000			5	3	8	288.000	95.6%	山梨技建				○			○	
										藤プラント建設	98.5%	38,650,000			5	2	7	276.843										
										内田組	98.6%	38,680,000			4	4	8	279.214										
										佐藤建設工業	99.1%	38,850,000			6	4	10	283.140										
198	峡東建設事	H20.8.27	H20.9.24	国道411号 災害防除工事	甲州市塩山落合1工区	一般競争	峡東	特別簡易型	37,510,000	タナベエンジニアリング	95.4%	35,800,000			0	4	4	297.949	95.4%	タナベエンジニアリング						○		○
										大和工務店	99.8%	37,450,000			3	3	6	293.724										
199	峡東農務事	H20.8.28	H20.9.25	牧丘東部地区 農道第3号(第1工区)改良工事	山梨市牧丘町杣口地内	一般競争	峡東		45,350,000	渡辺建設	97.0%	44,000,000							97.0%	渡辺建設	○				○			○
										内田組	98.1%	44,500,000																
										山梨建設	98.6%	44,700,000																
										佐藤建設工業	99.2%	45,000,000																
										峡東建設		—																
200	峡東農務事	H20.8.28	H20.9.26	牧丘東部地区 農道第3号(第2工区)改良工事	山梨市牧丘町杣口地内	一般競争	峡東		29,510,000	藤プラント建設	98.3%	29,000,000							98.3%	藤プラント建設					○			○
										坂本組	98.9%	29,180,000																
										山梨技建	98.9%	29,200,000																
										甲斐建設	99.3%	29,300,000																
										峡東建設		—																
201	峡東農務事	H20.8.29	H20.9.26	牧丘東部地区 農道第1号(第3工区)改良工事	山梨市牧丘町千野々宮地内	一般競争	峡東	特別簡易型	33,100,000	甲斐建設	97.3%	32,200,000			4	4	8	341.614	97.3%	甲斐建設	○				○			○
										藤プラント建設	98.8%	32,700,000			4	1	5	324.923										
										山梨技建	99.1%	32,800,000			4	3	7	331.554										
										坂本組	99.7%	33,000,000			4	4	8	333.333										
										峡東建設		—																
202	峡東農務事	H20.8.29	H20.9.29	牧丘東部地区 農道第1号(第4工区)改良工事	山梨市牧丘町千野々宮地内	一般競争	峡東	特別簡易型	32,820,000	佐藤建設工業	97.2%	31,900,000			6	4	10	344.827	97.2%	佐藤建設工業	○				○			○
										内田組	98.1%	32,200,000			2	4	6	329.192										
										渡辺建設	98.5%	32,340,000			5	4	9	337.043										
										山梨建設	99.0%	32,500,000			5	4	9	335.384										
										峡東建設		—																

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13				
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計													
203	峡東建設事	H20.9.3	H20.10.1	国道411号 道路改良工事	甲州市塩山上萩原11工区	一般競争	峡東		55,100,000	峡東建設 タナベエンジニアリング 廣川工業所 昭和建設 植野興業	97.3% 98.0% 98.7% 99.0% 99.1%	53,600,000 54,000,000 54,400,000 54,550,000 54,600,000								97.3%	峡東建設	○								
204	峡東建設事	H20.9.3	H20.10.6	国道411号 一之瀬高橋1号橋(仮称)下部工・トンネル舗装工事	甲州市塩山一ノ瀬高橋5工区	一般競争	峡東	簡易型	91,040,000	天川工業 岩波建設 高野建設	95.0% 96.7% 99.5%	86,490,000 88,000,000 90,600,000	0 15 0	1 3 4	2 7 5	2 3 3	5 28 12	119,749 136,363 119,835	96.7%	岩波建設	○									
205	峡東建設事	H20.9.25	H20.10.22	平沢千野線災害防除工事	甲州市塩山竹森地内外	一般競争	峡東	特別簡易型	43,160,000	タナベエンジニアリング 野澤工業	97.8% 99.6%	42,200,000 43,000,000			0 2	4 2	4 4	260,663 255.813	97.8%	タナベエンジニアリング	○	○	○			○				
206	峡東建設事	H20.9.25	H20.10.22	重川河川工事	甲州市勝沼町綿塚地内	一般競争	峡東	特別簡易型	33,560,000	甲信建設 川口土建 野澤工業	79.3% 81.9% 99.5%	26,600,000 27,500,000 33,400,000			4 1 2	4 4 3	8 5 5	413,533 386,363 318,113	79.3%	甲信建設	○									
207	峡東建設事	H20.10.16	H20.11.12	番屋東砂防工事(明許)	甲州市塩山上小田原地内の3	一般競争	峡東	特別簡易型	30,140,000	峡東建設 タナベエンジニアリング 天川組	96.9% 98.5% 99.5%	29,200,000 29,700,000 30,000,000			4 0 2	3 4 4	7 4 6	376,712 355,939 361,903	96.9%	峡東建設	○	○								
208	峡東農務事	H20.10.17	H20.11.20	玉宮地区 幹線道路竹森川橋梁下部工事(明許)	甲州市塩山竹森地内	一般競争	峡東	簡易型	70,850,000	昭和建設 廣川工業所	97.4% 98.1%	69,000,000 69,500,000	5 0	3 3	10 5	3 3	21 11	159,420 151,421	97.4%	昭和建設										
209	峡東農務事	H20.10.17	H20.11.20	玉宮地区 幹線道路文珠川橋梁下部工事(明許)	甲州市塩山上粟生野地内	一般競争	峡東	簡易型	50,100,000	天川工業 渡辺建設	97.0% 98.9%	48,590,000 49,550,000	5 0	5 2	3 3	2 3	15 8	226,384 212,579	97.0%	天川工業			○	○			○			
210	道路整備課	H20.10.20	H20.11.26	国道140号 道路改良工事(明許)	山梨市三富川浦天科5工区	一般競争	全県	簡易型	178,830,000	植野興業 廣川工業所 ▲富士島建設	97.9% 98.6% —	175,000,000 176,300,000 —	15 5	2 0	5 4	5 4	27 13	68,571 62,183	97.9%	植野興業	○									
211	峡東建設事	H20.10.29	H20.11.26	日川砂防工事(明許)	甲州市塩山牛奥地先の1	一般競争	峡東		60,400,000	高野建設 大和工務店 昭和建設	97.0% 98.0% 98.7%	58,600,000 59,200,000 59,600,000							97.0%	高野建設										
212	峡東建設事	H20.10.29	H20.11.26	東杉山沢 砂防工事(明許)	山梨市牧丘町西保下地先の4	一般競争	峡東		35,650,000	甲斐建設 山梨技建 山梨建設 坂本組 佐藤建設工業 藤プラント建設 タナベエンジニアリング 渡辺建設 内田組	97.6% 98.1% 98.2% 98.7% 99.0% 99.3% 99.6% 99.6% —	34,800,000 34,970,000 35,000,000 35,200,000 35,300,000 35,400,000 35,500,000 35,500,000 —									97.6%	甲斐建設						○		○
213	道路整備課	H20.10.31	H20.12.10	一般県道柳平塩山線道路改良工事(明許)	山梨市牧丘町千野々宮地内	一般競争	全県	簡易型	148,110,000	植野興業 天川工業 高野建設 ▲富士島建設	97.9% 98.9% 99.5% —	145,000,000 146,500,000 147,400,000 —	10 0 10	3 1 2	5 2 4	5 4 5	23 7 21	82,758 72,413 80,230	97.9%	植野興業										
214	峡東林環事	H20.11.28	H20.12.25	北洞沢治山工事(明許)	甲州市塩山牛奥地内	一般競争	峡東	特別簡易型	38,740,000	三森建設 野澤工業 飯島工事	96.8% 99.4% 99.4%	37,500,000 38,500,000 38,500,000			4 2 4	3 2 4	7 4 8	290,000 272,727 285,714	96.8%	三森建設			○	○			○			
215	峡東建設事	H20.12.10	H21.1.14	重川河川工事(明許)	甲州市塩山西広門田地内の1	一般競争	峡東		39,570,000	峡東建設 大和工務店 タナベエンジニアリング 甲信建設 野澤工業 三森建設	98.3% 98.6% 99.0% 99.3% 99.3% 99.6%	38,900,000 39,000,000 39,190,000 39,300,000 39,300,000 39,400,000								98.3%	峡東建設						○		○	
216	峡東建設事	H20.12.17	H21.1.21	所の沢砂防工事(明許)	山梨市三富川浦地先の6	一般競争	峡東		42,560,000	広瀬土木 佐藤建設工業 藤プラント建設 渡辺建設 山梨建設 山梨技建 タナベエンジニアリング	97.0% 97.4% 97.6% 97.6% 97.7% 97.8% 98.2%	41,300,000 41,450,000 41,520,000 41,550,000 41,600,000 41,630,000 41,800,000									97.0%	広瀬土木			○	○				
217	治水課	H20.12.22	H21.2.4	重川河川工事(明許)	甲州市塩山西広門田地内の2	一般競争	全県	簡易型	142,480,000	天川工業 昭和建設 高野建設	92.1% 99.7% 99.8%	131,200,000 142,000,000 142,180,000	5 10 5	3 3 2	3 9 5	7 6 7	18 28 19	86,019 84,507 79,879	92.1%	天川工業	○					○		○		
218	峡東林環事	H20.12.25	H21.1.23	みより沢上流治山工事(明許)	甲州市塩山上萩原地内	一般競争	峡東		64,758,000	高野建設 昭和建設	98.8% 99.2%	64,000,000 64,250,000							98.8%	高野建設										
219	峡東建設事	H20.12.25	H21.1.28	都市計画道路根津橋通り線電線共同溝工事(明許)	山梨市上神内川4工区	一般競争	峡東	特別簡易型	43,910,000	藤プラント建設 佐藤建設工業 山梨建設	95.7% 99.3% 99.7%	42,000,000 43,600,000 43,800,000			5 4 5	8 8 8	13 12 13	261,905 250,529 251,142	95.7%	藤プラント建設	○									
220	峡東建設事	H21.1.15	H21.2.18	一般国道411号 上萩原バイパス6号橋(仮称)下部工建設工事(明許)	甲州市塩山上萩原13工区	一般競争	峡東	簡易型	65,460,000	昭和建設 岩波建設 タナベエンジニアリング 植野興業 峡東建設	89.4% 94.7% 99.0% 99.1% 99.3%	58,500,000 62,000,000 64,800,000 64,900,000 65,000,000	10 5 0 0 0	0 0 0 3 0	9 7 — 5 1	5 5 5 5 4	24 17 4 13 5	205,128 184,140 159,465 170,776 160,256	89.4%	昭和建設	○									

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13	
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計										
221	峡東建設事	H21.1.15	H21.2.18	大久保沢砂防工事(明許)	甲州市塩山小屋敷地先の2	一般競争	峡東	簡易型	60,560,000	廣川工業所	96.9%	58,700,000	5	5	5	5	20	187.394	96.9%	廣川工業所	○						
										峡東建設	99.1%	60,000,000	5	3	2	4	14	178.333									
										天川組	99.6%	60,300,000	0	2	4	5	11	174.959									
222	峡東建設事	H21.1.15	H21.2.18	国道411号 道路改良工事(明許)	甲州市塩山上萩原柳沢2工区	一般競争	峡東	簡易型	73,550,000	廣川工業所	85.0%	62,500,000	5	0	4	5	14	170.667	85.0%	廣川工業所	○	○					
										昭和建設	97.2%	71,500,000	5	2	9	5	21	153.846									
										藤ブランド建設	98.6%	72,500,000	0	2	2	4	8	143.186									
										タナベエンジニアリング	99.0%	72,800,000	0	2	-1	5	6	141.287									
										岩波建設	99.3%	73,000,000	5	4	7	5	21	150.685									
223	峡東建設事	H21.2.5	H21.3.4	国道411号上萩原バイパス15工区道路改良工事(明許)	甲州市塩山上萩原15工区	一般競争	峡東		66,590,000	廣川工業所	97.6%	65,000,000							97.6%	廣川工業所	○	○	○			○	
										タナベエンジニアリング	98.4%	65,500,000															
										植野興業	98.4%	65,500,000															
										渡辺建設	99.1%	66,000,000															
										昭和建設	99.9%	66,500,000															
224	峡東建設事	H21.2.5	H21.3.4	国道411号上萩原バイパス14工区道路改良工事(明許)	甲州市塩山上萩原14工区	一般競争	峡東		61,890,000	植野興業	85.6%	53,000,000							85.6%	植野興業	○						
										タナベエンジニアリング	89.6%	55,450,000															
										岩波建設	91.1%	56,400,000															
										廣川工業所	97.8%	60,500,000															
										昭和建設	98.6%	61,000,000															
225	道路整備課	H21.2.13	H21.3.19	一般国道140号道路改良工事(一部債務)	山梨市三富川浦湯ノ平4工区	一般競争	全県	簡易型	105,280,000	高野建設	98.0%	103,150,000	10	4	5	6	25	116.335	98.0%	高野建設	○		○				○
										天川工業	99.2%	104,400,000	10	3	3	6	22	112.644									
										植野興業	99.7%	105,000,000	10	2	5	6	23	112.762									
226	峡東林環事	H21.2.23	H21.3.26	谷渡川治山工事(全部債務)	山梨市三富川浦地内	一般競争	峡東	簡易型	56,666,000	植野興業	98.5%	55,800,000	5	5	6	4	20	197.133	98.5%	植野興業	○						
										広瀬土木	98.8%	56,000,000	0	3	2	5	10	187.500									
										甲斐建設	99.1%	56,150,000	0	3	2	5	10	186.999									
227	道路整備課	H21.2.25	H21.3.26	一般国道140号 地藏沢橋(仮称)下部工事(一部債務)	山梨市三富川浦地藏沢橋1工区	一般競争	全県	簡易型	106,500,000	昭和建設	98.1%	104,500,000	20	4	9	6	39	114.833	98.1%	昭和建設							
										廣川工業所	99.5%	106,000,000	5	1	4	5	15	101.597									
										高野建設		—															
228	都市計画課	H21.2.25	H21.3.26	都市計画道路塩の山西広門田線電線共同溝工事(明許)	甲州市塩山上於曾1工区	一般競争	全県	簡易型	120,430,000	天川工業	94.0%	113,200,000	5	1	1	7	14	106.007	94.0%	天川工業	○	○					
										廣川工業所	99.1%	119,400,000	0	1	2	6	9	94.520									
										植野興業	99.3%	119,600,000	0	0	3	7	10	95.557									
229	峡東建設事	H21.2.26	H21.3.25	一般県道 塩平窪平線道路改良工事(明許)	山梨市牧丘町倉科久保地内の1	一般競争	峡東		41,070,000	甲斐建設	97.4%	40,000,000							97.4%	甲斐建設	○			○		○	
										広瀬土木	98.0%	40,250,000															
										佐藤建設工業	98.1%	40,300,000															
										山梨建設	98.6%	40,500,000															
										山梨技建	98.9%	40,600,000															
										渡辺建設		—															
230	峡東建設事	H21.2.27	H21.3.25	北ノ入沢砂防工事(一部債務)	山梨市牧丘町北原地先の16	一般競争	峡東		73,780,000	飯島工事	97.3%	71,800,000							97.3%	飯島工事	○		○				
										山梨技建	98.1%	72,350,000															
										坂本組	98.5%	72,700,000															
										岩波建設		—															
										渡辺建設		—															
231	峡東建設事	H21.3.4	H21.3.27	天神川砂防工事(明許)	山梨市大工地先の2	一般競争	峡東		38,950,000	内田組	98.1%	38,200,000							98.1%	内田組	○						
										坂本組	98.8%	38,500,000															
										佐藤建設工業	98.8%	38,500,000															
										山梨技建	99.1%	38,600,000															
										渡辺建設		—															
232	峡東林環事	H21.3.6	H21.3.27	林道乾徳山線(北工区)開設工事(全部債務)	山梨市三富上釜口地内	一般競争	峡東		53,258,000	植野興業	97.6%	52,000,000							97.6%	植野興業	○						
										昭和建設	98.1%	52,250,000															
										廣川工業所	98.4%	52,400,000															
										佐藤建設工業	98.6%	52,500,000															
										タナベエンジニアリング	98.7%	52,550,000															
										飯島工事	99.0%	52,700,000															
233	峡東林環事	H21.4.24	H21.5.21	林道塩平徳和線(小檜山西工区)開設工事	山梨市牧丘町西保下地内	一般競争	峡東		57,592,000	甲斐建設	97.2%	56,000,000							97.2%	甲斐建設	○		○			○	
										坂本組	98.1%	56,500,000															
										山梨技建	99.0%	57,000,000															
										渡辺建設	99.3%	57,200,000															
234	峡東林環事	H21.4.24	H21.5.26	林道塩平徳和線(小檜山東工区)開設工事	山梨市牧丘町倉科地内	一般競争	峡東		48,504,000	渡辺建設	96.9%	47,000,000							96.9%	渡辺建設				○			
										内田組	97.5%	47,300,000															
										坂本組	97.9%	47,500,000															
										山梨技建	97.9%	47,500,000															
										佐藤建設工業	99.0%	48,000,000															
										甲斐建設		—															
235	峡東林環事	H21.4.24	H21.5.21	林道京戸岩崎山線(一宮工区)開設工事	甲州市勝沼町山林地内	一般競争	峡東		57,011,000	高野建設	98.4%	56,100,000							98.4%	高野建設	○						
										甲信建設	98.8%	56,300,000															
										野澤工業	99.1%	56,500,000															
										昭和建設	99.5%	56,700,000															
236	峡東林環事	H21.4.24	H21.5.21	林道源次郎線開設工事	甲州市塩山牛奥地内	一般競争	峡東		53,258,000	天川工業	96.9%	51,600,000							96.9%	天川工業	○		○			○	
										天川組	97.6%	52,000,000															
										タナベエンジニアリング	98.4%	52,410,000															
										三森建設	98.5%	52,450,000															
										昭和建設	99.3%	52,900,000															
										野澤工業	99.5%	53,000,000															

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	B3物件	36物件	別紙12	別紙13
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計									
237	峡東林環事	H21.4.24	H21.5.21	空沢治山工事	甲州市塩山牛奥地内	一般競争	峡東		80,119,000	甲信建設	97.4%	78,000,000							97.4%	甲信建設	○					
										三森建設	98.1%	78,600,000														
										昭和建設	99.0%	79,300,000														
										野澤工業	99.2%	79,500,000														
										高野建設	99.5%	79,700,000														
238	峡東林環事	H21.4.24	H21.5.21	佐野川右支治山工事	甲州市塩山中萩原地内	一般競争	峡東		81,992,000	峡東建設	97.9%	80,300,000							97.9%	峡東建設	○					
										タナベエンジニアリング	98.5%	80,800,000														
										甲信建設	99.0%	81,200,000														
										野澤工業	99.4%	81,500,000														
										昭和建設	99.5%	81,600,000														
239	峡東林環事	H21.4.24	H21.5.21	大蔵沢支流治山工事	甲州市大和町田野地内	一般競争	峡東		63,003,000	高野建設	98.6%	62,100,000							98.6%	高野建設	○					
										甲信建設	98.9%	62,300,000														
										昭和建設	99.2%	62,500,000														
										野澤工業	99.2%	62,500,000														
										大和工務店	99.3%	62,550,000														
240	峡東林環事	H21.4.24	H21.5.21	湯の沢左支治山工事	甲州市塩山牛奥地内	一般競争	峡東		75,210,000	甲信建設	97.7%	73,500,000							97.7%	甲信建設	○					
										三森建設	98.5%	74,100,000														
										昭和建設	99.5%	74,800,000														
										野澤工業	99.5%	74,800,000														
241	峡東林環事	H21.4.24	H21.5.21	上道沢治山工事	甲州市勝沼町深沢地内	一般競争	峡東		68,029,000	大和工務店	97.8%	66,500,000							97.8%	大和工務店	○					
										甲信建設	98.6%	67,100,000														
										昭和建設	99.1%	67,400,000														
										野澤工業	99.2%	67,500,000														
										高野建設	99.5%	67,700,000														
242	峡東林環事	H21.4.24	H21.5.21	テッポウ沢治山工事	山梨市三富上釜口地内	一般競争	峡東		73,617,000	植野興業	98.1%	72,200,000							98.1%	植野興業	○		○			
										昭和建設	98.2%	72,300,000														
										渡辺建設	98.3%	72,400,000														
										広瀬土木	98.4%	72,450,000														
										甲斐建設	98.5%	72,500,000														
										山梨建設	98.8%	72,700,000														
243	峡東林環事	H21.5.28	H21.6.30	水ヶ森南治山工事	山梨市牧丘町牧平地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	52,033,000	内田組	92.8%	48,300,000		4	-1	7	10	220.842	92.8%	内田組	○		○			
										山梨技建	97.8%	50,900,000		2	3	6	11	210.871								
										渡辺建設	99.6%	51,850,000		2	5	7	14	210.865								
										飯島工事	99.9%	51,960,000		5	4	6	15	211.701								
										佐藤建設工業		—														
244	峡東林環事	H21.5.28	H21.6.30	鈴庫山西治山工事	甲州市塩山小屋敷地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	55,260,000	昭和建設	98.6%	54,500,000		5	10	7	22	201.835	98.6%	昭和建設	○		○		○	
										タナベエンジニアリング	99.5%	55,000,000		3	4	6	13	192.582								
245	峡東林環事	H21.5.28	H21.6.30	東溝の沢左支治山工事	甲州市塩山上萩原地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	49,510,000	岩波建設	96.5%	47,800,000		1	5	7	13	230.126	96.5%	岩波建設	○					
										甲信建設	99.2%	49,100,000		0	6	6	12	222.466								
										廣川工業所	99.3%	49,150,000		3	3	6	12	222.240								
										野澤工業	100.0%	49,500,000		0	5	6	11	219.114								
246	峡東林環事	H21.5.28	H21.6.30	大蔵沢左支治山工事	甲州市大和町田野地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	60,738,000	高野建設	98.5%	59,800,000		4	6	7	17	183.946	98.5%	高野建設	○					
										甲信建設	99.0%	60,150,000		0	4	6	10	176.031								
247	峡東林環事	H21.5.28	H21.6.30	大沢治山工事	甲州市塩山上萩原地内	一般競争	峡東	簡易型	62,887,000	天川組	97.8%	61,500,000	0	1	5	7	13	195.122	97.8%	天川組	○		○		○	
										天川工業	98.6%	62,000,000	0	1	4	6	11	188.586								
										廣川工業所	99.9%	62,800,000	0	2	3	7	12	188.633								
248	峡東林環事	H21.5.28	H21.6.30	大沢下流治山工事	甲州市塩山上萩原地内	一般競争	峡東	簡易型	44,750,000	天川組	98.3%	44,000,000	0	3	5	7	15	272.727	98.3%	天川組	○		○		○	
										天川工業	98.8%	44,200,000	0	1	4	6	11	259.427								
										廣川工業所	99.4%	44,500,000	0	0	3	6	9	251.685								
										タナベエンジニアリング	99.9%	44,700,000	0	4	4	7	15	268.456								
249	道路整備課	H21.5.29	H21.7.1	一般国道411号一之瀬高橋道路改良工事	甲州市塩山一ノ瀬高橋7工区	一般競争	全県	簡易型	116,460,000	高野建設	95.7%	111,400,000	5	3	5	7	20	107.720	95.7%	高野建設	○					
										植野興業	99.8%	116,200,000	0	1	5	7	13	97.246								
										岩波建設	99.8%	116,250,000	5	2	2	7	16	99.785								
250	峡東林環事	H21.5.29	H21.7.1	林道塩平徳和線(塩平工区)開設工事	山梨市牧丘町北原地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	57,094,000	甲斐建設	97.0%	55,400,000		4	4	7	15	197.428	97.0%	甲斐建設	○		○			
										藤プラント建設	99.0%	56,550,000		4	4	5	13	191.202								
										山梨技建	99.1%	56,600,000		4	3	6	13	191.034								
										渡辺建設	99.4%	56,750,000		4	5	7	16	193.833								
										坂本組	99.5%	56,800,000		3	3	6	12	189.261								
251	峡東林環事	H21.5.29	H21.7.1	林道塩平徳和線(杣口工区)開設工事	山梨市牧丘町杣口地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	39,415,000	坂本組	97.2%	38,300,000		5	5	7	17	287.206	97.2%	坂本組	○		○			
										甲斐建設	98.7%	38,900,000		3	4	6	13	276.728								
										山梨技建	98.8%	38,950,000		3	3	7	13	276.372								
										渡辺建設	98.9%	39,000,000		4	5	7	16	280.543								
										タナベエンジニアリング	99.5%	39,200,000		1	4	5	10	270.108								
252	峡東林環事	H21.5.29	H21.7.1	林道乾徳山線(南工区)開設工事	山梨市三富上釜口地内	一般競争	峡東	簡易型	42,191,000	内田組	99.9%	42,150,000	0	1	2	6	9	284.698	99.9%	内田組						
253	峡東林環事	H21.5.29	H21.7.1	林道塚本山線開設工事	山梨市三富上釜口地内	一般競争	峡東	簡易型	43,586,000	天川組	98.7%	43,000,000	0	4	5	6	15	279.070	98.7%	天川組	○		○		○	
										天川工業	99.8%	43,500,000	0	0	4	5	9	257.471								
254	峡東林環事	H21.5.29	H21.7.1	林道中道沢線開設工事	甲州市勝沼町深沢地内	一般競争	峡東	簡易型	42,691,000	三森建設	97.0%	41,400,000	5	5	5	6	21	289.855	97.0%	三森建設	○		○		○	
										甲信建設	99.6%	42,500,000	0	0	6	7	13	264.426								

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13	
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計										
255	峡東建設事	H21.5.29	H21.7.1	平沢千野線 災害防除工事	甲州市塩山千野1工区	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	45,970,000	タナベエンジニアリング 廣川工業所 大和工務店 天川組	97.9% 99.2% 99.2% 99.8%	45,000,000 45,600,000 45,600,000 45,900,000		4 1 3 2	3 1 3 3	7 6 7 7	14 8 13 12	244.444 231.830 239.662 236.539	97.9%	タナベエンジニアリング	○				○		
256	峡東建設事	H21.5.29	H21.6.24	塩山(停)大菩薩嶺線 災害防除工事	甲州市塩山上萩原2工区	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅰ	36,140,000	大和工務店 峡東建設	98.0% 99.3%	35,400,000 35,900,000			5 4	8 7	13 11	310.734 302.121	98.0%	大和工務店					○		
257	峡東建設事	H21.6.12	H21.7.15	国道411号上萩原 道路改良工事	甲州市塩山上萩原柳沢2工区	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	68,700,000	昭和建設 峡東建設 タナベエンジニアリング 岩波建設	98.4% 99.0% 99.1% 99.7%	67,600,000 68,000,000 68,100,000 68,500,000		3 3 2 2	10 3 3 5	7 6 7 7	20 12 12 14	162.722 155.882 155.653 156.204	98.4%	昭和建設	○						
258	峡東建設事	H21.6.12	H21.7.15	大峰沢砂防工事	甲州市塩山下小田原地先の1	一般競争	峡東	簡易型	51,180,000	岩波建設 天川工業 峡東建設	97.7% 99.3% 99.5%	50,000,000 50,800,000 50,900,000	10 0 0	5 0 1	5 4 5	7 6 6	27 10 12	240.000 211.432 213.927	97.7%	岩波建設	○				○		
259	峡東建設事	H21.6.25	H21.7.29	一般国道411号 上萩原6号橋(仮称)上部工建設工事	甲州市塩山上萩原16工区	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	42,310,000	植野興業 タナベエンジニアリング 岩波建設	98.1% 99.0% 99.3%	41,500,000 41,870,000 42,000,000		1 2 1	6 1 3	7 7 7	14 10 11	265.060 255.894 256.803	98.1%	植野興業	○				○		○
260	峡東建設事	H21.6.25	H21.7.29	一般国道411号 上粟生野道路改良工事	甲州市塩山上粟生野6工区	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	40,070,000	峡東建設 岩波建設 天川組	98.6% 99.3% 99.6%	39,500,000 39,800,000 39,900,000		0 5 2	5 5 3	5 7 7	10 17 12	268.057 276.382 268.318	99.3%	岩波建設	○	○					
261	峡東林環事	H21.6.26	H21.7.23	小路沢治山工事	甲州市大和町日影地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅰ	32,675,000	野澤工業 甲信建設	97.9% 99.5%	32,000,000 32,500,000			5 6	8 5	13 11	343.750 333.728	97.9%	野澤工業	○						
262	峡東林環事	H21.6.26	H21.7.17	奥野田下治山工事	甲州市塩山牛奥地内	一般競争	峡東		63,486,000	山梨建設 宮原土建 甲信建設 野澤工業	98.6% 99.2% 99.2% 99.9%	62,600,000 62,980,000 63,000,000 63,400,000							98.6%	山梨建設				○			
263	峡東建設事	H21.7.9	H21.8.5	一般国道411号災害防除工事	甲州市塩山一ノ瀬高橋地内	一般競争	峡東		40,880,000	タナベエンジニアリング 廣川工業所 岩波建設 昭和建設 峡東建設	98.1% 98.6% 98.6% 98.8% 99.1%	40,100,000 40,300,000 40,300,000 40,400,000 40,500,000							98.1%	タナベエンジニアリング	○						
264	峡東農務事	H21.8.10	H21.9.3	西保地区 西保堰第5工区水路工事	山梨市牧丘町西保下地内	一般競争	峡東		30,460,000	内田組 山梨建設 渡辺建設 佐藤建設工業	96.8% 98.0% 98.2% 98.5%	29,500,000 29,850,000 29,900,000 30,000,000							96.8%	内田組	○			○			○
265	峡東建設事	H21.8.11	H21.9.9	一般国道411号一之瀬高橋 橋梁補修工事	甲州市塩山一ノ瀬高橋地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	43,800,000	峡東建設 岩波建設 植野興業 昭和建設	97.5% 97.9% 98.6% 99.8%	42,700,000 42,900,000 43,200,000 43,700,000		3 4 0 0	3 3 4 10	6 7 7 6	12 14 11 16	251.756 253.497 247.396 251.716	97.9%	岩波建設	○						
266	峡東建設事	H21.8.11	H21.9.9	一般国道411号上萩原橋梁補修工事	甲州市塩山上萩原地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	58,530,000	峡東建設 タナベエンジニアリング 岩波建設 廣川工業所	97.4% 98.8% 99.4% 99.6%	57,000,000 57,800,000 58,200,000 58,300,000		2 0 1 0	3 2 3 3	6 7 7 7	11 9 11 10	192.982 187.166 189.003 187.120	97.4%	峡東建設	○						
267	峡東農務事	H21.8.12	H21.9.10	玉宮地区 支線農道第2号改良工事	甲州市塩山上粟生野地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	50,250,000	天川工業 宮原土建 天川組	96.3% 99.0% 99.4%	48,400,000 49,750,000 49,950,000		1 0 2	4 1 2	7 5 5	12 6 9	227.273 211.055 215.215	96.3%	天川工業	○			○			
268	峡東農務事	H21.8.17	H21.9.10	下川地区 排水路1号1工区・3号水路工事	甲州市塩山下粟生野地内	一般競争	峡東		29,380,000	宮原土建 天川工業 飯島工事	98.7% 99.1% 99.4%	29,000,000 29,130,000 29,200,000							98.7%	宮原土建				○		○	
269	下水道課	H21.8.17	H21.9.15	峡東流域下水道平等川幹線耐震工事	山梨市落合地内外	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	48,830,000	坂本組 渡辺建設	98.3%	48,000,000 —		3	5	6	14	229.167	98.3%	坂本組					○		
270	峡東建設事	H21.8.18	H21.9.16	日川砂防工事	甲州市塩山牛奥地先	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	55,700,000	高野建設 甲信建設 野澤工業	98.4% 99.3% 99.8%	54,800,000 55,300,000 55,600,000		3 1 2	6 4 3	7 6 6	16 11 11	200.730 193.264 192.221	98.4%	高野建設	○						
271	峡東農務事	H21.8.21	H21.9.24	日川右岸地区 幹線道路第1号(第3工区)改良工事	甲州市勝沼町等々力地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	41,890,000	高野建設 天川工業 昭和建設	98.8% 99.2% 99.5%	41,400,000 41,550,000 41,680,000		5 0 0	6 4 10	6 7 6	17 11 16	265.700 256.247 262.504	98.8%	高野建設	○	○					
272	峡東農務事	H21.8.21	H21.9.25	玉宮地区 幹線道路文珠川橋梁上部工事	甲州市塩山上粟生野地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	44,160,000	植野興業 廣川工業所 峡東建設	98.3% 99.2% 99.2%	43,400,000 43,800,000 43,800,000		1 0 0	6 1 2	7 6 5	14 7 7	253.456 239.726 239.726	98.3%	植野興業	○						
273	峡東建設事	H21.8.21	H21.9.16	一般国道140号 道路工事	山梨市三富川浦天科地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅰ	29,340,000	天川工業 佐藤建設工業 甲斐建設	97.0% 99.2% 99.4%	28,450,000 29,100,000 29,150,000			4 6 5	7 5 5	11 11 10	386.643 378.007 374.240	97.0%	天川工業	○			○		○	
274	峡東建設事	H21.8.25	H21.9.30	天神川 砂防工事	山梨市大工地先	一般競争	峡東	簡易型	45,260,000	内田組 山梨技建	93.9% 99.6%	42,500,000 45,100,000	5 0	2 0	2 3	7 6	16 9	282.353 246.674	93.9%	内田組	○			○		○	

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13	
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計										
275	峡東建設事	H21.8.25	H21.9.30	所の沢砂防工事	山梨市三富川浦地先の3	一般競争	峡東	簡易型	42,770,000	広瀬土木 甲斐建設 渡辺建設	98.2% 99.1% 99.6%	42,000,000 42,400,000 42,600,000	10 0 0	3 0 0	5 3 0	7 6 0	25 9 0	285.714 252.830 0	98.2%	広瀬土木	○		○		○		
276	峡東農務事	H21.8.26	H21.9.24	玉宮地区 大藤第2工区ほ場整備・支線農道第5号改良工事	甲州市塩山上粟生野地内	一般競争	峡東		57,420,000	天川組 天川工業 宮原土建	98.6% 99.1% 99.3%	56,600,000 56,900,000 57,000,000						98.6%	天川組	○		○		○			
277	峡東建設事	H21.9.1	H21.9.30	大菩薩初鹿野線 災害防除工事	甲州市大和町初鹿野地内	一般競争	峡東		52,950,000	野澤工業 昭和建設 高野建設	97.8% 99.1% 99.6%	51,800,000 52,450,000 52,720,000						97.8%	野澤工業	○							
278	峡東建設事	H21.9.3	H21.10.7	一般国道411号上萩原バイパス道路改良工事	甲州市塩山上萩原19工区	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	48,700,000	廣川工業所 タナベエンジニアリング 天川組 岩波建設	97.5% 98.4% 99.2% 99.6%	47,500,000 47,900,000 48,300,000 48,500,000		6 3 2 4	3 3 3 5	7 7 7 7	16 13 12 16	231.579 225.731 222.567 226.804	97.5%	廣川工業所	○	○					
279	峡東建設事	H21.9.24	H21.10.28	番屋東砂防工事(明許)	甲州市塩山上小田原地内	一般競争	峡東	簡易型	39,300,000	峡東建設 大和工務店 甲信建設	96.7% 99.5% 99.7%	38,000,000 39,100,000 39,200,000	5 0 0	5 3 1	5 3 4	6 7 6	21 13 11	315.789 287.419 281.827	96.7%	峡東建設	○	○					
280	峡東建設事	H21.9.24	H21.10.28	芦沢川砂防工事(明許)	山梨市牧丘町西保中地先の2	一般競争	峡東	簡易型	59,930,000	植野興業 タナベエンジニアリング 山梨技建 山梨建設	97.8% 98.6% 98.9% 99.4%	58,600,000 59,100,000 59,250,000 59,600,000	5 0 5 0	7 0 0 2	6 3 3 2	6 5 6 7	24 8 14 11	204.778 180.485 188.467 183.166	97.8%	植野興業			○				
281	峡東建設事	H21.9.24	H21.10.21	国道140号 橋梁補修工事	山梨市三富川浦新雪橋	一般競争	峡東		37,130,000	山梨建設 甲斐建設 飯島工事	98.3% 98.7% 98.8%	36,500,000 36,650,000 36,700,000						98.3%	山梨建設			○		○			
282	峡東建設事	H21.9.24	H21.10.21	国道140号 橋梁補修工事(明許)	山梨市牧丘町倉科朝日沢橋	一般競争	峡東		39,560,000	佐藤建設工業 甲斐建設 飯島工事 山梨技建	97.8% 98.3% 98.6% 99.1%	38,700,000 38,900,000 39,000,000 39,200,000						97.8%	佐藤建設工業			○		○			
283	峡東建設事	H21.9.28	H21.10.28	重川河川工事	甲州市勝沼町綿塚地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	40,550,000	甲信建設 峡東建設 高野建設 野澤工業	97.7% 99.1% 99.6% 99.9%	39,600,000 40,200,000 40,380,000 40,500,000		7 0 0 2	6 5 6 5	7 5 6 5	20 10 12 12	277.778 261.194 262.506 261.728	97.7%	甲信建設	○						
284	峡東建設事	H21.9.28	H21.10.28	日川砂防工事(明許)	甲州市勝沼町下岩崎地先	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	64,770,000	高野建設 甲信建設 野澤工業	98.7% 99.2% 100.0%	63,900,000 64,250,000 64,750,000		4 1 2	6 6 5	6 6 7	16 13 14	172.144 168.288 167.954	98.7%	高野建設	○	○					
285	峡東建設事	H21.9.28	H21.10.28	一般国道140号道路工事	山梨市三富川浦雷工区	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	68,160,000	坂本組 甲斐建設 昭和建設	98.3% — —	67,000,000 — —		6 0 0	5 0 0	7 0 0	18 0 0	164.179 0 0	98.3%	坂本組	○						
286	峡東建設事	H21.9.28	H21.10.28	国道140号 橋梁補修工事(明許)	山梨市三富下釜口新二之橋	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	76,110,000	広瀬土木 甲斐建設 山梨建設	98.1% 99.3% 99.7%	74,700,000 75,600,000 75,900,000		6 0 2	5 3 2	7 6 6	18 9 10	147.256 138.889 139.072	98.1%	広瀬土木		○	○				
287	峡東林環事	H21.9.29	H21.10.26	深沢上流治山工事(明許)	甲州市勝沼町深沢地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅰ	30,975,000	宮原土建 大和工務店	95.9% 99.8%	29,700,000 30,920,000			3 5	6 7	9 12	361.953 355.757	95.9%	宮原土建			○				
288	道路整備課	H21.9.30	H21.11.4	一般県道山梨市停車場線橋梁工事(明許)	山梨市歌田地内	一般競争	全県	簡易型	114,430,000	昭和建設 植野興業 坂本組	97.4% 98.8% —	111,500,000 113,000,000 —	10 0 0	3 0 0	9 5 0	6 6 0	28 11 0	116.592 98.925 0	97.4%	昭和建設			○				
289	峡東林環事	H21.10.28	H21.11.30	北洞沢治山工事(明許)	甲州市塩山牛奥地内	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅱ	52,064,000	三森建設 飯島工事	97.4% 99.3%	50,700,000 51,700,000		3 0	5 4	6 5	14 9	216.963 205.858	97.4%	三森建設	○		○				
290	峡東建設事	H21.10.28	H21.11.25	北ノ入沢砂防工事(明許)	山梨市牧丘町北原地先の11	一般競争	峡東	特別簡易型Ⅰ	35,700,000	飯島工事 三森建設 山梨技建	96.6% 98.9% 99.7%	34,500,000 35,300,000 35,600,000			4 3 3	8 3 8	12 6 11	318.841 297.450 306.648	96.6%	飯島工事	○		○				
291	峡東建設事	H21.10.28	H21.11.25	都市計画道路塩の山西広門田線道路改良工事	甲州市塩山上於曾2工区	一般競争	峡東		73,920,000	昭和建設 天川工業	97.8% —	72,300,000 —						97.8%	昭和建設	○	○						
292	峡東建設事	H21.11.12	H21.12.9	都市計画道路塩の山西広門田線道路改良工事	甲州市塩山上於曾3工区	一般競争	峡東		44,430,000	天川組 甲斐建設 廣川工業所 峡東建設 天川工業	97.2% 97.9% 98.4% 98.6% —	43,200,000 43,500,000 43,700,000 43,800,000 —						97.2%	天川組	○							
293	峡東農務事	H21.11.13	H21.12.17	玉宮地区 幹線道路重川橋梁下部工事(明許)	甲州市塩山上粟生野地内	一般競争	峡東	簡易型	53,140,000	廣川工業所 岩波建設 タナベエンジニアリング	89.2% 91.8% 99.0%	47,400,000 48,800,000 52,600,000	5 0 0	1 4 1	3 5 3	7 6 7	16 15 11	253.165 243.340 216.255	89.2%	廣川工業所							
294	峡東建設事	H21.12.10	H22.1.13	日影笹子線災害防除工事(明許)	甲州市大和町日影地内2工区	一般競争	峡東		76,480,000	大和工務店 岩波建設 甲信建設 昭和建設 野澤工業	97.1% 98.7% 98.8% 99.0% 99.6%	74,300,000 75,500,000 75,600,000 75,700,000 76,200,000						97.1%	大和工務店			○			○		

一連 番号	発注業務の 担当部署	公告／ 指名通知日	開札日	工事名	施工場所	発注方法	本店 所在地	総合評価 の種類	予定価格 (円・税抜)	入札参加者	入札率	入札価格 (円・税抜)	価格以外の評価結果					評価値	落札率	落札者	継続性	地域性	83物件	36物件	別紙12	別紙13	
													施工計画	配置予定技 術者の能力	施工実績	左記以外の 項目の点数	評価点合計										
313	峡東建設事	H22.2.22	H22.3.24	都市計画道路上於曽駅前赤尾線橋梁工事 (明許)	甲州市塩山上於曽1工区	一般競争	峡東	簡易型	81,340,000	峡東建設	98.4%	80,000,000	5	3	3	6	17	150,000	98.4%	峡東建設		○	○			○	
										大和工務店	99.8%	81,180,000	0	2	3	6	11	139,124									
										甲信建設	99.8%	81,200,000	0	0	4	6	10	137,641									
314	峡東林環事	H22.2.26	H22.3.23	林道乾徳山線(南2工区)開設工事(明許)	山梨市三富上釜口地内	一般競争	峡東		54,629,000	内田組	98.5%	53,800,000						98.5%	内田組	○				○		○	
										昭和建設	98.8%	54,000,000															
										天川組	99.2%	54,200,000															
315	峡東林環事	H22.2.26	H22.3.23	林道塚本山線(2工区)開設工事(明許)	山梨市三富上釜口地内	一般競争	峡東		45,505,000	天川組	96.7%	44,000,000						96.7%	天川組	○				○		○	
										内田組	97.4%	44,300,000															
										天川工業	97.5%	44,350,000															
										甲斐建設	97.8%	44,500,000															
										昭和建設	99.3%	45,200,000															
316	峡東林環事	H22.2.26	H22.3.23	谷渡川治山工事(全部債務)	山梨市三富川浦地内	一般競争	峡東		67,619,000	植野興業	97.6%	66,000,000						97.6%	植野興業	○				○		○	
										昭和建設	98.0%	66,300,000															
										広瀬土木	98.4%	66,550,000															
										甲斐建設	98.6%	66,700,000															
										飯島工事	98.8%	66,800,000															
番外	道路管理課	H22.2.26	H22.3.26	一般国道140号災害防除工事(明許)	山梨市三富川浦白沢地内	一般競争	全県	簡易型	391,160,000	植野興業・昭和建設JV	95.6%	374,000,000	20	4	10	12	46	34,759	95.6%	植野興業・昭和建設JV			○			○	
										廣川工業所・タナベエンジニアリングJV	98.4%	385,000,000	20	0	1	12	33	31,564									
										岩波建設・坂本組JV		—															

注 1 「発注業務の担当部署」欄中の「営繕課」は山梨県総務部営繕課、「峡東林環事」は同県森林環境部峡東林務環境事務所、「観光資源課」は同県観光部観光資源課、「峡東農務事」は同県農政部峡東農務事務所、「道路整備課」は同県県土整備部（平成20年3月31日以前は土木部。以下同じ。）道路整備課、「道路管理課」は同部道路管理課、「治水課」は同部治水課、「都市計画課」は同部都市計画課、「下水道課」は同部下水道課、「峡東建設事」は同部峡東建設事務所、「新環状建設」は同部新環状・西関東道路建設事務所、「広瀬琴川ダ」は同部広瀬・琴川ダム管理事務所（平成20年3月31日以前は広瀬・琴川ダム事務所）,「企・電気課」は同県企業局電気課を示す。

注 2 「本店所在地」とは、入札参加条件としての本店所在地をいい、「本店所在地」欄中の「峡東」は山梨市、甲州市及び笛吹市,「中北」は甲府市、韭崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市及び中巨摩郡昭和町,「全県」は山梨県内を示す。

注 3 「総合評価の種類」とは、総合評価落札方式の場合の種類をいう。なお、「発注方法」欄に「一般競争入札」と記載されている物件であって,「総合評価の種類」欄が空欄の場合は、通常の一般競争入札を表す。

注 4 予定価格(円・税抜)は,「(非公表)」と付記されているものを除き、事前に公表されている。

注 5 「入札参加者」欄及び「落札者」欄中の「植野興業」とは、被審人植野興業をいう。また、他の被審人及び7社の名称についても、本欄では「被審人」及び「株式会社」を省略して表記する。

注 6 入札参加者のうち、被審人ら30社以外の者(アウトサイダー)については、名称の前に▲を付した(アウトサイダーの名称は,「株式会社」及び「有限会社」を省略して表記する。)。

注 7 「入札率」とは、予定価格に対する入札価格の割合(小数点第2位以下を四捨五入した小数点以下第1位までの数値)をいう。

注 8 「落札率」とは、予定価格に対する落札価格の割合(小数点第2位以下を四捨五入した小数点以下第1位までの数値)をいう。

注 9 「入札価格欄」中の「―」は辞退等を示す。

注10 被審人タナベエンジニアリングは、平成20年1月1日、商号を田辺建設株式会社から現商号に変更したものである(表中、平成19年12月31日以前の田辺建設株式会社についても「タナベエンジニアリング」と表記している。)。

- 1 実行期間 : 平成19年3月31日～平成22年3月30日
 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 1,667,550,700円
 3 課徴金額 : 66,700,000円
 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	85	林道乾徳山線 (北工区) 開設工事	平成19年6月7日	58,800,000	平成20年1月7日	60,573,450	60,573,450	
2	91	谷渡川治山工事	平成19年6月7日	75,600,000	平成19年12月7日	83,865,600	83,865,600	
3	109	国道411号 上萩原7号橋(仮称) 橋梁上部工建設工事	平成19年8月23日	73,500,000	平成20年3月4日	73,503,150	73,503,150	
4	118	国道411号 上萩原第1トンネル (仮称) 建設工事 (一部債務)	平成19年10月10日	365,400,000	平成20年8月15日	375,264,750	150,105,900	JV (出資比率 被審人 昭和建設:被審人植野 興業=60:40)
5	141	オオノ沢砂防工事 (明許)	平成20年1月24日	70,875,000	平成20年7月28日	71,482,950	71,482,950	
6	145	国道140号災害防除工事 (明 許)	平成20年2月21日	87,675,000	平成20年8月25日	97,753,950	97,753,950	
7	149	国道140号新番屋橋下部工建設 工事 (一部債務)	平成20年3月14日	104,160,000	平成21年6月26日	130,627,350	130,627,350	
8	156	林道乾徳山線 (北工区) 開設工事 (全部債務)	平成20年3月28日	58,065,000	平成20年10月24日	59,632,650	59,632,650	
9	157	谷渡川治山工事 (全部債務)	平成20年3月28日	78,750,000	平成20年11月28日	81,236,400	81,236,400	
10	164	テッポウ沢治山工事	平成20年5月22日	50,820,000	平成20年10月15日	50,500,800	50,500,800	
11	210	国道140号 道路改良工事 (明 許)	平成20年11月28日	183,750,000	平成21年8月5日	179,136,300	179,136,300	
12	213	一般県道柳平塩山線道路改良工事 (明許)	平成20年12月12日	152,250,000	平成22年3月1日	157,965,150	157,965,150	
13	224	国道411号上萩原バイパス14 工区道路改良工事 (明許)	平成21年3月5日	55,650,000	平成21年9月11日	48,923,700	48,923,700	
14	226	谷渡川治山工事 (全部債務)	平成21年3月30日	58,590,000	平成21年10月9日	68,929,350	68,929,350	
15	232	林道乾徳山線 (北工区) 開設工事 (全部債務)	平成21年3月30日	54,600,000	平成21年11月30日	55,920,900	55,920,900	
16	242	テッポウ沢治山工事	平成21年5月22日	75,810,000	平成22年1月12日	77,499,450	77,499,450	
17	259	一般国道411号 上萩原6号橋 (仮称) 上部工建設工事	平成21年7月31日	43,575,000	平成21年12月1日	42,874,650	42,874,650	
18	272	玉宮地区 幹線道路文珠川橋梁上 部工事	平成21年9月29日	45,570,000	平成22年2月16日	46,189,000	46,189,000	
19	280	芦沢川砂防工事 (明許)	平成21年10月30日	61,530,000	—	—	61,530,000	
20	316	谷渡川治山工事 (全部債務)	平成22年3月30日	69,300,000	—	—	69,300,000	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成22年3月30日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
 当該物件の当初契約日から平成22年3月30日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

被審人昭和建設に対する課徴金納付命令の明細

別紙 10 の 2

- 1 実行期間 : 平成 19 年 3 月 24 日～平成 22 年 3 月 23 日
 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 1,283,559,112円
 3 課徴金額 : 51,340,000円
 4 対象物件一覧 (前記 2 の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	92	焼山沢左支治山工事	平成19年6月7日	80,115,000	平成19年12月21日	82,791,450	82,791,450	
2	118	国道411号 上萩原第1トンネル (仮称) 建設工事 (一部債務)	平成19年10月10日	365,400,000	平成20年8月15日	375,264,750	225,158,850	JV (出資比率 被審人 昭和建設:被審人植野 興業=60:40)
3	148	国道140号道路改良工事 (明許)	平成20年3月14日	112,350,000	平成20年12月24日	87,250,800	87,250,800	
4	152	都市計画道路塩の山西広門田線道路 改良工事 (明許)	平成20年3月7日	139,230,000	平成21年2月26日	127,615,950	127,615,950	
5	168	みより沢上流治山工事	平成20年5月22日	49,875,000	平成20年11月14日	51,204,300	51,204,300	
6	182	国道140号道路改良工事 (一部債 務)	平成20年7月29日	291,900,000	平成21年2月23日	289,823,100	150,708,012	JV (出資比率 被審人 昭和建設:被審人高野 建設=52:48)
7	208	玉宮地区 幹線道路竹森川橋梁下部 工事 (明許)	平成20年11月25日	72,450,000	平成21年6月10日	72,632,500	72,632,500	
8	220	一般国道411号 上萩原バイパス 6号橋 (仮称) 下部工建設工事 (明 許)	平成21年2月20日	61,425,000	平成21年9月10日	61,527,900	61,527,900	
9	227	一般国道140号 地蔵沢橋 (仮 称) 下部工事 (一部債務)	平成21年3月30日	109,725,000	平成21年11月30日	105,613,200	105,613,200	
10	244	鈴庫山西治山工事	平成21年7月6日	57,225,000	平成21年12月21日	55,086,150	55,086,150	
11	257	国道411号上萩原 道路改良工事	平成21年7月17日	70,980,000	—	—	70,980,000	
12	288	一般県道山梨市停車場線橋梁工事 (明許)	平成21年11月6日	117,075,000	—	—	117,075,000	
13	291	都市計画道路塩の山西広門田線道路 改良工事	平成21年11月26日	75,915,000	—	—	75,915,000	

(注 1) 別紙 9 の一連番号を記載。

(注 2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成 22 年 3 月 23 日までの間に締結された変更契約の契約
 日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
 当該物件の当初契約日から平成 22 年 3 月 23 日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成19年3月31日～平成22年3月30日
 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 1,194,576,268円
 3 課徴金額 : 47,780,000円
 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	86	林道京戸岩崎山線開設工事	平成19年6月7日	58,275,000	平成20年1月11日	60,838,050	60,838,050	
2	100	大蔵沢右支治山工事	平成19年6月28日	74,760,000	平成19年12月17日	73,149,300	73,149,300	
3	160	林道京戸岩崎山線 (一宮工区) 開設工事	平成20年6月4日	58,569,000	平成21年1月6日	59,122,350	59,122,350	
4	177	大蔵沢支流治山工事	平成20年6月19日	71,925,000	平成20年11月28日	72,169,650	72,169,650	
5	182	国道140号道路改良工事 (一部債務)	平成20年7月29日	291,900,000	平成21年2月23日	289,823,100	139,115,088	JV (出資比率 被審人 昭和建設:被審人高野 建設=52:48)
6	211	日川砂防工事 (明許)	平成20年11月27日	61,530,000	平成21年7月6日	69,309,450	69,309,450	
7	218	みより沢上流治山工事 (明許)	平成21年1月26日	67,200,000	平成21年9月4日	71,698,200	71,698,200	
8	225	一般国道140号道路改良工事 (一部債務)	平成21年3月24日	108,307,500	平成21年11月30日	108,595,200	108,595,200	
9	235	林道京戸岩崎山線 (一宮工区) 開設 工事	平成21年5月22日	58,905,000	平成21年11月30日	59,846,850	59,846,850	
10	239	大蔵沢支流治山工事	平成21年5月22日	65,205,000	平成21年12月22日	66,958,500	66,958,500	
11	246	大蔵沢左支治山工事	平成21年7月6日	62,790,000	平成22年2月9日	66,597,300	66,597,300	
12	249	一般国道411号一之瀬高橋道路 改良工事	平成21年7月3日	116,970,000	※	※	119,812,350	※当初契約金額に、平 成22年2月15日付けの 変更契約を反映させた 119,812,350円
13	270	日川砂防工事	平成21年9月18日	57,540,000	平成22年2月15日	58,944,900	58,944,900	
14	271	日川右岸地区 幹線道路第1号 (第3工区) 改良工事	平成21年9月28日	43,470,000	※	※	46,430,080	※当初契約金額に、平 成22年3月16日付けの 変更契約を反映させた 46,430,080円
15	284	日川砂防工事 (明許)	平成21年10月30日	67,095,000	—	—	67,095,000	
16	307	大蔵沢支流治山工事 (全部債務)	平成22年3月30日	54,894,000	—	—	54,894,000	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成22年3月30日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
 当該物件の当初契約日から平成22年3月30日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成19年3月24日～平成22年3月23日
 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 826,473,600円
 3 課徴金額 : 33,050,000円
 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	連番 番号 (注1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	88	林道源次郎線開設工事	平成19年6月7日	58,275,000	平成20年1月15日	60,157,650	60,157,650	
2	101	滑沢本流治山工事	平成19年6月28日	66,150,000	平成20年2月29日	63,184,800	63,184,800	
3	144	都市計画道路塩の山西広門田線道 路改良工事 (明許)	平成20年2月8日	55,440,000	平成20年9月26日	55,343,400	55,343,400	
4	151	重川河川工事 (明許)	平成20年3月7日	49,350,000	平成20年11月25日	40,645,500	40,645,500	
5	174	林道源次郎線開設工事	平成20年6月19日	56,700,000	平成20年12月25日	58,855,650	58,855,650	
6	175	滑沢本流治山工事	平成20年6月19日	53,340,000	平成21年1月9日	53,403,000	53,403,000	
7	209	玉宮地区 幹線道路文珠川橋梁下 部工事 (明許)	平成20年11月25日	51,019,500	平成21年6月2日	46,935,000	46,935,000	
8	217	重川河川工事 (明許)	平成21年2月6日	137,760,000	平成22年1月15日	141,646,050	141,646,050	
9	228	都市計画道路塩の山西広門田線電 線共同溝工事 (明許)	平成21年3月30日	118,860,000	平成21年12月1日	114,447,900	114,447,900	
10	236	林道源次郎線開設工事	平成21年5月22日	54,180,000	平成21年12月18日	55,920,900	55,920,900	
11	267	玉宮地区 支線農道第2号改良工 事	平成21年9月14日	50,820,000	平成22年3月15日	50,658,000	50,658,000	
12	273	一般国道140号 道路工事	平成21年9月18日	29,872,500	平成22年1月26日	31,043,250	31,043,250	
13	300	林道源次郎線 (2工区) 開設工事 (明許)	平成22年3月3日	54,232,500	—	—	54,232,500	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成22年3月23日までの間に締結された変更契約の契約
 日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
 当該物件の当初契約日から平成22年3月23日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

被審人岩波建設に対する課徴金納付命令の明細

別紙 10 の 5

- 1 実行期間 : 平成19年3月31日～平成22年3月30日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 816,416,800円
- 3 課徴金額 : 32,650,000円
- 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	103	高芝沢治山工事	平成19年6月28日	56,385,000	平成20年2月8日	56,896,350	56,896,350	
2	132	国道411号 青野橋下部工 (2期) 建設工事 (明許)	平成19年11月8日	73,500,000	平成20年5月20日	69,794,550	69,794,550	
3	150	大峰沢砂防工事 (明許)	平成20年3月12日	97,650,000	平成21年3月16日	97,181,700	97,181,700	
4	169	東溝の沢左支治山工事	平成20年5月22日	62,265,000	平成21年1月9日	62,857,200	62,857,200	
5	179	ブナオネ支流治山工事	平成20年7月8日	51,765,000	平成21年4月13日	49,155,750	49,155,750	
6	187	国道411号 上萩原8号橋 (仮称) 橋梁下部工事	平成20年8月22日	58,800,000	平成21年2月23日	57,738,450	57,738,450	
7	191	玉宮地区中萩原工区ほ場整備工事	平成20年8月22日	89,775,000	平成21年5月15日	90,325,000	90,325,000	
8	204	国道411号 一之瀬高橋1号橋 (仮称) 下部工・トンネル舗装工事	平成20年10月8日	92,400,000	平成21年2月26日	93,089,850	93,089,850	
9	245	東溝の沢左支治山工事	平成21年7月6日	50,190,000	平成21年12月24日	50,532,300	50,532,300	
10	258	大峰沢砂防工事	平成21年7月17日	52,500,000	平成21年12月22日	48,642,300	48,642,300	
11	260	一般国道411号 上栗生野道路改良工事	平成21年7月31日	41,790,000	平成21年12月15日	45,596,250	45,596,250	
12	265	一般国道411号一之瀬高橋 橋梁補修工事	平成21年9月11日	45,045,000	平成22年2月8日	44,417,100	44,417,100	
13	305	林道川上牧丘線改築工事 (明許)	平成22年3月30日	50,190,000	—	—	50,190,000	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成22年3月30日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成22年3月30日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成 19 年 3 月 25 日～平成 22 年 3 月 24 日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 693,004,150円
- 3 課徴金額 : 27,720,000円
- 4 対象物件一覧 (前記 2 の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	128	玉宮地区 幹線道路 (第 2 工区) 改良工事	平成19年10月24日	60,690,000	平成20年8月7日	61,567,000	61,567,000	
2	142	大久保沢砂防工事 (明許)	平成20年1月24日	52,815,000	平成20年7月11日	52,794,000	52,794,000	
3	153	国道 4 1 1 号 道路改良工事	平成20年4月23日	135,450,000	平成20年12月12日	123,316,200	123,316,200	
4	163	青笹川治山工事	平成20年5月22日	77,700,000	—	—	77,700,000	
5	221	大久保沢砂防工事 (明許)	平成21年2月20日	61,635,000	平成22年1月29日	65,420,250	65,420,250	
6	222	国道 4 1 1 号 道路改良工事 (明 許)	平成21年2月20日	65,625,000	平成21年12月1日	75,983,250	75,983,250	
7	223	国道 4 1 1 号上萩原バイパス 1 5 工区道路改良工事 (明許)	平成21年3月5日	68,250,000	平成21年9月1日	72,277,800	72,277,800	
8	278	一般国道 4 1 1 号上萩原バイパス 道路改良工事	平成21年10月9日	49,875,000	平成22年3月16日	52,639,650	52,639,650	
9	293	玉宮地区 幹線道路重川橋梁下部 工事 (明許)	平成21年12月21日	49,770,000	平成22年3月15日	50,406,000	50,406,000	
10	308	大久保沢砂防工事 (明許)	平成22年3月24日	60,900,000	—	—	60,900,000	

(注 1) 別紙 9 の一連番号を記載。

(注 2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成 22 年 3 月 24 日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成 22 年 3 月 24 日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

被審人内田組に対する課徴金納付命令の明細

別紙 10 の 7

- 1 実行期間 : 平成19年3月31日～平成22年3月30日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 670,242,727円
- 3 課徴金額 : 26,800,000円
- 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	82	北奥仙丈復旧治山工事	平成19年5月17日	35,280,000	平成19年11月9日	36,578,850	36,578,850	
2	90	林道川上牧丘線 (1工区) 改築工 事	平成19年6月7日	55,650,000	平成19年12月5日	57,104,250	57,104,250	
3	99	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その 1 5 工事	平成19年6月20日	32,970,000	平成19年11月7日	33,368,000	33,368,000	
4	126	西保地区 西保堰 (第2工区) 水 路工事	平成19年10月4日	31,815,000	平成20年3月10日	31,906,000	31,906,000	
5	140	主要地方道甲府山梨線 道路改良 工事(明許)	平成19年12月20日	77,700,000	平成20年11月5日	88,922,400	88,922,400	
6	178	下の差西治山工事	平成20年6月19日	67,410,000	平成21年2月18日	68,174,400	68,174,400	
7	196	西保地区 西保堰第4工区水路工 事	平成20年9月3日	31,815,000	平成21年2月5日	31,825,000	31,825,000	
8	231	天神川砂防工事 (明許)	平成21年3月30日	40,110,000	平成21年7月30日	40,696,950	40,696,950	
9	243	水ヶ森南治山工事	平成21年7月6日	50,715,000	平成22年2月10日	51,832,200	51,832,200	
10	264	西保地区 西保堰第5工区水路工 事	平成21年9月4日	30,975,000	平成22年1月20日	32,000,076	32,000,076	
11	274	天神川 砂防工事	平成21年10月2日	44,625,000	平成22年3月12日	46,063,500	46,063,500	
12	298	岩手・隼地区 久保水路工事	平成22年1月22日	38,325,000	※	※	39,631,101	※当初契約金額に、平 成22年3月15日付けの 変更契約を反映させた 39,631,101円
13	306	水ヶ森南治山工事 (全部債務)	平成22年3月30日	55,650,000	—	—	55,650,000	
14	314	林道乾徳山線 (南2工区) 開設工 事 (明許)	平成22年3月30日	56,490,000	—	—	56,490,000	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成22年3月30日までの間に締結された変更契約の契約
日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成22年3月30日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成 19 年 3 月 31 日～平成 22 年 3 月 30 日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 597,524,550円
- 3 課徴金額 : 23,900,000円
- 4 対象物件一覧 (前記 2 の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	104	佐野川治山工事	平成19年6月28日	68,250,000	平成20年3月4日	67,950,750	67,950,750	
2	138	番屋東砂防工事 (明許)	平成19年12月6日	42,945,000	平成20年5月26日	41,308,050	41,308,050	
3	155	塩山勝沼線 道路改良工事(明許)	平成20年3月27日	52,038,000	平成20年11月5日	54,402,600	54,402,600	
4	180	佐野川右支治山工事	平成20年7月1日	42,210,000	平成21年1月9日	42,720,300	42,720,300	
5	203	国道 4 1 1 号 道路改良工事	平成20年10月2日	56,280,000	平成21年2月20日	50,313,900	50,313,900	
6	207	番屋東砂防工事 (明許)	平成20年11月14日	30,660,000	平成21年4月24日	34,605,900	34,605,900	
7	215	重川河川工事 (明許)	平成21年1月15日	40,845,000	平成21年7月13日	34,672,050	34,672,050	
8	238	佐野川右支治山工事	平成21年5月22日	84,315,000	平成22年2月19日	87,136,350	87,136,350	
9	266	一般国道 4 1 1 号上萩原橋梁補修 工事	平成21年9月11日	59,850,000	平成22年3月1日	60,514,650	60,514,650	
10	279	番屋東砂防工事 (明許)	平成21年10月30日	39,900,000	—	—	39,900,000	
11	313	都市計画道路上於曾駅前赤尾線橋 梁工事 (明許)	平成22年3月30日	84,000,000	—	—	84,000,000	

(注 1) 別紙 9 の一連番号を記載。

(注 2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成 22 年 3 月 30 日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成 22 年 3 月 30 日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成 19 年 3 月 24 日～平成 22 年 3 月 23 日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 532,383,650円
- 3 課徴金額 : 21,290,000円
- 4 対象物件一覧 (前記 2 の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	107	国道 4 1 1 号 上萩原 5 号橋 (仮称) 上部工工事	平成19年7月5日	46,410,000	平成20年1月15日	47,276,250	47,276,250	
2	114	国道 4 1 1 号 道路改良工事	平成19年8月23日	44,730,000	平成20年3月14日	41,738,550	41,738,550	
3	115	竹森入治山工事	平成19年8月23日	48,615,000	平成20年3月21日	46,095,000	46,095,000	
4	135	玉宮地区 幹線道路 (第 3 工区) 改良工事 (明許)	平成19年11月21日	49,350,000	平成21年2月2日	47,417,000	47,417,000	
5	143	塩山 (停) 大菩薩嶺線 道路災害復旧工事 (明許) (H 19 災第 4 4, 4 5, 4 7 号)	平成20年1月24日	29,925,000	平成20年5月30日	26,759,250	26,759,250	
6	183	竹森入治山工事	平成20年7月17日	62,055,000	平成21年2月20日	62,212,500	62,212,500	
7	194	塩山 (停) 大菩薩嶺線 災害防除工事	平成20年9月5日	52,080,000	平成21年2月17日	54,353,250	54,353,250	
8	198	国道 4 1 1 号 災害防除工事	平成20年9月26日	37,590,000	平成21年3月2日	36,887,550	36,887,550	
9	205	平沢千野線災害防除工事	平成20年10月24日	44,310,000	平成21年3月9日	42,081,900	42,081,900	
10	255	平沢千野線 災害防除工事	平成21年7月3日	47,250,000	平成21年11月4日	42,028,350	42,028,350	
11	263	一般国道 4 1 1 号災害防除工事	平成21年8月6日	42,105,000	平成21年12月22日	44,164,050	44,164,050	
12	303	一般国道 4 1 1 号 災害防除工事 (明許)	平成22年3月17日	41,370,000	—	—	41,370,000	

(注 1) 別紙 9 の一連番号を記載。

(注 2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成 22 年 3 月 23 日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成 22 年 3 月 23 日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- １ 実行期間：平成１９年３月３１日～平成２２年３月３０日
- ２ 課徴金算定の基礎となる売上額の合計：５０９,０５７,７００円
- ３ 課徴金額：２０,３６０,０００円
- ４ 対象物件一覧（前記２の内訳）

番号	連 番号 (注 １)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
１	８９	林道塩平徳和線（小檜山工区）開設工事	平成１９年６月７日	５８,０６５,０００	平成２０年１月７日	６０,９３８,８５０	６０,９３８,８５０	
２	１１２	一般県道塩平窪平線道路改良工事	平成１９年８月９日	５９,４３０,０００	平成２０年２月２５日	５９,４４３,６５０	５９,４４３,６５０	
３	１２２	牧丘東部地区 農道第１号（第２工区）改良工事	平成１９年９月２１日	３１,１８５,０００	平成２０年３月１０日	３１,８５０,０００	３１,８５０,０００	
４	１５８	林道塩平徳和線（小檜山工区）開設工事	平成２０年５月２２日	５８,８００,０００	平成２０年１１月２５日	６０,９０４,２００	６０,９０４,２００	
５	２０１	牧丘東部地区 農道第１号（第３工区）改良工事	平成２０年９月３０日	３３,８１０,０００	平成２１年３月９日	３４,５７６,０００	３４,５７６,０００	
６	２１２	東杉山沢 砂防工事（明許）	平成２０年１１月２７日	３６,５４０,０００	平成２１年５月８日	３５,７３９,９００	３５,７３９,９００	
７	２２９	一般県道 塩平窪平線道路改良工事（明許）	平成２１年３月２６日	４２,０００,０００	平成２１年８月２８日	４４,４８４,３００	４４,４８４,３００	
８	２３３	林道塩平徳和線（小檜山西工区）開設工事	平成２１年５月２２日	５８,８００,０００	平成２１年１２月１８日	６０,８９１,６００	６０,８９１,６００	
９	２５０	林道塩平徳和線（塩平工区）開設工事	平成２１年７月６日	５８,１７０,０００	平成２２年２月５日	６０,３７９,２００	６０,３７９,２００	
１０	３０９	一般県道 塩平窪平線道路工事（明許）	平成２２年３月３０日	５９,８５０,０００	—	—	５９,８５０,０００	

（注１） 別紙９の一連番号を記載。

（注２） 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成２２年３月３０日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成２２年３月３０日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成18年9月28日～平成21年9月27日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 482,291,775円
- 3 課徴金額 : 19,290,000円
- 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	55	杣口塩山線道路改良工事	平成18年10月31日	29,400,000	平成19年3月6日	31,487,400	31,487,400	
2	67	国道140号道路改良工事 (明 許)	平成18年12月21日	47,040,000	平成19年6月7日	48,202,350	48,202,350	
3	74	塩平窪平線道路改良工事 (明許)	平成19年3月16日	69,300,000	平成19年10月10日	66,738,000	66,738,000	
4	106	琴川ダム管理棟広場整備工事	平成19年7月25日	29,925,000	平成19年12月18日	30,758,700	30,758,700	
5	110	林道塩平徳和線 (塩平工区) 開設 工事	平成19年8月14日	36,750,000	平成20年3月7日	39,365,550	39,365,550	
6	127	湯沢砂防工事	平成19年10月19日	30,450,000	平成20年2月25日	31,287,900	31,287,900	
7	134	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その 17工事	平成19年11月13日	30,450,000	平成20年2月22日	31,371,000	31,371,000	
8	136	林道川上牧丘線 (2工区) 改築工 事 (明許)	平成19年12月14日	47,775,000	平成20年7月7日	49,192,500	49,192,500	
9	159	林道塩平徳和線 (塩平工区) 開設 工事	平成20年6月4日	57,750,000	平成21年1月9日	57,108,450	57,108,450	
10	199	牧丘東部地区 農道第3号 (第1 工区) 改良工事	平成20年9月26日	46,200,000	平成21年3月9日	47,429,925	47,429,925	
11	234	林道塩平徳和線 (小檜山東工区) 開 設工事	平成21年5月27日	49,350,000	—	—	49,350,000	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成21年9月27日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成21年9月27日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成19年3月31日～平成22年3月30日
 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 466,676,550円
 3 課徴金額 : 18,660,000円
 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	94	スパン沢治山工事	平成19年7月10日	45,150,000	平成20年2月4日	45,885,000	45,885,000	
2	120	平沢千野線 道路改良工事	平成19年9月21日	32,550,000	平成20年2月6日	31,616,550	31,616,550	
3	172	林道塚本山線開設工事	平成20年6月12日	44,625,000	平成20年11月25日	45,870,300	45,870,300	
4	184	平沢千野線 道路改良工事	平成20年7月25日	29,400,000	平成20年12月16日	35,564,550	35,564,550	
5	247	大沢治山工事	平成21年7月6日	64,575,000	平成22年1月20日	65,243,850	65,243,850	
6	248	大沢下流治山工事	平成21年7月6日	46,200,000	平成22年1月6日	44,557,800	44,557,800	
7	253	林道塚本山線開設工事	平成21年7月6日	45,150,000	平成22年1月18日	45,769,500	45,769,500	
8	276	玉宮地区 大藤第2工区ほ場整 備・支線農道第5号改良工事	平成21年9月25日	59,430,000	※	※	60,609,000	※当初契約金額に、平 成22年3月15日付け変 更契約を反映させた 60,609,000円
9	292	都市計画道路塩の山西広門田線道 路改良工事	平成21年12月10日	45,360,000	—	—	45,360,000	
10	315	林道塚本山線 (2工区) 開設工事 (明許)	平成22年3月30日	46,200,000	—	—	46,200,000	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成22年3月30日までの間に締結された変更契約の契約
 日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
 当該物件の当初契約日から平成22年3月30日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成19年3月24日～平成22年3月23日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 460,982,550円
- 3 課徴金額 : 18,430,000円
- 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	83	日川左支復旧治山工事	平成19年5月17日	40,005,000	平成19年11月5日	39,638,550	39,638,550	
2	124	重川河川工事	平成19年10月5日	39,690,000	平成20年2月7日	40,145,700	40,145,700	
3	166	空沢治山工事	平成20年5月22日	43,627,500	平成20年10月20日	43,806,000	43,806,000	
4	173	湯の沢左支治山工事	平成20年6月12日	40,740,000	平成20年11月28日	42,161,700	42,161,700	
5	206	重川河川工事	平成20年10月24日	27,930,000	平成21年1月8日	28,362,600	28,362,600	
6	237	空沢治山工事	平成21年5月22日	81,900,000	平成21年10月26日	80,992,800	80,992,800	
7	240	湯の沢左支治山工事	平成21年5月22日	77,175,000	平成21年12月11日	82,372,500	82,372,500	
8	283	重川河川工事	平成21年10月30日	41,580,000	平成22年2月17日	40,082,700	40,082,700	
9	295	林道菱山深沢線(1工区)改良工 事(明許)	平成22年2月2日	63,420,000	—	—	63,420,000	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成22年3月23日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成22年3月23日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成19年3月24日～平成22年3月23日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 380,143,050円
- 3 課徴金額 : 15,200,000円
- 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	80	自害沢奥地保安林保全緊急対策工 事 (明許)	平成19年3月29日	34,597,500	平成19年8月20日	36,652,350	36,652,350	
2	105	アテラ沢治山工事	平成19年6月28日	64,575,000	平成20年2月26日	64,646,400	64,646,400	
3	130	大菩薩初鹿野線 災害防除工事	平成19年11月1日	39,585,000	平成20年2月20日	37,596,300	37,596,300	
4	186	小路沢治山工事	平成20年7月29日	30,240,000	平成20年11月28日	30,744,000	30,744,000	
5	193	大菩薩初鹿野線 災害防除工事	平成20年9月5日	53,550,000	平成21年2月17日	55,224,750	55,224,750	
6	261	小路沢治山工事	平成21年7月27日	33,600,000	平成22年1月6日	33,681,900	33,681,900	
7	277	大菩薩初鹿野線 災害防除工事	平成21年10月1日	54,390,000	平成22年2月10日	49,777,350	49,777,350	
8	296	林道菱山深沢線 (2工区) 改良工 事 (明許)	平成22年2月2日	71,820,000	—	—	71,820,000	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成22年3月23日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成22年3月23日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成19年5月15日～平成22年3月30日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 358,664,250円
- 3 課徴金額 : 14,340,000円
- 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	一連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	81	中道沢線森林管理道開設工事	平成19年5月17日	43,050,000	平成19年11月26日	44,468,550	44,468,550	
2	116	笹尾中治山工事	平成19年8月23日	30,450,000	平成20年1月16日	30,444,750	30,444,750	
3	161	林道中道沢線開設工事	平成20年5月28日	44,940,000	平成20年11月25日	46,400,550	46,400,550	
4	188	笹尾中治山工事	平成20年8月12日	47,145,000	平成21年2月18日	51,582,300	51,582,300	
5	214	北洞沢治山工事 (明許)	平成21年1月6日	39,375,000	平成21年8月3日	41,066,550	41,066,550	
6	254	林道中道沢線開設工事	平成21年7月6日	43,470,000	平成22年1月25日	45,266,550	45,266,550	
7	289	北洞沢治山工事 (明許)	平成21年12月2日	53,235,000	—	—	53,235,000	
8	304	林道中道沢線 (2工区) 開設工事 (明許)	平成22年3月30日	46,200,000	—	—	46,200,000	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成22年3月30日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成22年3月30日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成19年3月24日～平成22年3月23日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 348,653,550円
- 3 課徴金額 : 13,940,000円
- 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	108	上道沢治山工事	平成19年7月26日	60,795,000	平成20年3月4日	62,144,250	62,144,250	
2	176	上道沢治山工事	平成20年6月19日	58,695,000	平成21年1月16日	57,528,450	57,528,450	
3	181	浅久保治山工事	平成20年7月10日	42,420,000	—	—	42,420,000	
4	241	上道沢治山工事	平成21年5月22日	69,825,000	平成22年1月18日	67,056,150	67,056,150	
5	256	塩山(停)大菩薩嶺線 災害防除 工事	平成21年6月26日	37,170,000	平成21年12月25日	41,489,700	41,489,700	
6	294	日影笹子線災害防除工事(明許)	平成22年1月14日	78,015,000	—	—	78,015,000	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成22年3月23日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成22年3月23日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成19年3月24日～平成22年3月23日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 311,149,850円
- 3 課徴金額 : 12,440,000円
- 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	一連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	113	水ヶ森治山工事	平成19年8月9日	33,600,000	平成19年12月21日	34,479,900	34,479,900	
2	125	西保地区 西保堰 (第1工区) 水路 工事	平成19年10月4日	34,335,000	平成20年3月10日	36,444,000	36,444,000	
3	147	国道140号道路改良工事 (明 許)	平成20年2月21日	54,463,500	平成20年10月16日	61,682,250	61,682,250	
4	185	下釜口治山工事	平成20年7月29日	29,505,000	平成20年12月22日	28,064,400	28,064,400	
5	195	西保地区 西保堰第3工区水路工 事	平成20年9月3日	44,205,000	平成21年2月5日	46,105,100	46,105,100	
6	262	奥野田下治山工事	平成21年7月21日	65,730,000	—	—	65,730,000	
7	281	国道140号 橋梁補修工事	平成21年10月22日	38,325,000	平成22年3月10日	38,644,200	38,644,200	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成22年3月23日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成22年3月23日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成19年3月24日～平成22年3月23日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 309,360,450円
- 3 課徴金額 : 12,370,000円
- 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	102	東棚沢治山工事	平成19年6月28日	75,810,000	平成19年12月7日	76,388,550	76,388,550	
2	189	林道川上牧丘線 (1工区) 改築工 事	平成20年8月12日	38,640,000	平成21年2月20日	41,013,000	41,013,000	
3	192	北ノ入沢砂防工事	平成20年8月29日	42,525,000	平成21年2月23日	42,027,300	42,027,300	
4	230	北ノ入沢砂防工事 (一部債務)	平成21年3月26日	75,390,000	平成21年9月15日	80,631,600	80,631,600	
5	290	北ノ入沢砂防工事 (明許)	平成21年11月27日	36,225,000	—	—	36,225,000	
6	301	一般国道411号災害防除工事 (明許)	平成22年2月26日	33,075,000	—	—	33,075,000	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成22年3月23日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成22年3月23日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成19年3月24日～平成22年3月23日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 235,664,350円
- 3 課徴金額 : 9,420,000円
- 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	117	国道140号新潟湯沢橋橋梁下部工 事	平成19年9月6日	35,385,000	平成20年5月16日	37,382,100	37,382,100	
2	133	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その 16工事	平成19年11月9日	30,870,000	平成20年2月22日	31,505,500	31,505,500	
3	216	所の沢砂防工事 (明許)	平成21年1月22日	43,365,000	平成21年6月29日	44,097,900	44,097,900	
4	275	所の沢砂防工事	平成21年10月2日	44,100,000	平成22年2月15日	44,243,850	44,243,850	
5	286	国道140号 橋梁補修工事 (明 許)	平成21年10月30日	78,435,000	—	—	78,435,000	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成22年3月23日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成22年3月23日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成 19 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 231,601,300円
- 3 課徴金額 : 9,260,000円
- 4 対象物件一覧 (前記 2 の内訳)

番号	連番 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	111	琴川ダム堤体取付道路工事	平成19年8月14日	41,685,000	平成19年12月18日	44,524,200	44,524,200	
2	121	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その 1 4 工事	平成19年9月14日	29,925,000	—	—	29,925,000	
3	139	都市計画道路根津橋通り線電線共 同溝工事 (明許)	平成19年12月20日	38,304,000	平成20年6月27日	38,278,800	38,278,800	
4	200	牧丘東部地区 農道第 3 号 (第 2 工区) 改良工事	平成20年9月29日	30,450,000	平成21年3月9日	30,604,000	30,604,000	
5	219	都市計画道路根津橋通り線電線共 同溝工事 (明許)	平成21年1月30日	44,100,000	平成21年7月1日	46,269,300	46,269,300	
6	312	国道 1 4 0 号 橋梁補修工事 (明 許)	平成22年3月31日	42,000,000	—	—	42,000,000	

- (注 1) 別紙 9 の一連番号を記載。
- (注 2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成19年4月1日～平成22年3月31日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 213,546,386円
- 3 課徴金額 : 8,540,000円
- 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	129	牧丘東部地区 排水路第1号工事	平成19年10月19日	37,695,000	平成20年3月10日	39,988,786	39,988,786	
2	131	国道140号 橋梁補修工事 (明 許)	平成19年11月15日	40,845,000	平成20年5月12日	42,474,600	42,474,600	
3	202	牧丘東部地区 農道第1号 (第4 工区) 改良工事	平成20年10月1日	33,495,000	平成21年3月9日	34,168,000	34,168,000	
4	282	国道140号 橋梁補修工事 (明 許)	平成21年10月22日	40,635,000	—	—	40,635,000	
5	310	一般県道 下神内川石和温泉(停)線 道路工事 (明許)	平成22年3月31日	56,280,000	—	—	56,280,000	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成22年3月31日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成22年3月31日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

被審人山梨技建に対する課徴金納付命令の明細

別紙 10 の 22

- 1 実行期間 : 平成 19 年 3 月 24 日～平成 22 年 3 月 23 日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 201,558,450円
- 3 課徴金額 : 8,060,000円
- 4 対象物件一覧 (前記 2 の内訳)

番号	連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	97	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その 1 2 工事	平成19年6月20日	31,027,500	平成19年10月5日	31,617,000	31,617,000	
2	119	青笹砂防工事	平成19年9月21日	29,347,500	平成20年1月7日	29,191,050	29,191,050	
3	146	笛吹川河川工事 (明許)	平成20年2月22日	30,240,000	平成20年6月23日	31,082,100	31,082,100	
4	167	水ヶ森治山工事	平成20年5月22日	33,180,000	—	—	33,180,000	
5	197	都市計画道路根津橋通り線道路改 良工事	平成20年9月26日	39,375,000	平成21年2月26日	41,523,300	41,523,300	
6	297	林道塩平徳和線 (小檜山東 2 工 区) 開設工事 (明許)	平成22年1月22日	34,965,000	—	—	34,965,000	

(注 1) 別紙 9 の一連番号を記載。

(注 2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成 22 年 3 月 23 日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成 22 年 3 月 23 日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

- 1 実行期間 : 平成19年4月1日～平成22年3月31日
- 2 課徴金算定の基礎となる売上額の合計 : 164,030,150円
- 3 課徴金額 : 6,560,000円
- 4 対象物件一覧 (前記2の内訳)

番号	一連 番号 (注 1)	工事名	当初契約 年月日	当初契約金額 (円, 税込)	最終契約 年月日	最終契約金額 (円, 税込)	課徴金算定の基 礎となる売上額 (円)	備考
1	98	牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その 13 工事	平成19年6月20日	30,450,000	平成19年9月18日	31,139,000	31,139,000	
2	137	都市計画道路根津橋通り線電線共 同溝工事 (明許)	平成19年11月22日	53,550,000	平成20年6月20日	54,456,150	54,456,150	
3	311	一般国道140号 細入川橋梁工 事 (明許)	平成22年3月31日	78,435,000	—	—	78,435,000	

(注1) 別紙9の一連番号を記載。

(注2) 「最終契約年月日」欄及び「最終契約金額」欄には、当該物件に係る当初の契約日から平成22年3月31日までの間に締結された変更契約の契約日及び当該変更契約に基づく契約金額を記載している。
当該物件の当初契約日から平成22年3月31日までの間に契約の変更がなされていない場合には、「—」を記載している。

被審人らが総合評価落札方式の工事について主張する各項目に該当する工事

- 1 落札者の入札価格が次順位の者より高い，同額である，又は僅差である工事
物件 1 0 9，物件 1 1 8，物件 1 4 9，物件 1 8 2，物件 1 9 5，物件 2 0 8，物件 2 1 0，
物件 2 2 6，物件 2 4 4，物件 2 4 6，物件 2 5 7，物件 2 5 9，物件 2 7 0，物件 2 7 1，
物件 2 7 2，物件 2 7 8，物件 2 8 0，物件 2 8 4，物件 2 9 5，物件 3 0 7
- 2 落札者の評価点が 5 点下がるなどした場合に他の入札参加者が受注する結果となる工事
物件 1 9 3，物件 2 1 3，物件 2 2 5，物件 2 9 3
- 3 落札者の「配置予定技術者の能力」の評価点が他の入札参加者より低い，又は同点である工事
物件 1 0 9，物件 1 4 8，物件 1 5 3，物件 2 0 8，物件 2 2 2，物件 2 5 9，物件 2 9 3，
物件 3 0 7
- 4 落札者の「施工計画」の評価点が他の入札参加者より低い，又は同点である工事
物件 1 9 3，物件 2 1 3，物件 2 2 1，物件 2 2 2，物件 2 2 5，物件 2 4 9，物件 2 8 0
- 5 物証のない工事
物件 1 0 9，物件 1 1 8，物件 1 4 8，物件 1 4 9，物件 1 5 3，物件 1 6 0，物件 1 8 0，
物件 1 8 2，物件 1 8 5，物件 1 8 6，物件 1 9 3，物件 1 9 5，物件 2 0 6，物件 2 0 7，
物件 2 0 8，物件 2 1 0，物件 2 1 3，物件 2 2 0，物件 2 2 1，物件 2 2 2，物件 2 2 5，
物件 2 2 6，物件 2 2 7，物件 2 4 4，物件 2 4 6，物件 2 4 9，物件 2 5 6，物件 2 5 7，
物件 2 5 9，物件 2 6 1，物件 2 6 6，物件 2 7 0，物件 2 7 1，物件 2 7 2，物件 2 7 8，
物件 2 7 9，物件 2 8 0，物件 2 8 3，物件 2 8 4，物件 2 8 8，物件 2 9 3，物件 2 9 5，
物件 3 0 7，物件 3 1 3
- 6 落札率が 9 0 パーセント未満の工事
物件 1 5 3，物件 2 0 6，物件 2 2 0，物件 2 2 2，物件 2 2 4，物件 2 9 3
- 7 アウトサイダーが参加している工事
物件 1 0 0，物件 1 0 9

4 4 物件

1 入札参加者の評価点及び入札価格等をシミュレーションした結果が記載された文書等の証拠が存在する工事

(1) 物件 3 0 0

ア 認定事実

証拠（査 1 8，査 2 1 2，査 2 1 3）によれば，本工事（工事名：林道源次郎線〔2 工区〕開設工事〔明許〕）の落札者である被審人天川工業は，本工事の入札前に，「入札チェックリスト」及び「入札参加資格確認資料作成要領（簡易型）」と称する資料（査 2 1 2）を作成していること，この要領には，「参加企業」として被審人天川工業，被審人天川組及び被審人野澤工業の名称，「各社申告点」として各社の評価点の合計，並びに「修正入札価格」として各社の入札価格（税抜き価格。以下同じ。）が記載され，「入札チェックリスト」にも，上記 3 社の名称及びその入札価格として上記「修正入札価格」と同額が記載されていること，本工事の入札参加者は上記 3 社であり，上記チェックリスト等に記載された入札価格と 3 社の実際の入札価格は一致し，上記評価点の合計も 3 社の実際の点数とほぼ一致することが認められる。

これらのことからすると，上記チェックリスト等は，被審人天川工業において，他の入札参加予定者が被審人天川組及び被審人野澤工業の 2 社であることを把握し，2 社から各社の評価点に関する情報の提供を受けるなどして 2 社及び自社の入札すべき価格を算定し，その結果を記載したものと認められ，被審人天川工業が本工事の受注予定者となり，2 社に対してその入札すべき価格を伝え，2 社は被審人天川工業から伝えられた価格で入札することで同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人天川工業は，上記チェックリスト等は，同被審人が入札参加を依頼した他社が落札して迷惑がかからないようにするために，自社においてあらかじめ試算をただけであり，受注調整の事実を裏付けるものではないと主張し，被審人天川工業の天川社長の代表者審尋における陳述中には，これに沿う部分がある。

しかし，上記陳述は，上記チェックリスト等に前記アのような記載がなされていることに照らし不合理であり，採用できない。

(2) 物件 3 0 6

ア 認定事実

証拠（査 1 8，査 2 1 7，査 2 9 7）によれば，本工事（工事名：水ヶ森南治山工事〔全部債務〕）の落札者である被審人内田組の関部長は，メモ（査 2 1 7）を作成し，本工事の入札公告等と一緒につづって保管していたこと，このメモには，被審人内田組，被審人山梨建設，被審人山梨技建，被審人天川工業及び宮原土建の名称，電話番号及びその担当者の氏のほか，上記事業者ごとに，

「天川工 ⑬－1 0－1 1 0－5 5，0 0 0，0 0 0（2 0 0．0 0 0）
5 5，1 0 0，0 0 0（1 9 9．6 3 7）」

「内田 ⑧－6．1 5 3－1 0 6．1 5 3－5 3，0 0 0，0 0 0（2 0 0．2 8
6）」

95.8%（中略）⑩－7.692－107.692－
53,000,000（203.192）95.88%◎」

などと記載されていること、本工事の入札参加者は上記5社であり、上記メモにおいて各社の名称の右に記載された「⑬」等の丸囲み数字は、5社の実際の評価点の合計とほぼ一致し、被審人内田組を除く4社の名称の右側（右端から2番目）に記載された「55,100,000」等の数字及び被審人内田組の名称の右側に記載された上記四角の枠で囲まれた「53,000,000」との数字は、5社の実際の入札価格と一致することが認められる。

また、被審人内田組の関部長は、上記メモについて、同人が塩山支部の事務員から本工事の入札参加予定者を教えてもらい、各社の担当者から評価点の見込みを聞いた上で、各社の入札すべき価格を検討した際に作成したものであり、その価格を各社に連絡して、被審人内田組が落札できるよう協力を依頼した旨を供述し（査52）、宮原土建の宮原社長も、同社が被審人内田組の受注に協力したことについて、被審人内田組の関部長と同様の供述をしている（査89）。

これらのことからすると、上記メモは、被審人内田組の関部長が供述するような経緯で作成されたものであると認められ、被審人内田組が本工事の受注予定者となり、他の入札参加者に対してその入札すべき価格を伝え、他の入札参加者は被審人内田組から伝えられた価格で入札することで同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人内田組の内田社長は、代表者審尋において、上記メモは被審人内田組の関部長が他社の評価点の合計及び入札価格を予想してシミュレーションしたものであり、被審人内田組が他社に対して同メモに記載された金額で入札してくれるよう依頼した事実はない旨陳述する。

しかし、上記陳述は、上記メモに前記アのような記載がなされていること等に照らし不合理であり、採用できない。

(3) 物件274

ア 認定事実

証拠（査18、査192ないし査195、査297）によれば、以下の①ないし④の事実が認められる。

① 被審人内田組の関部長は、本工事（工事名：天神川 砂防工事）の入札公告（査192）に、

「技建9点 ※10点」

「内田8点 内田7点」

「⑨技 45,100,000－120－266.075」

「⑦内 42,500,000－115.555－271.895」

「（42,500,000）93.9%」

「9／15 決定」（本工事の入札書提出締切日は平成21年9月16日である。〔査18〕）

などと記載した。

② 被審人内田組の関部長は、本工事の技術審査資料の提出期限日（入札参加申請受付締切日）より前に、被審人山梨技建において入札に関する業務を担当していた従業員

の小池利春（査 8 7）（以下「被審人山梨技建の小池」という。）に対し、電子メール（査 1 9 3）を送った。この電子メールには、「天神川砂防工事の様式 5－1 を送ります。（簡単になっています。）」等と記載され、被審人内田組が作成した施工計画書が添付されていた。

③ 本工事の入札参加者は、被審人内田組及び被審人山梨技建の 2 社であり、被審人内田組が本工事を入札した。また、被審人内田組は、本工事の入札において、被審人山梨技建に送った上記②の施工計画書よりも詳細な内容の施工計画書を提出し、被審人内田組が提出した施工計画の評価点は 5 点であり、被審人山梨技建が提出した施工計画の評価点は 0 点であった。

④ 上記①のメモにおいて各社の名称（「技」、「内」）の左に記載された「⑨」及び「⑦」の丸囲み数字は、施工計画の評価点を除く各社の実際的评价点の合計と一致又はほぼ一致し、各社の名称の右側に記載された「4 5, 1 0 0, 0 0 0」等の数字は、各社の実際の入札価格と一致する。

また、被審人内田組の関部長は、上記②の電子メールについて、入札参加予定者であった被審人山梨技建に対し、被審人内田組が作成する予定の施工計画書よりも内容が簡単なものを送り、これと同程度の簡単な内容の施工計画書を発注者に提出するよう依頼したものであり、被審人山梨技建の協力により本工事を受注した旨供述し（査 5 3）、被審人山梨技建の芳賀社長及び被審人山梨技建の小池も、被審人山梨技建が被審人内田組の受注に協力したことについて、被審人内田組の関部長と同様の供述をしている（査 8 6, 査 8 7）。

これらのことからすると、上記①の入札公告への記載は、被審人内田組の関部長において、他の入札参加予定者が被審人山梨技建のみであることを把握し、被審人山梨技建から同被審人の評価点に関する情報の提供を受けるなどして同被審人及び自社の入札すべき価格を算定し、その結果を記載したものであり、上記②の電子メールは、被審人内田組の関部長が供述するような趣旨で作成されたものであると認められ、被審人内田組が本工事の受注予定者となり、被審人山梨技建に対してその入札すべき価格を伝え、被審人山梨技建は簡単な内容の施工計画書を発注者に提出するなどして被審人内田組の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人内田組の内田社長は、代表者審尋において、前記ア①の入札公告への記載について前記(2)イと同様の陳述をし、前記ア②の電子メールについては、被審人内田組が本工事の入札に参加するよう依頼した被審人山梨技建から、施工計画書を作るのが面倒なので大まかなところを教えてほしいと言われたため、ごく一般的な施工計画書を送っただけである旨陳述する。

しかし、上記陳述は、上記入札公告に前記ア①のような記載がなされていること、上記電子メールの記載内容等に照らし不合理であり、採用できない。

(4) 物件 3 1 2

ア 認定事実

証拠（査 1 8, 査 2 1 8, 査 2 9 7）によれば、以下の①ないし④の事実が認められる。

① 本工事（工事名：国道 1 4 0 号 橋梁補修工事〔明許〕）の入札参加者である被審

人天川工業は、本工事の入札前に、「入札参加資格確認資料作成要領（簡易型）」と称する資料（査 2 1 8）を作成しているが、この資料には、「参加企業」として被審人天川工業、被審人高野建設及び被審人藤プラント建設の名称、「各社申告点」として各社の評価点の合計、「修正金額」として各社の入札価格が記載され、「修正金額」記載の入札価格は、被審人天川工業が 4 2 9 0 万円、被審人藤プラント建設が 4 3 5 0 万円、被審人高野建設が 5 4 2 9 万円であり、3 社がこの価格で入札した場合は被審人天川工業が落札できる計算となっている。

② 塩山支部において留置された入札参加者取りまとめ表（査 1 0 6 の 3）の本工事の欄には、被審人天川工業、被審人藤プラント建設、被審人高野建設及び被審人佐藤建設工業の 4 社の社名が記載されている。

③ 被審人天川工業の天川社長は、同人の手帳の平成 2 2 年 2 月 2 5 日（本工事の入札公告日は、同月 2 2 日である。〔査 1 8〕）の欄（査 2 1 4）に、「塩山支部 AM 1 0 : 0 0（R 1 4 0，駅前線）」と記載し、被審人佐藤建設工業の佐藤社長は、同人の手帳の平成 2 2 年 2 月 2 5 日の欄（査 2 1 5）に、「1 0 : 0 0 塩山支部」と記載している。

④ 本工事の入札参加者は、被審人天川工業、被審人藤プラント建設、被審人高野建設及び被審人佐藤建設工業の 4 社であり、各社の入札価格は、被審人天川工業が 4 2 9 0 万円、被審人藤プラント建設が 4 0 0 0 万円、被審人高野建設が 5 4 2 9 万円、被審人佐藤建設工業が 5 3 4 0 万円であり、被審人藤プラント建設が落札した。また、被審人天川工業、被審人藤プラント建設及び被審人高野建設の各評価点は、上記①の資料に記載された各社の評価点とほぼ一致する。

これらのことからすると、上記①の資料は、被審人天川工業において、他の入札参加予定者として少なくとも被審人高野建設及び被審人藤プラント建設の 2 社がいること、被審人藤プラント建設は受注を希望しており低い価格で入札すると見込まれることを把握し、2 社から各社の評価点に関する情報の提供を受けるなどして、被審人高野建設の入札すべき価格を算定するとともに、被審人藤プラント建設の入札価格を予想して、その結果を記載したものと認められ、被審人天川工業が本工事の受注予定者となり、被審人高野建設に対してその入札すべき価格を伝え、被審人高野建設は被審人天川工業から伝えられた価格で入札することで同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人天川工業の天川社長は、代表者審尋において、前記ア①の資料は各社の評価点をシミュレーションしただけであり、各社と入札価格の連絡はしていないと陳述する。

しかし、上記陳述は、被審人藤プラント建設と入札価格の連絡をしていないとの点を除き、上記資料に前記ア①のような記載がなされていること等に照らし不合理であり、採用できない。

2 入札参加者間で施工計画書等の発注者に提出する資料をやり取りしている電子メール等の証拠が存在する工事

(1) 物件 2 7 5

ア 認定事実

証拠（査１８，査１９６，査１９７，査２９７）によれば，本工事の入札公告が行われた当時，被審人渡辺建設において入札に関する業務を担当していた深沢直紀（以下「被審人渡辺建設の深沢」という。）は，本工事（工事名：所の沢砂防工事）の技術審査資料の提出期限日より前に，被審人広瀬土木の廣瀬社長に対し，電子メール（査１９６）を送ったこと，この電子メールには，「所の沢砂防工事の施工計画書を送りますので，確認して下さい。」等と記載され，被審人渡辺建設が作成した施工計画書が添付されていたこと，本工事の入札において，被審人渡辺建設は，被審人広瀬土木に送った施工計画書と同じ内容の施工計画書（査１９７）を提出したこと，本工事の入札参加者は，被審人広瀬土木，被審人甲斐建設及び被審人渡辺建設の３社であり，被審人広瀬土木が落札したこと，被審人広瀬土木が本工事の発注者に提出した施工計画の評価点は１０点であったこと，被審人渡辺建設の入札結果は無効とされ，同被審人の提出した施工計画の評価点も算定されていないことが認められる。

また，被審人渡辺建設の深沢は，上記電子メールについて，被審人広瀬土木の受注に協力するために，簡単な内容の施工計画書を作成して被審人広瀬土木に確認を求めたものである旨供述するほか，自社の入札結果が無効とされた原因については，当時，自社の経営状態が悪化し，会社を清算する状況となっており，そのような事情を発注者に報告したからではないかと供述している。（査８０）

これらのことからすると，上記電子メールは，被審人渡辺建設の深沢が供述するような趣旨で作成されたものであることが認められ，被審人広瀬土木が本工事の受注予定者となり，被審人渡辺建設は被審人広瀬土木に確認した簡単な内容の施工計画書を発注者に提出するなどして同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人渡辺建設及び被審人広瀬土木は，被審人渡辺建設が被審人広瀬土木に本工事の施工計画書を送ったのは，被審人広瀬土木が，当該工事に関する施工計画書の作成実績がなかったため，被審人渡辺建設に対し，参考として送ってほしいと依頼したからであると主張し，被審人広瀬土木の廣瀬社長の代表者審尋における陳述（同人の陳述書〔審Ｂ共２３〕を含む。）及び被審人渡辺建設の渡辺社長の代表者審尋における陳述中には，これに沿う部分がある。

しかし，総合評価落札方式の一般競争入札において，入札参加者が，重要な競争手段である自社の施工計画書を入札前に他の入札参加者に開示し，内容の確認を求めた上，更にその施工計画書をそのまま発注者に提出するということ自体，競争者間で行われる行為としては不自然，不合理であり，前記アの入札結果等に照らしても，上記各陳述は採用できない。

（２） 物件２１４

ア 認定事実

証拠（査１８，査１７１，査２９７）によれば，被審人三森建設の齊藤社長は，本工事（工事名：北洞沢治山工事〔明許〕）の入札前に，被審人飯島工事の飯島社長に対し，件名を「北洞沢治山工事積算書」とする電子メール（査１７１）を送ったこと，この電子メールには，

「予定価格 ３８，７４０，０００－（抜き）」

「¥ ３８，４００，０００－（抜き）以上で入札お願いします。」

「一番点数がよくてよかったです。」

「積算書添付します。参考をお願いします。」

等と記載され、被審人三森建設が作成した、工事価格を３８６１万３０００円（消費税別）とする本工事の工事費内訳書が添付されていたこと、本工事の入札参加者は、被審人三森建設、被審人飯島工事及び被審人野澤工業の３社であり、各社の評価点の合計は、被審人三森建設が７点、被審人飯島工事が８点及び被審人野澤工業が４点であり、被審人飯島工事が最も高かったこと、各社の入札価格は、被審人三森建設が３７５０万円、被審人飯島工事及び被審人野澤工業が各３８５０万円であり、被審人三森建設が落札したことが認められる。

また、被審人三森建設の齊藤社長は、上記電子メールの記載の意味について、各社の評価点の点数を試算したところ被審人飯島工事の点数が最も高くなりそうであったことを意味する旨供述している。（査６９）

これらのことからすると、上記電子メールは、被審人三森建設において、本工事の入札前に、他の入札参加予定者が被審人飯島工事及び被審人野澤工業であることを把握した上で、被審人飯島工事に対し、同被審人の入札すべき価格を連絡したものであることが認められ、被審人三森建設が本工事の受注予定者となり、被審人飯島工事は被審人三森建設から伝えられた価格で入札することで同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人三森建設は、本工事の入札において、同被審人と被審人飯島工事は、個別の工事として、２社間で話し合いを行ったにすぎず、本件合意に基づく受注調整を行ったものではないと主張し、被審人三森建設の齊藤社長は、代表者審尋において、前記アの電子メールを被審人飯島工事に送ったのは、受注意欲がないにもかかわらず１社入札を避けるために入札に参加してもらった同被審人が本工事を受注することとなって困らないように、同被審人が落札しないような価格を伝えたものであり、被審人野澤工業が本工事の入札に参加することは知らなかった旨陳述する。他方、被審人飯島工事の飯島社長は、代表者審尋において、前記アの電子メールが送られてきた意味は分からない、勝手に送られてきたものであると陳述する。

しかし、電子メールの送受信に係る上記各陳述は、上記電子メールが送られた経緯について全く異なる事実を述べるものであるし、また、被審人野澤工業が参加することを知らなかったことは同電子メールの記載と一致しないのであり、同電子メールに前記アのような記載があること等に照らしても、いずれも不合理であり採用できない。

(3) 物件２０５

ア 認定事実

証拠（査１８、査１６８）によれば、被審人タナベエンジニアリングは、本工事（工事名：平沢千野線災害防除工事）の入札前に、被審人野澤工業に対し、ファクシミリ（査１６８）を送信したこと、このファクシミリには、「平沢千野線災害防除工事の積算書です。よろしくお願いします。」等と記載され、被審人タナベエンジニアリングが作成した工事価格を４３０６万円とする本工事の工事費内訳表が添付されていたこと、本工事の入札参加者は、被審人タナベエンジニアリング及び被審人野澤工業の２社であり、各社の入札価格は、被審人タナベエンジニアリングが４２２０万円及び被審人野澤工業

が4300万円であり、被審人タナベエンジニアリングが落札したことが認められる。

これらのことからすると、上記ファクシミリは、被審人タナベエンジニアリングにおいて、本工事の入札前に、他の入札参加者が被審人野澤工業であることを把握し、同被審人の入札すべき価格を算定した上で、同被審人に対し、同価格に沿う内容の工事費内訳表を送付して、被審人タナベエンジニアリングの受注に協力するよう求めたものであることが認められ、被審人タナベエンジニアリングが本工事の受注予定者となり、被審人野澤工業は被審人タナベエンジニアリングから伝えられた価格で入札することで同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人タナベエンジニアリングは、本工事は同被審人しか受注を希望する者がいなかったことから被審人野澤工業に対して形だけの入札参加を依頼したものであり、「本工事費内訳表」等を送ったのは被審人野澤工業の手間を軽減する目的であった旨主張し、被審人タナベエンジニアリングの雨宮社長の代表者審尋における陳述（同人の陳述書〔審B共20〕を含む。）中には、これに沿う部分がある。一方、被審人植野興業ら8社は、被審人野澤工業は本工事がのり面の施工に特殊な工法を用いる内容だったため、のり面工事が専門の被審人タナベエンジニアリングに積算を依頼したにすぎず、被審人野澤工業は送られた「本工事費内訳表」等を参考にして自社で積算を行い、入札価格を決定した旨主張し、被審人野澤工業の野澤社長の代表者審尋における陳述（同人の陳述書〔審A共13〕を含む。）中には、これに沿う部分がある。

しかし、上記各陳述は、いずれもその内容について客観的な裏付けを欠いている上、「本工事費内訳表」等が送られた経緯に関しても、それぞれ異なる事実を述べるものであること、さらに、入札前に入札参加者の間で工事費内訳表等の発注者に提出する資料をやり取りすることは競争者間で行われる行為としては不自然、不合理であること、前記アのファクシミリの記載内容等に照らしても、いずれも採用できない。

(4) 物件209

ア 認定事実

証拠（査18、査60、査169、査170、査297）によれば、被審人天川工業において入札に関する業務を担当していた従業員の水上弘純は、本工事（工事名：玉宮地区 幹線道路文殊川橋梁下部工事〔明許〕）の技術審査資料の提出期限より前に、被審人渡辺建設の深沢に対し、件名を「資料－玉宮地区幹線道路文殊川橋梁下部工事（明許）」とする電子メール（査169）を送ったこと、この電子メールには、「別紙の資料を活用してください。」等と記載され、被審人天川工業が作成した施工計画書が添付されていたこと、被審人渡辺建設は、被審人天川工業から送られた施工計画書と同じ内容の施工計画書（査60・資料4）を発注者に提出し、被審人天川工業は、被審人渡辺建設に送った施工計画書よりも詳しい内容の施工計画書（査60・資料5）を発注者に提出したこと、本工事の入札参加者は、被審人天川工業及び被審人渡辺建設の2社であり、被審人天川工業が落札したこと、被審人天川工業の施工計画の評価点は5点であり、被審人渡辺建設の施工計画の評価点は0点であったことが認められる。

また、被審人渡辺建設の深沢及び被審人渡辺建設の渡辺社長は、上記電子メールについて、本工事の受注を希望していた被審人天川工業が、被審人渡辺建設に対し、同電子メールに添付されていた施工計画書と同程度の簡単な内容の施工計画書を発注者に提

出し、被審人天川工業の受注に協力するよう求める趣旨で送付したものである旨供述している。（査60，査80）

これらのことからすると、上記電子メールは、被審人天川工業において、自社が受注できるよう協力してもらうために、被審人渡辺建設に対し、同被審人が発注者に提出すべき簡単な内容の施工計画書を送付したものであると認められ、被審人天川工業が本工事の受注予定者となり、被審人渡辺建設は被審人天川工業から送付された施工計画書を発注者に提出することなどで同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人天川工業は、本工事は同被審人しか受注を希望する者がいなかったことから被審人渡辺建設に対して形だけの入札参加を依頼したものであり、施工計画書を送ったのは被審人渡辺建設の負担を軽減する目的である、本工事の入札において受注調整は行っていない旨主張し、被審人天川工業の天川社長の代表者審尋における陳述（同人の陳述書〔審B共17〕を含む。）中には、これに沿う部分がある。

また、被審人渡辺建設の渡辺社長は、被審人天川工業の天川社長から本工事の入札参加希望者が少ないので入札に参加してほしいと頼まれた、上記依頼を受けたのが技術審査資料の提出期限日の午前中であり、同日午後4時30分の受付締切りまで時間がなかったため、被審人天川工業に頼んで施工計画書を送ってもらった、当時は被審人天川工業が入札に参加する予定であることを知らなかったので、被審人天川工業の受注に協力した事実はない旨陳述する。

しかし、総合評価落札方式の一般競争入札において、入札参加者が他の入札参加者から重要な競争手段である施工計画書の提供を受け、その施工計画書をそのまま発注者に提出するという自体、競争者間で行われる行為としては不自然、不合理であり、前記アの電子メールの記載内容等に照らしても、上記各陳述は採用できない。

(5) 物件254

ア 認定事実

証拠（査18，査184ないし査186，査297，査302）によれば、被審人甲信建設の三森光専務は、本工事（工事名：林道中道沢線開設工事）の技術審査資料の提出期限日より前に、被審人三森建設に対し、電子メール（査184）を送ったこと、この電子メールには、「確認をお願いします。不都合があったら連絡下さい。」と記載され、被審人甲信建設が作成した本工事の施工計画書が添付されていたこと、被審人甲信建設は、被審人三森建設に送った施工計画書と同じ内容の施工計画書（査185）を発注者に提出し、被審人三森建設は、被審人甲信建設から送られた施工計画書よりも詳しい内容の施工計画書（査302）を発注者に提出したこと、本工事の入札参加者は、被審人三森建設及び被審人甲信建設の2社であり、被審人三森建設が落札したこと、被審人三森建設の施工計画の評価点は5点であり、被審人甲信建設の施工計画の評価点は0点であったことが認められる。

これらのことからすると、上記電子メールは、被審人甲信建設において、被審人三森建設が本工事の受注予定者であることを把握した上で、同被審人の受注に協力するために、簡単な内容の施工計画書を作成して同被審人に確認を求めたものであると認められ、被審人三森建設が本工事の受注予定者となり、被審人甲信建設はこの施工計画書と同内容のものを発注者に提出することなどで被審人三森建設の受注に協力したことは明ら

かである。

イ 被審人の主張について

被審人植野興業ら 8 社は、被審人甲信建設は本工事の受注を狙っていたところ、本工事の現場がこれまで施工したことのない場所であったことから、技術提案が確実にできているか不安があったため、本工事の現場近辺の状況に詳しい被審人三森建設に施工計画書の内容の確認を依頼する趣旨で前記アの電子メールを送ったものである旨主張し、被審人甲信建設の三森社長の代表者審尋における陳述（同人の陳述書〔審 A 共 18〕を含む。）中には、これに沿う部分がある。

しかし、総合評価落札方式の一般競争入札において、入札参加者が他の入札参加者に対して自社の作成した施工計画書を送って内容の確認を求め、その施工計画書をそのまま発注者に提出するという自体、競争者間で行われる行為としては不自然、不合理であることについては、前記(1)イのとおりであり、前記アの電子メールの記載内容等に照らしても、上記陳述は採用できない。

(6) 物件 282

ア 認定事実

証拠（査 18，査 199 ないし査 203，査 297）によれば、以下の①ないし③の事実が認められる。

- ① 被審人佐藤建設工業の佐藤社長は、本工事（工事名：国道 140 号 橋梁補修工事〔明許〕）の入札前に、被審人飯島工事の飯島社長に対し、件名を「橋梁補修工事内訳書」とする電子メール（査 200）を送った。この電子メールには、「内訳書を添付します。単価は変えてありますので、そのまま使っても大丈夫です。」等と記載され、被審人佐藤建設工業が作成した工事価格を 3900 万円とする本工事の工事費内訳表が添付されていた。
- ② 被審人佐藤建設工業は、本工事の競争参加資格確認通知書（査 199）に、「甲斐」，「技建」，「飯島」，「佐藤」及び「4 社」と書き込んでいる。また、被審人甲斐建設は、本工事の入札公告（査 202）に、「佐」及び「38，900，000－」と書き込んでいる。
- ③ 本工事の入札参加者は、被審人佐藤建設工業，被審人甲斐建設，被審人飯島工事及び被審人山梨技建の 4 社であり、各社の入札価格は、被審人佐藤建設工業が 3870 万円，被審人甲斐建設が 3890 万円，被審人飯島工事が 3900 万円及び被審人山梨技建が 3920 万円であり、被審人佐藤建設工業が落札した。また、被審人飯島工事は、本工事の入札に当たり、被審人佐藤建設工業から送られた上記①の本工事費内訳表と同じ内容の本工事費内訳表（査 203）を提出した。

さらに、被審人山梨技建の芳賀社長は、同被審人が本工事を被審人佐藤建設工業に譲り、被審人佐藤建設工業に対して自社の入札価格を知らせた旨供述している。（査 85）

これらのことからすると、上記①の電子メールは、本工事の受注予定者となった被審人佐藤建設工業が被審人飯島工事に対して同被審人の入札すべき価格を連絡し、自社の受注に協力するよう求める趣旨で送られたものであること、上記②の競争参加資格確認通知書への書き込みは、被審人佐藤建設工業において、本工事の入札前に、入札参加者が被審人佐藤建設工業，被審人甲斐建設，被審人飯島工事及び被審人山梨技建の 4 社であることを把握した上で、これを記載したものであること、上記②の入札公告への書き

込みは、被審人甲斐建設において、本工事の入札前に、受注予定者が被審人佐藤建設工業であること及び自社の入札すべき価格の連絡を受けて、これを記載したものと認められ、被審人佐藤建設工業が本工事の受注予定者となり、被審人甲斐建設、被審人飯島工事及び被審人山梨技建は被審人佐藤建設工業から伝えられた価格で入札することで同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人佐藤建設工業は、本工事は入札参加者が少なかったために被審人飯島工事に対して入札参加を依頼したものであり、前記ア①の本工事費内訳表を送ったのは被審人飯島工事から単価を教えてほしいと頼まれたからである、また、前記ア②の書き込みは開札後に入札結果を確認して記載したものであり、本工事の入札において受注調整は行っていない旨主張し、被審人佐藤建設工業の佐藤社長の代表者審尋における陳述（同人の陳述書〔審Ｂ共２４〕を含む。）中には、これに沿う部分がある。

しかし、上記陳述は、前記ア①の電子メール及び同②の各書き込みの内容等に照らし不合理であって、採用できない。

3 当該工事を落札した事業者の名称及び落札価格並びに自社の入札価格等が書き込まれた競争参加資格確認通知書等の証拠が存在する工事

(1) 物件８５

ア 認定事実

証拠（査１８，査１３３ないし査１３６）によれば、以下の①ないし④の事実が認められる。

- ① 被審人奥山建設は、本工事（工事名：林道乾徳山線〔北工区〕開設工事）の入札公告（査１３４）に、

「植ノ」

「〇．Ｋ」

と書き込み、本工事の競争参加資格確認通知書（査１３５）に、

「５７，０００，０００」

「植野興業 ５６，０００，０００ 決定」

「設計 ５７，６３９，０００」

と書き込んでいる。

- ② 被審人藤プラント建設は、本工事の競争参加資格確認通知書（査１３６）に、

「植野興業 ５６，０００，０００ ９７．１５」

「⊕ ５７，６３９，０００」

「応札 ５６，５００，０００」

と書き込んでいる。

- ③ 本工事の入札参加者は、被審人奥山建設、被審人藤プラント建設、被審人植野興業ほか７社であり、被審人植野興業が落札した。

- ④ 上記①の競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は、本工事の予定価格、被審人奥山建設の入札価格及び被審人植野興業の落札価格と一致し、上記②の競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は、本工事の予定価格、被審人藤プラント建設の入

札価格並びに被審人植野興業の落札価格及び落札率と一致する。

これらのことからすると、上記①及び②の各書き込みは、被審人奥山建設及び被審人藤プラント建設において、それぞれ本工事の入札前に、受注予定者が被審人植野興業であること、被審人植野興業の入札予定価格及び自社の入札すべき価格の連絡を受け、これを記載したものと認められ、被審人植野興業が本工事の受注予定者となり、被審人奥山建設及び被審人藤プラント建設は、それぞれ本工事の受注予定者となった被審人植野興業から伝えられた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

(ア) 被審人奥山建設の主張について

被審人奥山建設は、前記ア①の入札公告への書き込みのうち、「O. K」の記載は間違いなく入札を完了した確認の印である、また、同①の競争参加資格確認通知書への書き込みのうち、入札予定価格及び被審人奥山建設の入札価格の記載は、本工事の入札前に、自社において確定した入札価格及びこれと対比できるように予定価格を記載したものであり、落札者及び落札価格の記載は、開札後に入札結果を確認して、今後の入札における自社の入札価格を決めるに当たっての参考とするために書き留めておいたものであるなどと主張し、被審人奥山建設の奥山社長の代表者審尋における陳述中には、これに沿う部分がある。

しかし、上記陳述は、その内容について客観的な裏付けを欠いており、落札者の名称及び落札価格を競争参加資格確認通知書に記載する一方で、別の書面である入札公告にも落札者の名称を記載することについて、合理的な理由を見だし難く、自社が落札できなかった工事に「O. K」と記載していることについても、合理的な説明はなされていない。

また、被審人奥山建設は、本工事の入札公告が行われた日と同日に入札公告が行われた物件 87 ないし物件 90（後記(10)ないし(13)）についても、これらの工事の競争参加資格確認通知書等に当該工事の予定価格、自社の入札価格、落札者及び落札価格を書き込み（査 141、査 143、査 144、査 146、査 147、査 149）、工事ごとに、上記通知書等を含む一連の入札関係資料をまとめてファイルにつづっており、その中には各工事の落札者決定通知書も保管されているところ（査 299 の 1、査 299 の 3、査 299 の 5 ないし 7）、上記書き込みがある資料と同一の場所に、同書き込みと内容が重複し、しかも、より明確な形で入札結果に関する情報が記載されている落札者決定通知書を保管していたことについて、上記陳述では合理的な説明がなされていない。

したがって、上記陳述は不合理であり、前記ア①ないし④の事実等に照らし採用できない。

なお、後記(9)ないし(13)及び(21)の各認定事実に対する被審人奥山建設の主張は上記と同旨であり、被審人奥山建設の奥山社長の代表者審尋における陳述中にはこれに沿う部分があるが、上記と同様の理由によりいずれも採用できない。

(イ) 被審人藤プラント建設の主張について

被審人藤プラント建設は、前記ア②の競争参加資格確認通知書への書き込みは、同被審人が ISO9001 を取得するとの観点及び今後の競争の参考とするために、本工事の開札後に、ポータルサイト上で明らかにされていた入札結果を記録したもので

あると主張し、被審人藤プラント建設の藤原取締役の参考人審尋における陳述中には、これに沿う部分がある。

しかし、本工事を落札できなかった被審人藤プラント建設が、開札後に、本工事の予定価格、自社の入札価格、落札者の名称及び落札価格を、前記ア②のように、その記載自体からは上記趣旨の記載であることが分からないような形で競争参加資格確認通知書に書き込むことについて、合理的な理由を見いだし難い。

また、そもそも、本工事の入札結果は、落札者決定後速やかにポータルサイトに掲載され、そこでは全ての入札参加者の名称及び入札金額が明らかにされていること（査36）からすると、今後の入札の参考にするのであれば、むしろ、上記入札結果を印刷する方が、簡易かつ正確であり、合理的である。

さらに、被審人藤プラント建設は、本工事以外の塩山地区特定土木一式工事についても同様の書き込みをしており（後記(2)、(6)ないし(8)、(10)、(12)ないし(15)、(17)、(19)及び(21)）、これらの書き込みをした競争参加資格確認通知書と当該工事の全ての入札参加者及び入札価格が記載されている「入札経過（結果）」をプリントアウトした資料を同一の場所に保管しているものもあるところ（査299の1、査299の4、査299の8ないし10、査299の12、藤原栄一参考人審尋速記録）、前記ア②の書き込みがある資料と同一の場所に、同書き込みと内容が重複し、しかも、より明確な形で入札結果に関する情報が記載されている「入札経過（結果）」をプリントアウトした資料を保管していたことについて、合理的な説明がなされていない。

したがって、上記陳述は不合理であり、前記ア①ないし④の事実等に照らし採用できない。

なお、後記(2)、(6)ないし(8)、(10)、(12)ないし(15)、(17)、(19)及び(21)の各認定事実に対する被審人藤プラント建設の主張は上記と同旨であり、被審人藤プラント建設の藤原取締役の参考人審尋における陳述中にはこれに沿う部分があるが、上記と同様の理由によりいずれも採用できない。

(2) 物件111

ア 認定事実

証拠（査18、査156）によれば、被審人藤プラント建設は、本工事（工事名：琴川ダム堤体取付道路工事）の競争参加資格確認通知書（査156）に、

「6社」

「藤プラント 39,700-」

「㊥ 40,907-」

「山梨技 39,900」

「奥山 40,000」

「内田 40,000」

「甲斐 40,200」

「坂本 40,400」

と書き込んだこと、本工事の入札参加者は、被審人藤プラント建設、被審人山梨技建、被審人奥山建設、被審人内田組、被審人甲斐建設及び坂本組の6社であり、各社の入札価格は、被審人藤プラント建設が3970万円、被審人山梨技建が3990万円、被審人奥山建設及び被審人内田組が各4000万円、被審人甲斐建設が4020万円、坂本

組が４０４０万円であって、被審人藤プラント建設が落札したこと、本工事の予定価格は４０９０万７０００円であったことが認められる。

また、被審人藤プラント建設の藤原社長は、本件合意が存在する旨及び同被審人が他の入札参加者に協力してもらって受注した工事の例として本工事がある旨供述している。（査８２）

これらのことからすると、上記競争参加資格確認通知書への書き込みは、被審人藤プラント建設において、本工事の入札前に、他の入札参加予定者が被審人山梨技建、被審人奥山建設、被審人内田組、被審人甲斐建設及び坂本組の５社であることを把握し、５社の入札すべき価格を算定し、その結果を記載したものと認められ、被審人藤プラント建設が本工事の受注予定者となり、５社に対してその入札すべき価格を伝え、５社は同被審人から伝えられた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人藤プラント建設の主張及び同主張を採用できないことについては、前記(1)イ(イ)のとおりである。

(3) 物件１３７

ア 認定事実

証拠（査１８，査１０７の５，査１０７の６，査１５８）によれば、以下の①ないし③の事実が認められる。

- ① 被審人佐藤建設工業は、山梨県山梨市に本店を置くＡ等級業者及びＢ等級業者のうち自社及び自社の近隣に所在する事業者の落札した工事並びに同市内を施工場所とする「甲府山梨線」及び「電線共同溝」工事の落札者についてまとめた一覧表（査１５８）（以下「被審人佐藤建設工業作成一覧表」という。）を作成し、この一覧表の「電線共同溝」の「平成１９年度１１月」の欄に「奥山建設」と記載し、その下に「降りた」と記載している。
- ② 被審人藤プラント建設及び被審人奥山建設は、塩山支部等に対し、本工事（工事名：都市計画道路根津橋通り線電線共同溝工事〔明許〕）の入札に参加する旨を届け出ている。
- ③ 本工事の入札参加者は、被審人佐藤建設工業、被審人藤プラント建設、被審人奥山建設ほか６社であり、被審人佐藤建設工業は５１０５万円（入札率９８．４パーセント）で入札し、５１００万円の入札した被審人奥山建設が落札した。

また、本工事の入札参加者である坂本組の古屋社長は、本工事について、被審人奥山建設が受注予定者となり受注した旨供述している。（査９９）

これらのことからすると、上記①の「降りた」との記載は、被審人佐藤建設工業が本工事の受注を希望したが、受注調整の結果、被審人奥山建設が受注予定者となり、被審人佐藤建設工業は受注希望を取り下げたという経緯を記載したものと認められ、被審人奥山建設が本工事の受注予定者となり、被審人佐藤建設工業は被審人奥山建設より高い価格で入札することで同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人佐藤建設工業は、前記ア①の「降りた」との記載は同被審人において本工事を検討した結果、受注を希望しないこととした旨を記載したものであると主張し、被審人

佐藤建設工業の佐藤社長は、代表者審尋において、「降りた」との記載につき、同社長が本工事の入札について被審人佐藤建設工業の会長と話し合った際に会長から反対されたため自分の意見を降ろしたという意味である旨陳述する。

しかし、上記陳述は、以下の点に照らし不自然、不合理であり、前記ア①ないし③の事実等に照らしても採用できない。

- ① 被審人佐藤建設工業作成一覧表では、本工事に係る「降りた」との記載だけでなく、物件１９０（後記(17)）についても、「降ろされた」という、他社の意向を受けて当該工事の受注を断念したとしか考えにくい表現が用いられている。

なお、被審人佐藤建設工業は、「降ろされた」とは同被審人の会長から同工事を受注しないように言われた旨を記載したものであると主張するが、社内の人間の判断で会社として受注しないこととした工事につき、社内文書に「降ろされた」と記載し、これを保存していることは不自然である。

- ② 被審人佐藤建設工業は、被審人佐藤建設工業作成一覧表に、本工事及び物件１９７（後記(18)）について「降りた」、物件１３９（後記(16)）について「希望しない」、物件１９０について「降ろされた」などと記載する一方、いずれの工事も入札には参加しているところ（査１８）、そもそも、受注を希望しない工事の入札に相応の手間をかけてあえて参加することに合理的な理由は見だし難い。

- ③ 被審人佐藤建設工業は、本工事の受注を希望しないこととしたと主張するが、本工事の入札には参加しており、しかも、その入札価格は落札者と僅か５万円（入札率で約０．１パーセント）しか違わなかった。（査１８）

なお、後記(16)ないし(18)の各認定事実に対する被審人佐藤建設工業の主張は上記と同旨であり、被審人佐藤建設工業の佐藤社長の代表者審尋における陳述中にはこれに沿う部分があるが、上記と同様の理由によりいずれも採用できない。

(4) 物件２８１

ア 認定事実

証拠（査１８、査１９８）によれば、被審人甲斐建設は、本工事（工事名：国道１４０号 橋梁補修工事）の入札公告（査１９８）に、

「３６，６５０，０００」

「山梨建設」

と書き込んでいること、本工事の入札参加者は、被審人山梨建設、被審人甲斐建設及び被審人飯島工事の３社であり、被審人山梨建設が落札したこと、上記入札公告に書き込まれた数字は、被審人甲斐建設の入札価格に一致することが認められる。

また、被審人山梨建設の辻社長は、本工事及びこれと同時期に入札公告が行われた物件２８２及び物件２８６について、受注調整のための話合いが行われた旨を供述している。（査７１）

これらのことからすると、上記入札公告への書き込みは、被審人甲斐建設において、本工事の入札前に、受注予定者が被審人山梨建設であること及び自社の入札すべき価格の連絡を受け、これを記載したものと認められ、被審人山梨建設が本工事の受注予定者となり、被審人甲斐建設は被審人山梨建設から伝えられた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人甲斐建設は、前記アの入札公告に「山梨建設」と書き込んだのは本工事の開札後であり、どの会社が落札したのかは今後の入札戦略において重要な情報であることから、これを記録しておいたものであると主張し、被審人甲斐建設の渡辺社長の代表者審尋における陳述中には、これに沿う部分がある。

しかし、本工事を落札できなかった被審人甲斐建設が、開札後に、本工事の落札者の名称のみを、前記アのようにその記載自体からは上記趣旨の記載であることが分からないような形で入札公告に書き込むことについて、合理的な理由は見いだし難い。

また、そもそも、本工事の入札結果は、落札者決定後速やかにポータルサイトに掲載され、そこでは全ての入札参加者の名称及び入札金額が明らかにされていることから（査36）、今後の入札の参考にするのであれば、むしろ、上記入札結果を印刷する方が、簡易かつ正確であり、合理的である。

さらに、被審人甲斐建設は、前記アの入札公告を本工事の落札者決定通知書等と一緒につつって保管しているところ（査299の14）、同被審人において、入札公告に落札者の名称を書き込むとともに、これと同じ内容が記載された落札者決定通知書等と一緒につつって保管していることについて、合理的な説明はなされていない。

したがって、上記陳述は不合理であり、前記アの書き込みの内容等に照らしても採用できない。

なお、後記(20)及び(22)の各認定事実に対する被審人甲斐建設の主張は上記と同旨であり、被審人甲斐建設の渡辺社長の代表者審尋における陳述中にはこれに沿う部分があるが、上記と同様の理由によりいずれも採用できない。

(5) 物件69

ア 認定事実

証拠（査18、査128）によれば、被審人内田組は、ポータルサイトに掲載された本工事（工事名：根津橋通り線 電線共同溝工事〔明許〕）の入札関連情報を印刷したもの（査128）に、

「㊦62, 637, 000. -」

「①61, 800, 000. -」

「坂本組」

と書き込んでいること、本工事の入札参加者は、被審人内田組、坂本組ほか10社であり、坂本組が落札したこと、上記入札関連情報を印刷したものに書き込まれた数字は、本工事の予定価格及び被審人内田組の入札価格に一致することが認められる。

また、坂本組の古屋社長は、自社が本工事の受注予定者となって本工事を落札したと供述している。（査99）

これらのことからすると、上記の書き込みは、被審人内田組において、本工事の入札前に、受注予定者が坂本組であること及び自社の入札すべき価格の連絡を受け、これを記載したものと認められ、坂本組が本工事の受注予定者となり、被審人内田組は坂本組から伝えられた価格で入札することにより同社の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人植野興業ら8社は、前記アの書き込みは本工事の受注予定者及び被審人内田組の入札すべき価格について連絡を受けた結果を記載したものではなく、被審人内田組において、開札後に入札結果を確認して、今後の入札のために参考資料として記載したと

も考えられると主張し、被審人内田組も、前記アの書き込みを受注調整と結び付けるのは審査官の勝手な暴論であり、稚拙な事実認定であると主張する。

しかし、本工事を落札できなかった被審人内田組が、開札後に、本工事の落札者の名称のみを、前記アのように、その記載自体からは上記趣旨の記載であることが分からないような形で入札関連情報を印刷したものに書き込むことについて、合理的な理由は見だし難いこと、今後の入札の参考にするのであれば、ポータルサイトに掲載される入札結果を印刷する方が、簡易かつ正確であり、合理的であることは、前記(4)イと同様である。

また、被審人内田組は、前記アの書き込みをした入札関連情報を印刷したものを本工事の落札者決定通知書等と一緒に封筒に入れて保管しているところ（査299の2）、同被審人において、入札関連情報に落札者の名称を書き込むとともに、これと同じ内容が記載された落札者決定通知書等と一緒に封筒に入れて保管していることについて、被審人植野興業ら8社及び被審人内田組は、合理的な説明をしていない。

したがって、被審人植野興業ら8社及び被審人内田組の主張は不合理であり、前記アの書き込みの内容等に照らしても採用できない。

(6) 物件81

ア 認定事実

証拠（査18、査107の1、査130）によれば、以下の①ないし④の事実が認められる。

- ① 被審人藤プラント建設は、本工事（工事名：中道沢線森林管理道開設工事）の競争参加資格確認通知書（査130）に、

「三森建設 41,000,000」

「応札 41,450,000」

「㊦ 42,291,000」

と書き込んでいる。

- ② 被審人三森建設は、本工事の入札公告に自社の社名を押印したものを保管している。
- ③ 本工事の入札参加者は、被審人藤プラント建設、被審人三森建設ほか5社であり、被審人三森建設が落札した。
- ④ 上記①の競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は、本工事の予定価格、被審人藤プラント建設の入札価格及び被審人三森建設の落札価格と一致する。

また、塩山治山協会の手塚事務員は、被審人三森建設を含む同協会の会員等の事務員が入札への参加を希望する工事の入札公告の写し等を持参して塩山支部会館を訪れることがあった旨供述している。（査105）

これらのことからすると、上記①の競争参加資格確認通知書への書き込みは、被審人藤プラント建設において、本工事の入札前に、受注予定者が被審人三森建設であること、被審人三森建設の入札予定価格及び自社の入札すべき価格の連絡を受け、これを記載したものと認められ、被審人三森建設が本工事の受注予定者となり、被審人藤プラント建設は被審人三森建設から伝えられた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

- (ア) 被審人藤プラント建設の主張について

被審人藤プラント建設の主張及び同主張を採用できないことについては、前記(1)イ(i)のとおりである。

(イ) 被審人三森建設の主張について

被審人三森建設は、前記ア②の自社名が押印された入札公告について、材料納入業者から「発注者、件名、工事場所及び工期が見積りに必要なので資料を送ってください」と依頼されたため、自社の名称を押印した入札公告を材料納入業者にファクシミリで送信したにすぎないと主張し、被審人三森建設の齊藤社長の代表者審尋における陳述（同人の陳述書〔審E2〕を含む。）中には、これに沿う部分がある。

しかし、前記アのとおり、被審人三森建設が受注予定者となり、被審人藤プラント建設の協力により受注したことが認められるところ、手塚事務員の供述を合わせみれば、上記入札公告は塩山支部等にファクシミリで送信したものと認めることが合理的であり、被審人三森建設の齊藤社長の陳述は採用できない。

(7) 物件82

ア 認定事実

証拠（査18、査271）によれば、被審人藤プラント建設は、本工事（工事名：北奥仙丈復旧治山工事）の競争参加資格確認通知書（査271）に、

「内田組 33,600,000」

「応札 34,400,000」

「㊦ 34,966,000」

と書き込んでいること、本工事の入札参加者は、被審人藤プラント建設、被審人内田組ほか6社であり、被審人内田組が落札したこと、上記競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は、本工事の予定価格、被審人藤プラント建設の入札価格及び被審人内田組の落札価格と一致することが認められる。

これらのことからすると、上記競争参加資格確認通知書への書き込みは、被審人藤プラント建設において、本工事の入札前に、受注予定者が被審人内田組であること、被審人内田組の入札予定価格及び自社の入札すべき価格の連絡を受け、これを記載したものと認められ、被審人内田組が本工事の受注予定者となり、被審人藤プラント建設は被審人内田組から伝えられた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人藤プラント建設の主張及び同主張を採用できないことについては、前記(1)イ(i)のとおりである。

(8) 物件83

ア 認定事実

証拠（査18、査272）によれば、被審人藤プラント建設は、本工事（工事名：日川左支復旧治山工事）の競争参加資格確認通知書（査272）に、

「甲信建設 38,100,000」

「応札 38,750,000」

「㊦ 39,334,000」

と書き込んでいること、本工事の入札参加者は、被審人藤プラント建設、被審人甲信建

設ほか6社であり、被審人甲信建設が落札したこと、上記競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は、本工事の予定価格、被審人藤プラント建設の入札価格及び被審人甲信建設の落札価格と一致することが認められる。

これらのことからすると、上記競争参加資格確認通知書への書き込みは、被審人藤プラント建設において、本工事の入札前に、受注予定者が被審人甲信建設であること、被審人甲信建設の入札予定価格及び自社の入札すべき価格の連絡を受け、これを記載したものと認められ、被審人甲信建設が本工事の受注予定者となり、被審人藤プラント建設は被審人甲信建設から伝えられた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人藤プラント建設の主張及び同主張を採用できないことについては、前記(1)イ(イ)のとおりである。

(9) 物件86

ア 認定事実

証拠(査18, 査139)によれば、被審人奥山建設は、本工事(工事名: 林道京戸岩崎山線開設工事)の入札公告(査138)に、「高ノ」と書き込み、本工事の競争参加資格確認通知書(査139)に、

「57, 000, 000-」

「O. K」

「決定」

「高野 ¥55, 500, 000-」

「設計 57, 739, 000-」

と書き込んでいること、本工事の入札参加者は、被審人奥山建設、被審人高野建設ほか7社であり、被審人高野建設が落札したこと、上記競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は、本工事の予定価格、被審人奥山建設の入札価格及び被審人高野建設の落札価格と一致することが認められる。

これらのことからすると、上記入札公告及び競争参加資格確認通知書への書き込みは、被審人奥山建設において、本工事の入札前に、受注予定者が被審人高野建設であること、被審人高野建設の入札予定価格及び自社の入札すべき価格の連絡を受け、これを記載したものと認められ、被審人高野建設が本工事の受注予定者となり、被審人奥山建設は被審人高野建設から伝えられた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人奥山建設の主張及び同主張を採用できないことについては、前記(1)イ(ア)のとおりである。

(10) 物件87

ア 認定事実

証拠(査18, 査141, 査142)によれば、以下の①ないし④の事実が認められる。

① 被審人奥山建設は、本工事(工事名: 林道塩平徳和線〔杣口工区〕開設工事)の競

争参加資格確認通知書（査 1 4 1）に、

「5 4, 0 0 0, 0 0 0 -」

「O. K」

「坂本組 ￥ 5 3, 0 0 0, 0 0 0」

「決定」

「設計 5 4, 4 2 4, 0 0 0」

と書き込んでいる。

② 被審人藤プラント建設は、本工事の競争参加資格確認通知書（査 1 4 2）に、

「坂本組 5 3, 0 0 0, 0 0 0 - 9 7. 3 8」

「㊦ 5 4, 4 2 4, 0 0 0」

「応札 5 3, 8 8 0, 0 0 0 -」

と書き込んでいる。

③ 本工事の入札参加者は、被審人奥山建設、被審人藤プラント建設、坂本組ほか 8 社であり、坂本組が落札した。

④ 上記①の競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は、本工事の予定価格、被審人奥山建設の入札価格及び坂本組の落札価格と一致し、上記②の競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は、本工事の予定価格、被審人藤プラント建設の入札価格並びに坂本組の落札価格及び落札率と一致する。

これらのことからすると、上記①及び②の各書き込みは、被審人奥山建設及び被審人藤プラント建設において、それぞれ本工事の入札前に、受注予定者が坂本組であること、坂本組の入札予定価格及び自社の入札すべき価格の連絡を受け、これを記載したものと認められ、坂本組が本工事の受注予定者となり、被審人奥山建設及び被審人藤プラント建設は坂本組から伝えられた価格で入札することにより同社の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人奥山建設及び被審人藤プラント建設の各主張及びこれらの主張をいずれも採用できないことについては、前記(1)イ(ア)及び同(イ)のとおりである。

(11) 物件 8 8

ア 認定事実

証拠（査 1 8、査 1 4 3、査 1 4 4）によれば、被審人奥山建設は、本工事（工事名：林道源次郎線開設工事）の入札公告（査 1 4 3）に、「天川工」と書き込み、本工事の競争参加資格確認通知書（査 1 4 4）に、

「5, 6 8 0 万」

「天川工業 ￥ 5 5, 5 0 0, 0 0 0 決定」

「設計 ￥ 5 7, 2 4 3, 0 0 0 -」

と書き込んでいること、本工事の入札参加者は、被審人奥山建設、被審人天川工業ほか 9 社であり、被審人天川工業が落札したこと、上記競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は、本工事の予定価格、被審人奥山建設の入札価格及び被審人天川工業の落札価格と一致することが認められる。

これらのことからすると、上記入札公告及び競争参加資格確認通知書への書き込みは、被審人奥山建設において、本工事の入札前に、受注予定者が被審人天川工業であること、

被審人天川工業の入札予定価格及び自社の入札すべき価格の連絡を受け、これを記載したものと認められ、被審人天川工業が本工事の受注予定者となり、被審人奥山建設は被審人天川工業から伝えられた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人奥山建設の主張及び同主張を採用できないことについては、前記(1)イ(ア)のとおりである。

(12) 物件 8 9

ア 認定事実

証拠(査18, 査146, 査148)によれば、以下の①ないし④の事実が認められる。

- ① 被審人奥山建設は、本工事(工事名:林道塩平徳和線〔小檜山工区〕開設工事)の入札公告(査146)に、「甲斐」と書き込み、本工事の競争参加資格確認通知書(査147)に、

「¥55,950,000-」

「O. K」

「甲斐 ¥55,300,000」

「決定」

「設計 57,097,000」

と書き込んでいる。

- ② 被審人藤プラント建設は、本工事の競争参加資格確認通知書(査148)に、

「甲斐建設 55,300,000 - 96.85」

「㊦ 57,097,000」

「応札 56,000,000-」

と書き込んでいる。

- ③ 本工事の入札参加者は、被審人奥山建設、被審人藤プラント建設、被審人甲斐建設ほか9社であり、被審人甲斐建設が落札した。

- ④ 上記①の競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は、本工事の予定価格、被審人奥山建設の入札価格及び被審人甲斐建設の落札価格と一致し、上記②の競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は、本工事の予定価格、被審人藤プラント建設の入札価格並びに被審人甲斐建設の落札価格及び落札率と一致する。

これらのことからすると、上記①及び②の各書き込みは、被審人奥山建設及び被審人藤プラント建設において、それぞれ本工事の入札前に、受注予定者が被審人甲斐建設であること、被審人甲斐建設の入札予定価格及び自社の入札すべき価格の連絡を受け、これを記載したものと認められ、被審人甲斐建設が本工事の受注予定者となり、被審人奥山建設及び被審人藤プラント建設は被審人甲斐建設から伝えられた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人奥山建設及び被審人藤プラント建設の各主張及びこれらの主張をいずれも採用できないことについては、前記(1)イ(ア)及び同(イ)のとおりである。

(13) 物件 9 0

ア 認定事実

証拠（査 1 8，査 1 4 9，査 1 5 0）によれば，以下の①ないし④の事実が認められる。

- ① 被審人奥山建設は，本工事（工事名：林道川上牧丘線〔1 工区〕改築工事）の競争参加資格確認通知書（査 1 4 9）に，

「¥ 5 3，2 0 0，0 0 0－」

「O. K」

「内田組 ¥ 5 3，0 0 0，0 0 0－ 決定」

「設計 ¥ 5 4，5 8 3，0 0 0－」

と書き込んでいる。

- ② 被審人藤プラント建設は，本工事の競争参加資格確認通知書（査 1 5 0）に，

「内田組 5 3，0 0 0，0 0 0 － 9 7. 1 %」

「㊦ 5 4，5 8 3，0 0 0」

「応札 5 4，2 0 0，0 0 0－」

と書き込んでいる。

- ③ 本工事の入札参加者は，被審人奥山建設，被審人藤プラント建設，被審人内田組ほか 8 社であり，被審人内田組が落札した。

- ④ 上記①の競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は，本工事の予定価格，被審人奥山建設の入札価格及び被審人内田組の落札価格と一致し，上記②の競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は，本工事の予定価格，被審人藤プラント建設の入札価格並びに被審人内田組の落札価格及び落札率と一致する。

これらのことからすると，上記①及び②の各書き込みは，被審人奥山建設及び被審人藤プラント建設において，それぞれ本工事の入札前に，受注予定者が被審人内田組であること，被審人内田組の入札予定価格及び自社の入札すべき価格の連絡を受け，これを記載したものと認められ，被審人内田組が本工事の受注予定者となり，被審人奥山建設及び被審人藤プラント建設は被審人内田組から伝えられた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人奥山建設及び被審人藤プラント建設の各主張及びこれらの主張をいずれも採用できないことについては，前記(1)イ(ア)及び同(イ)のとおりである。

(14) 物件 1 6 6

ア 認定事実

証拠（査 1 8，査 2 7 3）によれば，被審人藤プラント建設は，本工事（工事名：空沢治山工事）の競争参加資格確認通知書（査 2 7 3）に，

「甲信 4 1，5 5 0，0 0 0－」

「応 4 2，4 0 0，0 0 0」

「㊦ 4 2，8 3 7，0 0 0」

と書き込んでいること，本工事の入札参加者は，被審人藤プラント建設，被審人甲信建設ほか 4 社であり，被審人甲信建設が落札したこと，上記競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は，本工事の予定価格，被審人藤プラント建設の入札価格及び被審人甲

信建設の落札価格と一致することが認められる。

また、被審人藤プラント建設は、塩山支部等に対し、本工事の入札に参加する旨を届け出ている。（査１０７の１２）

これらのことからすると、上記競争参加資格確認通知書への書き込みは、被審人藤プラント建設において、本工事の入札前に、受注予定者が被審人甲信建設であること、被審人甲信建設の入札予定価格及び自社の入札すべき価格の連絡を受け、これを記載したものと認められ、被審人甲信建設が受注予定者となり、被審人藤プラント建設は被審人甲信建設から伝えられた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人藤プラント建設の主張及び同主張を採用できないことについては、前記(1)イ(イ)のとおりである。

(15) 物件１７０

ア 認定事実

証拠（査１８，査２７４）によれば、被審人藤プラント建設は、本工事（工事名：南沢治山工事）の競争参加資格確認通知書（査２７４）に、

「川口土建」

「３４，８００，０００－」

「応 ３５，４００，０００」

「㊦ ３５，８８０，０００－」

と書き込んでいること、本工事の入札参加者は、被審人藤プラント建設、川口土建ほか５社であり、川口土建が落札したこと、上記競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は、本工事の予定価格、被審人藤プラント建設の入札価格及び川口土建の落札価格と一致することが認められる。

これらのことからすると、上記競争参加資格確認通知書への書き込みは、被審人藤プラント建設において、本工事の入札前に、受注予定者が川口土建であること、川口土建の入札予定価格及び自社の入札すべき価格の連絡を受け、これを記載したものと認められ、川口土建が本工事の受注予定者となり、被審人藤プラント建設は川口土建から伝えられた価格で入札することにより同社の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人藤プラント建設の主張及び同主張を採用できないことについては、前記(1)イ(イ)のとおりである。

(16) 物件１３９

ア 認定事実

証拠（査１８，査１５８）によれば、被審人佐藤建設工業は、被審人佐藤建設工業作成一覧表（査１５８）を作成していたこと、この一覧表の「電線共同溝」の「平成１９年度１２月」の欄に、「藤プラント」と記載され、その下に「希望しない」と記載されていること、本工事（工事名：都市計画道路根津橋通り線電線共同溝工事〔明許〕）の入札参加者は、被審人佐藤建設工業、被審人藤プラント建設ほか４社であり、被審人藤プラント建設が落札したことが認められる。

また、被審人藤プラント建設は、塩山支部等に対し、本工事の入札に参加する旨を届け出ている。（査１０７の７）

これらのことからすると、上記一覧表の記載は、被審人佐藤建設工業において、本工事の受注調整の結果、被審人藤プラント建設が受注予定者となり、被審人佐藤建設工業は受注を希望しないことにした旨を記載したものと認められ、被審人藤プラント建設が本工事の受注予定者となり、被審人佐藤建設工業は被審人藤プラント建設の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人佐藤建設工業の主張及び同主張を採用できないことについては、前記(3)イのとおりである。

(17) 物件１９０

ア 認定事実

証拠（査１８，査１５８，査１６４，査１６５）によれば、以下の①ないし③の事実が認められる。

- ① 被審人藤プラント建設は、本工事（工事名：都市計画道路根津橋通り線道路改良工事）の競争参加資格確認通知書（査１６４）に、

「坂本組 ２５，８００」

「坂 ２％ 切」

と書き込んだ後、「坂 ２％ 切」の記載を修正用品により抹消している。

- ② 被審人佐藤建設工業は、被審人佐藤建設工業作成一覧表（査１５８）を作成し、この一覧表の「電線共同溝」の「平成２０年度７月」の欄に、「坂本組」と記載し、その下に「降ろされた」と記載している。
- ③ 本工事の入札参加者は、被審人藤プラント建設、被審人佐藤建設工業、坂本組ほか３社であり、被審人藤プラント建設は３２３０万円（入札率９８．９パーセント）、被審人佐藤建設工業は３２２３万円、坂本組は２５８０万円の入札し、坂本組が落札した。

これらのことからすると、上記①の競争参加資格確認通知書への書き込みは、被審人藤プラント建設において、本工事の入札前に、受注予定者が坂本組であること、坂本組の入札予定価格、自社の入札すべき価格が入札率９８パーセント以上に相当する価格であることの連絡を受け、これを書き込んだものであり、上記②の一覧表の記載は、被審人佐藤建設工業において、本工事の受注を希望したが受注調整の結果、坂本組が受注予定者となり、同被審人は受注希望を取り下げるよう要請されたという経緯を記載したものと認められ、坂本組が本工事の受注予定者となり、被審人藤プラント建設及び被審人佐藤建設工業は坂本組から伝えられた価格で入札することにより同社の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人藤プラント建設及び被審人佐藤建設工業の各主張及びこれらの主張をいずれも採用できないことについては、前記(1)イ(イ)及び同(3)イのとおりである。

(18) 物件１９７

ア 認定事実

証拠（査 1 8，査 1 5 8）によれば，被審人佐藤建設工業は，被審人佐藤建設工業作成一覧表（査 1 5 8）を作成していたこと，この一覧表の「電線共同溝」の「平成 2 0 年度 8 月」の欄に「山梨技建」と記載され，その下に「降りた」と記載されていること，本工事（工事名：都市計画道路根津橋通り線道路改良工事）の入札参加者は，被審人佐藤建設工業，被審人山梨技建，被審人藤プラント建設及び被審人内田組の 4 社であり，被審人山梨技建が落札したことが認められる。

これらのことからすると，上記記載は，被審人佐藤建設工業において，本工事の受注調整の結果，被審人山梨技建が受注予定者となり，被審人佐藤建設工業は受注希望を取り下げたという経緯を記載したものと認められ，被審人山梨技建が本工事の受注予定者となり，被審人佐藤建設工業は被審人山梨技建の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人佐藤建設工業の主張及び同主張を採用できないことについては，前記(3)イのとおりである。

(19) 物件 9 6

ア 認定事実

証拠（査 1 8，査 1 5 2）によれば，被審人藤プラント建設は，本工事（工事名：牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その 1 1 工事）の競争参加資格確認通知書（査 1 5 2）に，
「坂本組 3 4，8 0 0，0 0 0 9 7．6 4」
「㊦ 3 5，6 4 0，0 0 0」
「応札 3 4，9 0 0，0 0 0」

と書き込んでいること，本工事の入札参加者は，被審人藤プラント建設，坂本組ほか 5 社であり，坂本組が落札したこと，上記競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は，本工事の予定価格，被審人藤プラント建設の入札価格並びに坂本組の落札価格及び落札率と一致することが認められる。

これらのことからすると，上記競争参加資格確認通知書への書き込みは，被審人藤プラント建設において，本工事の入札前に，受注予定者が坂本組であること，坂本組の入札予定価格及び自社の入札すべき価格の連絡を受け，これを記載したものと認められ，坂本組が本工事の受注予定者となり，被審人藤プラント建設は坂本組から伝えられた価格で入札することにより同社の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人藤プラント建設の主張及び同主張を採用できないことについては，前記(1)イ(イ)のとおりである。

(20) 物件 9 8

ア 認定事実

証拠（査 1 8，査 1 5 3）によれば，被審人甲斐建設は，本工事（工事名：牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その 1 3 工事）の入札公告（査 1 5 3）に，
「奥」
「積 2 9，5 9 7，4 5 7」
「㊦ 2 9，4 0 0，0 0 0」

と書き込んでいること，本工事の入札参加者は，被審人甲斐建設，被審人奥山建設ほか

4社であり、被審人奥山建設が落札したこと、上記入札公告に書き込まれた数字のうち、「29,597,457」は本工事の予定価格(2959万円)とほぼ一致し、「29,400,000」は被審人甲斐建設の入札価格と一致することが認められる。

これらのことからすると、上記入札公告への書き込みは、被審人甲斐建設において、本工事の入札前に、受注予定者が被審人奥山建設であること及び自社の入札すべき価格の連絡を受け、これを記載したものと認められ、被審人奥山建設が本工事の受注予定者となり、被審人甲斐建設は被審人奥山建設から伝えられた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人甲斐建設の主張及び同主張を採用できないことについては、前記(4)イのとおりである。

(21) 物件99

ア 認定事実

証拠(査18, 査154, 査155)によれば、以下の①ないし④の事実が認められる。

- ① 被審人藤プラント建設は、本工事(工事名:牧丘地区 鳥獣害防止柵設置その15 工事)の競争参加資格確認通知書(査154)に、

「内田組 31,400,000 97.21」

「㊦ 32,300,000」

「応札 32,000,000」

と書き込んでいる。

- ② 被審人奥山建設は、本工事の入札公告(査155)に、

「内田組 31,400,000 - 97.21%」

「32,300,000 -」

と書き込んでいる。

- ③ 本工事の入札参加者は、被審人藤プラント建設、被審人内田組ほか4社であり、被審人内田組が落札した。なお、被審人奥山建設は、本工事の入札に参加していない。

- ④ 上記①の競争参加資格確認通知書に書き込まれた数字は、本工事の予定価格、被審人藤プラント建設の入札価格並びに被審人内田組の落札価格及び落札率と一致し、上記②の入札公告に書き込まれた数字は、本工事の予定価格並びに被審人内田組の落札価格及び落札率と一致する。

これらのことからすると、上記①及び②の各書き込みは、本工事の入札前に、被審人藤プラント建設及び被審人奥山建設において、受注予定者が被審人内田組であること及び被審人内田組の入札予定価格の連絡を、さらに、被審人藤プラント建設においては自社の入札すべき価格の連絡を受け、これを記載したものと認められ、被審人内田組が本工事の受注予定者となり、被審人藤プラント建設は被審人内田組から伝えられた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人藤プラント建設及び被審人奥山建設の各主張及びこれらの主張をいずれも採用できないことについては、前記(1)イ(イ)及び同(ア)のとおりである。

(22) 物件 1 5 9

ア 認定事実

証拠（査 1 8，査 1 6 1，査 1 6 2）によれば，被審人甲斐建設は，本工事（工事名：林道塩平徳和線〔塩平工区〕開設工事）の入札公告（査 1 6 1）に，

「渡辺 深沢」

「57，500，000」

と書き込んだ後，「渡辺 深沢」の記載を修正用品により抹消していること，本工事の入札参加者は，被審人甲斐建設，被審人渡辺建設及び坂本組の3社であり，被審人渡辺建設が落札したこと，上記入札公告に書き込まれた数字は，被審人甲斐建設の入札価格と一致すること，本工事の入札当時，被審人渡辺建設において入札に関する業務を担当していたのは被審人渡辺建設の深沢であることが認められる。

これらのことからすると，上記入札公告への書き込みは，被審人甲斐建設において，本工事の入札前に，受注予定者が被審人渡辺建設であること及び自社の入札すべき価格の連絡を受け，これを記載したものと認められ，被審人渡辺建設が本工事の受注予定者となり，被審人甲斐建設は被審人渡辺建設から伝えられた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人甲斐建設の主張及び同主張を採用できないことについては，前記(4)イのとおりである。

(23) 物件 2 2 3

ア 認定事実

証拠（査 1 8，査 1 7 2）によれば，被審人廣川工業所は，本工事（工事名：国道 4 1 1 号上萩原バイパス 1 5 工区道路改良工事〔明許〕）の入札公告（査 1 7 2）に，

「（税抜き¥66，590，000－）」

「6500万円」

「65，258，200」

「98% ~~¥66，258，200~~」

「渡辺99%」

「昭6550」

「植98%」

「タナベ98%」

と書き込んでいること，本工事の入札参加者は，被審人廣川工業所，被審人タナベエンジニアリング，被審人植野興業，被審人渡辺建設及び被審人昭和建設の5社であること，各社の入札価格及び入札率は，被審人廣川工業所が6500万円及び97.6パーセント，被審人タナベエンジニアリング及び被審人植野興業が各6550万円及び98.4パーセント，被審人渡辺建設が6600万円及び99.1パーセント，被審人昭和建設が6650万円及び99.9パーセントであり，被審人廣川工業所が落札したことが認められる。

これらのことからすると，上記入札公告への書き込みは，被審人廣川工業所において，本工事の入札前に，他の入札参加予定者が被審人タナベエンジニアリング，被審人植野興業，被審人渡辺建設及び被審人昭和建設の4社であることを把握し，自社の入札予定

価格並びに上記４社の入札すべき価格及び入札率を記載したものと認められ、被審人廣川工業所が本工事の受注予定者となり、同被審人が４社に対してその入札すべき価格又は入札率を伝え、４社は被審人廣川工業所から伝えられた価格又は入札率から算定した価格で入札することで同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人廣川工業所は、前記アの書き込みは開札後にポータルサイトで入札結果を確認して記載したものである、具体的には、被審人植野興業及び被審人タナベエンジニアリングの入札価格を見て、それが予定価格の９８パーセントを上回るのか、それとも下回るのかを知るため、予定価格の９８パーセントに相当する金額を書き込み、上記被審人らの入札率が９８パーセントを超えることを確認して、「植９８％」、「タナベ９８％」と記載したものである、同様に、「渡辺９９％」とは、被審人渡辺建設の入札率が９９パーセントを超えることを記載したものであり、「昭６５５０」とは、被審人昭和建設の入札価格である６６５０万円と記載するつもりで誤って「６５５０」と記載したものである、被審人昭和建設だけ入札率ではなく入札価格を記したのは、最も強力な競争相手として注目していたからであると主張し、被審人廣川工業所の廣川社長の代表者審尋における陳述中には、これに沿う部分がある。

しかし、上記陳述は、そもそも、自社の落札した工事につき、他社の入札率が９８パーセントを上回っているか、それとも下回っているかを確認することにどのような意義があるのかを合理的に説明するものとはいえない上、他の入札参加者のうち被審人昭和建設のみ入札率でなく入札価格を記載したことや、その金額も実際の入札価格と異なることについて、合理的な説明はなされていない。また、本工事の入札結果を記録することが目的であれば、むしろ、被審人廣川工業所が閲覧したというポータルサイトを印刷する方が、簡易かつ正確であり、合理的である。

したがって、上記陳述は不合理であり、前記アの書き込みの内容等に照らし採用できない。

(24) 物件３０５

ア 認定事実

証拠（査１８、査１０７の４４、査２１６）によれば、以下の①ないし④の事実が認められる。

- ① 被審人広瀬土木は、本工事（工事名：林道川上牧丘線改築工事〔明許〕）の入札公告（査１０７の４４）の右上部の余白部分に、「岩波」及びその下に「４８、５００－（抜）」と書き込み、同入札公告の下部の余白部分に、「広土 広川 飯島 奥山 佐藤 天工」及びその右に「２／２３（火）」（本工事の入札公告日は、平成２２年２月１８日である。〔査１８〕）と書き込んだ後、これら書き込みをいずれも修正用品により抹消している。
- ② 被審人天川工業の天川社長は、同人の平成２２年の手帳の２月２３日の欄（査２１４）に、「塩山支部ＡＭ１０：００（川上線）」と記載し、被審人佐藤建設工業の佐藤社長は、同人の手帳の同日欄（査２１５）に、「１０：００塩山支部川上線」と記載している。
- ③ 本工事の入札参加者は、被審人広瀬土木、被審人岩波建設、被審人天川工業、被審人廣川工業所、被審人飯島工事及び被審人佐藤建設工業の６社であり、被審人岩波建

設が落札した。

- ④ 上記①の書き込みのうち、「４８，５００－（抜）」との数字は，被審人広瀬土木の入札価格の上５桁と一致する。

これらのことからすると，上記①の入札公告への書き込みは，被審人広瀬土木において，本工事の入札前に，他の入札参加予定者が被審人岩波建設，被審人天川工業，被審人廣川工業所，被審人飯島工事，被審人佐藤建設工業及び被審人奥山建設であること，被審人岩波建設が受注予定者であること，自社の入札すべき価格，本工事について平成２２年２月２３日に塩山支部で話し合いが行われることの連絡を受け，これを記載したものと認められ，被審人岩波建設が本工事の受注予定者となり，被審人広瀬土木は被審人岩波建設から伝えられた価格で入札することにより同被審人の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人広瀬土木は，前記ア①の書き込みは本工事の入札に参加することが推測できる事業者を記載したにすぎないと主張する。

しかし，前記アの入札公告には，本工事の入札参加者である６社全ての名称が記載されているところ，事前に他社と連絡を取ることもなく，ここまで正確に入札参加者を予想できるとは考えにくい。また，被審人広瀬土木は，入札参加者のうち被審人岩波建設の名称のみを他の入札参加者の名称とは離れた位置に記載し，その下に被審人広瀬土木の入札価格を記載したことや，これらの書き込みを修正用品で消去した理由について，合理的な説明をしていない。

したがって，被審人広瀬土木の上記主張は不自然，不合理であり，前記ア①の書き込みの内容等に照らしても採用できない。

なお，前記ア①の書き込みには，本工事の入札に参加していない被審人奥山建設の名称（「奥山」）も含まれているが，本工事の入札参加申請受付締切日は平成２２年３月５日であること（査１８）からすると，同年２月２３日の話し合いの際には入札に参加する予定であった被審人奥山建設がその後の事情の変更により入札参加申請をしなかったとしても，格別不自然ではなく，「奥山」との書き込みがあることは前記アの認定を左右するものではない。

(25) 物件３１３

ア 認定事実

証拠（査１８，査１０６の３，査１０７の４６，査２９７）によれば，以下の①ないし③の事実が認められる。

- ① 塩山支部において留置された入札参加者取りまとめ表（査１０６の３）の本工事（工事名：都市計画道路上於曾駅前赤尾線橋梁工事〔明許〕）の欄に，被審人天川工業，被審人峡東建設，被審人岩波建設，被審人植野興業及び被審人大和工務店のゴム印が押され，手書きで「甲信」と書かれている。

また，上記記載のうち，被審人峡東建設，被審人大和工務店及び被審人甲信建設の社名部分には黄色のラインマーカーが付され，社名の右横に競争参加資格確認通知書の通知番号が記載され，被審人峡東建設の社名が丸で囲まれている一方，被審人天川工業，被審人岩波建設及び被審人植野興業の社名に取消し線が引かれている。

- ② 被審人岩波建設は，本工事の入札公告（査１０７の４６）に，「峡東建設」と書き

込んでいる。

- ③ 本工事の入札参加者は、被審人峡東建設、被審人大和工務店及び被審人甲信建設の3社であり、被審人峡東建設が落札した。

これらのことからすると、上記①の入札参加者取りまとめ表は、被審人峡東建設ら6社から塩山支部等に対して本工事の入札に参加する旨の届出があり、最終的に被審人峡東建設ら3社が入札に参加することとなり、被審人峡東建設が受注予定者となったという経緯を記載したものであり、上記②の入札公告の書き込みは、被審人岩波建設において、本工事の入札前に、被審人峡東建設が受注予定者であることの連絡を受けて、これを記載したものと認められ、被審人峡東建設が本工事の受注予定者となり、被審人岩波建設らの協力を得て本工事を受注したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人岩波建設は、前記ア②の書き込みは本工事の入札に関して受注調整があったことを裏付けるものではない旨主張するが、客観的な裏付けを欠いており、前記ア①ないし③の事実等に照らし採用できない。

4 当該工事の受注調整に関する事実が記載された入札参加者の代表者の手帳等の証拠が存在する工事

- (1) 物件244、物件247、物件248及び物件253

ア 認定事実

証拠（査18、査177、査297）によれば、以下の①ないし③の事実が認められる。

- ① 物件244（工事名：鈴庫山西治山工事）、物件247（工事名：大沢治山工事）、物件248（工事名：大沢下流治山工事）及び物件253（工事名：林道塚本山線開設工事）は、いずれも峡東林務環境事務所を発注担当部署とし、平成21年5月28日又は同月29日に入札公告が行われた。

- ② 被審人天川工業の天川社長は、同人の平成21年の手帳（査177）に、
5月28日に対応する欄に、「林務指名 鈴庫山西 大沢 大沢下 天川組と打合せ」及び「天川組は鈴庫山希望、大沢、大沢下どちらか取得する様にと要請」
6月9日に対応する欄に、「林務調整会議AM10：00 塩山支部」
6月10日に対応する欄に、「林務調整会議AM10：00 塩山支部」及び「林務調整会議、降板し天川組が3件取得」
等と記載している。

- ③ 物件244の入札には、被審人昭和建設及び被審人タナベエンジニアリングの2社が参加し、被審人昭和建設が落札率98.6パーセントで落札した。

物件247の入札には、被審人天川組、被審人天川工業及び被審人廣川工業所の3社が参加し、被審人天川組が落札率97.8パーセントで落札した。

物件248の入札には、被審人天川組、被審人天川工業、被審人廣川工業所及び被審人タナベエンジニアリングの4社が参加し、被審人天川組が落札率98.3パーセントで落札した。

物件253の入札には、被審人天川組及び被審人天川工業の2社が参加し、被審人

天川組が落札率 98.7 パーセントで落札した。

これらのことからすると、上記②の手帳の記載は、被審人天川工業の天川社長が、上記①の 4 件の工事に関して被審人天川組らと受注調整に関する話し合いをし、被審人天川組が上記 4 件のうち 3 件の受注予定者となった経過を記載したものと認められ、物件 244 については被審人昭和建設、物件 247、物件 248 及び物件 253 については被審人天川組が当該工事の受注予定者となり、被審人昭和建設及び被審人天川組が、それぞれ他の入札参加者の協力を得て各工事を受注したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人天川工業は、前記ア②の記載について、同被審人が被審人天川組に対して治山工事を取らせてくれるよう相談したが断られたという事実を記載したものであると主張し、被審人天川工業の天川社長も、代表者審尋において、上記記載は同人が被審人天川組と受注希望の工事について情報交換したことなどを記載したにすぎず、被審人天川組が 3 件の工事の受注予定者となった旨を記載したのではないと陳述する。

また、被審人天川組は、前記ア②の記載について、被審人天川組が被審人天川工業とこのような話し合いをした事実はなく、被審人天川工業が他の状況から被審人天川組の動向を判断したり、被審人天川工業が被審人天川組の意図を推測した結果を林務調整会議で報告したことなどを記載したものと想像されると主張し、被審人天川組の天川社長の代表者審尋における陳述中には、これに沿う部分がある。

しかし、上記各陳述は、被審人天川工業の天川社長の手帳に前記ア②のような記載がなされていること等に照らし、いずれも不合理であり、採用できない。

(2) 物件 268、物件 276 及び物件 301

ア 認定事実

証拠（査 18、査 190）によれば、以下の①ないし④の事実が認められる。

- ① 物件 268（工事名：下川地区 排水路 1 号 1 工区・3 号水路工事）、物件 276（工事名：玉宮地区 大藤第 2 工区ほ場整備・支線農道第 5 号改良工事）及び物件 301（工事名：一般国道 411 号災害防除工事〔明許〕）は、それぞれ、平成 21 年 8 月 17 日、同月 26 日及び平成 22 年 1 月 28 日に入札公告が行われた。

- ② 被審人天川工業の天川社長は、同人の平成 21 年の手帳（査 190）に、

8 月 18 日に対応する欄に、「正義より TEL、土地改良下川水路希望、藤原さんに連絡」

同月 31 日に対応する欄に、「土地改良研究会 AM10:00」

9 月 1 日の欄に、「土地改良研究会、飯島降板せず」

同月 3 日の欄に、「下川用水路、天川組は降板、ホ場へ切返え」

同月 4 日の欄に、「農務下川水路、飯島降板、宮原に決定、天川組圃場へ」

等と記載している。

- ③ 物件 268 の入札には、宮原土建、被審人天川工業及び被審人飯島工事の 3 社が参加し、宮原土建が落札率 98.7 パーセントで落札した。

物件 276 の入札には、被審人天川組、被審人天川工業及び宮原土建の 3 社が参加し、被審人天川組が落札率 98.6 パーセントで落札した。

物件 301 の入札には、被審人飯島工事、被審人天川組及び被審人天川工業の 3 社が参加し、被審人飯島工事が落札率 96.4 パーセントで落札した。

- ④ 被審人天川組は、塩山支部等に対し、物件２７６の入札に参加する旨を届け出た。
（査１０７の４０）

また、宮原土建の宮原社長は、物件２６８について、当初は宮原土建のほか被審人飯島工事も受注を希望していたが、宮原土建と被審人天川工業の話合いの末宮原土建が受注することとし、被審人飯島工事は、その埋め合わせとして物件３０１の受注予定者となることが約束された旨を供述している。（査９３）

これらのことからすると、上記②の手帳の記載は、被審人天川工業の天川社長が、上記①の３件の工事に関して被審人天川組らと受注調整を行った経過等を記載したものと認められ、物件２６８については宮原土建、物件２７６については被審人天川組、物件３０１については被審人飯島工事が当該工事の受注予定者となり、それぞれ他の入札参加者の協力を得て各工事を受注したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人天川工業は、前記ア②の記載について、被審人天川工業の天川社長は、物件２６８の受注を希望していた被審人天川組の天川正義専務（以下「被審人天川組の天川専務」という。）から、他に誰が同物件の受注を希望しているかについて問合せを受けたが、自分は分からなかったので、藤原工業の藤原社長に問い合わせたことや、被審人天川組及び被審人飯島工事が物件２６８の受注を希望しないこととなり、受注を希望する者が宮原土建だけになったという情報が入ったことをメモしたにすぎず、これらの工事について受注調整は行っていないと主張し、被審人天川工業の天川社長の代表者審尋における陳述中には、これに沿う部分がある。

また、被審人天川組は、前記ア②の記載について、被審人天川組の天川専務と被審人天川工業の天川社長との会話の中で、被審人天川工業やその他の事業者の受注している工事の下請や孫請を含めた仕事はないか、現状において仕事が不足しているといった話が出たことはあるが、被審人天川組の天川専務から物件２６８の受注を希望すると伝えたことはない、９月３日の欄の記載は、被審人天川工業の天川社長が、他の状況から被審人天川組の動向を一方的に推測して記載したものと想像されると主張する。

しかし、被審人天川工業の天川社長の上記陳述及び被審人天川組の上記主張は、被審人天川工業の天川社長の手帳に前記ア②のような記載がなされていること等に照らし、いずれも不合理であり、採用できない。

なお、被審人天川組及び被審人飯島工事は、物件２６８が発注された時点では物件３０１は入札公告が行われていなかったことから、被審人飯島工事が物件３０１の受注予定者となるのは不可能であったとも主張する。

しかし、塩山地区特定土木一式工事の発注者である山梨県は、事前に入札予定を公表していたこと（査２３３）からすると、事業者において、このような情報を基に、今後行われるであろう入札の見込みを立てることは可能であったといえる。（査５６）

したがって、物件２６８が発注された時点で物件３０１は入札公告が行われていなかったという事実は、前記アの認定を左右するものではない。

(3) 物件５２

ア 認定事実

証拠（査１８，査１２４，査１２５）によれば、以下の①ないし④の事実が認められる。

- ① 被審人山梨技建の芳賀社長は、同人の平成１８年の手帳（査１２４）に、
１０月１３日（本工事〔工事名：琴川ダム６号工事用道路改良工事〕の開札日は平成１８年１０月１８日である。〔査１８〕）の欄に、「ＡＭ支部 中川返事しない」
同月１４日の欄に、「ＡＭ中川工ム所話しに来た。進展なし」
同月１６日の欄に、「ＡＭ～支部会議」
同月１７日の欄に、「ＡＭ支部、中川に」
等と記載している。
- ② 中川工務所が本工事の入札をしたのは、平成１８年１０月１７日午前１０時４０分であり、被審人山梨技建が入札したのは同日午後１時１８分である。
- ③ 本工事の入札参加者は、被審人山梨技建、中川工務所ほか４社であり、中川工務所が落札した。
- ④ 平成１８年１０月頃に入札が行われた塩山地区特定土木一式工事のうち、中川工務所が落札したのは本工事だけである。

これらのことからすると、上記①の手帳の記載は、本工事の指名業者のうち中川工務所と被審人山梨技建の２社が受注希望を表明したため、塩山支部会館において受注予定者を決めるための話合いが行われた経過を記載したものと認められ、中川工務所が本工事の受注予定者となり、被審人山梨技建は同社の受注に協力したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人山梨技建は、前記ア①の手帳の記載について、同被審人は本工事を落札したいという意思を有していたところ、本工事の受注に関して同被審人と中川工務所との間で話合いが行われ、同被審人が本工事を中川工務所に譲ることになったことを記載したものであり、上記２社間の話合いは個別のものにすぎず、審査官が主張するような受注調整のルールに基づいて行われたものではない旨主張する。

しかし、本工事の発注方法は指名競争入札であり、６社が指名業者とされている（査１８）のであるから、その中の２社にすぎない被審人山梨技建と中川工務所との間でどちらが受注するかを取り決めたとしても、必ずしもその取決めどおりに受注できるわけではないといえる。

したがって、通常、特定の入札参加者間のみで受注調整を行うことは考え難く、上記手帳に前記ア①のような記載がなされていることに照らしても、上記主張は不合理であり、これを採用することはできない。

(4) 物件２７３

ア 認定事実

証拠（査１８，査１９１）によれば、被審人天川工業の天川社長の平成２１年の手帳の８月２６日（本工事〔工事名：一般国道１４０号 道路工事〕の入札公告日は平成２１年８月２１日であり、工事の施工場所は山梨市三富川浦天科地内である。〔査１８〕）の欄（査１９１）に、「三富川浦の物件、総合評価の為、甲斐、佐藤依頼」と記載されていること、本工事の入札参加者は、被審人天川工業、被審人佐藤建設工業及び被審人甲斐建設の３社であり、被審人天川工業が落札したことが認められる。

また、被審人佐藤建設工業は、塩山支部等に対し、本工事の入札に参加する旨を届け出ている。（査１０７の３９）

これらのことからすると、上記手帳の記載は、本工事の受注予定者となった被審人天川工業が被審人佐藤建設工業及び被審人甲斐建設の２社に対して被審人天川工業の受注に協力するよう依頼した旨を記載したものと認められ、被審人天川工業が本工事の受注予定者となり、同被審人は２社の協力を得て本工事を受注したことは明らかである。

イ 被審人の主張について

被審人天川工業ら１０社は、前記アの手帳の記載は、被審人天川工業が１社入札を避けるために形だけの入札参加を依頼した相手を記載したにすぎず、本工事の入札において受注調整は行われていない旨を主張し、被審人天川工業の天川社長の代表者審尋における陳述中には、これに沿う部分がある。

しかし、上記陳述は、上記手帳に前記アのような記載がなされていることに照らし不合理であり、採用できない。

60 物件

- 1 入札参加者が塩山支部等に対し、自社の名称を記載した入札公告等をファクシミリで送信するなどして入札に参加する旨を届け出ていた工事

物件 116 (査 107 の 2)	物件 124 (査 107 の 4)
物件 151 (査 107 の 8)	物件 156 (査 107 の 9)
物件 163 (査 107 の 10)	物件 164 (査 107 の 11)
物件 167 (査 107 の 13)	物件 171 (査 107 の 15)
物件 172 (査 107 の 16 及び 17)	物件 173 (査 107 の 18)
物件 176 (査 107 の 19 及び 47)	物件 178 (査 107 の 20)
物件 181 (査 107 の 21)	物件 189 (査 107 の 22)
物件 192 (査 107 の 24)	物件 195 (査 107 の 25)
物件 196 (査 107 の 26 及び 27)	物件 199 (査 107 の 30 ないし 32)
物件 200 (査 107 の 33)	物件 201 (査 107 の 34)
物件 202 (査 107 の 35 及び 36)	物件 212 (査 107 の 37)
物件 264 (査 107 の 38)	物件 297 (査 107 の 42)
物件 299 (査 107 の 43)	

- 2 塩山支部等において、入札参加者取りまとめ表が作成されていた工事

物件 309 (査 106 の 3)	物件 310 (査 106 の 3)
物件 311 (査 106 の 3)	物件 314 (査 106 の 1)
物件 315 (査 106 の 1)	物件 316 (査 106 の 2)
番外 (査 106 の 4)	

- 3 落札者において、自社以外の入札参加者を入札前に把握し、手帳等に記載していた工事

物件 7 (査 256)	物件 11 (査 257)
物件 17 (査 261)	物件 40 (査 258)
物件 107 (査 262)	物件 125 (査 263)
物件 135 (査 264)	物件 155 (査 265)
物件 198 (査 266)	物件 212 (査 259)
物件 215 (査 269)	物件 229 (査 260)
物件 233 (査 175)	物件 236 (査 176)

- 4 入札参加者等において、当該工事の入札前に他社に対して受注希望を表明した、又は他社から受注希望を表明された旨を手帳等に記載していた工事

物件 16 (査 118)	物件 215 (査 284)
物件 217 (査 284)	

- 5 入札参加者等において、調整会議等の開催予定日時や他の入札参加者と受注調整の話し合いを行った旨を手帳等に記載していた工事

物件 9 7 (査 1 5 1)	物件 1 9 1 (査 2 8 2)
物件 1 9 9 (査 2 8 3)	物件 2 6 4 (査 1 8 8, 査 1 8 9)
物件 2 9 5 (査 2 7 8)	物件 2 9 6 (査 2 7 8)
物件 2 9 8 (査 2 0 9, 査 2 1 0, 査 2 1 1)	物件 3 1 4 (査 2 1 9, 査 2 8 1)
物件 3 1 5 (査 2 1 9, 査 2 8 1)	物件 3 1 6 (査 2 1 9, 査 2 8 1)
番外 (査 2 1 9, 査 2 8 1)	

- 6 入札参加者等において、入札前に受注予定者を把握し、手帳等に記載していた工事

物件 4 7 (査 1 2 1, 1 2 2)	物件 1 4 5 (査 2 8 7)
物件 1 5 3 (査 2 8 8)	物件 2 5 9 (査 2 7 0)

- 7 入札参加者において、他の入札参加者に対して当該工事の見積書を参考に見せてほしい旨依頼した旨を手帳等に記載している工事

物件 2 2 5 (査 1 7 3)

- 8 入札参加者間において、電子メールやファクシミリで入札資料を送受信している工事

物件 1 4 (査 2 9 0)	物件 8 4 (査 1 3 2)
物件 2 0 1 (査 2 9 2)	物件 2 0 2 (査 2 9 2)
物件 2 9 4 (査 2 0 7)	